

第四章 警察取締の變遷

布告第一號 明治十七年一月四日

賭博犯ノ儀ハ刑法第二百六十條第二百六十一條ニ明文有之候ヘ
トモ當分ノ内行政警察ノ處分ニ屬シ東京ハ警視廳其他ハ地方官
ヲシテ別紙賭博犯處分規則ニ依リ取締懲罰ノ事ヲ行ハシム

賭博犯處分規則

第一條 賭博ヲ爲シタ者ハ一月以上四年以下ノ懲罰及ヒ五圓以
上貳百圓以下ノ過料ニ處ス家屋ヲ貸與シ及ヒ見張ヲ爲シ其他
總テ幫助ヲ爲シタル者亦同シ
博徒ニシテ黨類ヲ招結シ又ハ賭場ヲ開張シ又ハ兇器ヲ携帯シ
又ハ四隣ニ横行スル者ハ一年以上十年以下ノ懲罰及ヒ五十圓
以上五百圓以下ノ過料ニ處ス其招結ニ應シタル者ハ賭博ヲ爲
サスト雖モ前項ニ依テ處分ス

第二條 賭具及ヒ賭場ニ現存スル財物ハ何人ノ所有ヲ問ハス之
ヲ沒入ス

第三條 賭博犯ヲ取押フルニハ何人ノ家宅ヲ問ハス何時タリト
モ之ニ立入ルコトヲ得但警察官巡查ハ其證票ヲ携帯スヘシ

第四條 此規則ヲ施行スルノ方法細則ハ警視廳監府知事(東京
府ヲ除ク)縣令ニ於テ便宜之ヲ定メ内務卿ノ許可ヲ得テ施行
スルコトヲ得

本課第三號 明治十七年一月十八日 本局

賭博犯取締懲罰本年第一號布告相成候處追テ方法細則設定迄ハ
警察署分署ニ於テ該布告ニ依リ相當取締ヲ爲シ處分方可何出事

本課第四號 明治十七年一月十八日 本局

賭博犯懲罰ハ最寄監獄署ニ於テ相當ノ力役ニ付スヘシ此旨相達

候

但懲罰人ニ屬スル費用ハ追テ何分ノ義相達候迄ハ假リニ監
獄費ヲ以テ支辨シ置クヘシ

本課第十號 明治十七年二月十四日 本局

賭博犯者期限ニ至リ過料ヲ納完セサル者ハ犯人所在ノ監獄署長
ニ於テ本人ノ申立ヲ聽キ調書ヲ作り原言渡ヲ爲シタル警察署分
署ヘ通知シ該警察署分署ニ於テハ直ニ命令書ヲ作り其命令ヲ監
獄署長ヘ囑託スヘシ

内務省番外 明治十七年三月廿七日

賭博犯懲罰人悔悟候改ノ狀アルモ單ニ減免ス可カラスト思料ス
ル場合ニ於テハ警視廳監地方長官ハ左ノ方法ニ據リ假ニ懲罰ヲ
免スルコトヲ得

假免懲罰及取締方法

第一條 假ニ懲罰ヲ免シタルトキハ假免證票ヲ本人ニ下附ス可
シ假免證票ノ裏面ニハ第二條及第三條ニ掲載スル各項并ニ第
四條第五條ノ全文ヲ記載ス可シ

第二條 假ニ懲罰ヲ免シタル者ハ罰期滿限迄取締ニ付スヘシ

第三條 取締ニ付セラレタル者ハ罰期滿限迄左ノ各項ヲ遵守ス
ヘシ

一、住居ヲ轉セントスルトキハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ
但他ノ府縣ヘ轉移スルヲ許アス

二、一日程ヲ過クル地ニ旅行スルトキハ其行先並ニ滯留日數等
ヲ詳記シ警察署ノ許可ヲ受クヘシ

三、一ヶ月一回謹慎ヲ表スル爲毎月十日迄ニ所轄警察署ニ到

リ假免證票ヲ出シ警察官吏ノ認印ヲ受ヘシ但已ムヲ得サル
事アレハ其事由ヲ届出ヘシ

第四條 取締期限ハ何時ニテモ警察官其家宅ニ臨檢スルコト
アルヘシ

第五條 假ニ懲罰ヲ免シタル者取締各項ヲ遵守セサルトキハ直
ニ殘期ノ懲罰ニ付スヘシ其假免中ノ日數ハ罰期ニ算入スルヲ
得ス

第六條 懲罰假免中又賭博ノ罪ヲ犯シタル者ハ前條ノ處分ヲ終
リタル後更ニ後犯ノ懲罰ヲ執行スヘシ

賭博犯特別取締規則(明治十七年四月十五日)

第一條 特別取締ハ假リニ懲罰ヲ免シタルモノ其限内住居ノ地
ノ警察署又ハ分署ニ於テ特ニ取締セシムルモノトス

第二條 假リニ懲罰ヲ免シタルモノハ假免證票ヲ下付シ前條ノ
取締ニ付ス

第三條 取締ニ付セラレタルモノハ其限内左ノ各項ヲ遵守スヘ
シ

一、住居ヲ轉セントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ノ許可ヲ
受クヘシ但シ他ノ府縣ヘ轉住スルヲ許サス

二、一日程ヲ過クル地ニ旅行スルトキハ其行先並ニ滯留日數
ヲ詳記シ警察署又ハ分署ノ許可ヲ受クヘシ

三、一ヶ月一回謹慎ヲ表スル爲毎月十日毎ニ所轄警察署又
ハ分署ニ到リ假免證票ヲ出シ警察官吏ノ認印ヲ受クヘシ但
已ムヲ得サル事アレハ其事由ヲ届出ヘシ

第四條 取締期限ハ何時ニテモ警察官其家宅ニ臨檢スルコトヲ

第六節 司法警察

第五條 假リニ懲罰ヲ免シタルモノ取締各項ヲ遵守セサルトキ
ハ直ニ殘期ノ懲罰ニ付スヘシ其假免中ノ日數ハ罰期ニ算入ス
ルヲ得ス

賭博犯處分細則(明治十七年四月十五日)

第一條 賭博犯處分ハ警察本署又ハ逮捕ノ地ノ警察署ニ於テ之
ヲ行フ

第二條 左ノ場合ニ於テハ先ニ差押ヘ又ハ呼出シ又ハ引渡ヲ求
メタル警察署ニ於テ其處分ヲ行フコトヲ得

一、追跡シタルトキ

二、既ニ管轄ニ屬シタル事件ノ共犯ニ係ルトキ

第三條 警察分署ハ前條ノ例ニ依リ差押ヘ又ハ呼出シ又ハ引渡
ヲ求ムルト雖モ其處分ハ所屬警察署ニ屬ス

第四條 懲罰ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルモノニ準シ服役ス

第五條 過料ハ處分言渡ノ日ヨリ三十日以内ニ納完スヘシ若シ納
完セサルモノハ一回ヨリ一日ニ折算シ之ヲ懲罰ニ換フ

若シ限内過料ヲ納メタルトキハ其經過シタル日數ヲ控除シテ
懲罰ヲ免ス代納者アルトキモ亦同シ

第六條 過料ハ犯人身死スレハ之ヲ徵收セス

第七條 懲罰期限ハ處分言渡ノ日ヨリ起算シ放免ハ滿限ノ翌日
トス

第八條 懲罰限内逃走シ再ヒ捕ニ就キタルモノハ逃走ノ日數ヲ
除キ前後服役ノ日數ヲ計算ス

第九條 懲罰限内又懲罰ニ致シタルモノハ先ニ處斷ヲ經タルモ

ノヨリ順次之ヲ執行ス若シ他ノ刑罰ノ執行ト同時ニ際スルトキハ其處刑ノ終リタル後懲罰ヲ執行ス但シ他ノ刑監視ノ執行ナルトキハ此限リニアラス

第十條 懲罰ニ處セラレタルモノ悔悟改メテ狀アルトキハ假リニ懲罰ヲ免シ限内特別取締ニ對シ又ハ内務卿ノ允許ヲ得テ直ニ減免スルコトアルヘシ

第十一條 左ノ情狀アルモノハ科罰ノ限リニアラス

一、抗拒スヘカラサル強制ニ遇ヒ犯シタルモノ

二、辨別ナクシテ犯シタルモノ

第十二條 犯人ト思料シ呼出シタルモノ之ニ應セサルカ又ハ逃走ノ恐アリト認メタルトキハ直チニ差押ユルコトアルヘシ

第十三條 犯人ハ取調中警察本署警察署又ハ分署ニ留置ス但シ逃走ノ恐レナキモノハ親屬朋友等ニ保管セシムルコトアルヘシ

本課第三拾貳號 明治十七年四月十六日

本年第一號布告賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處シタルモノハ左ノ通心得ヘシ

一、懲罰ニ處シタルモノハ限内勳章ヲ佩用シ及ヒ後見人管財人若クハ共有財産ノ管理人ト爲ルコトヲ得セシメサル事

一、府縣會ノ議員タルモノハ議員ノ資格ヲ失ハスト雖モ議場ニ參列スルヲ許ササルハ勿論選舉被選舉權ヲ有スル者モ懲罰限内ハ之ヲ行ハシメサル事

一、刑期限内賭博ノ所爲發覺シ其處分ヲナス爲メ呼出シタル日數ハ刑期ニ算入スル事

一、懲罰人ニ貸與スル獄衣ハ襟ノミヲ淺葱色トナシ他ノ囚徒ト區別スヘシ

差りに換刑を許さず

兵甲第三四五號 (内務大臣名大分縣令宛)

明治十九年一月廿八日

明治十七年第一號公布賭博犯處分規則施行以來ノ情況ニ依レハ過料ノ言渡ヲ受ケ之ヲ納完スルノ資力アル者ト雖モ往々其金額ヲ納完セス故サラニ換懲罰ヲ受クルモノ不尠然ルニ犯人ノ隨意ニ任セ換罰ヲ受ケシムルトキハ過料ヲ科スルノ趣旨不相立ニ付自今過料ノ言渡ヲ受ケ限内納完セサルモノアルトキハ篤ト其各元取全ク無資力者ノ外警察官ヲシテ通常民事ノ規則ニ從ヒ身代限徵收ノ處分ヲ請求セシメ而シテ仍ホ納完スル能ハサル場合ニ於テ換刑ノ處分致スヘシ此旨訓示候也

(2) 一般犯罪

刑律ヲ擬定シ不快ノ者ハ刑法官ニ稟供セシム

○第九百十六(布)(行政官) 明治元年十月晦日

王政復古凡百之事追々御改正ニ相成就中刑律ハ兆民生死之所係速ニ御釐正可被爲在之處春來兵馬倥傯國事多端未タ釐正ニ暇アララズ依之新律御布令迄ハ故幕府ノ御委任之刑律ニ依リ其中廢刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ其他重罪及焚刑ハ梟首ニ換ヘ追放所拂ハ徒刑ニ換ヘ流刑ハ蝦夷地ニ限リ且竊盜百兩以下罪不至死刑樣略御決定ニ相成候尤死刑ハ 勅裁ヲ經條條府藩縣共刑法官ヘ

可伺出且總テ粗忽之罪罪有之間敷事

一、流刑ハ蝦夷地ニ限リ候得共彼地御制度相立候迄ハ先舊ニ仍リ取計置可申事

一、徒刑ハ土地之便宜ニヨリ各制ヲ可立事ニ付府藩縣共其見込ニ從ヒ當分取計置可申追々御布令可被爲在事

右之通被仰出候條御旨趣堅相守猶不決之廉有之候ハハ刑法官ヘ可伺出候事

(參照) 十一月十三日

新律御治定迄別紙四刑各三等ヲ以テ輕重ヲ配當致シ當節左之通處置イダシ候事

火附、強盜人ヲ殺ス者 梟首

強盜、百兩以上強盜、強奸 劊首

強盜五十兩以上 徒罪

同 二十兩以上 答百

同 壹兩以上 答五十

同 壹兩以下 答二十

欲盜未得盜者亦同

一 死罪之儀ハ經奏裁候而可刑事

一 於盜賊ハ流罪之

但梟刑之内姑モ難聞事情有之者ハ其府ニ於テ即決追テ奏聞之事

一 火刑ハ永廢止之事(一本火刑永ク御廢止之事ニ作ル)

一 殺君父ノ大逆罪ハ臨期勅裁之上可處廢刑事

其他廢罪廢止之

一 絞首ハ至秋季一時ニ刑之自然御大禮等ニテ教令有之候ハハ可被免之事

一 官人並諸藩士等之刑科ハ(劊首自盡) 流禁錮(已下輕科略之)之事

死 梟首、劊首、絞首

流 七年、五年、三年

徒 二年、一年半、一年

答 百、五十、二十

○十二月(東京府問合)

在牢囚人共之儀近火之節ハ罪狀ニヨリ兼テ難切放旨達置候者ヲ除クノ外一同切放申渡ヲ守リ三日ノ間ニ立戻リ候モノハ罪科一等ヲ宥候舊幕府仕來之通可相心得裁之旨囚獄長ヨリ伺出右ハ舊刑律ニ本罪相當ヨリ一等輕可申付旨有之候ニ付仕來之通可心得段可申渡ト存候就テハ其御掛囚人之儀モ同様爲相心得可申哉此段御問合ニヲヨヒ候也

(刑法官回答) 十二月十二日

御掛合之趣致承知候不違御規則モ相立可申取問當分之内御同様相心得居候其筋可然御達可有之候此段及御答候也

新律 綱 領

第九百四十四 明治三年庚午十二月二十日

上諭六年太政官第二百六號改定律例參看

十三年第三十六號布告ニ依リ消滅

朕刑部ニ勅シテ律書ヲ改撰セシム乃チ綱領六卷ヲ奏進ス朕在廷諸臣ト議シテ頒布ヲ允ス内外有司其之ヲ遵守セヨ

新律綱領總目錄(拔萃)

首卷 圖

卷一 名例律上 計一十三條

卷二 名例律下 計二十七條

卷三 職制律 計一十五條

戶婚律 計一十一條

賊盜律 計二十二條

人命律上 計一十條

人命律下 計一十六條

關防律 計一十四條

罵詈律 計一五條

訴訟律 計一八條

受贓律 計一十條

詐僞律 計一五條

犯姦律 計一十條

雜犯律 計一十條

捕亡律 計一六條

斷獄律 計一十一條

以上通計一百九十二條

刑罰(新律綱領ト舊日杵藩刑法ノ疑義)

刑法ハ各藩幕府ノ典型(地方落穂集聞譯秘鑑科典記ノ類)根據トシ又別ニ累世用ヒ來レル古例舊慣アリト雖モ多クハ主任官更迭ノ際口授ニ止マリ今ヤ徵考スベキ記録文章ナシトス、明治三

年新律綱領ノ頒布アルヤ舊法ニ從ツテ施行セシモノハ各藩直ニ該律ニ依テ擬定處分スルモ白杵藩ノ如キハ當時藩律(龜城法鑑仕置錄ト稱スル二部ノ律書アリシト云フ)及ヒ明律等ヲ參酌シ適宜ノ處分ヲナシタルモノアリ今其ノ一二例ヲ掲ケンニ同四年六月賭博犯徵招ヲ受テ逃避セルモノヲ處分スル判案左ノ如シ

從來博賭ヲ事トスルモノハ犯ス毎ニ刑ヲ加ヘ之ヲ懲スト雖モ猶改正スル意ナシ已ニ六犯ニ及ブ且ツ其事ノ發露スルヲ知ツテ逃走ス今之ヲ捕フ、新律ニ依レバ初犯ニ五等ヲ加ヘ又逃走ノ罪一等ヲ加ヘ徒二年半ニ當ル然ルモ仍ホ藩律ヲ參考臨時論決シ杖五十徒壹千ニ處ス云々

又同年十一月窃盜三犯定吉ナル者ヲ處刑スル判案左ノ如シ

右定吉先年窃盜再犯ニ及又犯ス其贓ヲ得ス其罪律ニ正條ナシ明律ニ依ルニ其贓ヲ得ザルモノハ刺ヲ免スルモノハト、刺ヲ免ス一犯トセス故ニ三犯ヲ以テ論セス然モ前二犯ノ刑ヲ畏レテ盜心未タ止マサルモノ依テ臨時論決シ三犯當罪ニ一等ヲ下シ徒三年ニ處ス云々

其他ノ藩々ニ於テハ適宜藩律ヲ斟酌スル等ノ沿革ナシトス

復讐嚴禁の達

第三十七號 明治六年二月七日 太政官

人ヲ殺スハ國家ノ大禁ニシテ人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ政府ノ公權ニ候處古來ヨリ父兄ノ爲ニ讐ヲ復スルヲ以テ子弟ノ義務トナスノ風習アリ右ハ至情不得止ニ出ルト雖モ畢竟私憤ヲ以テ大禁ヲ破リ私義ヲ以テ公權ヲ犯ス者ニシテ固ヨリ擅殺ノ罪ヲ免レヌ加

之甚シキニ至リテハ其事ノ故誤ヲ問ハス其理ノ當否ヲ顧ミス復讐ノ名義ヲ狹ミ濫リニ相構害スルノ弊往々有之甚以不相濟事ニ候依之復讐嚴禁被仰出候條今後不幸至親ヲ害セラルル者於有之ハ事實ヲ詳ニシ速ニ其筋ヘ可訴出候若無其儀舊習ニ泥ミ擅殺スルニ於テハ相當ノ罪科ニ可處候條心得違無之様可致事

改定 律例 (明治六年六月十三日) (布告第二〇六號)

今般別册改定律例ヲ頒布候條來ル七月十日ヨリ一般施行可致就テハ偽造寶貨ノ犯人即決所斷地方官ニ御委任相成居候處自今被廢止從前單行頒布ノ律例及ヒ律案指令等モ一切同日ヨリ援引不相成綱領新例ニ正條無之者ハ更ニ可伺出且百日以下懲役犯人服役致シ難キ地方ハ管杖實決不苦候條此旨相達候事

(別册)

上諭

朕曩ニ司法ニ勅シ國家ノ成憲ニ原キ各國ノ定律ヲ酌ミ改定律例ヲ修撰セシム今ヤ編纂成ヲ告ク朕乃チ内閣諸臣ト辨論裁定シ之ヲ頒行セシム爾臣僚其レ之ヲ遵守セヨ

改定律例總目錄

首卷 圖 計十二條

卷一 名例律 計百條

職制律 計七條

戶婚律 計十四條

賊盜律 計三十八條

人命律 計四十八條

關防律 計二十六條

第六節 司法警察

罵詈律 計五條

訴訟律 計三條

受贓律 計四條

詐欺律 計十四條

犯姦律 計九條

雜犯律 計二十三條

捕亡律 計二十條

斷獄律 計七條

以上、通計十二圖、三百十八條(以下省略)

窃盜 律例 (明治六年七月廿三日) (布告第二六六號)

凡窃盜四犯財ヲ得ル者ハ贓ノ多寡ヲ論セス懲役終身

強盜 律例 (明治六年七月廿四日) (布告第二六九號)

凡強盜脅誘セラレ畏懼隨行二次ニ及フ者ハ本律ニ依テ科シ減等ノ例ヲ用ヒス

犯姦 律例 (明治六年七月廿八日) (布告第二七三號)

凡妻妾ヲ從容シテ人ト姦通セシムル者ハ本夫姦夫姦婦各懲役一年因テ財ヲ圖ル者ハ枉法ニ准シ重キニ從テ論ス

改正居喪犯姦律 (明治六年七月三十日) (布告第二七四號)

父母舅姑夫ノ喪ニ居リ姦ヲ犯ス者ハ各凡姦ニ一等ヲ加フル律ヲ改メ父母舅姑ノ喪ニ居リ姦ヲ犯ス者ハ凡姦ヲ以テ論シ夫ノ喪ニ居リ姦ヲ犯ス者ハ有夫ヲ以テ論ス相喪スルノ人ハ並ニ同罪

絞 架

次の一文は昭和七年五月の警察協會雜誌第三八一號に掲載され

た松浦學氏の「掘出したまゝ」から抜いたものである。明治初年の行刑の解説として好個な文獻なれば茲に掲ぐることにした。(編者)

記

明治元年十月晦日行刑官布達假刑律は天下に公布せられなかつたか明治維新の政府が勿々制定した最初の刑罰法規であつた。大體徳川幕府の刑律公事方の御定書に據つたもので、其名例の中に笞刑、徒刑、流刑、死刑を設け死刑を分つて刎、斬、絞首及梟首とした。磔刑は君父を弑する大逆に限り行ひ、放火情重き者には焚刑を科する。刎法は身首處を異にし、斬法は娑婆斬であつた。死法を盡すに足らざる者は梟して之を兼に示し威嚇手段を採つた。

次て明治元年十二月二十日新律綱領六卷成つて公布せられ其第一卷名例律には五刑を定め、死刑は絞斬二種に限ることになつた。絞とは其の首を絞り其の命を畢るに止め、猶其體を全くするもので斬とは其の首を斬るとある。絞首の方法は首卷獄具圖に依れば絞柱を用ひたものである。絞柱は樺木の尺角で長さ一丈地に入ること二尺下の臺が大中小の三枚で出来て居り、其臺の上に罪人を乗せて合圖で其の臺を弾くと一方に分銅が附いて居て首が絞つた。懸空死する。此間分時(ミニユート)と書いてある。

絞柱の製造方を初めて命せられたのは棟梁野村といふ者であつた。といふことを漫談明治初年の中で讀んだことがある。百二十三十圖で作つたさうだ、然るに其後明治六年六月十三日布告第

二〇六年を以つて改定律令發布せられ(七月十日ヨリ一般施行)其卷一名例律五刑條例第七條に改正獄具圖として絞柱を廢して絞架に用ゆることとなつた。其圖及法は絞架圖に別具すとある。

此絞架の別具であらう、明治六年太政官六十五號御達として開拓使福山出張所へ達せられた公書の一部を發見したので次に掲げて見やう。

凡絞刑ヲ行フニハ先ツ兩手ヲ背ニ縛シ紙ニテ面ヲ掩ヒ引テ絞架ニ登セ踏板ニ立シメ次ニ兩足ヲ縛シ次ニ絞繩ヲ首領ニ施シ其咽喉ニ當テシメ繩ヲ穿ツトコロノ鐵環ノ項後ニ及ホシ之ヲ緊縮ス次ニ機車ノ柄ヲ挽ケバ踏板忽チ開落シテ囚身地ヲ離レ空ニ懸ル凡二分時死相ヲ檢シテ解下ス

本圖死囚二人ヲ絞ス可キ裝構ナリト雖モ其三人以トノ處刑ニ用ユルモ亦之ニ模倣シテ作り溢墨ヲ以テ全ク塗ルベシと絞架の方法を説明してある。其他踏板裏面圖、機車裝置圖、踏板表面圖、機車屬鐵板圖、鐵板架圖、螺旋圖、絞繩鐵環圖、絞繩略圖等詳細に設計を記載してある。之はフランス式方法であつた、死囚の色が變る迄引掛けて置いて、色が變ると醫者が診て下却してしまふので、餘り見好いものでなかつたさうである。此式は僅かの期間しか用ひなかつた。

梟首は改定律例の中にも矢張り規定せられた、其第七條に「凡梟首は斬絞二死モ亦犯由牌ニ罪狀ヲ書シ通衢一箇所ニ掲示ス」とある。

上下を敷き其對を轉展したるものゝ處分方

大分縣伺 七年二月十四日

豊後國海部郡屋山村農

副戸長

杉

操

右口供(略之)ノ通官林倒木ヲ村內貧窶ノ者へ願下候姿ニ上申シ許可上ハ村費ニ充テ村內ノ課出ヲ減シ人望ヲ得ント計ルモ到底私有ノ意アルニアラザレトモ上下ヲ欺キ其財ヲ轉展シ隱然其益報ヲ取ラント企ノ情ハ却テ窃盜ヨリモ惡ムベキニ似タリ故ニ監守スル山林ノ木ヲ詐欺スルハ監守盜ヲ以テ五圓以上ニ付懲役八十日準等外吏故ニ破廉耻甚ヲ以テ論シ實斷スベキカ將タ探索ノ人ヲ偵ヒ知り終ニハ虛ヲ實ニ填成シタル上ハ其罪ヲ問ハス止テ上書僞不以實ノ情輕者ニ問擬シ懲役八十日等外吏贖例圖ニ照シ贖罪金十二圓申付可然哉相伺候也

指令

官林ノ倒木ヲ風損者ノ爲ニ拂下ヲ乞ヒ許可ノ後却テ入札拂トシテ村費ニ充テ村內ノ課出ヲ減シ人望ヲ得ント欲スト雖モ後チ其發露センコトヲ恐レ賣却金ヲ以テ悉皆風指者ニ給スルニ由リ雜犯律不應爲ノ輕キニ問ヒ懲役三十日等外吏ニ準シ私罪贖例ニ依リ贖罪金四圓五拾錢

國事犯贖案云々(明治八年一月二十二日)

國事犯之者ヲ隱密中ニ探索警防ノ爲警視廳官員逮捕狀所持派出ノ上該犯ノ者萬一臨機及逮捕候節ハ區戸長ニ於テ不都合之儀無之様護送等可取計此旨兼テ爲心得相違置候事

拷問無用の布告(明治十二年二月八日)

明治九年六月第八十六號布告改定律例第三百十八條改正後拷訊

第六節 司法警察

ハ無用ニ屬シ候儀ニ付右ニ圖スル法令ハ總テ刪除候條此旨布告候事

罰金科料處分法

明治十三年三月三十一日布告第十一號ヲ以テ諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ處セラルル者處分法左ノ通定メラル

一、罰金科料ハ宣告ノ日ヨリ一月内納完セシム若シ限内納完セサル者ハ壹圓ヲ一日ニ折算シ禁獄ニ換フ其壹圓以下ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

但算シテ禁獄二年以上ニ及ホスヲ得ス

一、禁獄限内罰金科料ヲ納完シ又ハ親屬等代テ納完スル時ハ經過シタル日數ヲ控除シテ禁獄ヲ免ス

一、罰金科料ヲ實決ノ刑ニ併科シタル時納完セサル者ハ刑期滿限ノ後例ニ照シテ禁獄ス

吟味圖ハ檢事又ハ警察官へ(明治十四年一月十五日)

是迄吟味圖ト稱スル訴ヲ受理致來リシ處ハ廢止候條自今被害者ヨニ犯罪ヲ訴フルモノハ糾問判事檢事又ハ警察官ニ告訴可致此旨布達候事

布告第三十六號 明治十四年七月四日

刑法治罪法來明治十五年一月一日ヨリ施行候條此旨布告候事

(刑法ハ明治十三年七月布告第三十六號治罪法ハ同年同第三十七號ヲ以テ頒布)

布告第六十七號 明治十四年十二月十九日 太政官司法卿

刑法附則別冊ノ通相定メ明治十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則(略筆記)

第四章 警察取締の變遷

- 第一章 主刑執行 (第一條ヨリ第二十條迄二十箇條)
 - 第二章 監視 (第廿一條ヨリ第卅七條迄十七箇條)
 - 第三章 假出獄及特別監視(第卅八條ヨリ第四十七條迄十箇條)
 - 第四章 刑事裁判費用 (第四十八條ヨリ第五十三條迄六箇條)
 - 第五章 賠償處分 (第五十四條ヨリ第六十三條迄十箇條)
- 明治十五年八月十二日布告第四十二號ヲ以テ刑法附則中第廿二條及第四十二條ヲ改正ス
- 布告第七十二號 (司法卿連署)** 十四年十二月廿八日
- 明治十五年一月一日ヨリ刑法施行候ニ付法律規則中罰例ニ依ルモノハ左ノ例ニ照シテ處斷スヘシ
- 第一條 凡懲役ハ十一日以上ヲ重禁錮ニ處シ十日以下ヲ拘留ニ處ス
 - 第二條 凡禁獄及禁錮ハ十一日以上ヲ輕禁錮ニ處シ十日以下ヲ拘留ニ處ス
 - 第三條 凡罰金及科料ハ貳圓以上ヲ罰金ニ處シ貳圓未満ヲ五錢以上壹圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
 - 第四條 法ニ照シ律ニ照シ若クハ違例違式ニ照シ處斷ストアリ及許可申付トアルハ總テ貳圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 第五條 法律規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用ヒス
 - 第六條 法律規則中罰則例アリト雖モ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依テ處斷ス
 - 第七條 前數條ノ罪ヲ犯シ拘留科料ニ處スル者ト雖モ輕罪裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス但始審裁判所々在ノ地ヲ除クノ外ハ治安

裁判所ニ於テ之ヲ裁判スルヲ得
右奉勅布告候也

新舊刑の比較

新法	舊法
一死刑	斬絞
二無期徒刑	懲役終身
三有期徒刑	禁獄終身
四無期流刑	懲役十年
五有期流刑	懲役七年
六重懲役	禁獄十年
七輕懲役	禁獄七年
八重禁獄	懲役十一日以上五年以下
九輕禁獄	禁獄鎖錮十一日以上五年以下
十重禁錮	贖罪收贖罰金科料二圓以上
十一輕禁錮	懲役禁獄鎖錮拘留十日以下
十二罰金	贖罪收贖罰金科料二圓未満
十三拘留	(以下十三條迄あるも略之)
十四科料	

盜犯防止及處分に關する件

これは昭和五年五月十二日法律第九號を以つて公布された我國に於ける劃期的な特別刑法である、今其の公布の沿革に付當時司法省刑事局長法學博士泉二新熊氏の解説を左に掲ぐ

本法制定の沿革

昭和四年春第五十六議會開會中、帝都は所謂說教強盜や講談強盜の類々たる出汐の爲に人心恟々たる状態に陥つて居た。此時貴族院に於て「政府は現今の世相に鑑み正當防衛權の行使を安固にし強盜の刑を加重するの必要を認めざるや」と云ふ趣旨の質問が出た。當時の司法大臣(原嘉道氏)は調査研究を爲すべき事を答へられた。而して司法省では直に調査に着手し、此精神に基く立法の必要あるを認めた、乃ち草案を作り現内閣(濱口雄幸)成立後に之を朝野の學者及實務家より組織せらるゝ刑法改正委員會起草委員會の特別會議に付し慎重審議の末相當の修正を爲したる同會の決議案を基礎とした司法省案に付て閣議を求め法制局及司法省の間に交渉審議を経て政府案を確定し、第五十七議會の冒頭に之を提案した、其案は當時新聞紙上にも掲載せられて居る。然るに同議會解散となつたので、此度更に前回の法案に付て閣議を経て其儘提出し、遂に議會を通過するに至つたのである(昭和五年六月警察協會雜誌第三五八號)

犯罪事件

發生件數	罪以上		拘留	違警罪	
	檢舉件數	同上ノ内檢事 へ送致件數		科	料
明治十四年	三、七六六	一、八一四	三	一、七三六	
明治二十年	四、四二二		四八	一、五六〇	
第六節 司法警察				一五一五	

明治二十四年	五、一九九	一四五	一一、三二四
明治三十一年	四、七八六	二、七一三	一九九
明治三十五年	三、三五一	二、五五四	六四六
明治四十年	七、〇〇五	二、四二三	五二四
明治四十五年	六、〇〇九	二、二一三	五五二
大正四年	六、九六二	三、〇三〇	四五二
大正十年	四、一八九	三、九七三	二六二
大正十五年	二〇、二九六	九、四八七	五一四
昭和五年	一四、五〇一	八、二三五	一、〇五〇
昭和十年	一六、九六八	六、五七三	六七五
			四、七四二

三、鑑識

(1)指紋。明治四十年十月司法省に指紋部を設置し個人識別上に利用せしが之我國に於ける指紋法施行の嚆矢である而して此指紋法が個人識別に偉大な効果を示すに倣ひ犯罪捜査上にも指紋原紙設備の必要を痛感するに至り本縣に於ても大正二年五月大分縣指紋採取規程を制定し以て犯罪捜査の資料に供したりしが其後時代の推移に隨ひ此規程の改正と一面關係各縣との協調等種々の施設改革に依り以て犯罪捜査の完璧を圖り昭和三年六月十二日には達刑第

五七四二號を以つて精神病者の指紋採取の制を設け其後昭和九年十月内務省訓令に依り指紋採取規程の制定により全國を統一して警視廳、大阪府、福岡縣を各指紋原紙保管廳と定めらるゝに及び本縣は福岡縣に所屬して之を統一的實施することとなり今日に及んで居る。

(2)犯罪手口。調査實施の必要は夙に各府縣間に於て認め犯罪手口法として將又之が一過程として夫々手口調査を實施し來りしが昭和十一年六月内務省訓令を以て「犯罪手口票取扱規程」を制定して同年九月より全國一齊に實施さるゝに至れり茲に本縣に於ても其の手口廳たる福岡縣に係員一名を派遣し一面縣刑事課内に必要なる手口施設を整備すると共に之が取扱者を増員する等、前掲指紋法と共に専ら犯罪捜査上に利用し所期の成果を顯現しつゝあり。

(3)犯罪寫眞。は之又前記二方法と共に犯罪捜査上、犯人又は屍體等々に就き其の應用極めて重要なものあるに鑑み本縣亦已に大正二年指紋取扱規程の實施と共に隨時犯人並に屍體等々を撮影し之が捜査資料に供しつゝありたりしが時代の進展と共に犯罪は益々巧緻を極又交通機關の發達は之を利用して韜晦するの狀況に因り一層捜査の周密を期する爲め系統的寫眞應用の必要を痛感し大正十一年五月「寫眞撮影規程」を制定し犯罪人寫眞臺帳を設備して捜査の資料と爲し次で同年六月犯罪手口取扱規程の實施に伴ひ同九月「警察寫眞取扱規程」を制定して前寫眞撮影規程に換へ更に其の重要性に鑑みて同十六年六月には既設の刑事課及別府署の外新に中津、三重、森、佐伯、臼杵國東の各警察署に寫眞機各一臺宛を設備し之が施設の充實を計り以て今日に至つて居る。

(4)商標其他諸章識。犯罪現場に於て發見したる之等の物件は捜査上亦頗る重要なものたるや勿論なるを以て本縣に於ては大正十一年八月「商標調査内規」を制定して必要なる各種の商標及其の他の諸章識の蒐集保存に努め以て搜

査の便に供しつゝある。

(5) 其他の施設。として理化學試驗に付ては本縣に於ても夙に其必要は痛感し居るも尙未だ完全なる獨立施設の完備に至らず單に必要に應じて之が試験は衛生試驗場を利用しつゝあるの現況である。又刑事要視察人名簿は已に和昭三年八月縣訓令によりて此制度を確立し以て勵行中である。

本項に關する施設沿革は大要以上の通りであつて之に伴ふ各種規程の如きは概ね現行のものゝみであるから茲に登載を省略したいと思ふ。

警察指紋採取規則 (昭和九年十月二十三日 內務省訓令第二一〇九號)

- 第一條 左ノ各號ニ該當スル義ニ就テハ其ノ指役ヲ採取シ別紙第一號様式ノ警察指紋原紙ヲ作成スヘシ
- 一、禁錮以上ノ刑ニ該當スル犯罪ノ被疑者ニシテ身柄ヲ檢事ニ送致スル者
- 二、禁錮以上ノ刑ニ該當スル犯罪ノ被疑者ニシテ身柄ヲ檢事ニ送致セサル義及罰金刑ニ該當スル犯罪ノ被疑者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該當スル犯罪執行ノ虞アリト認メタル者
- 三、拘留囚其ノ他ノ者ニシテ禁錮以上ノ刑ニ該當スル犯罪執行ノ虞アリト認メタル者
- 前項第二號又ハ第三號ニ該當スル者ト雖現行犯留置、拘留、檢束等ノ處分ヲ爲サバリシトキハ警察指紋原紙ノ作成ヲ要セス(中略)

本令ハ昭和九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 警察指紋採取手續** (明治九年十一月廿六日 大分縣訓令第二四號)
- 第一條 警察指紋採取ニ關シテハ昭和九年十月二十三日內務省訓令第二、一〇九號指紋採取規程(以下單ニ規程ト稱ス)ニヨルノ外本取扱手續ニ據ルヘシ(下略)

鑑識施設の一挿話

これは昭和九年の二月號警察協會雜誌に掲載された松尾蘆明氏の「罪囚寫眞と探偵淵軌」の中から抜いたものである(編者)この問下谷三輪の古道具屋で偶然一枚の古眞寫を發見したので買ひ求めて来たか餘り面白いで茲に掲げる、即ち一枚の罪囚寫眞である、罪囚寫眞といふ語は聞き馴れない言葉だと思ふが寫眞史上勝手に命名したもので語り罪囚者を撮影した寫眞を云ふのである、この罪囚寫眞の由來は可也古いもので、それこそ識者の御方も探索して居られるが一通り雜駁に述べると明治の

初年司法卿江藤新平が寫眞の效用に着眼して司法卿時代に人相書代用として寫眞を用ゆる様に發案したものがそれである、罪囚寫眞の起源に關する記録は明治五年九月の「新聞要録」第二號に出たものが比較的解り易いと思ふ故左に抄出して置く

今般司法省ニ於テ元鶴牧縣邸へ大裁判所ヲ建テ側ニ寫眞場ヲ設ケタリ、是ハ罪人ノ寫眞ヲ取り、逃亡ノ節捕縛ノ手ガ、リトシテ又再犯前科調ノ便ニ供シ且大惡者ハ後世懲戒ノ爲寫眞置ケトナリ

これで其の大方が推察されることと思ふ、江藤新平は甚だ不運の日に遭つた人である。と云いふのは、高知縣に逃走中自分の創案した罪囚寫眞法の爲に東京で撮影した自分の寫眞が人相書に代用されて諸國に配付されることとなり、土佐甲の浦の内山

清左衛門方で其寫眞と本人を對照され、遂に捕縛の憂目に遭つた人だからだ。これを世人は誤解して江藤新平は自分が作つた法律で自分が刑死するやうになつたと考へてゐる人が多いらしい。それは飛んでもない間違で、江藤新平が如何なる法律を作製したかを調べて見ると能く分る。

江藤は梟首といふ極刑で死刑になつたか、江藤の作つた法律は改定律令と云ふもので此令中には梟首の刑がない、斬首が極刑である、梟首刑は明治三年の新律綱領にはあつたけれどもそれが廢止されて六年六月から改定律令が行はれた。然るに江藤氏が舊法の梟首刑を處斷せられた、改定律令が適用されなかつたとすると、秦の商鞅の故事見た様に江藤が自身の作つた法律で刑死したかの如く輕信するのは大きな誤謬である。云々

四、警察罰則及即決

一言にして警察罰則と稱するときには隨分範圍の廣いものであるが茲には一般的一括的に定められたもの即ち現在の違警罪狹義の警察罰則に就て述べることとする。

警察罰則なるものは古く明治以前にも存在せしことは想ふに難からざるも遺憾ながらそれ等の記録發見に至らず故に其の後のものに就てのみ記することとする。現違警罪の前身としては最初に明治五年十一月司法省達を以て先づ東京府下に「違式註違條例」を定め續いて翌六年七月布告第二百五十六號を以て全國に適用すべき同條例を制定したり本縣仍ち茲に於て同年十月十日縣乙第一號を以て右條例中の違式罪目中第十二條(男女入込ノ湯ヲ渡世スル者)

及註違罪目中第五十條（下掃除ノ者蓋ナキ糞桶ヲ以テ運搬スル者）并に第七十七條（牧場外猥ニ牛馬ヲ放飼スル者）の三ヶ條は當分の内廳下外八ヶ所を除く外用捨すべきを定めて同年十一月十五日より施行したりしが、更に同九年六月に至り太政官達を以て右罪目の義は自今警視廳（當時は内務省にあり現在の警保局に相當す）に委任せられ内務省亦大に改正する所ありしを以て本縣に於ても同年十一月縣警第三五號を以て右改正條例に依り廳下の市街文明治十年十月一日より其他は漸次施行することゝしたり、其後同十五年七月に至り縣甲第七十六號を以て更に本縣違警罪五十一項を定め同二十三年三月縣令甲第三十二號に依り其の全部を改めて違警罪四ヶ條十項目として施行中、明治四十一年九月内務省令第十六號を以て警察犯處罰令を又翌四十二年二月には縣令第五號警察犯罰則を夫々制定せられて今日に至る、即決に就ては最初明治十三年七月布告第三十七號「治罪法」（十五年一月一日より施行）に依り總て違警罪裁判所に於て裁判すべき規定なりしを其施行前即ち明治十四年九月二十日布告第四十四號同第四十八號及同十二月同第八十號を以て當分の内府縣警察署及同分署に於て裁判することゝせしが同十八年に至り九月布告第三十一號を以て違警罪即決例の制定を見て茲に即決の制度確立したるもなるが其間本縣に於ても之が取扱の満全を期する爲明治十五年には本課第六十一號を以て違警罪審判手續を又同十八年十月には本課第七十一號を以て右手續を廢して更に違警罪即決取扱手續を制定し爾來昭和六年に至り全面的改正（被告の權利尊重）を経て今日に及べるものである、以下前者と共に現存の記録中その主要なるものを列挙することゝしやう。

(1) 警察罰則

布告第二百五十六號 明治六年七月十九日

各地方違式註違條例別冊ノ通相定候條此旨布告候事

但地方ノ便宜ニ依リ斟酌増減ノ廉ハ警保寮へ可何出且條例揭示ノ儀モ同寮ノ指揮ヲ可受事

(十三年第三十六號布告ニテ消滅)

第一條 違式ノ罪ヲ犯ス者ハ七十五錢ヨリ少ナカラス百五十錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第二條 註違ノ罪ヲ犯ス者ハ六錢二厘五毛ヨリ少ナカラス十二錢五厘ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

(九年第六十九號布告ニテ改正)

第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ實決スルコト左ノ如シ

- 一、違式 答罪 一十ヨリ少ナカラス 二十ヨリ多カラス
- 一、違式 拘留 一日ヨリ少ナカラス 二日ヨリ多カラス

但シ二罪トモ適宜懲役ニ換フ

(九年第十六號布告ニテ第三條改正)

第四條 違式并註違ノ罪ニヨリ取上クヘキ物品ハ贖金ヲ科スル

ノ外別ニ沒收ノ申渡ヲ爲スヘシ

第五條 違式註違ノ罪ヲ犯シ人ニ損害ヲ蒙ラシムル時ハ先ツ其

損失ニ當ル贖金ヲ出サシメ後ニ贖金ヲ命スヘシ

(以下違式罪目四十二ヶ條、註違罪目四十三條ヨリ九十條迄規定シアルモ其内容ハ明治九年十一月警第三十號ノ本縣ノ違式註違條例ト殆ンド同一ニ付略之)

乙第一號違式註違條例云々達シ 明治六年十月十日

今般違式註違條例別紙(第二百五十六號ナリ)之通即布告相成候條國中ノ安靜人民ノ健康ヲ警保スル御趣意厚ク奉戴シ決テ心得違無之様可致最左ノ三條ハ即今參酌ノ儀伺中ニ付左ノ通相心得ヘシ(明治九年一月三〇日警第三五號參照)

違式罪目

第六節 司法警察

第十二條 男女入込ノ湯ヲ渡世スル者

註 違 罪 目

第五十條 下掃除ノ蓋ナキ糞桶ヲ以テ搬運スル者

第七十七條 牧場外猥ニ牛馬ヲ放飼スル者

右三條ハ當分ノ内當廳下並舊岡、佐伯、白杵、日出、杵築城下且舊森督下大分郡鶴崎町日田郡(隈町、豆田町)總テ九ヶ所ヲ除クノ外暫ク用捨致シ候最モ御指令ノ趣ニ依テハ條例ノ通施行致スヘキハ勿論素ヨリ一般ノ御布告ナレハ追テハ施行致スヘク候豫メ注意致シ置候事

甲第七號違式條例施行云々布達 明治六年十月十七日

追々違式條例施行候ニ付テハ自今雜稅其他貸附金及民費金等上納ノ期限ヲ怠リ地方ノ法ニ違背候者ハ七十五錢ヨリ少カラス百五十錢ヨリ多カラサル贖金追徴候條此旨布達候事

右之通相違候ニ付テハ戸保長ニ於テ上納期限等兼テ嚴重ニ相違シ區内犯罪ノ者無之様精々注意可致候事

條例の施行心得

乙第二十五號 (明治七年三月二十日内務卿)

違式註違條例ノ儀ハ既ニ明治六年第二十五十六號ヲ以御布告相成候所元來風俗習慣ヲ變更スルハ甚至難ノ事件殊ニ一縣内ト雖モ各地ノ人情彼是異同モ有之一夕ニ可被行儀ニ無之然ルニ一概ニ之ヲ施行シ自然人民之苦情怨嗟ヲ醸シ候様ノ儀有之候テハ抑條例設立ノ本旨ニ悖リ候儀ニ付三府五港ヲ除クノ外各地方ニ於テハ可成丈ケ懇切説諭シ漸次施行ノ積ヲ以テ宜敷時勢人情ノ適度斟酌ノ上取捨増城安寧保護ノ實相貫キ候様厚可致注意此旨爲

心得相違候事

脱籍無産の者の取締

本縣甲第八十六號 明治八年九月七日

脱籍無産ノ輩復籍ノ義ニ付テハ御維新以來追々厚キ被仰出之趣モ有之壬申(明治五年)五月十九日當廳ヨリ及布達候旨モ有之候處猶ホ前ニ於テハ米錢等投與目前之小惠ヲ施シ候者有之ヨリ爾今乞食體之者所々徘徊致シ候趣相聞ヘ不相濟事ニ候尤現今ニ至リ假令乞食體之者ト雖モ無籍之者ハ無之答ニ付日今右體之者見當リ候ハバ區戸長ニ於テ懇ニ説諭ヲ加ヘ速ニ原籍ヘ復歸爲致取締向屹度注意可致此旨更ニ布達候事

附 若シ無籍ニ候ヘハ當管内之者ハ其區ニ戸長ヘ附狀ヲ以復歸セシメ原籍區戸長ヨリ復籍之儀可願出他管下之者ハ其所ニ留置生國郡村父母兄弟ノ親屬之名前ハ勿論當人年齡且情願之次第等詳細取調可何出事

東京并各地方違式註違條例中第三條左ノ通改正 (明治九年九月一三日 第一百十六號)

第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノモノ實決スル左ノ如シ

一、違式 懲役 八日ヨリ少カラス 十五日ヨリ多カラス

一、註違 拘留 半日ヨリ少カラス 七日ヨリ多カラス

但拘留ノ罪ト雖モ適宜懲役ニ換フルコトアルヘシ

警第三十五號 明治九年十一月卅日 大分縣令名

違式註違條例之儀ハ去ル明治六年中相違置候處七年内務省乙第廿五號御達之次第モ有專ラ説諭ニ從事セシメ來候處追々人民進歩ニ赴候ニ付今般別冊之通條例ヲ改正シ廳下市街丈ハ來ル明治十

年一月一日ヨリ施行シ自餘ハ漸次施行候旨ニ付其旨豫テ相違置候條心得違無之様可致注意此旨布達候事

違式註違條例 (六號活字は太政官布告ゴヂ)

ツク活字は大分縣布達なり

第一條(第一條) 違式ノ罪ヲ犯ス者ハ七十五錢ヨリ少カラス百五十錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第二條(第二條) 註違ノ罪ヲ犯ス者ハ六錢(五錢)二厘五毛ヨリ少ナカラス十二錢(七十錢)五厘ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第三條(第三條) 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ實決スルコト左ノ如シ

一、違式 答罪 一十ヨリ少カラス 二十ヨリ多カラス

(懲役) 八日ヨリ少カラス 十五日ヨリ多カラス

一、註違 拘留 一日ヨリ少カラス 二日ヨリ多カラス

(拘留) 半日ヨリ少カラス 七日ヨリ多カラス

但シ二罪トモ適宜懲役ニ換フル

(但シ拘留ノ罪ト雖モ適宜懲役ニ換フルコトアルヘシ)

第四條(第四條) 違式并ニ註違ノ罪ニヨリ取上グヘキ物品ハ贖金ヲ科スルノ外別ニ沒收ノ申渡シヲ爲スヘシ

第五條(第五條) 違式註違ノ罪ヲ犯シ人ニ損失ヲ蒙ラシムル時ハ先其損失ニ當ル贖金ヲ出サシメ後ニ贖金ヲ命スヘシ

第六條 違式ノ罪ヲ犯スト雖モ情狀輕キ者ハ減等シテ註違ノ贖金ヲ追徴シ註違ノ罪目ヲ犯スト雖モ重キハ加等シテ違式ノ贖金ヲ追徴スヘシ其犯ス處極メテ輕キハ止夕呵責シテ放免スルコ

トアルヘシ

違式罪

第六條 地券所持ノ者諸上納銀ヲ怠リ地方ノ法ニ違背致ス者

第七條(第七條) 賤造ノ飲食物并ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販賣スル者

第八條(第八條) 往來又ハ下水外河中等へ家作并孫庇等ヲ自在ニ張出シ或ハ河岸除地等へ願ナク家作スル者

第九條(第九條) 春菘及ヒ其類ノ(鹽) 器物ヲ販賣スル者

第十條(第十條) 病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知りテ販賣スル者

第十一條(第十一條) 身體へ刺刺ヲナス者

第十二條(第十二條) 男女入込ノ湯ヲ渡世スル者

但當分男女ヲ隔日ニ入湯セシムルハ不著

第十三條(第十三條) 乘馬シテ殺リニ馳驅シ又ハ馬車ヲ疾驅シテ行人ヲ觸倒ス者

但殺傷スルハ此限ニアラス

第十四條 外國人ヲ無届ニテ止宿セシムル者

第十五條 外國人ヲ私ニ雜居セシムル者

第十六條(第十四條) 夜中ノ無燈ノ馬車ヲ以テ通行スル者

第十七條(第十五條) 人家緞密ノ場所ニ於テ妄リニ火技ヲ玩ブ者

第十八條(第十六條) 火事場ニ關係ナクシテ乘馬スル者

第十九條(第十七條) 戲ニ往來ノ常燈臺ヲ破毀スル者

第二十條(第十八條) 馬及ヒ其留ノ揭示アル道路橋梁ヲ犯シテ通行スル者

第六節 司法警察

第二十一條(第十九條) 男女相撲并ニ蛇遊ヒ其他醜體ヲ見世物ニ出ス者

第二十二條(第二十條) 川堀下水等へ土芥瓦礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨クル者

第二十三條 他人持場ノ海藻類ヲ斷リナク苜探ル者

第二十四條(第廿一條) 他人ノ持場又ハ免許ナキ場所ニ魚簍ヲ設ル者

第二十五條(第廿二條) 毒藥并ニ激烈氣物ヲ用ヒ魚鳥ヲ捕フル者

第二十六條(第廿三條) 他人分ノ田水ハ勿論組合持ノ田水ヲ斷リナク自慾ニ我カ田ニ引入ル者

第二十七條 他人ノ持場ニ入り箒或ハ糞類ヲ無斷探リ去ル者

第二十八條(第廿四條) 掘場場ヲ汚損シ并ニ其圍ヲ破毀スル者

第二十九條(第廿五條) 堤ヲ壞チ又ハ斷リナク他人ノ田圃ヲ掘ル者

第三十條(第廿六條) 道敷内ニ菜蔬豆類ヲ植或ハ汚物ヲ積ミ往來ヲ妨クル者

第三十一條(第廿七條) 他村又ハ他人持場ノ秣或ハ苗代草等ヲ斷リナク苜探ル者

第三十二條(第廿八條) 婚姻祝儀等ノ節事故ニ託シ往來又ハ其家宅ニ妨害ヲナス者

第三十三條(第廿九條) 馬夫或ハ日雇稼ノ者等仲間ヲ結ビ他人ノ稼ヲ爲スニ故障スル者

第三十四條(第三十條) 神物祭事ニ託シ人ニ妨害ヲナス者

- 第三十五條(第卅一條) 往來ニテ死牛馬ノ皮ヲ剥キ肉ヲ屠ル者
- 第三十六條(第卅二條) 他人ノ墓碑ヲ毀損スル者
- 第三十七條(第卅三條) 官有ノ山林等ニ禁制ノ榜示アルヲ犯セシ者
- 第三十八條
- 第三十九條(第卅四條) 御用ト書タル小旗提燈等ヲ免許ナク猥リニ用ユル者
- 第四十條(第卅五條) 他人ノ繫舟ヲ無斷棹シ遊フ者
- 第四十一條(第卅六條) 官有或ハ他人ノ山林田畑ニ入り植物ヲ損害スル者
- 第四十二條(第卅七條) 神社佛閣ノ器物類ヲ破毀スル者
- 註 違 罪 目
- 第四十三條(第卅八條) 狹隘ノ小路ヲ馬車ニテ馳走スル者
- 第四十四條(第卅九條) 夜間無提燈ニテ諸車ヲ輓キ又ハ乘馬スル者
- 但陸海軍ノ諸兵隊伍ヲ組夜陰進行シ及隊外士官ト雖非常ノ警戒アルトキハ此限ニアラス
- 第四十五條(第四十條) 斟酌ナク馬車ヲ疾驅セシメテ行人ヘ迷惑ヲ掛ケシ者
- 第四十六條(第四十一條) 馬車及ヒ人力車荷車等ヲ往來ニ置キ行人ノ妨ヲナ(ス者) (以下ナシ) シ及ビ牛馬ヲ街衢ヲ横タヘ行人ヲ妨ケシ者
- 第四十七條(第四十二條) 禽獸ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往來等ヘ投棄スル者
- 第四十八條(第四十三條) 婦人ニテ謂レナク斷髮スル者
- 第四十九條(第四十四條) 荷車及ヒ人力車行違フ節行人ニ迷惑ヲ掛ケシ者
- 第五十條(第四十五條) 下掃除ノ者蓋ナキ糞桶ヲ以テ搬運スル者
- (但市街ヲ除クノ外ハ此限ニアラス)
- 第五十一條(第四十六條) 旅籠屋渡世ノ者止宿人名ヲ記載セス或ハ之ヲ届出テサル者
- 第五十二條(第四十七條) 往來筋ノ號札又ハ人家ノ番號名札看板等ヲ戲ニ破毀スル者
- 第五十三條(第四十八條) 喧嘩口論及ビ人ノ自由ヲ妨ケ且驚愕スヘキ争鬭ヲ爲シ出セル者
- 第五十四條(第四十九條) 往來常燈ヲ戲ニ消滅スル者
- 第五十五條(第五十條) 危忽ニ依リ人ニ汚穢物及ビ石礫等ヲ抛澆セシ者
- 第五十六條 田圃種藝ノ路ナキ場ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽キ入ル者
- 第五十七條
- 第五十八條(第五十一條) 荷車及ヒ人力車等ヲ並べ輓キテ通行ヲ妨ケシ者
- 第五十九條(第五十二條) 誤テ牛馬ヲ放チテ人家ニ入レシメシ者
- 第六十條(第五十三條) 犬ヲ闘ハシメ及ビ戲ニ人ニ吠スル者
- 第六十一條(第五十四條) 巨大ノ紙鳶ヲ揚ケ妨害ヲ爲ス者

- 第六十二條(第五十五條) 醉ニ乘シ又ハ戲ニ車馬往來ノ妨碍ヲナス者
- 第六十三條(第五十六條) 雜魚乾場ニ妨害ヲナス者
- 第六十四條(第五十七條) 海苔乾場ニ妨害ヲナス者
- 第六十五條(第五十八條) 他人ノ魚籠等ニ妨害ヲナス者
- 第六十六條(第五十九條) 養田水其外用水ニ妨害ヲナス者
- 第六十七條(第六十條) 水除杭ニ妨害ヲナシ又ハ之ヲ拔取ル者
- 第六十八條(第六十一條) 他人ノ竹木ニ妨害ナ(ヲナス者) (以下ナシ) シ又ハ枝葉ヲ拾取ル者
- 第六十九條(第六十二條) 他人ノ獵場ニ妨害スル者
- 第七十條(第六十三條) 他人ノ植籬牆垣ヲ損害スル者
- 第七十一條(第六十四條) 渡船ニテ不當ノ賃錢ヲ取り或ハ等閑ニ行人ヲ待シメ用便ヲ妨クル者
- 第七十二條(第六十五條) 往還ノ並木及苗木ヲ徒ニ害スル者
- 第七十三條(第六十六條) 渡舟橋梁ノ賃錢不拂シテ去ル者
- 第七十四條(第六十七條) 誤テ牛馬ヲ放チ他人ノ田圃及ビ物品ヲ損害スル者
- 第七十五條(第六十八條) 猥リニ他人ノ爭論ニ荷擔スル者
- 第七十六條(第六十九條) 行人ニ合力等ヲ申掛ル者
- 第七十七條 牧場外猥リニ牛馬ヲ放チ飼スル者
- 第七十八條(第七十條) 他人ノ獸畜類等ニ犬ヲ嘯シ掛ル者
- 第七十九條(第七十一條) 他人ノ墳墓等ノ供品類ヲ猥リニ毀損スル者
- 第八十條(第七十二條) 水車水碓等ニ妨害ヲナス者
- 第八十一條(第七十三條) 行人ニ強テ車馬駕籠等ヲ勸メ過言ヲ申掛ル者
- 第八十二條(第七十四條) 他人ノ曝曬ニ妨害ヲナス者
- 第八十三條 他人ノ海苔棚内ヘ斷リナク舟ヲ棹シ入ルル者
- 第八十四條(第七十五條) 山林原野ニテ徒ラニ火ヲ焚キ者
- 第八十五條(第七十六條) 總テノ標柱ニ牛馬ヲ繫キ或ハ破毀スル者
- 第八十六條(第七十七條) 橋柱ニ舟筏ヲ繫ク者
- 第八十七條(第七十八條) 神祠佛堂又ハ他人ノ垣壁等ニ樂書ヲナス者
- 第八十八條 田畑中ニ瓦礫竹木等ヲ投入スル者
- 第八十九條 遊園及ヒ路傍ノ花木ヲ折リ或ハ植物ヲ害スル者
- 第九十條(第七十九條) 往來並木ノ枝ニ古草鞋等投掛ル者
- (第八十條) 無故裸體又ハ袒裼シテ往來スル者
- (第八十一條) 市街ノ便所ニ非サル所ヘ尿シ又ハ往來ニ向ケ小兒ヘ兩便ヲ爲セル者
- (第八十二條) 穴一及ヒ紋引福引等ノ戲ヲ爲ス者
- (第八十三條) 往來ニテネン木打(木ノ手頃ナル尺余ノモノヲ銳尖シ地上ニ打込勝負ヲ爲スモノ) 玉サヘ(木ノ戸樞ノ如キモノヲ混棒ヲ以テ互ニ彈激シ勝負ヲナスモノ) 等ノ遊戲ヲ爲スモノ
- (第八十四條) 肆上及ビ社寺拜殿等ヘ露臥スル者

違式註違云々布達 警布第拾三號 明治十年十一月廿七日

第四章 警察取締の變遷

テ廳下市街丈施行シ自餘ハ漸次施行云々及布達置候尙又左ニ記載ノ市街丈明治十一年一月一日ヨリ施行候條心得違無之様可致注意此旨布達候事

- 第一大區一小區 高田芝崎
- 第二大區二小區 杵築
- 第三大區七小區 日出
- 第四大區十二小區 鶴崎
- 第四大區廿六小區 白杵
- 第六大區一小區 佐伯
- 第七大區四小區 竹田
- 第八大區五小區 森
- 第九大區一小區 豆田隈
- 中津

警布第十二號(漸明治十一年十月十一日)

註違罪目第八十七條左之通追加候事

第八十七條 男ニシテ女粧シ女ニシテ男粧シ或ハ奇怪ノ扮飾ヲ併シテ醜體ヲ露ハス者

但俳優歌舞妓ハ勿論女ノ著袴スル類ハ此限ニ非ス

警布第十一號 明治十二年六月九日

來ル七月一日ヨリ違式註違條例管内一般ニ施行候ニ付テハ該條例中市街ヲ以テ論スル箇所更ニ左ノ通相定候條此旨布達候事

豊後國大分郡 大分、鶴崎

豊後國南海部郡 佐伯

豊後國北海部郡 白杵、隈

- 豊後國大野郡 市場、犬飼
- 豊後國直入郡 竹田、玉來
- 豊後國玖珠郡 森
- 豊後國日田郡 豆田、南豆田、北豆田、隈、竹田、庄手
- 豊後國西國東郡 高田、玉津
- 豊後國速見郡 別府、濱崎、日出、杵築、南杵築、豊岡
- 豊前國下毛郡 中津、金谷、蠣瀬、島田、角木
- 豊前國宇佐郡 四日市
- 警布第三九號 明治十二年十二月十二日
- 違式註違條例中違式條目ニ左之一條ヲ追加ス但以下各條ハ順次繰下ケ且明治十一年三月庶第五號布達ヲ取消ス
- 第四十條 河豚ヲ賣買シ及之ヲ食シタルモノ

違警罪處分手續(明治十二年六月十四日)

(保第四十七號)

本年七月ヨリ違式註違條例處分方委任候ニ付別冊違式註違處分手續并科料金高心得書下付候條右ニ照準處分可致此旨相違候事(縣令名)

第一條 違警罪ヲ犯ス者アレバ直審速決ヲ要ス

但犯情疑義ニ涉ル者ハ此限ニアラス

第二條 違警罪ヲ犯シ差向キ科料ヲ出ス能ハザル者ハ五日ノ延期ヲ與フト雖モ若シ親戚朋友等代ヲ納メシテ罪目及科料ノ金高ヲ之ヲ聽スベシ

但到底資力ナク又ハ親戚朋友等ノ代ヲ納ムベキ者ナキ時ハ條例第六條ニ依リ處分スベシ

八十五錢	六日	三十錢
八十錢	五日	二十五錢
七十五錢	五日	二十錢
		十五錢
		十錢
		五錢
		半日

第七條 巡查違警犯人ヲ取押エタル中ハ警察署ニ拘引シ警部ニ具申スベシ

第八條 違警罪ヲ犯シタル者ヲ拘引セシ時ハ警部審問シ本籍并口供等ヲ書式第二號ニ做セ之ヲ記載シ犯人ニ讀ミ聞セ甘結ノ上實印或ハ花押捺印ヲナサシメ而シテ罪目及科料ノ金高ヲ定メ判文ヲ書式ノ裏面ヘ起草シ之ヲ淨書申渡シ裏書ヲ犯人ニ付ス若シ犯人不服ノ時ハ證據物品及證據人ノ申立書或ハ取押タル巡查證書ヲ以テ犯人ニ示シ處斷スルコトヲ得ベシ

但犯人ニ於テ罪ヲ犯ササル證據ヲ以テ不服ヲ申立ル時ハ何出ツベシ

第九條 人ニ損害ヲ被ラシメタル相當ノ償金ハ原告告熟議シテ定タルコトヲ要ス若シ異存アル時ハ損害物ハ鑑定人ヲシテ代價ヲ見積ラシメ其償金ヲ被損害人ニ渡シ并領收證ヲ取ルベシ

但鑑定人ヲ雇ヒタル時ノ給料ハ本犯ヨリ拂ハシム若シ本犯無力ナル時ハ官費タルベシ

第十條 違警罪ヲ犯シ二罪以上(別種ノ罪ヲ犯スヲ云フ)一時ニ俱發スル者ハ其科料ヲ各別ニ科スベシ(假令バ車馬留ノ場所ヲ犯シ又ハ便所ニアラサル場所ニ放尿スル者ハ違式ノ科料

一圓五十錢	十日	七十錢
一圓四十錢	九日	六十五錢
一圓三十錢	九日	六十錢
一圓二十錢	八日	五十五錢
一圓十錢	八日	五十錢
一圓	七日	四十五錢
九十五錢	七日	四十錢
九十錢	六日	三十五錢

第六節 司法警察

ト註違ノ科料ト各別ニ科スベシ其他喧嘩口論ヲシ又ハ往來ノ
常夜燈消滅スル者ハ註違罪ヲ重ネ科ス

若シ違警罪ト刑律及ヒ諸犯則ノ罪ト共ニ發スル時ハ違警罪ヲ
科セシテ檢事ニ交付(檢事ナキ地方ハ直ニ求刑スベシ)ス
ベシト雖モ其科料金ヲ追徴シ得ベキ者ハ其罪ヲ科スベシ
但其罪ヲ科スル科セサルヲ論セス其旨ヲ該犯ノ調書ニ認ム
ベシ

第十一條 違警罪犯ハ現ニ認知シタル巡査及損害ヲ蒙リタル本
人ヨリ申立ニアラザレバ受理スベカラス
但公衆ノ妨害トナル者及ヒ官物ヲ損害スル者ハ告發ト雖モ
受理スベシ

第十二條 違警罪ヲ犯シ取調中逃亡シ他府縣ニ到ル者住所姓名
等分明ノ時ハ該府縣警察署ヘ調書ヲ送り其處分ヲ依頼スベシ
第十三條 分署(警部在勤ノ分署ヲ除ク)持区内ニ於テ違警罪
ヲ犯ス者アル時ハ其分署ヘ拘引シ警部代理ニ於テ第八條ニ依
リ處分スベシ

但シ無力ニシテ拘留スベキモノハ警察署ニ送り本法ヲ盡ス
最モ護送途中ニ於テ其日數ヲ經過スルモノハ適宜該署ヘ拘
留スベシ

第十四條 違警罪ノ者拘引ノ上科料金所持ナク自宅等ヨリ取寄
センコトヲ乞フ時ハ本人ヲ該署ニ留メ置キ自費ヲ以テ使テ履
ヒ取寄セシムベシ若シ才覺ヲ以テ上納スベキ旨申立テ保證人
ヲ立ルニ於テハ五日以内ノ延期ヲ聽スベシ
但期限過キテ上納セサル者ハ實斷スベシ

第十五條 勅委任官華族及有位勳六等以上ノ士民違警罪ヲ犯ス
時ハ住所ヲ聞知シ名刺ヲ取り其場ヲ放還シ追テ家令家扶執事
ノ内ヲ呼出シ第八條ニ照シ其科料金ヲ申渡スベシ

第十六條 急病等切迫ノ使ヲ帶ヒタル者醫師迎等ノ類違警罪ヲ
犯シ事實拘引シ難キ場合ニ於テハ住所姓名等ヲ取調置キ追テ
本人ヲ呼出シ處分スベシ

第十七條 判任官並等外吏履等違警罪ヲ犯ス時ハ直ニ拘引スベ
シト雖モ若シ至急ノ公務ヲ帶ヒタル時ハ官姓名住所ヲ聞知シ
放還シ追テ本人ヲ呼出シ其科料金ヲ申渡スベシ

第十八條 諸官廳ノ雇夫郵便配達人其他至急ノ公務ヲ帶ヒタル
者途中ニ於テ違警罪ヲ犯ス時ハ第十七條ニ準スベシ

第十九條 乘客アル人力車夫違警罪ヲ犯ス時ハ乘客ニ下車ヲ乞
ヒ車夫ヲ拘引スベシ

但諸官員并諸官廳雇夫至急ノ公務アリテ乗車シ乗り換ニ可
キ車ナキ場所ニ於テハ車夫ノ姓名宿所車號等ヲ糾シ追テ呼
出シ處分スベシ

第二十條 病死ニ罹ル鳥獸ノ肉及贗造腐敗ノ飲食物等ヲ販賣ス
ルハ其科料金ヲ申付ケ賣却ノ代價并剩餘ノ該品ハ沒收シ時機
ニ依リ適宜ノ場所ニ埋メ又ハ燒棄スベシ

第二十一條 違式條例第九條春畫及其ノ類ノ諸器物ヲ販賣スル
者アル時ハ科料金ヲ申付其物品ヲ沒收シ犯人ノ面前ニ於テ破
毀スベシ

第二十二條 違式註違條例第十一條身體ヘ刺補スル者アル時ハ
科料金ヲ申付證書書式第八號ヲ與フベシ若シ若禁令發行以前ニ係

ル者ハ查明證書ノミヲ與ヘ以後衣服ヲ遺棄シ其總體ヲ露ハサ
ザル様申論シ之ヲ露セシ時ハ註違罪日第八十二條ニ因リ處分
スベシ

但シ證書ハ遺失セサレ様本人ヘ申渡スベシ

第二十三條 違警罪ヲ犯シ人ニ損害ヲ蒙ラシメ其償金無力ニシ
テ償フ能ハサルカ又ハ金額ヲ充タザル者ハ總テ被損害者ノ損
害タルベシ

但シ現在ノ資力ニ限り他府縣人等本籍ヨリ取立ルノ限りニ
アラス

違式	科料金	第二十一條	七十五錢
第七條	一圓	第二十二條	一圓
第八條	一圓	第二十三條	一圓
第九條	七十五錢	第二十四條	一圓
第十條	一圓	第二十五條	一圓
第十一條	一圓	第二十六條	七十五錢
第十二條	一圓	第二十七條	八十錢
第十三條	九十錢	第二十八條	八十錢
第十四條	九十錢	第二十九條	一圓
第十五條	九十錢	第三十條	八十錢
第十六條	八十錢	第三十一條	七十五錢
第十七條	九十錢	第三十二條	一圓
第十八條	七十五錢	第三十三條	七十五錢
第十九條	一圓	第三十四條	七十五錢

第二十四條 車夫二人以上車壹輛ヲ搬運シテ違警罪ヲ犯シタル

トキハ壹人ノ罪ト同ク論スベシ

第二十五條 違警罪人巡査ノ拘引ヲ背セス抗拒又ハ逃走スルモ

ノハ本罪ニ加重シテ處分スベシ

第二十六條 犯人取調書ハ判文ノ寫ヲ副ヘ一ヶ月經メニシテ警

察課ニ送付スベシ

第二十七條 科料金ハ一ヶ月經ニシテ内譯明細表(書式ハ成規

ノ通)ヲ製シ共ニ翌月五日迄ニ警察課ヘ送付スベシ

(書式略ス)

違式	科料金	第五十一條	七十錢
第三十六條	一圓	第五十二條	一圓
第三十七條	一圓	第五十三條	一圓
第三十八條	一圓	第五十四條	一圓
第三十九條	一圓	第五十五條	一圓
第四十條	三十錢	第五十六條	十錢
第四十一條	三十錢	第五十七條	十錢
第四十二條	四十錢	第五十八條	十五錢
第四十三條	五十錢	第五十九條	十五錢
第四十四條	十五錢	第六十條	二十五錢
第四十五條	十五錢	第六十一條	三十錢
第四十六條	十錢	第六十二條	三十錢
第四十七條	十錢	第六十三條	三十五錢
第四十八條	二十錢	第六十四條	十五錢
第四十九條	四十錢	第六十五條	二十五錢
第五十條	三十錢		十五錢

第四章 警察取締の變遷

第六十六條	十 錢	第七十三條	二十 錢
第六十七條	十五 錢	第七十四條	三十 錢
第六十八條	二十 錢	第七十五條	十五 錢
第六十九條	五 錢	第七十六條	十五 錢
第七十條	二十五 錢	第七十七條	三十 錢
第七十一條	五 錢	第七十八條	十五 錢
第七十二條	十 錢	第七十九條	十五 錢
第七十三條	十 錢	第八十條	十 錢
第七十四條	十 錢	第八十一條	十 錢
第七十五條	五 錢	第八十二條	五 錢
第七十六條	五 錢	第八十三條	五 錢
第七十七條	五 錢	第八十四條	十 錢
第七十八條	五 錢	第八十五條	五 錢
第七十九條	五 錢	第八十六條	五 錢
第八十條	十 錢		
第八十一條	十 錢		
第八十二條	五 錢		
第八十三條	五 錢		
第八十四條	十 錢		
第八十五條	五 錢		
第八十六條	五 錢		

罰則違反者訴出ル者ニ罰金ノ半額ヲ給ス

司法省丙第一號 明治十三年二月廿日

諸罰則中違犯者ヲ見届ケ訴出ル者ハ其賞トシテ科料又ハ罰金ノ半高ヲ給付スト之レアルハ其違犯者無力ニシテ科料又ハ罰金ノ全部ヲ完納スル能ハサルトキハ實地徴收セシ金高ノ半額ヲ給付スル儀ト心得ヘク

但本文ニ抵觸セル從前ノ何指令ハ總取消

一、明治十三年三月十二日警布第三號ヲ以テ違式條目第四十條

(前ノ追加ノ分)ヲ左之通り改正

第四十條 河豚ヲ食スル者

但乾魚ノ分ハ此限ニアラス
 一、明治十三年三月廿七日警布第五號ヲ以テ左ノ二條追加
 第九十六條 温泉ニテ髮髭等ヲ剃リ又ハ衣類ヲ洗フ者
 第九十七條 蒸汽船問屋之者乗組人名ヲ帳簿ニ記載セザル者

本縣甲第七十六號 明治十五年七月十二日
 本縣違警罪別紙之通相定候條此旨布達候事
 但別紙中市街ヲ以テ論スル箇所ハ明治十二年六月十日警布第十一號布達ノ通タルヘシ

違 警 罪

- 左ノ諸項ヲ犯シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五錢以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 一、藝妓取締規則ニ違背シタル者
- 二、鑑札ヲ受ケテ捕魚採藻ノ營業ヲナシタル者
- 三、威銃取締規則ニ違背シタル者
- 四、他人ノ漁場ニ妨害シタル者
- 五、族籍氏名ヲ詐稱シテ客店ニ投宿シタル者
- 六、(刪除)
- 七、魚ヲ捕フル爲メ毒物ヲ用ヒタル者
- 八、(刪除)
- 九、川堀下水等ヘ土芥瓦礫等投棄シ流通ヲ妨ケタル者
- 十、(刪除)
- 十一、市街ニ於テ蓋ナキ糞桶ヲ運搬スル者

- 十二、市街ニ担荷又ハ裸體シテ制止ヲ背セサル者
- 十三、市街ニ於テ便所ニアラサル所ヘ兩所ヲナシタル者
- 十四、夜間十二時後歌舞音曲又ハ喧嘩シ他人ノ安眠ヲ妨ケ制止ヲ背セサル者
- 十五、阮穿ヲ穿チ高弓ヲ設ケ望竿及抹眉索ヲ立サル者
- 十六、外國人ヲ私ニ止宿セシメタル者
- 十七、(刪除)
- 十八、料理屋其他飲食店ニ於テ客ノ招ニ應ジ藝妓ニ類似スル所業ヲナシ及ヒ其媒介ヲナシタル者
- 十九、官許ヲ得シテ官地ノ模様ヲ變換シ及ビ河海ヲ填立タル者
- 二十、官署ニ對シ不實ノ申告ヲナシタル者
- 二十一、官署又ハ町村役所ノ呼出ニ應セサルモノ他ノ法律規則ニ正條アルモノハ此限ニアラス
- 二十二、強テ合力ヲ申掛ケ又ハ物品ヲ押賣スルモノ
- 二十三、二十四、二十五、二十六(刪除)
- 二十七、博戲ノ爲ニ用フル器具ヲ制シ又ハ之ヲ販賣シ若クハ所持シタルモノ
- 二十八、營業稅雜種稅徵收取締規則ニ違背シタルモノ
- 二十九、諸遊藝人取締規則ニ違背シタルモノ
- 三十、榜示ノ禁條ヲ犯シタルモノ
- 三十一、(刪除)
- 三十二、生河豚ヲ食料ニ賣買シタルモノ
- 三十三、病死ノ禽獸ヲ食料ニ販賣シタルモノ

第六節 司法警察

- 三十四、官許ヲ得シテ神社ノ祭典及團ノ開帳ヲ行ヒタルモノ但例祭ハ此限ニアラス
- 三十五、放棄又ハ奉納ト唱ヘ狂言手踊相模見勢物其他雜物等ヲナシタルモノ
- 但官許ヲ得タルモノハ此限ニアラス
- 三十六、市街並電信線近傍ニ於テ紙屑ヲ揚ケタルモノ
- 三十七、三十八(刪除)
- 三十九、産婆取締規則ニ違背シタルモノ
- 四十、鍼灸治取締規則ニ違背シタルモノ
- 四十一、温泉場取締規則ニ違背シタルモノ
- 四十二、藥舖藥種商並調藥販賣取締規則ニ違背シタル者但別ニ罰例アル條項ハ此限ニアラス
- 四十三、刺網ヲ用ヒ漁業スルモノ
- 四十四、摺附木製造ニ黃燐ヲ用ヒタルモノ
- 四十五、墓地及埋葬取締規則ニ違背シタルモノ
- 四十六、驛傳營業取締規則ニ違背シタル者
- 四十七、湯屋取締規則ニ違背シタルモノ
- 四十八、入齒々抜口中療治接骨營業取締規則ニ違背シタルモノ
- 四十九、ウタセ網(一名帆引網)ヲ使用シ漁業ヲナシタル者
- 五十、茶業組合ニ加入セシテ該業ヲ營ミタル者
- 五十一、田圃蟲害豫防規則ニ違背シタル者
- 內務訓第八〇六號 明治十九年十一月九日
- 地方取締規則中此規則ニ違背シタルモノハ違警罪ノ刑ニ處セラルヘシト單簡ニ制裁ヲ付シタルモノ往々有之然ルニ其條項中

處罰スヘキモノ又ハ處罰ヲ要セサルモノ或ハ官ノ督促ヲ受ケテ
尙之ヲ爲サス又ハ制止ヲ肯セサルニ於テ處罰スヘキモノ等各其
區別アリ就テハ自今規則ノ制定改正ヲ爲ス場合ニ於テハ右ノ趣

警察 犯 罰 則 (明治四十二年二月十二日)
大分縣令第五號

本罰則は其後數次に亙り一部の改正又は追加を見て現今に至るもので條文は現行中なれば之を省略す。

(2) 即 決

第四十四號 明治十四年九月二十日

違警罪ノ審判ニ關スル一切ノ手續ハ治罪法ニ從フヘシト雖モ實際已ムヲ得サル場合ニ於テハ當分ノ内便宜取計ラヒ其裁判言渡ニ付
テハ總テ上訴ヲ許サス此旨布告候事

布告第四十八號 明治十四年九月二十日

刑法治罪法中違警罪裁判ノ儀ハ當分三府五港ノ市區ヲ除クノ外府縣警察署又ハ警察分署ニ於テ裁判可致候條此旨布告候事

布告第八〇號 明治十四年十二月二十八日

本年九月第四十八號布告左ノ通改正ス

違警罪ノ儀ハ本年第三十六號布告ニ據リ明治十五年一月一日ヨリ治安裁判所ニ於テ裁判スヘキ處當分ノ内府縣警察署及其分署ニ於
テ裁判セシムヘシ

右奉勅布告候事

(註) 本布告本年第三十六號布告トハ治罪法施行ノ期日ヲ云フ尙布告ハ明治十八年第三十一號(違警罪即決例)發布ト同時ニ廢止
トナル

違警罪裁判所檢察官事務取扱手續 本縣本課第七十號 十八年十月卅一日 警察本署分署

第一條 違警罪裁判所檢察官ノ職務ハ其裁判所々在地ノ警部警部補之ヲ行フキモノトス(治罪法第五十一條)

以下警察署及分署ヨリ正式裁判ヲ求ムヘキ書類ノ送致ヲ受ケタル時、違警罪裁判官ヨリ公延ヲ開クノ通知アリタル時、事務ノ都合ニ依リ右公延ニ立會フ能サル場合、公延ニ於テ裁判官ヨリ檢察官ノ意見ヲ聞クトキ、缺席裁判ヲナス場合、被告人ニ對シ裁判言渡アリタルトキ及控訴上告ノ場合等ニ於ケル各手續並ニ未決即決ノ事件表差出方等全文十三個條ヲ以テ成リ更ニ付録第一號正式裁判請求書、第二號第三號第四號ニ依リ體刑、科料、裁判費用又ハ沒收物品徵收等ニ關スル各執行又ハ徵收命令書例式第五號違警罪即決未決事件表ノ書式ヲ掲ケタリ(略筆寫)

違警罪即決例の劃期的改正

これは昭和六年に公布された違警罪即決例中の一部改正に關し當時内務省警保局に在つた三田村武夫氏の著書「改正違警罪即決例解説」の中より採つたものである、文簡にして同例の改正理由及沿革が能く解るので左に抄録することにした(編者)

序

今度の第五十九議會で違警罪即決例が改正され、從來の取扱と大いに異なつた手續を要求するに至つた。何が此の即決例を改正せしめたか、改正案の提出者一松代議士(大分縣出身)は其提案理由説明に當り、衆議院本會議に於て「違警罪即決例は御承知の如く、明治十八年九月二十日布告第三十一號を以て發布されたものでありまして、憲法實施前の法律に係るものであります、それが故に時勢の進運に適應しない幾多の缺陷を有するものであります、故に往々にして此の法律を誤り、又は惡用して警察官が能く人權蹂躪を致すことがあるのであります。

是は吾れ人共に非常に痛歎致して居る所であります、仍て吾々は此缺陷を補正して人權尊重の實を擧げたい。故に本案を提出したのであります」と述べ又横山委員長は「案の目的と致します所は、從來法文の不備なるが爲に動も致しますと、職權を亂用して人權を蹂躪せらるゝの嫌があつたのであります、否屢々此實例が繰返されたのであります、仍て其弊害を矯正すべく此立法が企てられたのであります」と報告し、貴族院本會議に於ても中御門委員長又僅か三條の改正でございますけれども人權保護に於て――

保護を擴張する意味に於て、最も適切なる法案として、委員會に於きましては直に滿場一致を以て可決確定致しました」と報告し何れも警察官が即決例を濫用して人権を蹂躪しつゝあつたことを改正の理由とし前提として居るか如くである（中略）

- 一、被告人以外の者即ち被告人の法定代理人、保佐人、配偶者に獨立して正式裁判請求権を認めたこと
- 二、即決例第九條第十條に依り被告人を強制留置したる場合は其旨を被告人の指定した特定の者に通知する規定を設けたこと
- 三、強制留置中の被告人と外部との交通の自由を認めたこと、即ち接見、信書其他の物の授受の自由を一定の範圍内に於て認めたこと

の三點である、これに依つて警察の取扱が非常に面倒になつたことは事實である。（下略）
著者は右書籍の本文に於て即決例の沿革を述べてゐる本項冒頭に述べた、本縣沿革と對照し執務の参考とすべく序に抜抄することにした。（編者）

違警罪即決例は明治十三年七月布告第三十七號を以つて公布せられた「治罪法」に對する特別手續として、同十八年九月發布せられたものである。初め、違警罪の處分は治安裁判所に於て裁判することに規定してゐたが同法實施の前年即ち明治十四年に違警罪は當分の内府縣警察署及分署に於て裁判すべき旨を布告した爲に、違警罪の處分に關しては治罪法實施後も同法に據らず特別の手續を以て警察署に於て之を爲してゐたのである。

次で明治十八年に本例が公布せられて、處分の手續を稍具體的に規定して以來四十幾年の永きに亘り一回の改正もなく今日に及んだのであるが、其の間本例改正に關する、意見は屢々朝野の間に提議され其改正法律案が議會に提出されたこともあつたが、容易に改正の運びに至らなかつた所、今議會に於て民政黨所屬一松代議士外三名に依りて其改正案が議會に提出され、衆議院の委員會に於て一部の修正を見たが遂に兩院を通過し茲に改正法律として公布せらるゝに至つたのである。
尙違警罪即決例の改正に就き昭和六年五月號警察協會雜誌に内務書記官土屋正三氏が解説を發表してゐるので序に左に抜抄して見たい。（編者）

この改正は種々の點に於て注目し得るものがある。第一に夫れは政府の提案にあらず衆議院に於て議員の提出にかゝるものである。兩院が法律案を提出し得ることは憲法第三十八條の規定する所なるか、帝國議會開會以來か、法律案が貴族院に於て可決せられ政府の同意を経たもの果して幾許を算するであらうか？ 第二に明治十八年制定の太政官布告が約半世紀間一回の修正も加へられずして今日初めて修正を加へられたといふのも可なり珍らしい現象と云はねばならない。違警罪即決例の改正法律案は第二十五議會に衆議院に於て松田源治氏外一名より提出せられたるに始り爾來數回衆議院に於て議員より提案あり一度は政府も同意の上貴族院へ回付せられたこともあつたが遂に貴族院の議決を経るに至らずして今日に至つたのであるが、重要法案の山積したる今日議會末期の多忙期に於て如何なる次第であつたか、簡単に貴族院を通過したのは寧ろ不思議と思はれる。（土屋氏はこゝに改正の内容及全國的に違警罪の統計を掲げてゐるが省略す）

違警罪即決例を犯罪捜査の具に濫用すべからざることは數十年來政府の繰返し地方官に戒慎してゐる所である例へば明治三十六年十一月十六日秘甲第一六七號依命通牒に依れば「殊ニ他ノ罪證ヲ取調フル手段トシテ故ラニ長時間ノ拘留ヲ爲スニ至ツテハ法律ノ濫用ト云ハサルベカラズ況ヤ一定ノ住所正業ヲ有スル者ヲ浮浪罪トシテ處斷シ正式裁判ノ結果無罪ヲ言渡サル、ニ於テオヤ」又明治四十二年四月十九日内務省秘丙第一八九號依命通牒には「動モスレハ他ノ罪證ヲ得ル手段トシテ濫リニ拘留刑ヲ科シ」中略、他ノ罪證ヲ索ルノ便宜手段ニ供スルガ如キハ濫用タルヲ免レザル儀ト存候」云々とある之れに同趣旨の指示注意は地方長官會議に於ても下されて居る所である（中略）今回の法律改正の結果警察事務に相當繁激を加へるのは經費節減の折柄誠に同情に堪へぬのであるが人権を尊重し警察の豫て聲明する違警罪即決の公正なる運用を證明し得るならば事務の繁激は犠牲として忍ばねばならぬであらう云々。

五、要 視 察 人

茲に要視察人と稱するは刑事上（司法上）の要視察人の謂であるが聊も此起源は前顯本節犯罪の部に於て述べたる如く明治十五年一月一日より施行せられたる所謂舊刑法中に附加刑として設けられたる「監視」の制に始まつたも

ので最初は一種の刑罰であり従てその執行は本刑の執行を終り一旦釋放後其在所に於て家業の傍なりしとは謂へ強權の作用として其一身上の監視を受くべき絶対的のものであつたのが明治四十一年十月一日より施行の現行刑法の制定と共に其の制度を廢しられた爲め之に代り惡質刑餘者の視察を爲すべく設けられたのが即ち夫れである。而して此被要視察人には前者と異り何等法的の義務はないのである。今本制度創設以來の法制的沿革を見るに其主要なるものは概ね左掲記録の通であつて其他は一部宛の改正と更に明治四十一年九月縣警第四九〇八號「刑の執行停止者取扱方」同月同第四九〇九號「刑の執行猶豫者に關する取扱規程」同四十三年九月縣訓令警第四一二六號「犯罪要視察人視察規程」(本規程に依り四十一年制定の行政要規察人視察内規は廢止となる)大正二年五月縣達秘第九五七號「贖幣要視察人取締手續」昭和三年五月内務省訓令第七一八號「刑事要視察人視察内規」同年八月縣訓令第五五六二號「刑事要視察人視察内規施行手續」(本令に依り前の犯罪要視察人視察規程及贖幣要視察人取締手續は廢止となる)同十三年十月縣訓令第八四四九號「刑事要視察人視察内規施行手續」(前の同種手續は廢止)同十四年十月内務省訓令第七二八號「刑事要視察人視察内規」(前のもの、改正)等のやうである。以下古い記録の中で主要なるものを原文のまゝ掲ぐることにしやう。

刑法附則(中略)(明治十四年十二月十九日)

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑ノ終リタル後仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ警察官吏ヲシテ犯人ノ行狀ヲ監視セシムルモノトス
第二十二條 監視ニ付スヘキ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ主刑ノ

終リタル時典獄ヨリ最近ノ警察所ニ護送シ其警察所ヨリ住居ノ地ノ警察所ニ送致シ監視ヲ執行セシム但主刑ノ期滿免除ヲ得タル者又ハ主刑ヲ免シ止タ監視ニ付スル者ハ其裁判所ノ檢察官ヨリ護送スヘシ
第二十三條 犯人ヲ警察所ニ護送スルトキハ其監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名宣告書ノ原本ヲ附スヘシ

第二十四條

警察所ヨリ犯人ヲ住居ノ警察所ニ送致スル時ハ其里程ヲ計リ日數ヲ限定シテ旅券ヲ附與シ犯人到着ノ日直チニ之ヲ其地ノ警察所ニ差出サシム但途中事故アリテ滯留シタル時ハ第三十一條ノ例ニ從フヘシ犯人ヲ送致スル時ハ第二十三條ニ記載シタル書類ヲ其地ノ警察所ニ送送ス可シ

書類ヲ送送スヘシ

第三十條 他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許可シタル時ハ其里程ヲ計リ先方ノ地ニ滯留スル時日ヲ算シ往復日數ヲ限定シテ旅券ヲ附與スヘシ
犯人先方ノ地ニ到レハ其地ノ警察所ニ出テ旅券ヲ示シ官吏ノ認印ヲ受ケ限定ノ日數内ニ歸來リ直ニ旅券ヲ警察ニ還納ス可シ

第二十六條 犯人住居ノ地ノ警察所ニ於テハ監視ノ期間間遵守スヘキ條件ヲ讀開カセ監視ノ票ヲ下付スヘシ

第三十一條 旅行中天災又ハ疾病等ニ依リ臨時滯留シタル時ハ事由ヲ其地ノ警察所ニ具申シ官吏ノ證書ヲ受ケ歸着ノ日旅券ニ添ヘ警察所ニ差出ズ可シ

第二十七條 監視ニ付セラレタル者ハ其期間間左ノ條件ヲ遵守スヘシ

第三十二條 監視ニ付スル者住居ナク及ヒ引取人ナキ時ハ其期限間監獄中ノ別房ニ留置シ工業ヲ爲サシメ又ハ使役ニ供ス住居遠地ニ在テ歸着スル資力ナキ者亦同シ

一、毎月二度所轄ノ警察所ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ已ムコトヲ得サル事故アリテ警察所ニ到ルコト能ハサル時ハ其事由ヲ届出ツ可シ

第三十三條 監獄中ノ別房ニ留置シタル者限内引取ヲ得又ハ住居ノ地ニ歸着スル資力ヲ得タル時ハ其地ニ送致シテ殘期ノ監視ヲ施行セシム可シ

二、酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許サス

第三十四條 刑期限内及ヒ罪ヲ犯シ初犯再犯共ニ監視ニ付スヘキ時又ハ監視ノ期間間及ヒ罪ヲ犯シ更ニ監視ニ付スヘキ時ハ並ニ主刑滿限ノ後前後ノ期限ヲ通算シテ監視ヲ執行ス可シ

三、事故アリテ其住居ヲ轉移センスル時ハ警察所ニ申請シ許可ヲ受ク可シ

第三十五條 罰金ヲ禁錮ニ換ヘタル者監視ニ付スヘキ時ハ其禁錮ノ日數ヲ監視ノ期限ニ算入スヘシ

四、擅ニ他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許サス若シ已ムコトヲ得サル事故アル時ハ其事由ヲ警察所ニ具申シ許可ヲ受クヘシ

第三十六條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ遵守シ檢改ノ狀アル時ハ警察官ヨリ事實ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

第二十八條 監視ノ期間間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ臨檢スルコトアルヘシ

第三十七條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ遵守シ檢改ノ狀アル時ハ警察官ヨリ事實ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

第二十九條 警察所ニ於テ住居ヲ轉スルコトヲ許可シタル時ハ其事由ヲ轉住ノ地ノ警察所ニ通知シ第二十三條ニ記載シタル

第三十八條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ遵守シ檢改ノ狀アル時ハ警察官ヨリ事實ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ假ニ監視ヲ免スルコトヲ得

第六節 司法警察

第三十七條 假ニ監視ヲ免セラレタル者住居ヲ移轉スル時ハ第二十七條第三及ヒ第二十九條ノ例ニ從フ可シ

第三章 假出獄及特別監視

第三十八條 假出獄ヲ許ス可キ者アル時ハ獄司ヨリ其犯人ノ行狀及ヒ刑名入獄ノ年月日ヲ記載シ假ニ出獄ヲ許サレンコトヲ内務司法兩卿ニ上申シテ許可ヲ受クヘシ

第三十九條 假出獄ヲ許シタル時ハ獄司ヨリ其證票ヲ犯人ニ下付ス可シ

第四十條 假出獄證票ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ

- 一、本人ノ屬籍氏名年齢住所罪名刑名及ヒ處刑ノ年月日
- 二、殘期何年月何日何日假出獄ヲ許ス事
- 三、假出獄中ハ特別監視ニ付ス可キ事
- 四、假出獄中更ニ重罪ヲ犯シタル時ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中日數ヲ刑期ニ算入セサルコト

第四十一條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者假出獄中自ラ財産ヲ始メ若クハ職業ヲ營マントスル時ハ警察所ニ申請シ許可ヲ受ク可シ

第四十二條 假出獄ヲ許ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ出獄ノ日典獄ヨリ其證票ノ謄本ヲ添ヘ第二十二條ノ例ニ依リ犯人ヲ護送シ特別監視ヲ執行セシム可シ

第四十三條 特別監視ニ付スル者ハ第二十三條第二十四條第二十五條第二十六條第二十九條第三十一條ノ例ヲ適用ス

第四十四條 特別監視ニ付セラレタル者ハ其期限間左ノ條件ヲ遵守ス可シ

一、毎週間一度所轄ノ警察所ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ已ムコトヲ得サル事故アリテ警察所ニ到ルコト能ハサル時ハ其事由ヲ届出ツ可シ

二、酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルコトヲ許サス

三、事故アリテ住居ヲ轉移セントスル時ハ警察所ニ申請シ許可ヲ受ク可シ但他ノ府縣ニ轉移スルコトヲ許サス

四、往復一日程ヲ過クル地ニ旅行スルコトヲ許サス

第四十五條 特別監視ノ期限間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ臨檢スルコトアルヘシ

第四十六條 假出獄ヲ許サレタル者刑期滿限ノ日ニ至レハ假出獄證票ヲ警察所ニ還納シ警察所ヨリ證票ヲ出シタル獄司ニ還送ス可シ主刑滿限ノ後監視ニ付スヘキ犯人ナル時ハ警察所ニ於テ第二章ノ例ニ從テ處分ス可シ

第四十七條 假出獄ヲ許ス可キ者住所ナク及引取人ナキ時ハ第三十二條ノ例ニ從ヒ監獄中ノ別房ニ留置ス可シ

本縣行署第二百三十二號 明治十五年四月廿五日

監視取扱手續

第一條 監視ハ犯人住所ノ警察署又ハ分署ニ於テ執行スルモノトス

以下二十一箇條ヲ以テ成リ、檢察官又ハ典獄ヨリ監視ニ付セラレタル犯人ヲ護送シタル時、被監視者旅行轉任等ノ場合、假リニ監視ヲ免スル場合等其取扱手續及監視ノ方法等ニ付規

定シ更ニ第一號ヨリ第五號ニ至ル受領證、受書、假免監視票

營業治産免許狀、保證狀等ノ例式ヲ示シタリ

行政要視察人視察内規

本件は明治四十一年七月十五日警内第一一號を以つて制定せられ明治四十三年九月廿一日訓令警第四一二六號を以つて廢止されてゐる、この規程は初明治四十年四月三十日高訓第九號を以つて制定した特視人視察内規の一部に改訂を加へたもので専ら社會的不良者の早期發見とこれが絶滅を期したものと様である。従つて現在に於ける特高要視察人及刑事要視察人の視察視程と其趣旨を異にするヶ條が多い。

第一條 此内規ニ於テ要視察人ト稱スル者左ノ如シ但高等、犯

罪、贓物要視察人ヲ除ク

一、新聞記事材料等ヲ利用シテ人ヲ脅迫シ利ヲ圖ル者

二、博徒

三、俠客

四、三百代言

五、手数料取ヲ以テ業トスル者

六、破落戸

七、空相場ヲ勸誘シ又ハ周旋スル者

第二條 要視察人ヲ以テ甲乙二種トシ甲種ハ非行ノ最モ甚シキモノ乙種ハ其以外ノモノトス

第三條 要視察人ニ對シテハ平素其行動ノ視察ヲ嚴密ニシ非行ヲ逞ウスルノ餘地ナカラシメ以テ正業ニ復セシムルヲ目的トスベシ(以下略之)

尙此規程制定に就ては同年六月四日付警内第一號を以て第一條各項に列記したる者に付該當者を調査して此成案を得た者で警視廳の浮浪者視察手續等を參考としてゐる。又規程發布と同時に署長に訓示し各要視察人を一々署に召喚し訓戒を加へ正業に服するの誓をなさしめ請書を徴してゐる事も一異彩である。編者幼少の頃舊年末夜警に村の駐在巡查から雇はれ其勤務に同伴したことがあるが、巡查彼氏は村落巡行中、時々人家に立ち寄り「おい家に居るか」とか「何處に行つたか、何日出たか、何事に出たか」等と本人や家人に尋ねてゐたことを傍聴したことがある

が、今にして思へば彼氏は斯した規程に基く極めて勤務に忠實な人であつたことを感じさせられる。

六、檢 視

檢視に就ては明治六年發布の改定律例中其第二百四條に「凡變死ニ係ル屍ハ官ノ檢視ヲ經ルニ非ザレバ私檀ニ埋葬スルヲ聽サズ違フ者ハ云々」の規定ありて變死體は必ず檢視を要する事の定あるも其檢視に關する手續規定の記録なし只夫同十年二月布告第二十二號を以て警察官吏に際し變死體檢視に際し解剖を必要とする場合は檢事(檢事派出なき地方は其地方長官)の許可を受くべきを規定せるのみなりし。同十二年十二月始めて本縣に於て變死傷檢視規則又大正十三年九月には達保第九四〇〇號變死者取扱規程等を制定し以て檢視制度を確立するに至りたり。爾來數度の改正と一面變死體にして他殺若ハ其嫌疑ある者に就ては別に司法處分として明治初年より其職務中に屢々規定され犯罪捜査上常に檢事との連絡關係を保つてゐる従つて昭和六年七月制定の「司法警察執務細則」中に檢視に關しては詳細の事項が規定され以て今日に及ぶものである。以下現存記録の原文を蒐録することとした。

行き倒れの者ありたる場合

徳川氏の檢視に於ける頗る精密にして其宜しきを得るに似たり就中夫の村境へ懸候行倒人變死人等面を上にして倒れたる死人は總丈三分七分に境へ懸候其頭の方にて引請可申免角其もの今迄歩行し來り候方にて死たる也後へ返り候時はづみにて足前へ出るものなり、同教令の如きは實に論理法に適ふべし(徳川時代の警察沿革誌)

改 定 律 例 (拔萃) (明治六年六月十三日布告第二〇六號)
第二百四條 凡變死ニ係ル屍ハ官ノ檢視ヲ經ルニ非レハ私檀ニ埋葬スルコトヲ聽サズ。違フ者。ハ懲役四十日

溺死人取扱ノ儀ニ付伺 (明治八年五月八日 司法卿宛)

御省日誌本年第四十四號名東縣伺ニ改定律例第二百四條ニ依レバ變死ニ係ル屍ハ官ノ檢視ヲ經ルベキモノトス然ルニ辛未(明治四年)五月廿八日御達云々ノ御指令ニ埋葬シテ管轄廳へ申告セサル者ハ例第二百四條ニ依ルト相見へ候處辛未七月中民部省ヨリ各地方管内溺死人有之節取扱振ノ義ニ付當五月中御布告ノ趣モ有之候處右ハ取消ニ相成候條地方官ニ於テ便宜ノ方法ヲ以テ死體腐爛等ノ不都合無之様見當次第速ニ取置可致事ト布達有之候へ共溺死人ニ限リ官ノ檢視ヲ經ス區戸長手許ニテ直ニ埋葬ノ上届出サセ候義ハ名東縣伺ニ御指令ノ通ニテ可然哉疑義ヲ生シタルニ付此段相伺候云々

(右指令) 溺死ト雖モ官ノ檢視ヲ經ベキハ勿論ナリ管轄廳遠隔ニテ腐敗ノ患アル等止ムヲ得サル時ハ區戸長ニテ一應見聞ヲ遂ケ假埋葬ノ上詳細調書ヲ以テ管轄廳へ届出ベシ

明治九年一月十八日 (司法卿印)

變死體解剖ハ檢事又ハ地方長官ノ許可ヲ受クベキ件 (明治一〇年二月二日布告第二二號)

變死ニ係ル屍ヲ警察官吏檢査スル時ニ於テ解剖ヲ行ハサレバ其致命ノ原由確知シ難キ旨醫師申立ル時ハ檢事(檢事派出ナキ地方ハ其地方長官)ノ許可ヲ受ケ其部分ヲ解剖檢査セシムルコトヲ得

右布告候事

大政官達第一二號 明治十二年三月五日

官廳内並官有ノ工場及ヒ船艦等ニテ變死傷ニ係ル者自今總テ近傍ノ警察所へ報知シ檢視ヲ受クヘシ此旨相達候事

但士官兵卒等ノ陸海軍官限り處分ヲ了シ警察官ノ檢視ヲ要セサル及分航海中ノ變死傷ニ係ル者ハ此限ニアラス

變死人始末之義ニ付伺 明治十二年五月四日 (東國東郡西本、横城、奈多村役所)

人民諸願届書從前區戸長本人ト連署ノ御成規ニ候處昨年來奥書ニ御更正ニ就テハ變死人始末書ト雖モ戸長ニ於テ關係人ト連署スヘキ理由無之哉ニ相心得添書ヲ以テ進達セシニ警察署迄御受付濟相成シモアリ亦或時ハ明治十一年本縣月報第八號舊四大區六小區伺

變死人監視ニ限リ區戸長連署可致云々ニ御指令伺之通リト有之由ヲ以テ(右月報ヲ拜見セサルカ故ニ確信仕リ難シ)連署候様分署ヨリ照會相成シモ有之候然ルニ過般新聞紙ヲ見閱セシニ東京府下ニ於テハ變死人監視戸長立會ニ不及旨御布達有之哉ニ相覺候當縣下ニ於テハ假令立會ヲ要スルモ其始末書ニ連署スヘキ條理有之間敷愚考仕候依テ諸願届ノ例ニ倣ヒ與書ヲ以テ進達仕度此段奉伺候也
指令 同月二十日

檢死ニ立會ノ戸長ハ其實況ヲ證スル爲メ調書ニ署名調印スル義ト可相心得事

變死傷檢視規則 (明治十二年十二月廿八日) (保達甲第三七號)

- 第一條 變死傷ノ訴アル時ハ警部(尋常ノ變死、誤死、自死、災死等ハ警部駐在ナキ分署ハ取締)直ニ醫員及巡查ヲ率ヒ其場ニ出張シ該町村ノ戸長ヲ立會ハセテ之ヲ檢視シ其變死傷ノ原因景狀等第壹號書式ニ依準シ調書ヲ作ル可シ
- 第二條 但其事重大ニ涉ルモノハ署長直ニ出張スルコトアルベシ
- 第三條 其出訴シ來ルトキハ死體及其場所ノ模様等變換セサル様其訴人ヘ申聞ケ速ニ巡查ヲ派シ取締ヲナサシムベシ
- 第四條 其訴アルトキハ直ニ巡查或ハ探偵掛ヲシテ其地ニ出張セシメ内外ノ動靜ニ注意シ尙近隣ノ風評ヲモ探訪セシムルコトアルベシ
- 第五條 檢視官ハ其死傷者ヲ先ツ見認タル人ニ就テ其景況ヲ探聽シ而シテ之ヲ檢視スルヲ要ス
- 第六條 凡死體ハ頭髮ノ間ヨリ手足ノ末ニ至ル迄全體漏スコトナク之ヲ檢査シ若シ體中疑シキ廉アラバ醫員ニ質問スベシ
- 第七條 若シ其體中ニ疵所アラバ細大トナク之ヲ檢査シ其瘡口ノ大小深淺及箇所其他出血ノ多少又ハ皮膚ノ青赤又ハ腫起又及風説等ヲ探訪セシムベシ
- 第八條 檢視官ハ先ツ其死者ヲ見認メタル人ニ就テ其景況ヲ探聽シ而シテ之ヲ檢視スルヲ要ス
- 第九條 死體頭髮ノ間ヨリ手足ノ末ニ至ル迄全體漏スコトナク之ヲ檢査シ若シ體中疑シキ廉アラバ醫員ニ質問スベシ
- 第十條 若シ其體中ニ疵所アラバ細大トナク之ヲ檢査シ其瘡口ノ大小深淺及箇所其他出血ノ多少又ハ皮膚ノ變色或腫起若クハ腐爛(水死ナレハ)膨脹スル等ノ事アラハ之ヲ檢視調書(書式第一號見合)ニ詳記シ其疵口及箇所等ハ第二號體圖ニ朱記スベシ
- 第十一條 前條ノ檢視畢レバ死體ハ其家族又ハ親戚朋友等ニ引

渡ス可シ若シ引取人ナキ時ハ立會ノ戸長ヘ引渡シ皆第三號書式ニ依準シ受取證ヲ領取スベシ

但本籍不明ナル死體モ條條ノ手續ヲナシ立會戸長ニ引渡スモノトス

第十二條 凡ソ檢視ニ關スル書類ハ其綴日并ニ字句ノ改竄塗抹ノ箇所ニハ本人ヲシテ押印セシムベシ

第十三條 總テ檢視書類ハ正副二通ヲ製シ警察署ヨリ本書ヲ本廳ニ開申シ控書ハ該署ニ保存スベシ

(書式略)

連第十四號(太政官) 明治十三年二月廿五日

明治十二年三月第十二號達左ノ通告正候條此旨相達候事官廳内並ニ官有ノ工場及ヒ船艦等ニテ變死ニ係ル者及ヒ重傷死ニ至ル者ハ近傍ノ警察所ヘ報知シ檢視ヲ受クヘシ但軍人軍屬ニシテ陸海軍官限り處分ヲ了シ警察官ノ檢視ヲ要セサル分及ヒ遠洋航海中ニ係ル者ハ此限ニアラス

變死檢視規則 (明治十五年九月十六日) (本課第六十九號)

- 第一條 變死ノ届出アリタルトキハ警部又ハ警部補巡查ヲ卒ヒ醫員ト共ニ直ニ其場ニ出張檢視スヘシ但警部又ハ警部補差支アルトキハ巡查ヲシテ代理セシムルコトヲ得
- 第二條 前條ノ届アリタルトキハ死體及其場所ノ模様等變換セサル様其届人ヘ申聞注意セシムヘシ又ハ事宜ニ依リ巡查ヲ派遣シ取締ヲ爲サシムヘシ
- 第三條 其届出ノ模様ニ依リ直ニ巡查ヲ派遣シ其地内外ノ動靜
- 及風説等ヲ探訪セシムヘシ
- 第四條 檢視官ハ先ツ其死者ヲ見認メタル人ニ就テ其景況ヲ探聽シ而シテ之ヲ檢視スルヲ要ス
- 第五條 死體頭髮ノ間ヨリ手足ノ末ニ至ル迄全體漏スコトナク之ヲ檢査シ若シ體中疑シキ廉アラバ醫員ニ質問スベシ
- 第六條 若シ其體中ニ疵所アラバ細大トナク之ヲ檢査シ其瘡口ノ大小深淺及箇所其他出血ノ多少又ハ皮膚ノ變色或腫起若クハ腐爛(水死ナレハ)膨脹スル等ノ事アラハ之ヲ檢視調書(書式第一號見合)ニ詳記シ其疵口及箇所等ハ第二號體圖ニ朱記スベシ
- 第七條 自死ニシテ遺書アルトキハ其信偽ヲ檢査シ之ヲ領收スヘシト雖モ親族ヨリ下付ヲ請フトキハ謄寫シテ其本書ヲ下付スヘシ
- 第八條 死體ノ檢査畢レハ直ニ親族其他關係人ニ對シ始末及カ死者ノ素行等詳細各自ニ尋問シ第三號書式ニ準ヒ其供述ヲ錄取シタル尋問調書ヲ作り本人ニ讀聞共ニ署名捺印スヘシ若シ本人署名スル能ハサルトキハ其旨ヲ付記スヘシ但シ其供述同シキモノハ一書ニ連署セシムルモ妨ケナシ尙ホ本人供述ノ上手續書ヲ差出ストキハ尋問調書ニ代用スルコトヲ得
- 第九條 醫員ニハ其死體ノ景狀又ハ致命ノ原因ヲ詳記シ押印シタル檢按書ヲ出サシムヘシ
- 第十條 死者ノ本籍及住所氏名不分明ニシテ死體ノ引取人無之者ト認ムルトキニ限リ其地戸長ニ立會セ前數條ノ手續ニ依リ檢視スヘシ但此場合ニ於テハ第四號書式ニ準ヒ死者ノ體相書

ヲ作ルヲ要ス

第十一條 前條ノ場合ニ於テハ關係人ノ尋問調書ニ立會戶長連署調印セシムヘシ

第十二條 檢視ノ手續ヲ終ヘタルトキハ死體ハ其家族又ハ親族朋友等ニ引渡スヘシ第十條ノ場合ニ於テ引取人ナキ時ハ立會ノ戶長ヘ引渡シ第五號書式ニ準ヒ受取證ヲ領收スヘシ

第十三條 前各條ニ依リ檢視終レハ第一號書式ニ準據シ檢視調書ヲ作り一件書類ト共ニ警察署ニ保存シ左ノ様式ニ依リ每翌月五日迄ニ警部長ニ報告スヘシ但繁雜ノ事件ト認ムルモノハ其時々一件書類ヲ添ヘ即報スヘシ

(變死人檢視報告表、省略)

第十四條 渾テ檢視ニ關スル書類ハ每葉ノ契印及ヒ文字ノ挿入削除ハ其個所毎ニ本人ト共ニ捺印スヘシ但檢視調書ハ共ニ捺印スルノ限ニアラス

第十五條 其檢視スルニ當リ犯罪ニ關スルモノト認ムルトキハ治罪法ノ規則ニ從ヒ犯罪取扱心得ニ照準シ檢證處分ヲナスモノトス

(第一號書式經死溺死檢視調書。第二號圖式。第三號尋問調書。第四號體相書。第五號御受書。ノ各書式略)

七、獄務

監獄(現在の刑務所)の事はその初め専ら地方廳に屬せし當時は未だ其の專任者なく常に警部其の他の警察官吏中にて取扱ひ居り明治十四年三月太政官達を以て始めて府縣官中に典獄、書記、看守長、看守を置かれ茲に漸く一般警察官吏と司獄官吏とを區別するに至りたるも尙且其幹部の如きは主として警部の兼任なりしが其後十九年七月勅令第五十四號地方官々制の發布せらるゝや、本縣即ち警察本部と分離し更に三十六年三月勅令第三十四號に依り監獄事務の總てが司法省所管となり全く獨立するに至りたる爲め爾來監獄の事務は全部專任の司獄官吏に於て司り、唯警察署留置場に於ける拘留囚並刑事被告人に於てのみ警察官吏に於て兼て獄務を掌ることとなり今日に至るものである、以下其沿革の概要を知るべき關係の記録を左に別記することとしやう。

死體の試斬を禁ず

第二百九十四 明治三年四月十五日

從前刑餘ノ骸ヲ以テ刀劍ノ利鈍ヲ試來候右ハ殘酷ノ事ニ候間嚴禁取締可致其他他人膽或ハ靈天蓋陰莖等密買致ス哉ニ候處其功驗無之事ニ付是又嚴禁取締可致候事

獄廷ノ規則ヲ定ム (明治三年五月廿五日) (第三六九刑部省定)

(註、職名ハ二年七月八日六二二號職員令參照)

彈正臺ハ二年五月二十二日四七〇號ヲ以テ設置)

一、糾問之節有位士庶人等之座別不致混雜可取扱事(本項ハ五年司法省第二五號ニ依リ消滅)

一、判事以上出席吟味之節ハ事件掛リ之解部並史生兩人見座白洲ニ相詰可申事

但史生兩人ニテ專ラ聞書致シ主要ノ處ハ解部ニ於テ可爲加

一、大獄難獄ハ卿補出座ノ事

一、罪人最初吟味之節ハ刑事出座ノ事

一、下糺之節ハ解部鞠問シ史生聞書可致尤時宜ニ依リ丞出座ノ事

一、拷問ハ判事以上相議取計事

一、口書糺書トモ解部訂正ノ上丞ヘ出シ然ル後淨書可致事

但口書讀上ハ解部取計之事

一、刑名宣告ハ判事爲讀聞候事

一、囚徒ヘ差入品之儀當番之解部是ヲ掌リ見座ニ嚴重爲相改書面相添囚獄方ヘ差遣シ候事

一、中小解部當番定早出仕之事

第六節 司法警察

一五四五

一、犯科主謀之者吟味之節隔地連累ハ府藩縣ニテ取調口書爲差出符合致シ候得ハ各之條件右藩府縣ヘ相達シ爲申渡輕キ謹慎押込叱差控等ハ滿日ニ至リ差免其旨當番ヘ爲届出事

但連累トイヘトモ重科ハ不在此限事

一、六位已上ハ座舖吟味之事

判任以下罰庶人ニ下シ或ハ免職申渡候上其官省等ヘ通達致候事

府縣官員藩ノ公用人差添罷出候節ハ當人ヘ申渡之趣書付取調置省掌ヨリ相達差添人等外或ハ觸頭役等ノ節ハ本文之通リ取計候事

右之通庚午(明治三年)五月廿五日相定候事

附錄(第二) 明治三年九月晦日(刑部省伺)

流刑之者配所ヘ相越候節妻妾附添罷越度旨願出候ハハ開届不苦候儀ニ有之候得共爲念此段相伺候間至急御差圖有之候様致度候也

(辨官附紙)

可爲何之通事

徒流刑の者買物を禁ず(大分縣)

徒流刑ノ者云々當市中ヘ達シ 明治五年七月七日

徒流刑ノ者自分買物致シ候儀ハ相成ラサル定則ノ處中ニハ心得

違ノ者モ有之哉ニ相聞候自今とけいしゆんりうノ文字有之法被
着用ノ者ヘ何ノ品ニ寄ラス賣渡シ候者於有之ハ取糺シ之上嚴重
ノ所置可申付假令法被脱シ候其肩拂置候ニ付目的ト可致此旨相

達シ候事
但徒刑之者雇入先ニテ物ニ錢物相與ヘ候聞ヘ有之法律ニ關係
致シ不都合ニ候條可爲嚴禁候事

斬首の刀保管方其他の達

司法省第二七號 明治五年十月十七日

斬首ノ刑子及ヒ自盡ノ本介錯ハ獄舍附等外ノ中一人ヲ專務ト定メ其用フル刀ハ獄署ニ設ケ置キ磨礪修補ハ總テ官費タル可キ事
但シ獄舍狭少ニシテ事簡ナレハ專務者ヲ置ス等外ノ中輪番ヲ以テ刑子ニ充ツヘシ專務者ヲ置クト雖モ若シ疾病事故或ハ事湊合ス
ルトキハ輪番方ニ從フ輪番刑子ニ當ル者死囚一人ヲ斬首スレハ手當金貳圓ヲ給與スヘシ

監獄衆庶從觀之備伺

(明治六年一月二十八日)

聽訟鞠獄ノ二件ハ極メテ公明ニシテ毫モ私陰ナカランコトヲ要ス故ニ萬國ノ公義ニ基キ訟獄共衆庶ヲシテ縱觀セシメ聽鞠官員ノ意
ヲシテ益公明ナラシメ縱觀人民モ亦自ラ懲戒ノ心ヲ生セハ治教ノ裨益最モ多カラン故ニ當縣ニ於テ訟獄ノ二件共人民ノ縱觀ヲ許シ
誣服冤罪ノ憂ヲ民モ亦自ラ懲戒ノ除キ公明正大ノ域ニ躋ラシメンコトヲ希望ス縣議如斯依テ欽テ許可ヲ仰ク謹言

明治六年一月廿八日

司法 卿 宛

大分縣 參事 名

右指令 何之通 明治六年三月十日

牢番兼懲役驅使方之儀ニ付伺

(明治六年十二月六日內務卿宛)

當縣廳中費用過分之旨御指令相成就中牢番兼懲役驅使方之人員夥多ニ付一際減少致候様御指令之趣敬承成丈節減可仕候然ルニ牢番
驅使方之儀ハ已決未決獄囚ノ多寡ヲ以テ加除致シ監守驅使スルノ責ニ任シ罪囚ノ監及反獄逃走等ヲ覺ラサルトキハ覺察ニ失スル
ノ罪ヲ科シ獄囚モ亦其罪ヲ加ヘ候儀ニ付牢番驅使方之人員ヲ減シ些少ノ人員ヲ以テ夥多ノ懲役人ヲ監守驅使セシムルトモ監守ノ及
ハサルヨリ罪囚自ラ謹慎ノ念ヲ怠レ寬漫ニ流レ候ハハ官ヨリ監守者ヲシテ覺察ニ失セシメ罪囚ハ逃走ノ妄念ヲ萌サシムルニ立至ラ

ン手ト兼々深ク痛心罷在候全體當縣ノ罪囚懲役百以下ニ該ル者ハ管杖ニ換ヘ一年以上ノモノ而已懲役ニ處シ來リ候義モ畢竟監守
者ノ人員不足且經費等節減ノ配心ヨリ適宜ニ處分致シ來候得共素ヨリ管杖ニ實決スルハ人身ノ健康ヲ害スルノミナラス老賊宿盜等
ニ至テハ生來廉恥ヲ知ラサルモノニ候ヘハ管杖ニ處セラレルヲ恥トセス罰テ懲役ニ處セラレサルヲ喜ヒ候弊モ有之懲惡ノ御主意ニ
モ悖リ且人民保護ノ道モ不相立儀ニ付兼テ百以下ノ者ト雖モ是非懲役ニ科斷致シ度ト苦慮仕候折柄即今牢番兼驅使方之人員過減
致シ候時ハ連モ罪囚百以下ノ者懲役ニ決放スル能ハス又一年以上ノ懲役人モ外役ヲ止メサルヲ得ス外役ヲ止ムル時ハ殆ント座食
セシムルニ至ラン手彼之弊害相生シ可申哉ト愚考致シ候ニ付前顯ノ情實不關奉具狀候間此段篤ト御賢察被下先ツ從前ノ人員粗被据
置候様許可奉仰度此段相伺候也

右指令 (明治七年二月三日內務卿)

書面何出之趣ハ驅役之仕方並ニ現今懲役人員今一應精細取調諸入費且稼出シ金高之見込概算差引勘定書相添更ニ可伺出事

牢番兼懲役驅使方之儀ニ付再伺

(明治七年五月卅一日內務卿宛)

當縣牢番兼懲役驅使方之儀ニ付昨六年十二月六日附ヲ以テ相伺候處本年二月三日附ヲ以テ御指令ノ趣拜承仕候則別紙之通取調差出
候條先般相伺置候通不得止之情實御賢察被下先ツ從前之人員被据置候様許可奉仰度此段相伺候也

右指令 (明治七年七月七日內務卿)

書面再應何之趣無餘儀相聞候ニ付開屆候事

別紙

罪囚人員並役法大意

- 一、懲役場ハ當分本廳下ニ一ヶ所岡ヘ(縣廳ヲ距ル十二里)一
- ヶ所都合二ヶ所ニ置キ市在人民ヨリ役囚ヲ雇入レンコトヲ乞
- フ者ハ之ヲ聽シ日々外役セシム
- 一、驅使方ハ一人十囚ヲ管シテ驅役ス
- 但市在人民ヨリ雇入ルルモ驅使方ハ本條ノ如ク監護ス

- 一、已決囚監獄ハ晝夜驅使方四員ツツ交番シテ監守ス
- 一、未決囚監獄モ亦同シク二員ツツ交番シテ監守ス
- 一、現今已決囚人員左ノ如シ

總人員百二十二人
 內
 懲役男 百三人
 同女 十八人
 禁獄男 一人

第四章 警察取締の變遷

一、同未決囚人員左ノ如シ
總員三十二人

一五四八

男 二十九人 女 三人

○自明治六年一月半番兼懲役驅使方入費

一金千四百八十二圓三十一錢一厘

此米三十三石二斗一升

右同所ノ分

此譯

金九百七十七圓十九錢八厘

雜用錢

金五百十圓十一錢三厘

此米二十一石九斗三升

本廳ノ分

內

月給

金三百五十七圓七十五錢

本廳ノ分

金二十圓

旅費

金二十六圓一錢二厘

岡出張所ノ分

金二百六十三圓四十錢

御用召旅費

金十圓九十錢二厘

右同所ノ分

金二百十四圓三十八錢八厘

着後日當

金四十八圓六十七錢

小買物

右之通相違無之候也

歸國旅費

金三十二圓七十七錢五厘

本廳ノ分

○明治六年中懲役場入費並稼出高力

力役收入高金千四百三十四圓三錢九厘

金七圓八十九錢

岡出張所ノ分

一、金二千四百七十三圓五十二錢一厘

遣拂高

金八圓五厘

右同所ノ分

差引

不

金四百六十圓九錢一厘

備品買入代

金千三十九圓四十八錢二厘

飯米代

金四百二十四圓三十二錢五厘

本廳ノ分

此譯

足

金十七圓十二錢六厘

岡出張所ノ分

金千二百五十七圓四十四錢二厘

藥

金十八圓六十四錢

右同所ノ分

此米二百八十四石八斗七升七合

內

金二百二十二圓十五錢一厘

藥代

內

金百九十一圓七十錢三厘

本廳ノ分

金十一圓六十六錢

岡出張所ノ分

右之通相違無之候也

金十八圓七十八錢八厘

右同所ノ分

鞠獄上掛官員之儀ニ付何 (明治七年一月三十日)

當縣ニ於テハ是迄罪按ヘ主任之正權典事一名連署仕來候處先般正權典事被廢候後右職名ニテ調理仕候分ハ正權大屬ニテ取扱來候得共今般改定律例第七十六條御改定ニテ府縣ハ參事ヲ判官トナスト御布告有之且裁判所罪按雜形ニハ掛リ判事一名解部一名書載有之然レハ判事ト有之候ハ則參事解部ハ屬ニテ取扱可然哉ニ似タレトモ地方官ノ如キハ事務繁劇參事ヲ以テ判事ノ場ニ充ツルトキハ隨テ事務ハ淹滯致シ候條掛リノ義ハ主任ノ屬兩名ニテ可然哉此段相候條至急御指令被下度候也

斷獄傍聽ノ儀ニ付何 (明治七年五月三十日)

當縣聽斷獄ノ二件各民傍聽ヲ許シ度段昨六年一月廿八日附ヲ以テ相候處同三月十日附ヲ以テ何之通ト御指令有之候間其以來各民聽聞差許シ來實處憲法類編第二十八卷訴訟法ノ內御省ヨリ正院ヘ御伺ノ條ニ曰聽訟ハ各民ノ權義ヲ保護シ云々又斷獄ノ儀ハ初度ヨリ順ヲ以テ鞠問ヲ遂ケ畢テ斷刑申渡候ニ付初度ヨリ鞠問ニ至ル迄ハ外聞難差許場合モ有之候間斷刑處決ノ節ノミ新聞紙上版人差入候様致シ度云々ノ御指令ニ何ノ通尤各府縣ヘ相達候義ハ先見合申トコレアリ然レハ斷獄ノ儀ハ容易外聞ヲ許スヘキモノニ無之様相見ヘ御省御達議ト當縣ヘノ御指令聊軀觸致候様コレアリ右ハ斷獄タリトモ御指令ノ通各民傍聽差許シ置不苦儀ニ候ヤ爲念此段相候候也

右指令 (明治七年六月十二日)

何之趣昨六年三月十日指令ハ取消候事

罪囚の賞として常食外加給

內務乙第百十一號 (明治九年九月廿六日 內務卿)

已決囚、同囚ノ逃走ヲ謀リ或ハ獄則ヲ犯ス等ヲ報告シ其他篤行奇特ノ者有之其賞罪減等可相成程ニ無之雖然情實賞セサルヲ得サル

第六節 司法警察

者有之ハ其賞トシテ壹人ニ付金貳拾五錢以下ヲ以テ常食外適宜加給致シ毎月詳細可届出尤實際ノ景況此限ニ可超見込ノ者ハ其時々可伺出此旨相達候事

囚人差入物の事

警達第廿二號入獄等ノ者へ差入物云々達 明治十年六月十九日

拘留入獄又ハ懲役囚へ親族ヨリ差入物願ノ義近來殊ノ外限ニ相成種々ノ物品及多量ノ食物ヲ差入甚敷ニ至テハ入獄見舞杯ト唱へ親族一同ヨリ夥多ノ食物等ヲ各自ニ仕立差入度旨願出候者モ儘有之甚タ無謂事ニ候仰モ方今ノ御政體ニ在ツテハ犯罪者ト雖モ厚ク保護ノ道ヲ加ヘラレ食料ハ適度ヲ量リテ之ヲ與ヘ寒ケレメ衣ヲ貸シ病メハ藥餌ヲ給シ殊ニ重病ノ者ハ魚肉鶏卵等ヲ始メ滋養ノ物ヲ給支シ其他百般保護至ラサルナシ是所謂其罪ヲ惡ンテ其人ヲ惡マサルノ御趣意ナリ然レトモ一日一囚賄料ノ定額アレハ常ニ滋養ノ物ヲ與ヘ保養ノ道ヲ盡サシムルヲ不得故ニ親族ノ情願ニ任カセ滋養物及ビ寒暑防禦ノ衣類ニ限り差入聽届候處動モスレハ之ヲ認認シ前顯之通種々ノ未弊ヲ釀來リ甚不都合ノ事ニ候右等ノ願書往々區戸長ノ捺印モ不申請單ニ差入主ノ姓名ノミ相認差出候族モ有之遠路往復煩勞ノ情ヲ汲ミ不得止聽届候義モ有之候得共畢竟區戸長ノ捺印無之テハ親族血係ノ續キモ明瞭シ難ク取締上不都合不尠ニ付今般左之通差入規則ヲ設ケ候條此旨區内末々迄無漏申達シ自今差入物願出候節ハ必ス右ニ照準可致此旨相達候事

(雜形省略)

懲役場を監獄署と改稱

懲役場自今監獄署ト改稱候條此段相達候事

明治十年十二月廿八日

大分縣少書記官 小原正朝

(註) 明治初年頃の大分縣に於ける監獄署は現縣會議事堂の小使室附近であつたと云ふ。

囚人面會人のこと

警達第三號懲役囚云々達 明治十一年二月六日

懲役囚へ親族ノ者等ニ面會シ又ハ金錢物品信書等致取進候儀ハ筆テ嚴禁タルノ處近來右等ノ儀殊ノ外限ニ相成或ハ親戚縁故ノ者外

役先ヲ窺ヒ懇會情話ヲ遂ケ或ハ金錢物品等發ニ授與イダシ候者間々有之哉ニ相聞甚不相濟事ニ候爾後右等ノ所業ヲ侵シ後日及露顯候ハハ相當可及處分候條其旨區内ノ者へ無漏可相達此旨相達候事

獄内の傳染病警戒

警布第七號 明治十二年五月二十二日

監獄署内ノ儀ハ既決ノ囚人數百名常ニ檻内ニ雜居シ自ラ癘瘴ノ毒氣ヲ醸造スルヲ以テ虎列刺ノ豫防法ニ於ケルモ亦一層嚴重ニ施行致居候處親族ノ内ヨリ差入物願出候節動モスレハ不熟腐敗及調理ノ廉ナル食物ヲ携へ來ルモノ有之獄官ニ於テ嚴密ニ點檢ノ上許否スト雖モ或ハ囚人共其量ヲ顧ルナク過度ニ食スルヨリ在々下痢等ヲ醸スモノ不尠抑モ方今囚徒ノ食料タルヤ極メテ新鮮ナル物ヲ撰ミ適度ニ給與スルカ故食物ハ却テ貧民ノ常食ニ勝レリ依テ親族ノ饋餉ナキモ敢テ不足ノ義無之ニ付當分衣類並紙ヲ除クノ外差入ノ儀禁止候條此旨布達候事

換刑輕禁鋼拘留執行手續

(明治十八年一月十六日)

第一條 換刑輕禁鋼拘留十日以下ニシテ受刑人大分警察署ノ直轄外ニ住スルモノアル時ハ各警察署分署ニ於テ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトアルベシ

第二條 前條ノ受刑人アル時ハ逮捕狀并ニ第一號書式ノ指揮書ニ換刑命令書ノ謄本添へ各警察署分署ニ還付スベシ

第三條 警察署分署ニ於テ檢事ヨリ發シタル逮捕狀ニ依リ受刑人ヲ逮捕シタル時ハ其署留置場ニ於テ刑ノ執行ヲ爲シ一面逮捕狀ニ執行ヲ了シタル旨ノ書面ヲ添檢事へ還付スベシ

第四條 送付ヲ受ケタル警察署分署ニ於テ受刑人其署管轄地内ニ住セス又ハ潜匿シタルコトノ分明ナル時ハ其書面ヲ添へ逮捕狀并指揮書命令書ノ謄本共檢事へ還付スベシ

第五條 受刑人所在不明ニシテ刑ノ期滿免除ニ到ル迄(輕禁鋼

第六節 司法警察

既決未決の區劃を嚴重にすべき達

本縣警第六〇一號 明治二十年三月二十二日

内務大臣ヨリ別紙之通訓令相成候條未已決囚ヲ混交セサル様注意スヘシ

第四章 警察取締の變遷

(別紙) 内務訓第一九一號 明治二十年三月八日 警察署ニ屬スル留置場ニ於テハ往々拘留者未決者又ハ換刑禁錮者等ヲ混同雜居セシメ或ハ適宜ノ法ヲ以テ之ヲ遇スルカ如キ向モ有之不都合ニ付自今未決ノ區域ヲ嚴割シ夫々成規ニ從ヒ取扱候様注意セラルヘシ

留置人取扱規則 (明治二十一年七月十二日)

第一條 新ニ留置スル者アルトキハ署長若クハ監督通身ヲ授檢シ利器其他危險ノ虞アリト認ムルモノハ勿論所持金品ハ悉ク點檢シテ其名數ヲ簿冊ニ記載シ一々證印シテ之ヲ領置スヘシ 第二條 留置人看守ノ方法ハ各署一定スルコトヲ得スト雖モ必ス看守責任者ノ判明スヘキ方法ヲ設クヘシ 第三條 賄ハ署長若シ在ラサル時ハ監督復タ在ラサルトキハ看守者之ヲ檢査シ給與スヘシ 第四條 臥具ハ左ノ區別ニ從テ貸與スヘシ但シ自辨セント請フ者ハ之ヲ許スヘシ

三月一日ヨリ五月三十一日マテ 毛布二枚
六月一日ヨリ九月三十日マテ 毛布一枚
十月一日ヨリ十一月三十日マテ 毛布二枚
十二月一日ヨリ二月二十八日マテ 毛布三枚
前項ノ外寢蓆(疊)ヲ敷カサル留置場ニ限ル(ヘシ)枕及蚊帳ヲ貸與スヘシ

第五條 差入ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ許スヘシ
一、監獄則第八十九條ノ制限ヲ超ヘサル者
二、信書ハ家計上又ハ權利義務上必要ニシテ且ツ差支ナシト

認ムル者ハ署長之ヲ檢閲シテ許スヘシ其留置人ノ發スル書信亦同シ

第六條 留置人ハ食事ノ都度清水ヲ以テ嗽セシムヘシ
第七條 留置場ハ毎朝留置人若クハ小使ヲシテ掃除セシムヘシ

留置外國人ノ食料ノ備ニ付伺 (明治二十四年五月廿八日)

本縣居留地警察署ニ留置スル外國人犯罪者食糧之義ハ明治八年第五百三十三號公達ニ依リ取賄フヘキモノト思考候處其體格習慣或ハ宗教(或宗教ニテハ某日ニ限リ)上ノ關係等ヨリ其食糧ノ種類ヲ異ニシ又ハ増量ヲ要スル場合モ有之候間特別ノ取扱ヲ以テ一食金拾錢迄ヲ程度トシ相當ノ食糧給與候様致度此段相伺候也 内務省指令甲第一〇一號 明治廿四年六月十七日
本年五月廿八日內務省指令第二百八十五號何留置外國人食料ノ件開届タ但領事ヨリノ依頼ニ由リ逮捕シ拘留スル者ノ費用ハ其領事ヘ償還方請求スヘシ
刑事被告人ニ冠物ヲ使用セシムル件 (大正十一年四月廿六日達警第一〇七號部長通牒)

警察官署附屬留置場ニ拘禁セル刑事被告人ニ對シ裁判所其ノ他ノ出入ニ冠物ヲ使用セシメサル向有之哉ニ候處右冠物ハ他ト接觸スル機會ヲ防キ且本人ヲ保護スル所以ニモ有之候條自今裁判所ニ押送スル場合ハ勿論其ノ他監房外ニ出ス場合ハ必ス相當ノ冠物ヲ使用セシムル様致度其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之此段示達候也

以下參考

懲役囚賞與ノ義内務省へ御届 懲役 十八錢 中 塚 三 吉

十五錢 池田 宇太郎
十五錢 吉松 徳次郎
十五錢 秋吉 友六
十二錢 吉松 和三郎
十二錢 松本 竹次
十錢 坂本 直太郎
十錢 鹽月 富士藏

右之者共本月九日縣廳内掃除之者誤テ火ヲ失シ雜木ヘ燃付候節遽ニ消防ノ術ヲ得サルニ付不敢取警部ヨリ懲役人操出之義及報告候處早速馳付消防方盡力注意終ニ右雜木ヲ伐倒シ及鎮火候段殊勝之事ニ付後來獎勵改良ノ爲本年九月廿六日附ヲ以テ御達有之候御省乙第百一十一號御達ノ趣ニ憑リ爲其賞別紙(頭上)之通リ蔬菜料給與取計候此段御届上申候也

明治九年十一月 大分縣令 香川 眞一

内務卿 大久保利通殿
追テ未決囚大野郡名立村平民堀作太郎ナル者本年同九月廿九日囚伊東九市ヨリ破獄助勢ノ義同因ヘモ示談イタシ候様依頼ヲ受クルト雖モ肯セサルヨリ右九市破獄ヲ遂ゲサル義後日相知レ取糾候處相違無之然ニ作太郎ナル者改定律令第二百九十五條ノ實ニ依リ首報スル者ニモ無之ニ付等減取計候程ニハ至ラスト雖モ同人ノ不肯ヨリ九市義破獄ニ至ラサルハ其志願亦嘉賞スベキナキニ非ラス依テ本文已決囚賞與ノ御趣意ニ基キ蔬菜料金十五錢給與取計候間此段添テ上申候也

(註) 本文伊東九市(當二十九年)は終身懲役に入獄中同

第六節 司法警察

年三月十三日同囚大野郡酒井寺(現大野町)甲斐谷五郎(當二十一年)と共に外役先より逃走たる所同月十八日熊本縣山鹿町にて逮捕され更に同年七月十日再び脱走したるを同月廿三日大野郡酒井寺にて捕縛されながら十一月九日三度脱逃を企てたる即ち逃走の常習なり、從つて三度目の脱獄を同囚たる堀作太郎の不肯に依りこれを遂げしめざりしことは餘程當局をして賞嘆せしめたるものならん。

守卒 獄丁の月給

第 四 課

○勘第六百四十一號 守卒 獄丁月給金四圓

○勘第六百九十二號 守卒 獄丁 同 三圓

○勘第六百九十二號 守卒 獄丁 同 三圓

○明治十一年十月一日勘第一二三七號改正

一等守卒 月給金 五圓五十錢
二等守卒 同 五圓
三等守卒 同 四圓五十錢
四等守卒 同 四圓
一等守卒 月給金 六圓
二等守卒 同 四圓
三等守卒 同 四圓
四等守卒 同 四圓

○明治十三年六月五日日本第十三號改正(本局)

一五五三

第四章 警察取締の變遷

二等守卒 同 五圓五十錢
 三等守卒 同 五圓
 四等守卒 同 四圓七十五錢
 一等獄丁 月給金 四圓五十錢
 二等獄丁 同 四圓二十五錢
 三等獄丁 同 四圓
 一等下丁 月給金 三圓七十五錢
 二等下丁 同 三圓五十錢
 三等下丁 同 三圓二十五錢

監獄事務二關スル職務辭 (例)

大分縣平民元岡縣

赤座彌太郎

文政十三年己丑十二月晦生

明治十五年二月二十七日 任大分縣看守長兼書記
給月俸廿五圓

群馬縣士族

三宅伊滿

明治十五年二月七日 任警月部俸廿五圓

同 年九月十二日 月俸三十圓

同 年九月十六日 兼任大分縣看守長

大分縣士族 矢部太一郎
明治十五年二月七日 任警部月俸二十圓

一五五四

同 三十二年二月廿八日 月俸廿五圓
同 十六年一月十八日 兼任大分縣看守長

大分縣士族

判事補 黒川正治

明治十三年十一月十三日 任五等警部

同 十四年五月十三日 兼任大分縣副典獄

同 十四年五月十三日 月俸三十五圓支給

同 十五年二月七日 任警部兼副典獄月俸三十五圓

同 十五年四月廿八日 轉任判事補

神奈川縣士族

專任十等警部 淺田光通
明治十四年四月廿一日 任縣書記兼看守長月俸十二圓

大分縣平民

九等警部 佐藤元次郎

明治十四年四月二日 兼任大分縣看守長

同 年九月廿六日 任同縣看守長兼書記 月俸十五圓

同 十五年二月七日 任警部補兼看守長 月俸十五圓

同 十五年八月三十日 任同縣警部兼看守長書記如故

同 十六年九月廿八日 免本官專任同縣書記兼看守長如故

月俸二十圓 大分縣平民

九等警部 尾間拾藏

明治十四年四月廿一日 任縣書記兼看守長月俸十五圓
同 十五年二月廿二日 任警部兼書記兼看守長如故月俸二十圓

熊本縣士族 塚恰

明治十五年七月八日 兼任同縣典獄月俸六十圓

同 十六年二月十七日 依願免本官兼官

鹿兒島縣士族

警部 菊地則常

明治十五年三月十日 兼任看守長

同 十七年九月廿六日 月俸三十圓

佐賀縣士族 須古七郎

明治十六年九月十八日 兼任看守長

同 十七年三月十四日 免兼官

警部 竹田町

(直入郡警察署長) 安政三年正月十二日生

明治二十一年九月十五日 任典獄

明治二十二年 大分縣職員錄 (抄)

第二部 監獄課

副典獄 判任官五等

長心得 大分監獄 矢部太一郎

第六節 司法警察

書記 八等

看守長 佐藤元次郎

同 十等 岡野定藏

同 同 大野齊

同 同 岩崎有藏

同 同 飛高秀藏

大分監獄 判任官五等 兼監獄課長心得

副典獄 矢部太一郎

書記 判任官八等兼監獄課

看守長 佐藤元次郎

同 九等

看守副長 今城通昭

同 十等 兼監獄課

大分縣平民 岡野定藏

大分縣士族 大野齊

鹿兒島縣士族 岩崎有藏

大分縣平民 飛高秀藏

看守長兼書記 判任官七等上級俸

看守副長 同九等 佐藤元次郎

福岡縣士族 鳥村十郎

大分縣士族 同 十等 手島政則

杵築監獄 判任官十等 一五五五

第四章 警察取締の變遷

一五五六

大分縣士族	看守副長	足立常五郎	大分縣士族	看守副長	同十等
佐伯監獄	判任官十等		梅谷	蕪路	
大分縣士族	看守副長	安藤三藏	大分縣士族	看守副長	同十等
竹田監獄	書記	判任官八等	元中津縣士族		
看守長	近山	安則	警部	齊木	惠三
判任官七等中級俸			嘉永四年三月十五日生		
東京府士族	看守長兼書記	近山	同	長洲警察署長	
看守長兼書記	近山	安則	同	元臼杵縣	
豆田監獄	判任官十等		明治二十四年三月廿八日	竹田監獄支所長ヲ命ス	
福井縣士族	看守長	狛	同	慶應元年一〇年一五日生	
中津監獄	書記	判任官八等	同	井村	新太郎
看守長	櫻根	幾太郎	同	任警部兼看守長	
和歌山縣平民	兼書記	櫻根	同	杵築監獄支署長	
看守長	判任官七等中級俸	幾太郎	同	速見郡署長代理	

八、出獄、假出獄及假出場

本項に關する沿革は左掲記録の外に尙明治四十一年九月司法省第二五號「假出獄取締細則」同月同省訓令第七號「假出獄及假出場に關する取扱手續」同四十四年二月縣訓令第五號「出獄人保護規程」(本規程は大正十二年八月訓令第一二三號を以て廢止さる)及大正七年一月縣達保第九六一六號に依る「出獄者の保護視察方」の通牒あるも之等は何れも登載を略しその他のものを左に掲載す。

刑法(拔萃)(明治十三年七月十七日)

第一編第二章刑例

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者獄期ヲ滿シ後改メテ輕刑ノ刑ニ改メテ處スルノ後行政ノ處分ヲ以テ假出獄ノ例ヲ用ヒス

(註) 本法ハ明治十五年一月一日ヨリ施行セラレタリ

假出獄者ニシテ警察官署ニ出頭スルガ爲メ宿泊ヲ要スル場合ニ於ケル取扱方

(明治四十一年十二月廿四日)

警第七一七〇號警保課長通牒

假出獄取締細則ニ依リ假出獄者ノ警察官署ニ出頭スル場合ニ於テ之カ爲メ途中宿泊ヲ要スル程度ノ地(片道凡五里)ニ在住シ汽車ノ便ナク事情憫諒スヘキモノハ便宜所轄巡查駐在所又ハ巡查部長派出ニ出頭セシムルモ妨ナキ義ニ有之候依命此段及通牒候也

累犯者保護の違

大分縣訓令第五號 明治四十四年二月十日

從來累犯者ノ再三罪ヲ犯スハ其邊善シ難キ素質アルニ因ルヘシト雖モ亦出獄者カ假令改悛シテ正業ニ就カントスルモ社會ノ擯斥ニ逢ヒ就職ノ途ニ苦シムノ結果ニ出ツルモノ甚タ少シトセス斯ノ如キハ單リ本人ノ爲メニ不幸タルノミナラス社會公安上看過スヘカラサルコトナリトス夫レ犯罪ノ豫防ハ不良少年ノ感化ト出獄人ノ保護ニ俟ツコト最モ多シ而シテ感化院ハ曩ニ其設置ヲ見タリ乃茲ニ出獄人保護規程ヲ設ケテ出獄後保護ヲ加フルニ非レハ自立ノ計無ク再犯ノ虞アル者ニ就職ノ便ヲ與ヘ遷善ノ實ヲ舉ゲシメントス局ニ當ル者能ク趣旨ノアル所ヲ體シ出獄人ノ保護指導ニ易メ累犯ノ患ナカラシメ以テ公安ノ維持ヲ計ランコトヲ期スヘシ

出獄人保護規程の條文は省略す

第六節 司法警察

一五五七

第八十二條 聾啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ依リ五年ニ過キササル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

場ニ留置スルコトヲ得

第八十條 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所爲是非ヲ辨別シタルト否トヲ審案シ辨別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歳ニ過キササル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第七十九條 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス但滿八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キササル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得

第一編第四章 不論罪及宥恕減輕

第一節 不論罪及宥恕減輕

第五十七條 刑期限内更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ假出獄ヲ許サス

第五十六條 假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入ノルコトヲ得

第五十五條 假出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

第五十四條 徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サルルト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

第五十三條 無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ經過シタル後亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一條ニ照シ幽閉ヲ免スルノ假假出獄ノ例ヲ用ヒス

テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ經過シタル後亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一條ニ照シ幽閉ヲ免スルノ假假出獄ノ例ヲ用ヒス

徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サルルト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

假出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入ノルコトヲ得

假出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サルルト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ經過シタル後亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一條ニ照シ幽閉ヲ免スルノ假假出獄ノ例ヲ用ヒス

テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

假出場具申ニ付テハ警署署長ヨリ直接上申差支ナキ件 (大正二年六月五日司法監甲第四一〇號)

警察署留置場ニ在ル受刑者並ニ勞役場留置者ニ對シ當警察署長ヨリ直接假出獄又ハ假出場ノ具申ヲ爲シ差支ナキコトニ決定相成旨
谷田監獄局長ヨリ別紙寫ノ通り通牒有之候ニ就テハ御管内各警察署長へ小官ヨリ通知致置候間御了知相成度爲念此段及御通知候也
(別紙)

司法省監甲第四〇一號 (大正二年五月廿九日)

典獄ハ警察官署附屬ノ留置場ニ在ル受刑者又ハ勞役場留置者ニ付テモ情狀ニ因リ假出獄又ハ假出場ノ具申ヲ爲シ得ヘキ事勿論ナル
モ自今右様ノ場合ニ於テハ當該警察官署ノ長モ亦司法大臣ニ對シ假出獄又ハ假出場ノ具申ヲ爲シ差支ナキ事ニ決定相成候右様御承
知相成度此段及通牒候也

出獄者の保護視察

出獄者の保護視察の目的は第一本人の正業を奨励して其改悛を促し専ら再犯ならしむるにあることは今も昔も變りはない所であるが、其成績を通觀すると時に寒心すべきものがあつた。これは制度の不備でなくこれに携はる人の頭の問題である、如何に善き理想的な方策を當局が樹てゝも、これを實行する人に誠意なく其趣旨や眞意が解せられなかつたならば、成績の擧がる道理はない、否寧ろ時に反對の惡結果を招來することがあるのである。左の一示達はこれ等の事項を是正すべく時の上司の婆心に出でたるものと思はるので摘録して見る。

記

達保第九六一六號

大正七年一月七日

各警察署長宛

警察部長名

出獄者ニ對シ指導誘掖ニ努メ就業ノ途ヲ得セシメ犯行ヲ再ヒスルコトナカラシムルハ豫防警察上其他ニ於テ極メテ緊要ノ事ニ有之

候處警察官吏ニ於テ平素彼等ノ行動ヲ視察スルニ當リ其就業先ヲ訪問スル等ノコトアルカ爲同一職業ニ從事之者及其他ノ者ニ前科者タルコトヲ察知セラレ爲ニ忠實事業ニ從事スル者ニシテ解職セラレ失職ノ結果果犯ニ陥ル者各地其例ニ乏シカラサル旨先般全國免囚保護事業當局者會同ノ節申出有之候趣ヲ以テ注意方警保局ヨリ通牒ノ次第モ有之果シテ右申出ノ通り警察官吏ノ視察カ彼等ノ業務ヲ阻害スル如キ事實有之候ハハ最モ遺憾トスル所ニ有之候ニ付犯罪常習者其他平素視察ヲ必要トスル者ニ對シテハ露骨ニ涉ラズカメテ間接ニ適宜ノ方法ニ依リ其行動ヲ視察スルコトトシ尙本人ノ動靜等視察シタル事項ニ職務上ノ秘密ヲ嚴守シ他人ニ漏洩スル等ノ事ナク本人ヲシテ安シテ其職ニ從事セシムル様部下ニ對シ此旨主テ徹底セシメ遺憾ナキヲ期セラルベシ

九、押送

本項に付ては特筆すべきものもないが左掲の外に尙明治十八年三月内務省陸警第二號「軍法會議所又は營所より依頼の囚人護送方」同三十年十一月勅令第四一五號「囚人及刑事被告人押送規則」同年十二月内務省令第三七號「右押送細則」同三十一年二月司法省訓令第一號「囚人又は刑事被告人遞傳護送に關する件」同年縣訓令第二四一號「囚人及刑事被告人押送手續」同三十四年四月縣保第三六號「囚人及刑事被告人を押送又は留置中逃走せしめたる時は監督者をも處分の件」同四十二年十月縣訓令第二一號「囚人及刑事被告人押送手續」(前手續廢止)同年同月縣警第五〇七三號「愛媛縣及廣島縣以東へ押送の場合には守江港より三津警察署へ直送すべき件」及大正十四年一月内務省訓令第三七號「受刑者及刑事被告人を内地、臺灣、朝鮮、關東州、樺太及南洋群島間に護送の件」等の定あるも之等は記載を省略して主なる古記録のみを掲ぐることにした。

囚人護送規則 (明治六年十一月十九日) (太政官達第三九一號)

第一條

一、府縣繼送ノ節尋常囚人ハ二人ニ繩取一員重犯ハ一人ニ同一

第四章 警察取締の變遷

員附添總テ犯人三人以上一時護送ノ節ハ爲取締等外更又ハ還
卒番人一員附添可申事

第二條

一、他管内護送ノ節ハ繩取人員ハ前條ニ准シ附添可申護衛者ノ
儀ハ囚人三人ニ付一員ヲ定限トスヘシ尤三人未滿ニ候トモ一
員附添取締可致事

第三條

一、前條ノ節護衛者旅費ノ儀ハ等外四等相當繩取ハ旅費定則第
二十章ニ見合支給可致事

但到着ノ上引渡方等ニテ滯留ノ節ハ旅中滯留ノ日當ヲ被下
候事

第四條

一、囚人泊宿不寢番ノ儀ハ辛未十月十四日公布ノ通相心得右番
人員ノ儀ハ護衛者ニ照シ同様ノ人数爲差出可申候

第五條

一、護衛附添ノ儀ハ第一條第二條共囚人ノ多寡ニ隨ヒ増減斟酌
可致事

第六條

一、府縣預ケノ禁錮人並府縣送囚人護送中賄方ハ大藏省壬申第
百五十號布達ノ通華士族平民ノ差別ナク一人一食ニ付新貨貳
錢七厘ヲ以可取賄事

第七條

一、囚人入費立方ノ儀ハ無宿ハ官費有宿ハ自費タルヘキ事
内務省乙第十一號 明治九年二月四日

明治六年太政官御達第三百九十一號囚人護送規則並昨八年當省
乙第六十八號ヲ以テ護送囚人賄費額相定旅籠屋へ宿泊爲致來候
處於各地方追々警察出張所等建設ノ向ハ一般囚人ヲモ該處へ宿
泊爲致看護向等便宜取計可申尤賄料之儀ハ昨八年第五百十三號
御達ニ基キ臥具其他小費ハ該處ノ實際ニ依リ仕拂候義ト可相心
得此旨相達候事

警保護部巡查章程並事務取扱概則(明治九年九月十八日定)

(拔萃、但原文ハ職制ノ節ニアリ)

第十章 囚人護送心得

第八條 現行犯罪人差押タラハ逃走セシメサルハ勿論證據物品
ヲ投棄セシメサル様注意スヘシ

但重犯人(人殺強盜放火強姦等ノ類)ハ繩取壹人雇入モ妨
ナシト雖モ賭博開賭又ハ官林伐木富講等ノ逃走憂ナキ見込
ノ者ハ親類ニ責付(請書ヲ取ルヘシ)假口書並證據トモ一
同送致スヘシ(證據トハ賭博ハ場錢骨牌骨子ノ類開賭ハ槌
棒鎌刀庖丁等ノ類官林伐木ハ斧鋸ノ類富講ハ籤寄金帳簿ノ
類)

第十九條

人殺強盜強姦放火強盜等ノ現犯ヲ捕拿セハ其場立會
人一二名ノ手續書ニ(立會無之ハ被兇人ノ始末書)物品(人
殺ハ殺シタル物品強盜ハ奪取スル物品其他ハ前條ニ掲クル證
據類ヲ推シテ知ルヘシ)醫案(殺傷強姦等ニ用ユ)ヲ添ヘ送
致スヘシ尤告訴(自ラ害ヲ蒙ルヲ訴フルヲ云)告發(人ノ害
ヲ受ルヲ訴フルヲ云)ナレハ其書類モ一同送致スヘシ猶委トハ
證據規則照會スヘシ

第二十條 凡ツ押解ハ屯所次ニスヘシ尤一泊セサル能ハサルト
キハ屯所ニ留置クヘシ屯所ヨリ出張所ヘ送ルモ亦同シト雖モ
屯所ノ位置ニヨリ直ニ本廳ニ押解スルハ便宜ニ任スヘシ

第二十一條 囚人賄料ハ出張所、屯所ニ留置トキハ一食一錢ヨ
リ二錢五厘迄ニ限ル尤成丈減省スルニ注意スヘシ

但不得止途中ニ一泊スレハ泊二賄十三錢晝一賄五錢以下ヲ
限ル尤本條ノ心得肝要トス

第二十二條 犯罪人ヲ捕拿セハ其地ノ賄不寢番賃請取ハ囚人ニ
添ヘ次屯所ニ送ルヘシ次屯所ニテハ右請取ヘ次屯所ノ費用請
取證ヲ添ヘ又其次屯所ニ送ルヘシ

第二十三條 夜中一泊ノ節不寢番無之テハ無覺東見込ノ者ナレ
ハ一應ノ罪人二人ニ一人雇入レ三人以上ニ二人ト定ムヘシ尤
重犯人ハ一人ニ二人モ妨ケナシ

第二十四條 巡查一人ニテ數囚ヲ護送スルトキハ繩取一人雇入
一人雇入ヘシ尤輕重ニヨリ人員ノ増減アルヘシ

但雇入ノ者ハ半日十五錢一日三十錢ノ儲賃ヲ給ス
第二十五條 罪犯人逮捕ノ際逃走シ追跡スルハ持區外ヲ不論ト
雖モ失踪シテ探索スルハ持區内ヲ限ルヘシ尤出張所隣屯所ヘ
ハ急報ヲナスヘシ

第二十六條 嫌疑之者及裁判官ノ呼出ニ不參廳者等爲拘引出張
セシトキ本人不在ナラハ何方ヘ行シヤ何日歸宿スルヤヲ問ヒ
歸村次第親族組合之内ニテ連出候旨ノ受書ヲ取り行衛不相知
モノハ見當次第同道スヘキ旨ノ證書ヲトルヘシ
第二十七條 拘引人ノ姓名若シ其町村ニ無之トキハ役場ノ證書

第六節 司法警察

ヲトルヘシ

第二十八條 本人病氣ニテ拘引難相成節ハ醫師ノ診證書ヲトリ
快氣次第親族組合ニテ同道スヘキ旨ノ請書ヲ徴スヘシ

連第十號 十五年二月一日

内務省、開拓使、警視廳、府縣(東京府ヲ除ク)
明治六年十一月第三百九十一號並同十年七月第四十九號ヲ以テ
囚人護送規則及ヒ遞傳方相達置候處今般更ニ別冊ノ通囚人護送
遞傳方改正シ本年七月一日旅行候條從前達中矛盾ノ廉ハ同日限
廢止ス此旨相達事
(別冊)

囚人護送手續

第一條 甲廳ヨリ乙廳又ハ集治監ヘ送移スル囚人ハ囚籍及處刑
宣告書所持ノ物品ヲ併セ沿道警察本分署ニ於テ遞傳護送スヘ
シ但一府縣管内本支監獄ノ間ニ護送スル囚人モ距離十里以外
ニ至ルモノハ本文ニ準スルヲ得
第二條 新ニ就捕セル犯罪人及諸令狀ニ據リ引致スル刑事被告
人又ハ逃走ノ軍人軍屬ノ遞傳護送ヲ要スル者モ前條ノ手續ニ
準スヘシ但入監後糾問等ノ爲メ所在ノ法衙ニ往復スル本條ノ
限ニアラス

第三條 第一條第二條ノ護送ニ付スル囚人ノ員數及ヒ發出日時
ハ其當該官吏ヨリ前以テ沿道警察本分署ヘ通報スヘシ
第四條 護送囚人ノ數ハ一行十名以下トス護送警吏及繩取ノ人
員ハ適宜タルヘシ但便利海路ニヨルトキハ適宜囚人ヲ增加ス
ルヲ得

第四章 警察取締の變遷

一五六二

第五條 遞傳護送ハ日出ヨリ日没マテヲ限トス

第六條 警察本分署ニ於テ護送囚人ノ郷貫氏名刑名又ハ犯罪見込書ノ要領及ビ着發日時ヲ記載シ置クヘシ

第七條 護送ノ囚人ハ沿道警察本分署ニ宿泊セシムヘシ若シ支障アルトキハ該地戸長ニ照會シ宿所ヲ定メ適宜取締ヲナスヘシ

第八條 護送途中囚人病發スルトキハ沿道警察本分署ニ付シ治療スヘシ若シ死去スルトキハ該地戸長ニ埋葬ヲ囑シ(引取人アル者ハ之ニ下付ス)醫師ニ死去證書ヲ作ラシメ戸長及ヒ護送警吏連印シ書類物品ヲ併セ送達スヘキ衙署ニ遞付シ仍ホ發出衙署ニ報知スヘシ

第九條 護送途中囚人逃亡スルトキハ先ツ緝捕方ヲ最寄警察本分署ニ報告シ仍ホ發出衙署及ヒ送達スヘキ衙署ニ報告スヘシ但第八條及ヒ本文ノ手續ヲ爲スタメ他囚護送ヲ遅緩ス可ラス若シ速ニ手續ヲ了シ難キ場合ハ最寄警察本分署ノ助力ヲ請フコトヲ得

第十條 遞傳護送スル警察官吏ノ旅費ハ都テ沿道地方ノ警察費ヲ以テ支辨スヘシ但繩取ノ履給ハ第十一條第十二條ノ區別ニ依リ囚人ニ屬スル費用中ニテ支辨スヘシ

第十一條 第一條ニ掲クル囚徒ニ屬スル護送中ノ費用ハ明治十四年第十七號布告ニ依リ區分シ集治監ニ送ルトキハ沿道府縣ノ仕拂ニ立テ其他ハ出發府縣ノ監獄費ヨリ支拂フヘシ

第十二條 第二條ニ掲クル各犯人ニ屬スル護送中ノ費用ハ沿道地方警察費ヲ以テ支辨スヘシ

第十三條 護送囚人死歿シ引取人ナキモ其所持金錢物品(埋葬費ニ足ルモノ)アル者及ヒ陸軍隊付下士卒海軍下士卒ノ埋葬費ハ第十一條第十二條支辨ノ限ニアラス尤モ其費額ハ都テ十圓以内タルヘシ但下士卒ノ分ハ追テ陸軍省海軍省ヨリ拂戻スヘシ

第十四條 遞傳ニ係ル囚人犯罪人ノ賄費額ハ警察本分署ニ於テハ都テ拘留人ノ例ニ依ルヘシ他ニ宿泊セシムルトキハ一宿二賄隊具點燈手數料ヲ合セテ金貳拾五錢以下一晝食金七錢以下藥價診察料等ハ實費支辨スヘシ

內務乙第三十五號 十五年六月五日 警視廳府縣(東京府ヲ除ク)裁判所ニ於テ檢證ノ爲メ囚人ヲ召連レ他所出張ノ節ハ巡查ヲシテ護送セシムヘシ此旨相達候事但護送巡查ノ旅費其他囚人ニ屬スル費用共渾テ警察費ヨリ支辨スヘシ

內務乙第三十號 十七年七月八日 警視廳府縣(東京府ヲ除ク)今般各假留監設置セラレ候ニ付徒刑流刑及ヒ禁獄ノ刑ニ處セラレタル囚徒送致方及ヒ聯合地方ノ區分左ノ通相定候條此旨相達候事

徒刑流刑禁獄送致方

一、徒刑流刑禁獄ノ刑ニ處セラレタル囚徒裁判確定セシ時ハ之ヲ管束セシ地方ヨリ警察遞傳ヲ以テ直ニ其聯合假留監へ押送スヘシ但本監ノ都合ニヨリ典獄ヨリ其聯合地方へ囚徒押送ノ延期ヲ通知スルコトアルヘシ

聯合地方區分(抜抄)

一、三池假留

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣

警察署分署勤務細則標準 (明治二十二年八月六日) 警第一〇八四號

第四章 護送巡查ノ數 (抜萃(原文ハ警察署並分署事務ノ款ニアリ))

第四條 凡護送巡查ノ數ハ左ノ程限ニ依ルヘシ

一、重罪犯人	二人以下	一人
	五人以下	二人
	七人以下	三人
	十人以下	四人
	三人以下	一人
	七人以下	二人
	十人以下	三人

但警察署長分署長ハ實際ノ情狀ヲ斟酌シ重罪犯、輕罪犯トモ此程限ヲ増減スルコトアルヘシ

三、官金護送ハ巡查一人トス但警察署長分署長ニ於テ特ニ必要ノ事情アリト認ムルトキニ限り二人ヲ附スルコトアルヘシ

遞傳護送順序 (明治二十七年二月十二日) 訓令官第十三號

刑事被告人及囚人遞傳護送順序左ノ通相定メ明治廿七年四月一日ヨリ實施ス

第一條 各警察署ヨリ本縣内ニ於ケル各裁判所ニ護送スル就縛犯人并諸令狀ニ依リ引渡スル刑事被告人及佐伯警察署ヨリ大分縣監獄署ニ護送スル囚人ハ沿道警察署ニ於テ遞傳護送スベ

第六節 司法警察

一五六三

第二條 前條ニ依リ白杵、佐伯、佐賀關、犬飼、日出、杵築ノ各警察署ヨリ護送スルトキハ繩取人足又ハ車馬ヲ用ヒサレバ押送スルコト能ハサル場合ハ汽船又ハ渡航船便ニ依リ直送スベシ

刑事被告人押送途中所持金使用ニ關スル件

明治三十七年三月廿二日縣保發第二九號通牒

刑事被告人押送途中ニ於テ自費ヲ以テ物品又ハ飲食物ノ購求ヲ請フトキハ警察署長警察分署長ハ必要ノ有無及其ノ關係ヲ料シ之ヲ許容スヘキ規定ニ有之候處任々其ノ所持金中ヨリ押送途中ノ車馬賃ヲ支拂ヒ本人ノ證書ヲ徵シ證書願ニ添付シタル向有之ヤノ趣右ハ違例ノ取扱ニ候條相當整理相成度此段及通牒候也

以下參考

租税金上納之難ニ付爲難方內務省ニ伺

長崎出張出納寮へ租税金上納仕候道ハ送付之者而已ニテハ自然兇徒之追蹤ニ係リ不慮ノ憂ナキ難保兼テ其備ヲ處分スル方法不相立候而者不都合ニ付當縣内ハ巡查巡行ヲ兼護送セシメ度沿道各縣ニ於テモ已ニ警察出張所屯所夫々設置相成居候ヘバ當縣ニ於テハ屯所次ヲ以テ巡行ノ序護送相成候ハバ自他冗費モ無之豫防ノ道モ行届可哉ニ奉存候條御差岡モ無之候ハバ兼テ沿道福岡長崎兩縣ニ其旨御示達相成度此段奉伺候條至急御指揮有之度候也(長官)(缺日、明治十年前後)

守口如瓶の護送

犯人護送の捕話として杵築町の勤王家小串爲八(別名守口如瓶)のことを述べて見たい。彼は小串小左衛門の第三子で天保十三年八月十八日生、明治十六年東京で死亡してゐるが明治四年山口藩の脱徒大樂源太郎なる者を匿つた嫌疑で國事犯に問はれ同三月當時監察廳小串武十郎外捕亡吏七八名に依り東京に護送され宮城監獄に投せられたのであるがそれに就いて興味のある記録があるので其原文について少しく説明して見たい。夫れは明治九年彼れが右事件で處刑を受けて宮城監獄に於て受刑中の事である。當局は彼の受刑中の行狀が甚だ良いと云ふので其満期を待つてこれを同監獄の調導に採用せんとし本省に伺を立てた所、内務卿又これを認めて其採用を差許したと云ふ英斷振りで、今にして考ゆれば、甚だ奇抜な處置である、即ち現在の制度では一度刑務所に入つたものは其出所後特種の罪狀を除いては當分其筋の視線内に置かるゝのが通例なのに、これはまして八釜しい國事犯に問はれた人間を其のまま監獄の調導といふ重要位置に就かしめやうとするのであるから、英斷に間違はない(以下原文)

(×印は原文蝕蝕の爲不明)
明治九年×十九日
權令代理 警部 片桐、菊
權參事 小原

會根 × 等 警部

第三大區二小區杵築村士族
小串六郎兄弟民

守 口 如 瓶

右之者別紙宮城縣何指令之旨ニ依リ甲號ノ通内務省ヨリ御達有之候ニ付該區戸長ヘ左之通御達可相成哉

其小區杵築村士族小串六郎兄弟平民守口如瓶儀宮城縣ニ於テ禁獄滿期ニ付懲役場調導ニ採用致度旨同縣ヨリ内務省ニ伺濟之上別紙ノ通同省ヨリ御達相成候條此旨相心得親族共ヘ可相達候事

(甲) 警第五百五十八號ノ内
其縣管下舊杵築縣士族小串爲八郎事守口如瓶山口藩脱徒ヲ潛伏爲致候等ノ科ニヨリ宮城縣ニ於テ辛未十二月三日(明治四年)庶人ニ降シ禁錮五年被仰付置候處來ル十一月十八日滿期之處別紙之通宮城縣宛ヘ及指令置候條此旨相心得本籍戸長及親族ヘ可申達此旨相達候事

明治九年十月十日

内務卿 大 久 保 利 通 印

(乙)

御預禁獄人於當縣滿期××之上直ニ使用致度上申

一、禁獄 五年 舊杵築縣 守 口 如 瓶
右之者明治五年正月ヨリ當縣ヘ御預相成當明治九年十一月十七日ニテ五ヶ年滿期ニ至リ候同人儀ニ付而者明治七年中正院ノ御達ノ御趣意モ有之候ニ付衣食等注意シ他ノ罪囚ト區別シ不意勤作運養等爲致候然ル處同人儀兼ニ法憲ニ觸レシヲ深ク恐懼悔悟シ至仁之御趣旨ヲ感戴シ能ク謹慎罷在近頃已決囚軀役之暇ヲ以讀書習字算術等爲相學候ヲ傍聽感激シテ勸善訓蒙初篇三部ヲ自書シ役場××出願ニ付開屆爾後柵々欄外ヨリ罪囚ヘ講義爲致候處能ク同情ヲ汲察シ其教養懇篤ニシテ囚人懺悔之念ヲ發生セシ

モノ有之教導方法ニ其實效ヲ可奏被存候即今調導當置ノ者モ無之旁特別ノ御詮議ヲ以テ於當縣滿期ノ御達ヲ請候上ニ本人ノ志願ニ任セ當縣憲役場ニ於テ看守調導之向ニ使用致度此段豫テ相伺置候也
明治九年八月五日
權令宮城時亮代理
宮城縣參事 渡 邊 習

權令宮城時亮代理
宮城縣參事 渡 邊 習

内務卿 大久保利通
書面之趣禁獄滿期ノ後其縣管外ヘ出行候義差止置舉動嚴重視察可致尙以悔悟ノ實跡相顯候ハバ其節相伺可申若逃亡異變等有之節ハ速ニ當省ニ可届出已既囚教導爲致候儀ハ開屆候事
但來ル十一月十八日滿期ノ儀ト被心得候事
明治九年十月十日
内務卿 大 久 保 利 通

十、其他

本項には(1)裁判所(2)代言人(現代の辯護士)及其他司法警察の部門に屬する性質のものにして参考となるべきものを(3)雜として蒐録したのであるが茲に唯裁判所の如く現代より見る時は全然別個のものゝ感あるも往時即ち明治初年に在りては現在の警察と等しく府縣廳に於ける一分課として併かも我警察部の始祖たる聽訴課中の一分科たりしが故に本史との關係に於て其沿革を知る上に必要なるが爲め以下之等の事項に就き主要の記録を左に列記することとしたのである。

尙裁判所事務の歸屬に就き今少し詳記すれば廢藩置縣後専ら府縣に屬したもので本縣に於ても明治五年十一月廳内處務の改革に際し庶務、聽訟、租稅、出納の各課を置き右聽訟課中に調律、鞠獄の事務と共に訴訟の事も其の管掌の中に加へられ更に六年九月の改正には聽訟課中に鞠獄と並び訴訟を置かれ。九年一月聽訟課を第四課と改むるに當りては訴訟事務も亦之に屬したるが如し然るに、一面「監獄は第四課の管理に屬す」とあり、訴訟事務に付ては何等の明文なく、同年三月司法省令に依り「聽訟課を大分裁判所と稱し民事刑事の二課を置く」とあるより見れば先是即ち一月の改革に依り聽訟課を第四課と改稱後も尙訴訟の事務に限り依然として同課に屬したるものゝ如く認

めらる、唯此點に關しては明確なる記録なきも裁判所事務が以前は縣廳内聽訟課即ち現在の警察部に直屬せしことは明なる所にして爾後明治九年三月十九日に至り之を大分裁判所と稱せられ其の後漸次改革されつゝ今日に至りたるものである。

(1) 裁判所

明治元年二月二日(七二) 澤前 主水 正
長崎裁判所總督被仰出候事(長崎裁判所ヲ置クノ令他ニ見ル所ナシ姑ク之ヲ存ス)
同 年五月四日(三七四) 澤右衛門 權佐
是迄之職務被免長崎府知事被仰出候事(長崎裁判所ヲ改テ長崎府トナスノ令他ニ見ル所ナシ姑ク存ス)

註 長崎府自今縣ト被改候間此旨爲心得相違候事(明治二年六月二十日行政官)

大赦ノ節目ヲ定メ癸丑以來國事ニ關シ狂死スル者ノ名跡ヲ再興シ目今兼備藩儲ノ者ヲ實典ニ處セシム

明治元年三月二十三日 第百八十二

今般朝敵ヲ除之外一切大赦ト被仰出候者大綱領ニテ節目ニ互候テハ逆罪且人ヲ殺シ其情罪難免者ハ別段ノ事ニテ其餘罪之輕重ヲ不分明免科之處置可致候且又癸丑以來時體ニ係リ皇國御爲ト相考テ矯激之所行ニ及邦憲ニ觸死不祭之鬼ト相成候者モ不少哉ニ相聞右之内實ニ忠奮ニ出可憐情狀有之者ハ跡式再興等

ノ儀其程ニ應シ取扱冤魂ヲ慰候様可致將又當時存在ニテ禁錮又ハ落魄致居候者モ有之候ハハ是又前文之趣ヲ以テ寛宥之可及措置御沙汰候事

長崎裁判所ヲシテ九州御領一圓ヲ管轄セシム
第三百三 明治元年閏四月十三日

九州御領之地所一圓於長崎裁判所可爲管轄被仰出候事
但是迄當分取締被仰付置候藩々被免候儀於當地申渡候事

彈正臺被置 (明治二年五月二十二日) 布告第四七〇號

今度彈正臺被置候事

彈正臺官員

- 一等官 尹 一人 六等官 大疏 二人
 - 二等官 弼 一人 七等官 少疏 二人
 - 三等官 大忠 二人 八等官 史生 二人
 - 四等官 小忠 二人 九等官 巡察彈正十人
- 本件ハ翌明治四年太政官布告第三三六號ヲ以テ被廢即チ「刑部省彈正臺ヲ廢シ司法省ヲ被置」トアリ

民事勸解所のこと
裁第壹號 明治九年三月廿四日

旨布告候事

(抜抄)

- 長崎裁判所 長崎縣 福岡縣
- 熊本裁判所 熊本縣 大分縣
- 鹿兒島裁判所 鹿兒島縣

上等裁判所分轄 明治九年九月十三日布告一一五號
今般府縣裁判所ヲ改メ地方裁判所ヲ置候ニ付各上等裁判所分轄左之通相定候條此旨布告候事

長崎上等裁判所 長崎裁判所 熊本裁判所 鹿兒島裁判所
中津ニ裁判假支廳ヲ置ク(明治九年九月十三日) 裁判第四號

今般豐國下毛郡中津ニ裁判假支廳ヲ置キ宇佐下毛兩郡ヲ管シ本月十九日ヲ以テ開廳別紙假規則之通事務取扱候條此旨布告候事

裁判支廳假規則

- 第一條 民事ハ金額百圓未滿其他官有又ハ一村共有ニ係ラサル地所家屋物品離別離婚等ニ係ル争訟ノ外一切裁判スルヲ得ス但身代限り退訴ニ係ルハ百圓以上ト雖モ此限ニアラス
- 第二條 刑事ハ懲役三十日以下ト爲ス四十日以上百日以下ニ係リ其罪跡明白ナル者ハ便宜處分シ明白ナラザル者ハ審案ヲ具シテ本廳所長ノ決ヲ取ルベシ
- 第三條 民事ニ於テ控訴スル者ハ明治八年第九十三號布告(控訴上告手續)ニ照シ直ニ上等裁判所ニ出サシムベシ
- 第四條 刑事ニ於テ上告スル者ハ明治八年第九十三號布告(前同)ニ照シ直ニ大審院ニ出サシムベシ
- 第五條 凡ソ民事ニ係ルモノハ金額ノ多少事ノ輕重ニ拘ラス詞

七等出仕兼七等判事 小原 正朝 名

(第二章第二節警察署並分署事務中警部巡查派駐事務取扱ノ項ニ關係アリ参照ノコト)

- 第一民事勸解所 大分
- 第二民事勸解所 高田
- 第三民事勸解所 豆田
- 第四民事勸解所 竹田
- 第五民事勸解所 佐伯

但勸解所ハ警部出張故内ニ相設ケ持區モ同持區ニ相定メ候條此旨可相心得尤第一民事勸解所ハ當分本廳内ニ置キ候事右之通管内ニ民事勸解所ヲ置キ來ル四月十五日以後別紙假規則之通施行候條此旨布告候事

(別紙)

民事勸解所假規則

- 第一條 凡ソ民事ニ係ルモノハ金額ノ多少事ノ輕重ニ拘ハラズ詞訟人ノ情願ニ任セ之ヲ勸解スヘシ
但勸解ハ必シモ定規ニ拘ハラサルモノトス
 - 第二條 勸解ヲ乞フ者ハ訴狀ヲ作ルニ及ハス直チニ其區勸解所ニ願出テ其事由ヲ陳述スルヲ得ヘシ
 - 第三條 勸解ヲ乞フ者ハ必ス本人自ラ出頭ス可シ但疾病事故等ニテ已ヲ得サル時ハ其代人トシテ親戚ヲ出スヘシ
- 府縣裁判所ヲ改メ地方裁判所ヲ置クノ件
(明治九年九月十三日布告第百拾四號)
今般府縣裁判所ヲ改メ地方裁判所ヲ置キ分轄左ノ通被定候條此

第四章 警察取締の變遷

訟人ノ情願ニ任セ之ヲ勸解スベシ

但勸解ハ必スシモ定規ニ拘ハラサルモノトス

(第六條及第七條ハ民事勸解所假規則第二條及第三條ニ同ジ)

裁第五號 明治九年九月廿九日

本年裁第一號ヲ以テ及布達置共民事勸解所ヲ廢シ更ニ本廳内ニ民事勸解所ヲ置キ豐後國中ヲ管シ右假規則ニ照シ事務取扱候條此旨布達候事

裁判管轄

應百十七號 明治九年十二月四日 縣權令

熊本裁判所ヨリ左ノ趣通報有之候此旨布達候事

一、熊本裁判所本月廿日ヨリ開廳相成候事

一、右裁判所大分支廳ヲ置大分縣内ノ所轄シ當分府縣裁判所章程ニ照シ事務取扱相成候開廳日限之儀者追而可相達コト

一、左之通區畫ヲ家メ區裁判所ヲ設置相成候開廳日限右同斷之事

區裁判所分轄左之通(大分縣ニ關係ノミ拔萃)

一、大分區裁判所(大分區裁判所ハ明治九年十二月廿五日庶第百三十八號ヲ以テ同年十二月廿八日開廳ノ旨布達セラレ)

國東郡ノ内 第一大區三小區四小區十一小區十二小區十三小區十四小區十五小區十六小區十七小區十八小區十九小區廿小區廿一小區廿二小區廿三小區 速見郡 第二大區

一五六八

一、佐伯區裁判所

海部郡ノ内 第四大區十五小區十六小區十七小區十八小區十九小區廿小區廿一小區廿二小區廿三小區廿四小區廿五小區廿六小區廿七小區廿八小區廿九小區三十小區卅一小區卅二小區 大野郡ノ内 第五大區八小區九小區

一、竹田區裁判所(十年一月廿三日庶布第六號ヲ以テ一月廿八日開廳ノ旨達)

大野郡ノ内 第五大區五小區六小區七小區十小區十一小區十二小區十三小區十四小區十五小區十六小區十七小區十九小區廿小區廿一小區廿二小區廿三小區廿四小區廿五小區 直入郡 第六大區

一、豆田區裁判所

玖珠郡 第七大區。日田郡 第八大區

一、中津區裁判所

下毛郡 第九大區。宇佐郡 第十大區。國東郡ノ内 第一大區一小區二小區五小區六小區七小區八小區九小區十小區

各區裁判所取扱假規則

第一條 民事ノ裁判ハ金額百圓以下ナリトス

但人事ハ婚姻家督養子離縁土地ハ國郡町村ニ係ル境界ヲ除クノ外並ニ之ヲ裁判ス

第二條 刑事ノ裁判ハ懲役百日以下ナリトス

但犯則ノ罰金過料ニ屬スルモノハ百圓以下ヲ裁判ス

第三條 民事ニ於テ控訴スル者ハ明治八年第九十三號布告ニ照

事

明治九年十二月廿一日

熊本裁判長

六等判事

南部 薹 男

應布第二號區裁判所開廳之旨布達

明治十年一月十一日

熊本裁判所管内當縣豐後國日田郡豆田區裁判所來ル二十日開廳各區裁判所取扱假規則ニ照シ事務取扱候旨同裁判所ヨリ通知有之候條此旨布達候事

保釋條

(布告第一七號)

(明治十年二月九日)

第一條 保釋トハ刑事被告人ヲシテ保證人ヲ立テ保證金ヲ出シ

審訊中ノ繋留ヲ免レシムルモノヲ云フ

第二條 裁判官ハ被告人ノ遁逃シ或ハ罪證ヲ隱滅スルコトナキ

ヲ察スレハ懲役終身以上ニ該ルヘキ者及ヒ先キニ重罪ノ刑ニ

處セラレタル者ヲ除クノ外保釋ヲ許スヘキモノトス

第三條 被告人タル者及ヒ其保證人タラント欲スル者ハ何時ニ

テモ保釋ヲ願フコトヲ得ヘシ

裁判官ハ速ニ之ヲ許否スヘシ事由ナクシテ遷延五日ヲ過ルコ

トヲ得ス(以下略之)

丙第六號 (明治十一年六月廿六日司法卿)

九州臨時裁判事務今般當省(受繼候條爲心得此旨相達候事

自今民事刑事ニ關スル一切之文書ハ總テ拙者名宛ニテ可指出候

裁判所位置管轄ノ區畫

(明治十四年十月六日 第五三號布告太政大臣)

各裁判所ノ位置及管轄ノ區畫別表ノ通改正シ明治十五年一月一日ヨリ施行

(拔抄)

第六節 司法警察

シ直チニ長崎上等裁判所ニ出スヘシ

第四條 違警罪ヲ除クノ外刑事ニ於テ上告スル者ハ明治八年第

九十三號布告ニ照シ直ニ大審院ニ出スヘシ

第五條 民事ニ係ルモノハ金額ノ多少事ノ輕重ニ拘ラス詞訟人

ノ情願ニ任カセ之ヲ勸解ス

第六條 勸解ヲ乞フ者ハ訴狀ヲ作ルニ及ハズ直チニ該廳ニ願出

其事由ヲ陳述スヘシ

第七條 勸解ハ双方トモ必ス本人自ラ出頭スヘシ

但疾病事故等ニテ已ヲ得サル時ハ其代人トシテ親戚又ハ定

リタル雇人ヲ出スヘシ

第八條 勸解ハ必シモ定規ニ拘ラサルモノトス

但勸解ト雖モ其不參若クハ遲參ニ係ルモノハ裁判所定規ニ

據リ處分ス

應第一三四號 明治九年十二月廿二日 權令代理

當縣民事刑事ノ裁判ニ關スル事務本廳ハ本日熊本裁判所大分支廳

ハ引繼中津假支廳ハ來ル廿五日該裁判所ヨリ事務引更開廳云々

別紙違書差越候條此旨併テ布達候事

(別紙)

來ル廿二日大分縣ヨリ裁判事務引受熊本裁判所大分支廳ヲ開キ

同廿五日大分縣中津支廳裁判事務引受中津區裁判所ヲ開キ候條

控訴院	始審	治安	府縣	國名	區	郡	名
大審院	長崎控訴裁判所	小倉	福岡縣	豐前筑前	企救、田川、京都、中津、筑城、上毛、遠賀、鞍手		
	大分	佐伯	大分縣	豐後	大分、北海道ノ内、大野ノ内、速見ノ内		
	竹田	杵築	大分縣	豐前	南海郡、北海道ノ内、大野ノ内		
	中津	中津	大分縣	豐後	直入、大野ノ内		
	豆田	大分縣	豐前	豐後	東西國東、速見ノ内		
					下毛、宇佐		
					玖珠、日田		

(2) 代 言 人

布告第十八號 明治九年二月二十日 太政大臣

明治六年七月第二百四十七號布告訴答文例中代言人ノ條來ル三月三十一日限り廢シ候條此旨布告候事

但代言人ノ儀ニ付テハ別ニ司法省ヨリ布達可有之事

警第十六號代官人云々達 明治九年三月十五日

今般司法省甲第一號ヲ以テ代言人規則相定從前ノ代言人ハ四月一日ヨリ相廢候ニ付テハ同日以後代言人ト稱シ村落ヲ經回シ金穀貸借其他ノ證書ヲ買取讓受ノ名義ヲ以テ詞訟ヲ教唆スル等ノ所業イダシ候者有之モ難計ニ付自然右様之者モ候ハハ差押へ出張所屯所へ可申出此段布達候事

日本最初の陪審裁判 (大分地裁)

(昭和三年)此の年は大分縣が天下に鼻を高くした。といふのは我國司法上の革命とも云ふべき陪審法が始めて實施された年で大分縣が全國法曹界刮目裡に其劃期的新法施行の名譽あるトップを切つたのである。十月廿三日大分地方裁判所の木の香新しい陪審法廷に於て開廷された、日本最初の陪審公判に登場した事件は

鳥根縣生れ北海道下浦村居住大分セメント德浦工場職工長藤岡龜治(三四)が下宿中關係のあつた同所岩崎ワタ(四一)に復縁を迫つたが拒絶され昭和三年九月十六日同人に刃刃丁で腕や胸に相當重い傷を與へた。

事件で殺意の有無が問題の焦點であつた、裁判長は栗本所長自ら之に當り、遠藤檢事正、川井檢事關與、加藤(虎)辯護士辯護の下に開廷、中西長崎控訴院長、光行同檢事長、二見大分縣警察部長寺島福岡地方檢事正等の特別傍聽があり興味を最高潮に喫つた陪審院は

大分旅館業佐藤平吉、同市農後藤靜太郎、中津市運送業東方清藏、同市商業大江雅太、佐賀關町村上爲吉、南郡中野村農柴田要藏、東郡伊美村藤本龜雄、國東町文具商國廣松太郎、同町農鹿島仁太郎同町鍛冶職河村庄平、大野町食料品商安東喜一郎、同町農石田清馬

の十二名氏殺意なしと答申し、單なる傷害罪で處斷すべきであると主張した、栗本裁判長は答申を適當と認めて採用し、川井檢事も亦之に同意、傷害罪として懲役六月を求刑した、陪審員は一夜を裁判所内宿舎に明かし翌日裁判長は求刑通懲役の判決を言ひ渡した、陪審員の答申は頗る適正で、豫想以上に理解があると栗本所長も遠藤檢事正も其立派な態度を賞讃した。法曹界の批評も「先づ成功」の四字を以つて讃へられ全國的に前途の杞憂が一掃された(新聞記事より)

連第二十號 (明治八年八月十四日司法卿) 各裁判所 裁判所無之 各縣

裁判官ノ輩白洲上取調ノ節煙草ヲ用ヒ候儀不相成候條此旨相達候事

刑事警察會議規程 (大正十一年十二月)

第一條 本會議ハ犯罪捜査ノ敏捷ト連絡ノ周到ヲ期シ併セテ刑事警察事務ニ必要ナル事項ヲ研究練磨シ其ノ進歩發達ヲ計ルヲ目的トス

第二條 會議ヲ分チテ總會方面會ノ二種トス

總會ハ警察部及各署方面會ハ其方面各署ノ司法事務官吏ヲ以テ組織ス

第三條 總會ハ警察部ニ於テ方面會ハ關係各署ニ於テ輪番ニ之ヲ行フ

但時機ニ依リ其場所ヲ變更スルコトアルヘシ

第四條 會議ノ日時場所並出席者及會議事項ハ其ノ都度警察部長ニ於テ之ヲ指定スルモノトス

第五條 會議ニ就テハ總會ハ保安課長方面會ハ主催地警察署長ヲ以テ司會者トス

第六節 司法警察

各司會者ハ警察部長ノ指揮ヲ受ケ當該會議ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

第六條 司會者ハ警察部長ノ承認ヲ經テ開會十日前ニ會議事項ヲ關係各署長ニ通報スヘシ
通報ヲ受ケタル各署長ニ於テ別ニ提案ヲ要スト認ムルモノアルトキハ理由ヲ付シ三日前ニ之ヲ司會者ニ通報スヘシ

但シ警察部長ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ方面ニ拘ハラズ參加スヘキ警察官吏ヲ指定スルコトアルヘシ
第一方面 大分、鶴崎、別府、日出、杵築、國東
第二方面 高田、四日市、長洲、中津、日田、森
第三方面 竹田、久住、三重、犬飼、佐伯、臼杵、佐賀關
第八條 會議ハ總テ記録ヲ備ヘ司會者ハ之ヲ願末ヲ録取シ其要領ヲ警察部長ニ報告スルト共ニ縣下各署ニ通報スヘシ

第七節 勞政警察

初め大正五年三月三十一日訓令秘第一六八號處務細則の改正に依り従前保安課の分掌事務に屬したる工場行政を分離して工場課を新設し「一、工場法施行に關する事項」を分掌したるも同十五年六月日訓令秘第三六四號處務細則改正に依り廢課の上再び保安課の一分掌事務に戻り單に一係として命脈を保ちしが、其後昭和十四年二月一日訓令秘第五號處務改正に當り再び工場課の獨立を見

- 一、工場法施行に關する事項
- 二、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業労働者最低年令法施行に關する事項
- 三、工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手当法施行に關する事項
- 四、砂鑛業以外の事業に於ける労働者災害扶助法施行に關する事項
- 五、砂鑛業以外の事業に於ける労働者災害扶助責任保險に關する事項

- 六、労働爭議調停に關する事項
 - 七、商店法施行に關する事項
 - 八、労働者募集規則施行に關する事項
 - 九、勞務供給事業規則施行に關する事項
 - 一〇、營利職業紹介規則施行に關する事項
 - 一一、市街地建築物法並建設物取締規則施行に關する事項
- を分掌することとなり翌昭和十五年四月一日勞政課と改稱せらるゝに及び右の内八、九、一〇を職業課（新設）に
一一は保安課に其他次の如く改正せられた。

勞政課事務分掌（昭和十五年四月一日訓令秘第二八號 大分縣處務細則中改正の結果）

- 一、工場法施行に關する事項
- 二、鑛業及砂鑛業以外の事業に於ける工業労働者最低年令法施行に關する事項
- 三、工場法の適用を受くる工場に於ける退職積立金及退職手当法施行に關する事項
- 四、砂鑛業以外の事業に於ける労働者災害扶助法施行に關する事項
- 五、砂鑛業以外の事業に於ける労働者災害扶助責任保險に關する事項
- 六、労働爭議調停に關する事項

- 七、商店法施行に關する事項
 - 八、削除
 - 九、削除
 - 一〇、削除
 - 一一、賃金統制令施行に關する事項
 - 一二、工場就業時間制限令施行に關する事項
 - 一三、工場事業場技能者養成令施行に關する事項
 - 一四、賃金臨時措置令施行に關する事項
- 以下同課分掌事務中(一)工場、(二)災害扶助、(三)汽罐汽機に區別し關係法令及記録に依り其沿革を記することゝす。

(一) 工場

工場法の沿革

工場法は明治四十四年三月廿九日法律第四六號を以つて始めて制定され爾來大正十三年三月法律第三三號、昭和四年法律第二一號、昭和十年法律第一九號を以つて改正せられ今日に及んでゐるが最初の法律施行は大正五年一月勅令第八號に依り同年六月一日より施行の旨を定められたるも、何かの事情で施行が出来ず、同年五月勅令第五百十六號を以つて、施行期日の「六月一日」とあるを「九月一日」に改正せられてゐる。而して其主管の官廳は始め農商務省であつたのが、内務省に移り更に最近厚生省の新設と共に同省に移つたのである。

工場法 規

◎印現存記録

- 明治六年七月工部省第一號ヲ以テ女工略則ヲ制定ス
- 明治六年七月工部省第二號諸礦稼方ニ付外國技術方雇入手續ヲ定ム
- 明治六年八月二日同第五號ヲ以テ右ト關聯ノ事ヲ定ム
- 明治十年三月六日布告第二七號ヲ以テ外國人傭入ノ節心得方ヲ定ム
- 明治三十年七月大分縣令第三〇號工場職工病者等届出方ヲ規定ス
- 明治三十二年六月内務省訓令第十九號工場ニ於ケル負傷者届出其他取締ニ關スル件
- 明治三十二年六月内務省衛甲第三五號工場病者ニ關スル訓令施行ニ付取扱方
- 明治三十三年九月農商務省訓令第三一號工場ノ災害事故ニ關スル報告方規程
- 明治三十三年九月農商務省總務長官通牒工場ノ火災又ハ建物等ノ崩壊ニ關シ取調報告方ノ件
- 明治三十四年一月廿三日縣令第二號明治三十年縣令第三十號ヲ廢シ新ニ工場職工病者届出方ヲ規定ス
- 明治三十四年一月廿三日警部長指示第三號工場ニ於ケル職工病者等届出方取扱心得ヲ定ム
- 明治三十八年九月廿二日内務省訓令第二〇號工場ニ於ケル負傷者届出其他取締ニ關スル件改正
- 明治三十八年九月廿三日内務省衛甲第四十一號右施行取扱方ヲ改正
- 明治三十八年十月十八日縣令第四十三號工場職工病者等届出方ノ件改正
- 三十八年十月二十日警部長指示第四號右取扱心得改正
- 明治四十四年三月廿八日法律第四十六號ヲ以テ工場法ヲ制定ス(大正五年九月一日施行)
- 大正五年八月三日勅令第九十三號工場法施行令ヲ發布(前同)
- 大正五年八月三日農商務省令第十九號工場法施行規則ヲ定ム(前同)
- 大正五年八月農商務省訓令第十號十歳以上十二歳未滿ノ者ノ就業ヲ許可スル場合ノ取扱方ヲ達ス
- 大正五年八月廿五日大分縣令第二十七號工場法施行細則ヲ定ム
- 大正五年九月一日訓令第二十三號工場法施行手續ヲ定ム
- 大正六年十一月十日縣令第三十一號ヲ以テ工場法施行細則中第七條ノ二ヲ追加シ第九條及第三號様式記載心得改正
- 大正六年十一月十日縣令第三十二號ヲ以テ工場職工數及同病傷者届出方ノ件ヲ廢止ス
- 大正六年十一月十日訓令第十八號ヲ以テ工場法施行手續中第九條ノ二ヲ追加ス
- 大正十二年三月廿九日法律第三十四號工業勞務者最低年齡法ヲ制定(同年七月一日施行)
- 大正十五年六月七日内務省令第一四號右施行規則ヲ定ム

第四章 警察取締の變遷

- 大正十五年七月十日縣令第七十一號ヲ以テ工場法施行細則ヲ定ム(大正五年八月縣令第廿七號廢止ス)
- 昭和二年四月六日内務省令第二十六號ヲ以テ工場附屬寄宿舎規則ヲ定ム
- 昭和二年七月一日縣令第五一號工場附屬寄宿舎規則施行細則ヲ定ム
- 昭和四年月日内務省令第三十六號ヲ以テ工場附屬寄宿舎規則ヲ改正
- 昭和四年六月二日内務省令第二十四號ヲ以テ工場危害豫防及衛生規則ヲ制定(昭和十三年厚生省令第四號及同十五年同第三十七號ヲ以テ本則中一部改正)
- 昭和五年五月廿七日縣令第二十八號ヲ以テ工場危害豫防及衛生規則施行細則ヲ定ム
- 昭和五年五月廿七日縣令第二十九號ヲ以テ工場法施行細則中第三條及二十條ノ二ヲ改正ス
- 昭和十一年九月廿二日縣令第五十六號ヲ以テ工場法施行細則中第十五條ノ二、三、四ヲ改正ス
- 昭和十四年十二月十五日縣令第七十八號ヲ以テ工場取締規則ヲ定ム(昭和十五年一月十日ヨリ施行)
- 昭和十五年月日厚生省令第三十八號ヲ以テ工場附屬寄宿舎規則ヲ改正ス
- 昭和十六年法律第十六號ヲ以テ工業勞務者最低年齡法中一部改正

工場

工部省第一號 明治六年七月

今般赤坂溜池邊町勸工寮構内ニ於テ假ニ女工場ヲ設ケ外國女教師ヲ置キ襟袿ノ粧飾及組縫織箔ノ技藝ニ至ル迄來ル八月一日ヨリ左ノ規則ヲ以テ婦女子ノ爲ニ教授爲致候間志願ノ者ハ同寮ヘ出願修養可致候事

女工場 略則

- 一、每日午前九時半入場同十二時退場午後一時半入場同四時退場ノ事
- 但終日修業ノ者往返道路ノ都合ニ依リ辨當ヲ携ヘ來ルモ亦妨ナシ
- 一、日曜日ヲ以テ休暇トス
- 但日曜日前日ハ午後傳習相休候事
- 一、終日修業ノ者ハ傳習料トシテ一ヶ月金三圓五十錢半日修業ノ者ハ金二圓ヲ納ムヘシ
- 但半日修業ノ者ハ最初入場ノ節午前午後ノ別ヲ立出願致スヘキ事
- 一、其修業ニ要用ナル針糸及ヒ布綿ノ類ハ悉皆自費タルヘシ
- 一、自家所用ノ衣服等裁縫ノ傳授ヲ要スル者ハ其布帛ヲ齎シ來リ場中ニ於テ裁縫不苦候事
- 一、場中着服ハ常用タルヘシト雖奢靡裏雪駄ノ外無用ノ事但足袋ハ必ス用ユヘシ

夫人ノ世ニ處スル男女貴賤ヲ論セス少壯ノ時勉メ學ヒテ能ク其業ヲ修メサレハ後必ス嚮躋ノ悔アルコト誰カ之ヲ知ラザラン苟モ之ヲ知ラハ父兄タル者其少年ヲシテ須ラク學ニ就カシムヘク

管轄廳ヨリ外務工部兩省長官連名宛ニテ當省ヘ差出候ハハ取調譯文候上外務省ヘ打合兩省免許書一同可相渡候猶雇入免許ヲ受双方調印之節外國人ヨリ坑産並動産不動産ニ關係不致技術而已專任ト致候儀證書差出サセ候條前以其雇入ヘキ外國人ヘ示談致シ置願書差出可申候此段爲心得兼テ相達候也

同 上 (關係) (明治六年八月二日) (工部省第五號)

年ヤ長セル者ニ於テ殊ニ宜ク日ヲ顧ミ自ラ誠メテ徒ラニ光陰ヲ費ヤスヘカラサルコト也今ヤ文明進歩ノ時ニ中リ百般ノ事業歳月ヲ逐フテ沿革シ飲食衣服居室ノ制漸ク其風ヲ更ムルニ至レリ隨テ組織裁縫ヲ始メ諸ノ女工在時ニ同シカラサルモノ許多ナレハ女子ニ於テモ亦其工藝ヲ忽ニセスマサニコレヲ勉ムヘキナリ凡ソ婦女子タルモノ能ク其藝ヲ精ウシ其工巧ミニスレハ婚嫁ノ後一家ノ需用乏シカラサルノミナラス已レカ力ヲ以テ夫ノ家産ヲ資ケ共ニ富有ノ身トモナルヘク假令不幸ニシテ夫婦ニ別レ便リヲ失フコトアリトモ強チニ他人ノ救助ヲ乞ハス獨リ自ラ其業ヲ以テ恒産ヲ立テ口ヲ糊スルニ足リ仰テハ父母ニ供養シ俯シテ子孫ヲ愛育シ畜ニ婦人ノ聲價ヲ隆ササルノミナラス亦以テ國家ノ供養ヲモ致スヘシ雖然凡ソ人學ハスシテ其道ヲ知ラサルハ猶玉ノ磨カスシテ光ナキカ如クナレハ其初メ教導ニヨラスシテハ終ニ其志ヲ遂ケ其業ヲ修ムル事ヲ得ヘカラス故ニ近來女學校ノ設アリテ小女ヲシテコレニ從事セシムト雖モ稍成人ノモノニ至テハ小女ト同シク其校ニ入り其業ヲ供ニスヘキニアラス依之更ニ今般本寮ニ於テ外國女教師三名ヲ備ヒ女工場ヲ開キ已ニ成年ヲ過クル女子トイヘトモ入場ヲ許シ各様ノ工藝ヲ教授セシム有志ノ輩來テ業ヲ受クヘキモノ也

諸礦礦方ニ付外國技術方雇入手續 (明治六年七月) (工部省第二號)

諸礦礦方ニ付外國技術方雇入之儀ハ重大之事件ニ候然處條約之疎漏ヨリシテ往々後害ヲ生シ候儀不少因テ受負稼之者共爾後約草案原文譯文共相副管轄廳ニ於テ事實檢査之上本人願書ヘ條

第七節 勞政警察

工部省訓令第十九號 明治三十二年六月定

內勤省訓令第十九號 明治三十二年六月定

工場内賃借者届出方

但本文心得違之者有之ニ於テハ兼テ稼方差許置候者ト雖モ右礦山引上可申候間其旨兼テ相心得候様可申達候事

職工徒第十人以上雇使スル工場ニ於テ入院治療ヲ要スル程ノ負傷者アルトキハ警察官署ニ届出シメ警察官吏ハ現場ニ臨ミ負傷者救護ニ關スル願末ヲ見届ケヘシ

職工徒第十人以上ヲ雇使シ且寄宿舎又ハ社宅アル工場ニハ毎月一回其舎内ニ在ル職工數及ヒ其患者數死亡數ヲ届出テシメ且死者及疾病負傷ノ爲メ解雇者及休業三十日以上ニ渉ル者ハ其職名姓名年齢病症等ヲ附記セシムヘシ

前項末段ノ病傷者アルトキハ警察官吏ハ其工場ニ臨ミ救護ニ關スル願末ヲ見届ケヘシ

第二項職工數及其患者數死者數及死者疾病負傷ノ爲メ解雇ノ方法又ハ休業三十日以上ニ渉ル者ノ職名年齢病症等ハ紡績業ノ如キハ工場別ニ依リ其他製品類別ニ依リ毎年一月七月兩度ニ前半年表ヲ製シテ本省ニ報告スヘシ

工場病傷者届出心得

警甲第三五號 明治三十二年六月

本月八日訓令第十九號工場病傷者ニ關スル訓令施行方ニ就テハ左記ノ通り御承知相成度候

- 一、削除
- 二、同項入院治療ヲ要スルモノトハ骨折脱臼 諸内臓或ハ貴要神経系統ノ損傷及其疑アルモノ 耳目ノ官能ヲ廢疾ニ歸セントスルノ外傷 危険ナル出血或ハ不良合併症ヲ醸ス創傷 重大ナル熱傷及腐蝕

以上ノ類ニシテ要スルニ自己ノ動作ニ大ナル障害アルモノヲ云フ

- 三、第一項第三項救護ニ關スル願末ヲ見届ラルハ強テ救護ヲ爲サシメントスルノ意ニ非ラス相當ノ救護ヲ爲スヤ否ヤヲ見届クルモノニシテ若シ此見届ナルカ爲メ工場主ニ於テ一層深切ニ救護スルノ實ヲ見ルニ至ラハ幸ナリ尤モ本令施行後他日救護ノ概況並ニ最モ行届ケル救護ノ方法等報告ヲ求ムル場合モ之アルヘシ
- 四、末項半年表ハ本年七月以降ニ係ルモノトス其表式ハ別表雜形ニ準據セララルヘシ但製品類別ニ依リ類別シ其以外ノモノニ就テハ其例ニ準シ適宜類別スヘシ

職工徒第十人以上雇使スル工場

大分縣第二號 明治三十四年一月二十三日

職工徒第十人以上ヲ雇使スル工場ニ於テ休業治療ヲ要スル負傷者アルトキハ負傷者ノ氏名負傷ノ狀況等即時書面又ハ口頭ヲ以テ所轄警察官署ニ届出ヘシ

職工徒第十人以上ヲ雇使シ且寄宿舎又ハ社宅アル工場ハ毎月末其舎内ニ在ル職工數及其月内ニ生シタル患者數ヲ第一號様式ニ依リ其月内ニ生シタル死者及疾病ノ爲メ解雇ノ者並休業三十日以上ニ渉ル者ハ第二號様式ニ依リ所轄警察官署ニ届出ヘシ

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治三十年七月大分縣令第三十號ハ廢止ス

(第一號様式職工數及傷病者數。第二號様式病傷者等届。省)

略)

指示保第三號 明治三十四年一月廿三日(警部長)

本日大分縣令第二號ヲ以テ工場ニ於ケル職工傷病者等届出方ノ規定ヲ改正セラレ候ニ付其取扱方左ノ通心得ラルヘシ

- 一、縣令第二號第一項ノ届出アリタルトキハ直ニ現場ニ臨ミ救護ノ監督ヲ爲シ其願末ヲ即報スヘシ
 - 二、縣令第二號第二項末段ノ病傷者アル場合ニ於テモ現場ニ臨ミ救護及療養ノ監督ヲ爲スヘシ
 - 三、縣令第二號第二項ニ依リ届出ハ左ノ様式ニ依リ一括シ翌月七日迄ニ報告スヘシ
 - 四、天災又ハ事變ニ依リ工場内多數又ハ重大ナル病傷者ヲ生シタル場合ニ於テ電信其他ノ方法ニ依リ急報シタル事件ト雖尙ホ本表ニ依リ報告ヲ要ス
- (職工數調査表。三十日以内病傷者調査表。三十日以上休業病傷者及死亡者調査表。何レモ省略)
- 「註」 以上が大體工場法發布以前ノ狀況であるが主として職工其者ノ保護と負傷者ノ救護規程に止リ、工場其のものノ危険防止に就ては何等ノ規程がない様である

(二) 災害及扶助

○昭和六年四月二日法律第五十四號ヲ以テ勞働者災害扶助法ヲ制定ス(同年七月一日ヨリ施行)

○昭和六年四月二日法律第五十五號ヲ以テ勞働者災害扶助責任

第七節 勞政警察

保險法制定(七年一月一日ヨリ施行)

○昭和六年四月廿八日同施行令(勅令)及施行規則(内務省令)ヲ定ム

○昭和六年十一月廿八日勅令第二百七十六號ヲ以テ勞働者災害扶助法施行令ヲ制定(昭和七年一月一日ヨリ施行爾來同八年十一月、十三年、十五年ト數回ニ亘リ一部改正)

○同月同日内務省令第三十二號ヲ以テ勞働者災害扶助法施行規則ヲ定ム(同七年七月一日ヨリ施行爾來八年、十年十一年ニ一部改正)

○昭和七年一月八日勅令第二號ヲ以テ供給勞働者扶助令制定公布ノ日ヨリ施行

○昭和七年二月二十六日縣令第七號ヲ以テ勞働者災害扶助法施行規則ヲ定ム

○昭和七年二月二十六日縣令第八號ヲ以テ勞働者災害扶助責任保險法規ニ基ク書類ノ提出ハ所轄警察官署經由ノ事ヲ規程ス

○昭和九年五月三日内務省令第一號ヲ以テ土石採取場安全及衛生規則ヲ定ム(六月一日施行)

○昭和十年月日法律第一八號ヲ以テ災害扶助法一部改正

○昭和十二年九月三十日内務省令第四十一號ヲ以テ土木建築工事場安全及衛生規則(十三年厚生省令ヲ以テ一部改正)ヲ定ム(十二年十一月一日ヨリ施行)

○昭和十三年六月廿九日厚生省令第十八號ヲ以テ勞務供給事業規則ヲ定ム(十三年七月一日施行(爾來十五年十六年一部改正))

○昭和十五年七月三十日縣令第四十三號ヲ以テ勞働者災害扶助

(三) 汽 罐 汽 機

- 明治二十七年五月十五日縣令第二九號ヲ以テ汽罐汽機取締規則ヲ制定ス
- 明治二十七年五月十五日縣令第三〇號ヲ以テ右規則中一部ハ當分ノ内十馬力以下ノ汽罐汽機ニ施行セサル旨ヲ規定ス
- 明治二十七年九月十七日縣保收第三七九八號ヲ以テ陸上汽罐破裂又ハ損壞ノ場合報告様式ヲ定ム
- 昭和十年四月九日内務省令第二〇號ヲ以テ汽罐取締令ヲ制定ス

汽罐汽機取締規則 (明治二十七年五月十五日) (大分縣令第二十九號)

○昭和十年四月九日内務省令第二十號ヲ以テ汽罐取締令ヲ制定ス

第一條 汽罐並汽機ヲ設置スル者ハ其定着ニ係ルモノハ据付前其可搬ニ係ルモノハ使用前願書ニ左ノ事項ヲ添付シ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ願出免許ヲ受クヘシ其増設變更ヲ爲ストキ亦同シ但此場合ニ於テハ其増設變更ニ關スル事項ノ外添付スルヲ要セス

一 設置場ノ地名番號並四隣ノ略圖
二 製造所工場及煙突ノ構造仕様書並其圖面(平面圖側面圖裁斷面圖)

- 三 工事著成期日
- 四 機械ノ名稱及其箇數
- 五 汽罐汽機使用ノ目的及使用時間
- 六 汽罐汽機取扱主任ノ履歷
- 七 汽罐構造調書(十項目あるも略之)
- 八 汽機ノ構造調書(六項目あるも略之)
- 第二條 汽罐並汽機ヲ設置スル製造及工場ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ其構造ノ材料並設計ノ方法ヲ指示スルコトアルヘシ
- 第三條 汽罐並汽機ノ設置場ハ公園學校病院其他必要ト認ムル場所ニ對シ適當ノ距離ヲ取ラシムヘシ
- 第四條 (汽罐汽機讓受繼續使用ノ規程)
- 第五條 第一條ノ免許ヲ得タル後其構造落成シタルトキハ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ願出検査ヲ受クヘシ検査證(汽罐汽機検査證製造所工場検査證)ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 汽罐汽機検査證ハ機關室見易キ場所ニ掲出スヘシ
- 第六條 第一條ノ免許ヲ得タル後正當ノ事由ナクシテ左ノ事項ノ一ニ觸ルルモノハ其免許ノ失效ヲ命スヘシ
 - 一 免許ヲ得タル日ヨリ六十日以内ニ建設ニ着手セザルトキ
 - 二 落成期日ヲ經過シ尙落成セザルトキ
 - 三 燒失若クハ崩壞ニ係リ六箇月以内ニ再築ヲ願出サルトキ
 - 四 休業六箇月以上ニ及ヒタルトキ
- 第七條 (検査證面ノ異動及使用廢止等ノ場合ノ規程)
- 第八條 汽罐汽機ハ検査證ニ表示ノ期限及常用汽壓ヲ超過シ使

用スルコトヲ得ス

第九條 汽罐並汽機ニ異狀ヲ生シタルトキハ其使用ヲ中止シ速カニ其原因及模様ヲ詳記シ所轄警察署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ但此場合ニ於テハ検査ヲ受クルニアラサレハ使用ヲ繼續スルコトヲ得ス

第十條 汽罐汽機並製造所若クハ工場建物ノ毀損ニ係リ又ハ煤煙騒音其他ノ發生物ニ依リ危險若クハ妨害ノ虞アリト認ムルトキハ除害ノ裝置ヲ命シ若クハ其使用ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

附 則

從來汽罐汽機ヲ設置シ居ル者ハ明治廿七年七月三十一日迄ニ本則第一條ノ事項ヲ取調所轄警察署ヲ經テ當廳ニ差出スヘシ

縣令第三〇號 明治二十七年五月十五日

明治二十七年五月本縣令第二十九號汽罐汽機取締規則中第五條第七條第八條(及以下ヲ除ク)第十一條(臨時検査ヲ除ク)第十三條第十六條(若クハ以下ヲ除ク)及其罰則ハ當分ノ内十馬力以下ノ汽罐汽機ニ施行セス

保收第三七九八號 明治二十七年九月十七日

最近工業ノ發達ニ伴ヒ蒸汽汽罐ヲ使用スル製造所工場漸々増加シ爲メニ往々破裂又ハ損壞等ノ虞有之候條今後萬一右等ノ危害有之屆節ハ左記條項ニ準シ其都度詳細取調速ニ報告セラルヘシ

陸上汽罐破裂(又ハ損壞)ノ狀況

- 第十一條 汽罐並汽機ノ検査ハ定期臨時ノ二種ニ分チ定期検査ハ使用期限滿期ノ際ニ於テ之ヲ行ヒ臨時検査ハ必要ト認ムルトキニ於テ之ヲ行フ但定期検査ノ期日ハ豫メ通知スヘシ
- 第十二條 汽罐並汽機ノ検査ハ其要部ヲ點檢シ必要ト認ムルトキハ検査員ノ日前ニ於テ水壓試驗又ハ罐板孔等検査ヲ施行セシムルコトアルヘシ
- 第十三條 検査ニ依リ汽罐並汽機ノ使用ニ堪ヘサルヲ認メタルトキハ其検査證ヲ返納セシム
- 第十四條 定期検査ノ通知ヲ受ケタルトキハ汽罐ノ貯水ヲ排出シ人孔泥孔及爐格並火橋ヲ取外シ罐體ヲ冷却セシメ汽筒ノ蓋ヲ取拂ヒ煙突其他検査ニ必要ノ部分ヲ洒掃シ受檢ノ準備ヲ爲シ置クヘシ
- 第十五條 検査ノ時ハ製造所工場ノ持主及汽罐汽機取扱主任ハ検査ニ立會フヘシ
- 第十六條 第十四條ノ準備ヲ怠リ若クハ事故ニ託シ検査ヲ拒ミ

- 一、汽罐ノ所在
- 二、同所有者
- 三、同製作年月、製作地、及製作者

- 四、同修繕ノ有無若シアリトセハ其年月、汽罐ノ部分並ニ修繕地
- 五、同使用ノ目的
- 六、同明細書
 - (一)汽罐ノ種類 (二)同構造 (三)同體積ノ寸法(内容略)
- 七、破裂(又ハ損壞)ノ原因ト認ムヘキ事項並ニ其以前ニ於ケル汽罐ノ異狀
- 八、破裂(又ハ損壞)後汽罐ノ形狀並其圖面
- 九、慘害ノ狀況詳細
- 十、汽罐取扱人(危害ノ當時)ノ履歴概略

第八節 警 防 警 察

(1) 消防組及警防團

本縣消防の事たる明治初年より「防火の心得」或は「一朝有事に際し合圖の事」等々達布達の見るものあり其間明治五年には「火防假規則」なるものゝ制度ありと雖も之火災豫防上將又火災の際に於ける所講官員の心得乃至は其の執るべき措置に過ぎずして消防組のものに就ては何等觸るゝ處なし。之全く消防組の事は總てを地方の任意に委ねたる爲なるべく現に其の以前より地方に於ては事實上消防組の存在せしものゝ如し、明治二十年四月に至り縣に於て始めて「町村消防組準則」なるものを制定して其の組織の標準、器械機具、服裝及消防組の行動並點檢及平時に於ける心得等を定め且警察官署の認可を受けしめて法的に之を認むるの制を布き、其後明治二十七年に至り二月勅令第十五號を以て「消防組規則」を、同月内務省令第一號は「同施行概則」を又續て同四月には縣令第二十六號に依り「右施行細則」を制定し更に三十三年五月には内務省令第十六號「消防點檢規則」を制定する等殆ど整備

の域に進みたるも尙、其後に於て幾度かの改正と「消防操典」「消防唧筒操法」等の創制或は消防協會の組織等、其の改善に或は組員の向上救済等著々として改善發達中時世の變轉は嘗に從來の水火災の豫防鎮壓のみを以て足れりとせず即ち防空防護の必要より昭和十四年一月勅令第二十號を以て「警防團令」の發布を見、茲に明治維新以來久敷に亘る消防組の名稱は全く消滅さるゝと同時に新に警防團の名を以て從來の消防行爲に更に防空護防の職務を加へ同年四月一日より之が新團體の組織就り以て今日に至る。

其の間本縣に於ては昭和十一年八月には「大分縣警防規約」を設けて戰時事變非常天災等の場合に於ける警備、防空特に防護の完璧を期し更に同十五年六月に至りては「大分縣防火計畫」を定めて凡そ火災警防方策の樹立をなす等、警防警察の重要性に鑑み其事務の擴張を加へ來つたものである。以下本項に關する主なる現存の記録を左に列舉して見よう。

警防課の生るゝ迄

昭和九年八月廿七日大分市以東佐賀關間海岸線に於て第五師團と海軍聯合の上陸演習を実施するに當り燈火管制を行ふ、これより先警察部ではこれが實施につき同月廿三日午前八時から關係警察署長を召集して參事會室で協議會を開催し一面沿線市町村長、消防組頭、在郷軍人會長、青年團長等に對し管制の徹底方を通牒した、これが本縣の防空事務(燈火管制)の始りである。今當時の狀況を防空法實施の今日と比較すると、實に小規模の上、幼稚なものであつた。(註 九水大分營業所長、別大電鐵社長、大分運輸事務所長等には聯隊より直接通知を發してゐる)

舊府内管下へ非常合圖ノ遺シ 明治五年三月八日

從來中ノ口門内ニ於テ撞鐘ヲ以テ報刻致來候處今般廢止更ニ於
廳内晝夜共一字ヨリ十二字迄ノ報鼓相用候事

但市郡ノ都合ニ寄リ鐘鼓ヲ以テ報刻候義ハ可爲勝手事

出火ノ節ハ於廳内早半鐘ヲ以テ相示シ候條最寄寺院ニテモ在來
ノ梵鐘ヲ急撞シ市郡ニテモ鐘鼓板木等適宜ノ合圖ヲ以テ非常ヲ
示シ可申事

火防假規則 明治五年三月十日

一、兼テ相達置候早半鐘ノ合圖ニテ庶務課火防當直二員火元へ
驅付火防指揮可致事

一、聽訟課ノ官員ハ不殘火元へ驅付非常取締出火ノ緣由取組可
申事

一、分荷無之官員ハ縣廳へ出願可致事

一、市中火防別紙組合ノ通東西ニ分チ東組ヨリ四組、西組ヨリ
四組都合八組一ヶ月交番ニテ火防相心得出火之節速ニ火元へ
驅付ケ官員ノ指揮ヲ受ケ消防可致事

一、組々番號之標旗高張燈相用町役締他組ト混亂無之様可致事
一、鎮火ノ上人夫着到相届ケ官員ノ指揮ヲ得テ退散可致事

一、牧村萩原村花津留村中津留村人夫村役引連レ鹽九升口へ揃
置差圖次第消防可致事

一、勢家南勢家町生石駄ノ原ハ笠和口へ前同斷ノ事

一、火消道具兼テ組々村々ニ於テ用意致シ所役人宅へ可備置事
一、消防人員ノ外火事場へ環ニ立入候義不相成候事
右之通相定候事

市中東八組

- 一番 東新町
 - 二番 鹽九升、胡町、下市町、米屋町、萬屋町、稻荷町、中ノ町
 - 三番 古川町、天神町、後小路町
 - 四番 小物屋町、檢物町
 - 五番 唐人町、名ヶ小路町
 - 六番 東西、中上市町
 - 七番 京町、本町、大工町
 - 八番 西町、室町、櫻町
- 西 八 組
- 一番 上中下柳町、竹町
 - 二番 清忠寺町、笠和町、鍛冶屋町
 - 三番 上下紺屋町
 - 四番 西小路町、白銀町、茶屋町
 - 五番 魚町、細工町
 - 六番 堀川町、船頭町
 - 七番 田町、寺町、塗師町、今在家町
 - 八番 西新町

失火届ノ事

本縣無號 明治八年九月二日
火災ニ逢ヒ候者有之節火元類焼ヨリ人畜燒死等ニ至ル迄詳細可
届出ハ勿論ノ義ニ候處是迄粗漏ノ届方致候向モ有之不都合ニ候
條爾後ハ失火ノ原由詳細相認手續書本人ヨリ差出サセ右届書一
同可差出此旨相達候事

防火規則の制定を促す

甲第四百十號 明治八年十二月廿四日 大分縣令名

失火消防ノ義規則無之候而者縱令多數之人員集合候テモ空シク
雜沓スルノミナラス却テ紛擾之機ニ乘シ窃盜等ノ患モ亦渺ナカ
ラス依テ人家稠密之村々ハ區内協議ノ上防火規則相設ケ漸次消
防器械準備等々見込相立伺出可申不日警部巡查各所派駐爲致
候ニ付テハ其場へ出張指揮ニ及答ニ候條此段モ爲心得相達置候
事

但本文防火規則之義隣區接續之場所申談聯合候義者適宜ニ
從フヘキコト

警達第十一號 明治十一年八月八日 權令名

火災及水難等ノ節無故其場ニ傍觀候モノ有之哉ニ相聞ヘ右ハ人
民互ノ義務ヲ忘レ人情ニ悖ルノミナラス却テ防禦ノ妨ヲナシ不
都合ニ付自今心得違ノ者無之様區内へ無洩可相達此旨更ニ相達
候事

町村消防組準則 (明治二十年四月十八日)

(縣令甲第四二號)

- 第一條 町村消防組トハ本則ニ依リ編製シ火災アルニ方テハ現
場ニ驅付ケ之カ豫防々止若クハ救護等ニ從事スル者ヲ云フ
但風水震等ノ變災アルトキモ亦本條ニ準シ救護防禦等ニ從
事スヘキモノトス
- 第二條 消防組編製方ハ土地ノ形狀若クハ戸數ノ多寡ニヨリ數
町村聯合シ又ハ一町村ニ數組ヲ設ケルモ其便宜タルヘシ
- 第三條 消防組ニ關スル事務ハ戸長之ヲ管理シ其服務身分ニ係

第八節 警防警察

ル事ハ警察官指揮監督ス

第四條 消防組ハ左ノ各項ヲ標準トシ町村消防規則ヲ設ケ所管
警察署ノ認可ヲ受ケヘシ其變更シタルトキ亦同シ

一、消防組ハ協心同力常ニ火防ノ事ヲ熟練シ失火アルトキハ
速ニ現場ニ驅付ケ又水患風害其他震災等ノ信號ヲ聞知シタ
ルトキ直ニ警察署若クハ分署ニ警察官(警察官ノ出張セサ
ル前ハ戸長)ノ指揮ヲ受ケ豫防々止救護ノ事ニ盡力シ又退
散スルトキハ警察官ノ點檢ヲ受ケ其指揮ニ從ヒ徐カニ立去
リ聊カ威權ケ間敷所樂ヲ爲ス可カラス

一、消防夫年齡ハ十八歳以上四十五歳以下トス

一、消防組ハ三十名ヨリ少カラス五十名ヨリ多カラサル人員
ヲ以テ編成スルモノトス

但土地ノ狀況ニ依リ増減スルトキハ所轄警察署ノ認可ヲ
受ケヘシ

一、消防組ハ毎組左ノ役員ヲ置ケ但役員年齡ハ消防夫同様ナ
ルモ其組頭ハ二十五歳以上六十歳以下トス

組頭 一名 小頭 二名
經持又ハ旗持 二名 梯子持 二名

第五條 消防組ヲ分テ左ノ係ヲ定ムヘシ
小頭以下ハ警察署ノ認可ヲ經テ増減スルコトヲ得

唧筒掛 何名 龍吐水掛 何名 火消掛 何名
第六條 消防組ニ備フル器械左ノ如シ

唧筒又ハ龍吐水 何臺 梯子 二個
運水器 拾個以上 嵩口 火防掛人員ト同ジ

警防團令の發布

豫て懸案であつた警防團令は、昭和十四年一月廿四日勅令第二〇號を以て公布せられ、愈四月一日より施行せらるゝこととなつた。元來警防團は警察補助機關の劃期的整備擴充であり、一朝有事に際しては最も有力なる警察補助隊の役目を果すべきものである。内務省ではこの警防團の設置並に其の指揮監督、教養訓練等に關し其萬全を期する爲去る二月九日（十四年）内務省第一會議室に於て府縣警防主務課長會議を開いた（昭和一四、四月警察協會雜誌警保局警務課提出の記事より）

大分縣防火計畫

（昭和十五年六月二十四日）
（達警防第三五九號）

本文は五章及附則の六項、十一條より成り警火思想の普及、防火擔任者、警火指令、雜則等を規定するも省略す。

警防團の結成に就て

（昭和十四年三月雜誌警憲所載）

警務課 内 藤 新

戰時體制下の國土の防衛と資源擁護滅防止の大使命を持つ警防團は四月一日を以て華々しく結成せられた。之は既に誰もが知る様に消防組と防護團とを統合して、警防機關を一元化したもので永い歴史と、輝かしい傳統を誇る消防組と、日支事變勃發と共に防空の必要上急遽設立した防護團とは、其の指導系統を異にして居た關係上從來動もすれば兩者の摩擦を憂慮せられて居たものである。然し其の分擔こそ異れ等しく警防の任務を持つ兩團體であるが爲めに之が統合は既に一般の希望であり時日の問題であつたのである。

所で之が統合せられた結果は怎うか、今迄防空の業務は市町村長に指揮監督権があり、防護團と云ふ大衆的組織に據りて其の責に任じて居たものが今度は從來の消防と一掃に全部が吾警察の任務として課せられて來て國內警防の全責任は吾警察の双肩に懸つ

て來るのであるから、警察權は更に防空の總てに迄擴充せられ戰爭は軍隊の手で、國土防衛統後の秩序維持の全責任は警察の手で……と云ふ事が今度確然とされた譯である。

其處で兩者渾然一體となりたる警防團は云ふ迄もなく從來の消防組と等しく警察の補助機關である防空には、水火消防に其他の警防警察の總てに補助的役割を爲すものであつて謂はば警察機關の延長である。夫れは今度の警防團令の精神を案ずるに從來の消防より一段進んだ官廳としての性質が愈々強くなつて居るのであつてこれを組織する團員は十八歳以上五十五歳以下の社會の中堅層を以て網羅結成されて居る。故に此の警防團は常に社會の中堅で總ての中核をなし社會指導教化の實權を握つて居るものと云つてよく其の隆々發展するに否とは直ちに其の地方の思想の動向を左右する力を持つて居るのである。云々

消 防

組（昭和十四年四月以降警防團ト改稱從テ組ハ團、部ハ分團ト改稱）

年 次	組 數	部 數	人 員	腕 用	瓦斯倫	ボンプ	雲龍水	警備費
明治十五年	一〇〇		六、七五六				八〇	
明治二十年	六五三		二二、九〇四				九五〇	
明治二十四年	八八〇		四六、七三〇				九六一	
明治三十年	八八八		四六、八〇三				一、〇六九	
明治三十五年	九二二		四九、七〇七				八九六	
明治四十年	九五一		九八一、四六、一〇二				八七一	一〇、九七三、三六
明治四十五年	七八二		九七六、四九、四二七				七〇〇	四九九、一七、八〇七、三三七
大正四年	六三七		一、〇四六、四五、八六二				八四三	二五四、一六、六六一

大正十年	五五六	一、二二六	五二、九一五	九四八	四	一五九〇
大正十五年	四五〇	一、二二三	五六、六六〇	一、一〇八	一八	一二三、四五、三四四
昭和五年	三四七	一、二二二	五四、一四四	一、一〇七	四七	四〇、六三、六五六
昭和十年	二五五	一、二三一	五八、六一六	一、一八六	一〇一	三八、六八、一五〇
						三八、八六、四五三

火災

一言にして火災と謂へば随分範圍の廣いもので對象物から見て家屋、山野、船艦、其他の物件あり原因から見ても失火、放火、雷火、電火等あり又失火中にも其原因種々あり被害に於ても價額の大小罹災者の多寡等と見方により幾多の區別もあるが大體に於ける本縣の火災狀況は別に調査することとして茲には現存する關係書類或は古老の記憶に據る所謂大火と稱するもの及特種火災に就て其事柄のみを掲げて見る

火災年月日

火災場所

被害ノ狀況

明治十年五月二十六日	直入郡竹田町	家屋千二百二十五戸	西南の役兵
明治十六年十一月廿二日	玖珠郡森町	家屋二百八十三戸焼失	火に因る
明治廿二年九月十九日	南海部郡佐伯町	家屋百九十三戸焼失	内警察署、郵便局、村役場焼失
明治卅二年十二月十三日	速見郡北由布村	家屋百七戸焼失	
明治卅九年四月三日	日田郡日田町	家屋百九十九戸焼失	
同 四十年四月廿五日	日田郡中川村ヨリ失火	家屋二百戸焼失	
大正九年四月廿八日	玖珠郡ノ一部ニ及ブ	同 百〇一戸同上	
	南海部郡東上浦村		

昭和四年二月十五日	南海部郡切畑村	同 五十戸	
昭和四年三月十一日	東國東郡朝來村	同 九十八戸	
昭和四年三月十二日	北海部郡佐賀關町	同 二十六戸	
昭和六年十月廿八日	速見郡石垣村觀海寺温泉場	同 十九戸焼死一名	
昭和九年七月六日	直入郡竹田町	縣立竹田中學校	
昭和十三年二月八日	南海部郡蒲江町	山火事焼死者十一名、負傷者四名	
昭和十四年十二月十四日	北海部郡保戸島村	家屋六十三戸焼失 内巡查駐在所モ焼失	

火災調

同上ノ内

年度	損害額	家屋			山林原野船舶		原因
		度數	戶數	損害額	度數	反別	
明治十一年	四七四	三六	四九	三〇八		三七	一三、一七四
明治十五年	四二	三三	六〇八	一四九		三五	二七、一四九
明治二十年	四六		一、三〇六			三〇	四〇、一六
明治二十四年	四二		八三			三五	三、一三〇
明治三十年	三二	?	五三	?	?	三四	四、三六
明治三十五年	三三	一三三、四八、一〇〇	六二	一三三、一〇四、七〇〇	三	三五、三五	一四、四〇〇
							三四七
							三
							四

明治四十年	三七	三四、七二、五二〇	二八七	五九〇	二五、六二、五二〇	三〇	一、三六、〇一五	九、一〇〇、〇〇〇	二八三	八	六
明治四十五年	四六〇	三〇〇、八五、八三〇	三三九	七三三	二八八、四七、七四〇	一三二	三、七五、三九〇	一三、三八七、〇九〇	四〇八	二四	六
大正四年	三八	一一〇、四七、〇〇〇	二六七	五七〇	八三、七三、〇〇〇	九一	一、〇〇五、二六〇	三六、六四、〇〇〇	三三三	一〇	三
大正十年	三六	四四、三三三	二八二	五八	三九七、五二六	六四	四、九二、七二〇	四七、八七	三〇六	三三	八
大正十五年	四八〇	七五七、五〇三	三〇六	六五九	五五、〇五八	一七四	四、五、五〇	三三、四四五	四一	二八	二
昭和五年	三五	六三、三六〇	三六	六〇八	六四、三三八	四	八、八九三	二〇、一三三	三三三	三六	一六
昭和十年	四七	五三、五二二	三〇六	七〇二	五八三、〇〇六	一六一	二六七、六四	五五	四三三	一〇	三

觀海寺温泉の大火

原因は保険詐欺の放火

昭和六年十月廿八日午前三時廿五分觀海寺温泉小松屋から發火十九戸を全焼し浴客の東國本郡武藏町瀧口彌吉(警察の調では國東町農伊藤丑之助六五年とある)は焼死した。原因は小松屋旅館の主人末永常松(五〇)が一萬二千圓の保険詐欺を目的とする放火であつた。今當時捜査の一員であつた猪ノ口(秀男)刑事の捜査實話の中から其状況を抜抄して見る。

記

當署では即時この重大事件を警察部と検事局に報告したので部からは保安、刑事兩課長、検事局からは検事急行し清田署長榎永司法主任と共に朝まだきより現場に至り煙り上る焼材や灰を

かき除け數時間檢査の結果夫れまで行衛不明にされた小松屋旅館の浴客伊藤丑之助の燒死體が一片の首となつて現はれたので事件は一層重大視され、檢査が終ると捜査官一同は警察署に引き揚げて捜査會議を開いた、結果は旅館主末永の保険金詐欺に因る放火と云ふ意見に一致した(中略)

- 一、末永に情婦がある點
- 二、發火當時妻子は旅行不在にして彼は情婦の許に宿泊してゐた點
- 三、發火當時現場に駆けつける途中驚きを裝つて水を呑みし點
- 四、火災保險會社に壹萬圓の保險契約ある點
- 五、六千圓の負債ある點

六、當日揮發油を買ひ求めし點
等の諸點でこれを綜合して彼の放火なるとの斷案を得此の上は其自供に待つべしとの意見に一致したが其前に先づ彼の情婦たる市外石垣村中津留髮結業西田トメを取調ぶることとなつたが彼女は當夜末永が宵から自宅に就寢してゐたと虚偽の證明をなし頑強に末永の行爲を否認するので司法主任始め刑事達は燃へ上る種々な感情を押し隠し情理を盡して追求のメスを揮つた處彼は遂に包むに由なく放火は自己の犯行なる事を具に自供した。末永は昭和七年二月二十日大分地方裁判所で放火詐欺未遂傷害致死といふ長い罪名の下に無期懲役に處せられた。

犠牲者十一名を出した

蒲江町の山火事

南海部郡蒲江町消防組では消防組員被服改善並基金造成の目的を以つて縣林務課が同町宇壇ノ浦町有原野一町八畝餘歩に造林計畫あるを聞き其造林地帯を二百圓で請合つたので昭和十三年二月四日佐伯警察署から原野火入の許可を受け同月八日午前九時から組員八十餘名青年團員三十餘名等が出てこれを開始した、然るに同地方は漁村の事で魚を獲ることにかけては巧であるが山野の火入等は珍珠や日田邊の人と違ひ其知識が少かつた、そこで薪火に先ち火入地所の内東北方は太平洋に面し危険はないが西南方は植林があつて完全な防火線が設けられるも西方上部は未だ防火線がないので、出場人員の内消防組員青年團員二十名は約八十度の急傾斜を冒して原野の枯草刺を押分けて目

的地に達し防火線を設くべくス、竹枯草を伐採してある時山の腹部にゐた組員の一部はこの頂上の一隊と何等連絡なく突然點火したので耐らない、折柄北方の微風は發火と同時に西方の強風に變り火焔は一瞬にして全山に廣がり上つた、然し上部の作業者は初の一時はこれに氣かず異様な物音を聞いた時は既に遅く現場は忽ち燒熱地獄を現出阿鼻叫喚の巷と化したのである。急報に依り西佐伯署長は縣警察部へ即報すると共に當時幸に來佐中の瀧衛生課長と共に部員を引率して現場へ急行下村消防組頭(元警部で同町長)と協力遭難者の救護慰安の對策を構じ一方縣よりも小林保安課長を始め林務課黒木技師等現場に臨みて救急に對し指揮する所あり更に大分檢事局より後藤檢事。實地檢査等あしり實に空然の悲惨事であつた。即死七名、重傷者八名、負傷者は同町袋野、御手洗の兩醫院に於て手當を加へたが内四名は死亡し死者合計十一名となつた、死者及負傷者の氏名左の通り

死者	蒲江町大字蒲江浦
消防手	岩瀬 土五郎 三五
機械係長	袋野 政之 三四
消防手	小坂 瀧夫 二三
"	森 崎 繁 二八
"	田村 政雄 二五
"	川野 觀雄 三〇
"	川野 勝重 三〇
青年團員	西村 幸義 一八

富高廣	一七	米田政勝	三五
御手洗菊五郎	一六	白岩福吉	二三
山本鶴男	一九	因みにこれ等犠牲者の爲には二月十日午後一時半より同町東光寺に於て合同消防葬を行ひ警察當局を始め地方諸團體の會葬者が多かつた。	
岩本松好	一九		
青年團員	二〇		
中川茂雄	二〇		

重なる天災地變

- 一、明治六年九月風雨大洪水
- 二、同七年八月二十二日宇佐郡地方大暴風雨
- 三、同十一年八月二日大風雨あり九重山崩壊
- 四、同十五年五月廿一日と八月廿三日及九月十三日の三回に亘りて暴風雨洪水あり
- 五、同二十二年七月五日六日に亘る玖珠、日田方面大暴風雨洪水
- 六、同廿四年九月十三日大雨暴風
- 七、同廿六年十月十四日風雨大洪水あり溺死二百八十名、家屋の流失倒壊三萬餘戸
- 八、同廿七年九月十日大風雨洪水
- 九、同三十五年八月十八日大雨暴風
- 十、同三十八年七月廿六日強雨諸川に漲溢
- 十一、同三十九年一月二十日大風強烈同六月三十日暴風雨あり

- 十二、同四十年七月十八日と九月六日の二回に亘り強雨暴風あり
- 十三、同四十一年八月十一日強雨洪水
- 十四、同四十二年七月三十日に強雨洪水し更に八月六日強雨暴風あり
- 十五、大正七年七月十日大雨洪水
- 十六、同十年七月豪雨洪水
- 十七、昭和三年六月廿七日大暴風雨、玖珠郡北山田村に山崩壊あり爲に家屋十三戸破壊死者三十名あり
- 十八、昭和五年三月一日鯛生金山に沈澱池崩壊十三名惨死
- 十九、同六年七月二十一日下毛郡内八面山溜池決潰人家八戸流失、七名溺死

防 空

本件に就ては昭和二年四月時の内務事務官鈴木幹雄氏發表の防空法制定の沿革及防空法の施行と防空法施行令の記事を其の冒頭に掲げ以下現存の記録中その主なるものを列挙することとする。

防空法制定の沿革 (昭和十二年四月警察協會雜誌掲載)

多年の懸案であつた防空法が愈政府に於て成案を得第七十回帝國議會に提出されて目下審議されつゝある「防空」なる語は數年前より全国各地に行はれた防空演習を通して最早今日に於ては國民に未熟な言葉ではない。然し其の内容とする所は各人に於て必ず

しも一定してゐない。防空の主體は誰か、防空の人的組織は如何、所謂防護團は如何なる地位権限を有すべきか、費用は誰が負擔するか、更に防空とは如何なることをどの程度に迄するのであるかといふ様な問題は未だ解決されてゐない。今回提案の防空法案は二十二個の條文より成る、固より多年の問題が此の條文だけを以て解決せらるゝとは考へないが、法案及之に附屬する法令の整備に依つて「防空」に體系と統制を與へられ、近代國家體制の一面を完備すると考へる。後に述べる如く防空法案は警察法の性質を多分に有してゐる。この意味に於て該法案に就て其概説を爲すは多少の意義を持つであらう。

- 一、防空の必要と防空法の制定の必要
 - 二、防空の意義
 - 三、防空の行政法上の地位
 - 四、防空の態様
 - 五、防空計畫、防空の實施、防空の訓練
 - 六、防空法上の義務
 - 七、防空委員會、防空の經費
 - 八、官廳防空
- むすび(内容省略)

防空法の施行と防空法施行令について(昭和十二年十月號警察協會雜誌同氏述)

支那事變の深刻化しつゝある現下の時局に於て、防空法を速に施行し「備へありて憂なし」の體制を整へざるべからざるは論を俵たない。此要求に基いて本年三月第七十議會を通過し四月に公布された防空法の施行期を繰上げて十月一日より施行せらるゝこととなり、之れが施行に要する經費八十六萬餘圓の豫算は九月の第七十二議會を通過成立を見た、防空法施行に關して必要な防空法施行令、官廳防空令、防空委員會令の三勅令は御裁可を経て九月廿八日公布せられた、こゝに國民防空の法制確立を見るは國家内外の諸情勢に對し深く喜びに堪へないと共に警察に課せらるべき使命の益重大なるを痛感する次第である、謂ふ迄もなく防空は警察の作用に屬し、總動員警備上の重點である。防空の實施に従つて其大部分に於て警察機關を通して行はるゝのである、此重要性に鑑み私はこゝに防空法施行に伴ふ勅令の梗概と今次の臨時議會の協賛を経た防空法施行に要する經費につき若干の解説を試みることとする。(下略)

昭和十一年度の防空演習

これは昭和十一年秋季即ち九月十七日十八日二日間(日田郡を除く)三市十一郡、同三十日より十月二日迄三日間日田郡に於て行はれた綜合演習であつた。そこで縣(當時は警務課主管)では其基礎的準備として同年七月初に第六師團長の通牒に基きこれが計畫を企圖し同月(日不詳)警務課に於て(當時の主任警部近藤眞龍氏)各方面の資料を集めて先づ「大分縣防護規約」なるものを草案し、保安課長、社寺兵事課長、大分聯隊區司令部員(當時山家中佐)大分憲兵分隊長、等の來廳を求めて警察部長室に於て審議の結果數ヶ所の條文を修正すると共に其名義を「大分縣警務規約」と改め、斯くて同月廿七日開催の縣下市町村長會議に其成案を送付して諒解を求め置き翌廿八日大分市縣教育會館で開會の警防委員會の議に付してこれを可決し、即日より施行したのである。今當時の模様を記すれば次の通りである。

一、第一回警防委員會召集

拜啓時下炎暑の砌益御健勝に被渡候段邦家の爲慶賀至極に奉存候却說御承知の通時局は益々重大を加へ一朝有事に處する國民の覺悟は更に一段の緊張を要するの時に有之時恰も本秋全縣下に亘り大防空演習舉行のことに決定致居候次第にて今回本縣に於ては戰時、事變、非常天災等に際し全縣民一體となりて警備防空特に防護の圓滑なる實施を期する目的の下に軍當局と協議の上左記の通閣下並に各位の御會同を煩し別冊送付の「大分縣警防規約」を制定し閣下並に各位に對し縣防空委員會委員を囑託致し併せて第一回縣警防委員會を開催致度候條公私御多端の際恐縮に候得共萬障御繰合の上御來駕被下度懇願仕り候

- 一、日時 七月廿八日 自午前九時三十分至午後四時
- 二、場所 大分市荷揚町 縣教育會館
- 三、會議要領

- (一) 大分縣警防規約制定協議會 (午前九、三〇分)
- (二) 縣警防委員會委員囑託
- (三) 警防委員會
- (四) 休憩 (中食於縣會議事堂)
- (五) 兵器獻納式 (午後一時於教育會館)
- (六) 第六師團長講演
- (七) 防空映畫

昭和十一年七月二十三日

殿

大分縣知事 白松 篤樹

此の書狀に依り當日參會した委員係員は、白松長官を始め淵上總務、村田警察、菅澤學務、越野經濟の縣廳各部長に、古屋衛成病院長、佐藤大分地方裁判所長、白井大分運輸事務所長、千賀大分郵便局長、朝吹大分市長、小野別府市長、首藤町村長會長、長野豐州新報社長 (大分紙缺席) 郷田陸軍中將、竹田津少將、豐田消防協會本部代議員

其他通信鐵道、電氣事業家、官公署の幹部等四十三名にして頗る熱誠の裡に各協議事項を審議可決したのである。而して當日警防委員會附議事項は、

- (一) 町村警防委員會設置範圍ニ關スル件
 - (二) 特設防護團の設置指定ニ關スル件
 - (三) 警防警畫ノ示達及報告ニ關スル件
 - (四) 規約第三十七條ニ依ル委員十名互選ノ件
- (規約改正の場合に於ける委員)

等で(四)の委員は豐豫要塞司令官、歩兵四十七聯隊長、大分聯隊區司令官、大分憲兵分隊長、大分縣會議長、町村長會長、警察部長、學務部長、社寺兵事課長、保安課長に指名決定した。次は當日開會劈頭の白松長官の挨拶である。

防護總監挨拶

本日ハ近ク行ハル、縣下ノ防空演習ニ關スル諸般ノ打合會ヲ開催スルコトニナリマシタ所炎暑ノ候而モ公私御多端ノ折柄ニモ拘ハラズ軍部側始メ鐵道通信其他關係各方面ヨリ多數御臨席ヲ賜ハリマシタコトヲ欣快ニ存スル次第デアリマス、開會ニ當リマシテ演習防護總監トシテ一言御挨拶ヲ申述べ度イト存ジマス、御承知ノ如ク時局ハ正ニ重大ナル秋恰モ今秋ハ畏クモ 梨本宮殿下御統監ノ下ニ北九州朝鮮ニ亘リ廣ク大防空演習ヲ實施セラル、コト、ナリ縣下日田郡ハ此光榮アル地域ニ編入セラレテ居ルノデアリマシテ眞ニ感激ニ堪ヘナイ處デアリマス、又九月十七日ヲ期シ日田郡ヲ除ク全縣下一齊ニ防空演習ヲ實施スルコトハ既ニ各位御案内ノ通りデア

リマシテ斯ル防空演習ハ全ク縣下空前ノ事デアリマスルガ故ニ其實施ニ就キマシテハ餘程ノ準備ト訓練ヲ要スルコトヲ覺悟スベキデアルト存ズルノデアリマス、惟フニ世界大戰ガ航空機ノ一大進歩ヲ促シタコトハ今更申上ル迄モナイコトデアリマスガ、爾來二十年ヲ經過シタ今日ニ於テハ航空機ノ速力、搭載力、航續力等ノ進歩ハ實ニ驚クベキ狀況デ最初文明的使命ヲ以テ生レタ航空機モ今ヤ慘虐ナル殺人器ト化シタカノ感ガアルノデアリマス、即チ航空機ハ戰場ハ勿論都市要地ノ爆撃ニ及ビ今ヤ人類ノ虐殺者、文化ノ破壊者ト迄ニ極論セラル、ノ狀態デアリマシテ一朝有事ノ際爆撃機ヲ以テ政治外交經濟ノ中心地タル都市又ハ軍事上ノ要地ヲ爆撃スルコトハ各國ノ均シク考究シテ居ル所デアリマス、今ヤ「防空ナクシテ國防ナシ」ト迄、極論セラル、ニ至ツテ居ルノデアリマス、殊ニ我國ノ東洋ニ於ケル重大ナル使命ト國際諸情勢ヲ考ヘ合セテ各國空軍ノ現況ニ想ヲ廻ラス時私共ハ平素ヨリ防空思想ノ普及ハ勿論、防空施設ノ完備ニ防護訓練ノ徹底ヲ期シ一朝敵機ノ來襲ヲ受ケタル際ニ於テハ周章狼狽スルコトナク、最モ沈着敏捷ニ機宜ノ措置ヲ構ジ以テ被害ヲ最少限度ニ止ムル様平素ニ於テ充分備フル處ガ無ケレバナラナイノデアリマス。

此意味ニ於キマシテ今秋行ハル、演習ハ之ヲシテ單ナル演習ニ終ラシムルコトナク此機會ニ各防護施設ノ整備ト防護團ノ編成ニ訓練其他諸般ノ規約ノ確定ヲ期シ今回ノ貴重ナル經驗ヲ基礎トシ永久的効果ヲ收ムル様御指導アラシコトヲ希望スル次第デアリマス、尙期日モ切迫致シタコトデアリマスカラ着々準備實行ニ移ランコトヲ重ネテ御願スル次第デアリマス。

二、昭和十一年度防空計畫制定

警防規約に依つて當然必要となるものは其防護即ち警防計畫である、で縣に於ては其要綱を定めて八月六日を以てこれを各市町村防護團長、特設防護團長（工場、鑛山、事業場等）各警察署長關係各官公署に送り更に同月十一日各防護團の準則を草してこれを各團長に通牒し續いて同月十七日午前九時から縣會議事堂に於て、防空演習事務打合せを開催した。當日。參會者は各警察署長を始め各署演習主任者其他本支部の各防護部員八十九名で協議事項は、

イ、開會午前九、三〇分

ロ、防護總監挨拶（知事）別項

ハ、昭和十一年度縣警防計畫説明（中野幹事長——警務課長）

ニ、市町村防護團各班服務要領書説明（近藤警部——幹事）

ホ、協議、懇談

ヘ、閉會

知事挨拶

閣下並各位ニハ御多用中而モ酷暑ノ候ニモ拘ハリマセズ御來駕ヲ賜リマシタコトニ對シマシテ深ク感謝致ス次第デアリマス、本日御會同ヲ煩ハシマシタ目的ハ豫テ書面ヲ以テ御依頼申上ゲマシタ通今回大分縣警防規約ヲ制定致シマシタ一朝有事ニ際シ縣民ノ統制アル活動ヲ促シ、以テ國防ノ完璧ヲ期セントスル趣旨ニ出デタモノデアリマシテ本規約ハ豫テ軍部關係方面トモ慎重協議ヲ遂ゲ漸ク成案ヲ得マシタモノデアリマスカラ御承認ヲ賜リ度イノデアリマス。ソレト同時ニ縣警防委員會ノ委員ノコトニ就キマシテモ、曩ニ御内意モ受ケズ甚ダ失禮トハ存ジマシタガ準

備ヲ非常ニ急ギマシタ爲事前ニ囑託書モ御送付申上マシタヤウナ次第デスガ怎ウカ悪シカラズ、御了承ノ上之亦御承諾下サイマスヤウ併セテ御願致ス次第デ御座イマス、既ニ御承知ノ通今秋ハ畏クモ 梨本宮殿下御統監ノ下ニ北九州南鮮ニ亙リ大防空演習ガ實施セラレ縣下日田郡一圓ハ其光榮アル地域ニ編入セラル、コト、ナツテ居リ更ニ北第六師團長統監ノ下ニ之ト相前後シテ日田郡以外ノ全縣下ニ亙リ大防空演習ヲ實施スルコトニ決定致シテ居ルノデアリマス、防空ノ手段方法ノ完備スルト否トハ國防上重大ナル意義ヲ有シ延イテハ國家ノ安危ニ關スルコト甚ダ大ナルモノ、アリマスコトハ、今更申上ゲル迄モナイコトデアリマスガ、而モ防空ノ各種訓練ノ如キハ決シテ一朝一夕ニ其成果ヲ收ムルコトガ出來ナイノデアリマスカラシテ、平素ヨリ此方面ニ各種ノ經驗ヲ重ヌルコトノ必要ヲ痛感シテ居ルノデアリマス、從ツテ今後モ屢々演習等ヲ行ハネバナラナイ關係上將來トモ委員各位ニハ時々御迷惑ヲ煩ハス機會ガ多イコト、存ジマスガ怎ウカ邦家ノ爲一段ノ御協力御奮勵ヲ願イマシテ國防ノ完璧ヲ期シ併セテ百萬縣民ノ安寧ヲ確保致シ度イト存ズル次第デアリマス甚ダ簡單デ御座イマスガ、以上ヲ持チマシテ御挨拶ノ辭ト致シマス。

三、大防空演習

以上の諸準備を完了し警防陣の整備を終ると次は本格的の演習である。然し初から直に本演習に移ることは猶不安であつたので縣では各方面の意嚮等をも參酌して一應準備演習を行ふことにした。そこで各署に其理由を通知して本演習に就き實地の指導を行ふべく各課長、課僚警部(補)を總動員して各其擔當區域を定め八月二十日から廿六日迄の日割で夫々各署管下に出張して市町村關係防護團幹部と一同に會し計畫の説明や質問應答等實際事務の打合せを開き一方逡信方面では九月一日付を以つて演習中に於ける「通信業務處理要領」を定め又師團、聯隊では「防空演習教令」なるものを發行して指導に供し、縣亦「防護本部服務要領」等を定めて互に聯絡呼應して演習の萬全を期し而して九月十一日の準備演習(日田郡は廿七日)を以つて其機能の動きを試し、茲に愈々本縣の最初の総合的防空演習に移ることゝなつた。則ち

縣下三市十一郡は 自九月十七日正午 至同十八日午前八時 二日間
日田郡は 自九月三十日 至十月二日 三日間

之を施行したのであるが、此演習に参加した官民の總人員は、三市十一郡の分九萬一千四百九十六人、日田郡の分八千九百二十人の多數に上り、又

縣	費	二、二九〇圓	縣追加豫算
大分市	一、二九六圓	市費	
別府市	九二二圓	同	
中津市	五一六圓	同	
各町村合計	三四、四〇七、八五〇		

を要したのである。細部に亙りては最初の綜合演習なれば、猶多少の遺憾の點もあつたが、官民の熱意と共同精神。發露は隨所にこれを認められ所期以上の成績を納めた。

次に

昭和十二年度は九月中旬に於て大分縣防空演習を実施したるも記事省略。

第五章 重要犯罪及重大なる騷擾史

本編は初め編史の計畫としては現存の關係諸記録を始め先輩の著述、故老の談話等を出來得る限り輯録の計畫であつたが、何分原稿老となり、資源の關係上其全部を上梓し難き事情に立ち至りしを以つて、茲には同役を繞る警察の動きにつき其概要を採るに止め、事變一切の記録については他日單行本として發刊せらるゝ時を待つことにした。

西南役の原因

西南役の勃發した原因に就ては今更めて述ぶる迄もなく、明治六年十月彼の征韓論に敗れて東都より故國鹿兒島に歸つた陸軍大將西郷隆盛、同少將桐野利秋、同篠原國幹等に依つて創立された私學校生徒の、同地にある政府所藏の彈藥庫の襲撃掠奪事件と、これより先西郷一派の動靜視察の用務を帯び政府から鹿兒島へ（歸省を名として）派遣された、警部中原尙雄等二十餘名の抑留問題に端を發したもので、西郷方の見る所ではこの中原一行の歸國は、唯單なる視察でなく、西郷始め附近の大官刺殺の爲なりと断定し（政府指令の電報誤解に因る）政府に斯かる陰謀ありとせば實に許し難き問題である、斯くなる上は其所信を確めねば濟されぬと、茲に「政府問責」に名を藉りて

時の鹿兒島縣令大山綱良を動かして沿道通行の許可を得、一方大山縣令に於ても西郷方の此舉を一通り理由あるものとしてこれを許容し寧ろ進んでこれを各府縣へ通報する爲、態々縣官を派遣（當時これを專使と云つた）する等事態は俄然緊迫し茲に西郷方は一萬三千の義兵を以て隊伍を編成し二月十五日堂々鹿兒島を出發して其途に上つたのである。然るに熊本鎮臺ではこの不穩の情勢を當局の情報に依り察知してこれを中央に報じ其防戦の方策を樹つると共に一般民心の動搖を防ぐべく各府縣へ通報を發し事態の收拾に全能力を傾注し更に情報の蒐集に依り警備の充實を期せんとしたものである。以下當時の記録を列挙して見る。

行在所達

- 第一號 各官廳
西京御駐紮ニ付テハ征討ニ關スル事件ハ總テ行在所ヨリ被仰出候條此旨相達候事
明治十年二月十九日 太政大臣 三條 實美
- 第二號 各官廳
鹿兒島縣下逆徒征討被仰出候ニ付右逆徒自然各地方へ遁走或ハ潜匿可致モ難測候條管内要衝ノ地ハ勿論出入船舶等取締相立嚴密搜查ヲ遂ケ捕縛可致此段相達候事
右同日 同 名
- 第三號
臨時海軍事務局ヲ神戸ニ置キ征討之事務取扱可致件（二月廿五日）
「註」 本件ハ三月廿六日第七號ヲ以テ長崎へ被移旨達アリ
- 第四號 各官廳
鹿兒島縣へ左ノ通相達候條爲心得此旨相達候事（二月廿五日付 太政大臣）
鹿兒島縣
其縣士族陸軍大將正三位西郷隆盛、陸軍少將正五位桐野利秋、陸軍少將正五位篠原國幹徒黨ヲ集合シ悖亂ノ舉動ニ及ヒ候ニ付官位被褫候條此旨相達候事
- 第五號 各官廳
鹿兒島縣令從五位大山綱良儀官位被褫候條爲心得此旨相達候事
三月十七日 太政大臣
- 第六號 各官廳
鹿兒島縣令從五位大山綱良儀官位被褫候條爲心得此旨相達候事
三月十七日 太政大臣
- 第七號 各官廳
鹿兒島縣令從五位大山綱良儀官位被褫候條爲心得此旨相達候事
三月十七日 太政大臣
- 第八號
本件ハ戰時船舶出入並ニ賣買取締心得方ノ件ニテ主トシテ海上取締ノ件ナリ（四月三日）
- 第九號
本件ハ壯兵募集ノ件ナリ（四月四日）
- 第十號 各官廳

號	二番 二等少警部 山田 強	三等少警部 横川 尹成	三等少警部 小山 吉隆	十人	一人	百人	一一四
合計	三	一二	二二	八	二〇二	二四七	

徵		募		小 隊 長		分 隊 長		軍 曹 伍 長 巡 査	
指揮長	萩原貞固	二等少警部	魚住守節	書記掛	一人	醫員	器械掛	喇叭	四人
三等大警部	三警部補	高野	加藤	會計係	六人	鐵工	六人	斥候	六人
一等三等少警部	日野重晴	警部補	千葉 東	十人	二十人	七十六人	一一三		
二等三等少警部	平田武雄	警部補	遊佐正人	十一人	二十人	七十三人	一〇七		
三等三等少警部	中澤直亮	警部補	馬場義邦	十一人	二十人	七十八人	一一二		
四番三等少警部	末永才介	警部補	馬場忠義	十六人	二十人	七十二人	一一一		
五番三等少警部	高倉義光	警部補	早川政則	十人	十九人	七十九人	一一一		
六番二等少警部	池田九十郎	警部補	格町勘平	十四人	二十人	七十二人	一〇九		
七番 警部補	古垣兼成	警部補	肝付慶吉	三人	六人	五十七人	六九		
八番三等少警部	松井良哉	警部補	野添篤緒	五人	五人	六十一人	七四		
九番三等少警部	長野祐道	警部補	大石貞亨	四人	八人	七十八人	九三		
合計	一〇	一三	一六	九一	一四八	六六五	九四三		

總 計 千七百八十人
 事件の全貌

一月卅一日	鹿兒島私學校黨政府所藏の銃器彈藥掠奪	五月十三日	賊竹田侵入
二月十五日	西郷以下鹿兒島出發兵數一萬三千	五月廿二日	宇目郷は賊巢窟となる
二月十九日	征討令被仰出、總督有栖川宮熾仁親王（行在所達第二號）	五月廿五日	佐伯賊襲諸官衙學校破壊
二月廿五日	西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹、官位褫奪（行在所達第四號）	五月三十日	三重市戦闘、竹田の賊百五六十名入（午前七時）
三月六日	警視隊五百名着	六月一日	賊三重より白杵に入る警視隊（一〇〇名）士族隊の一派
三月十日	警視局巡查數百名久住地方出張	六月三日	熊鎮、警視隊進軍
三月十一日	重岡に假分署設置	六月八日九日	海陸共撃十日午前八時賊佐伯へ向け潰走
三月十七日	大山縣令官位褫奪	六月二十日	重岡の賊遁走官軍本營を同所に移す
三月十八日	坂梨口警視兵二重嶺黒川の賊追討（警部佐川官兵衛戦死）	六月廿三日	蒲江地方警戒
三月卅一日	中津賊徒暴舉（増田宋太郎を首魁とする西郷應援の一派）	六月廿五日	重岡分署閉署
四月一日	四日市、高田暴民蜂起高田署巡查反逆	七月五日	谷少將重岡へ豊後口諸兵指揮の爲め
四月二日	中津隊縣廳襲撃、土屋幸六郎巡查戦死	八月十四日	賊悉皆延岡へ退散
四月十三日	坂梨追撃		
四月十四日	熊本開城		
五月十二日	賊重岡に侵入佐伯、岩崎兩巡查戦死（殉職記事參）		

縣内一般の警戒

農民一揆の記録

前數葉の記録にある如く鹿兒島及熊本方面の物情は方に騒然たるものあり、事態は愈急を告げて來た即ち二月十九日には征討令が降り、同廿五日には西郷以下幹部の官位褫奪の達があり旁々縣内に於ける警備向も當に緊急に迫られたので、本縣に於ては先づ人心の動搖を防ぐ爲め管内戸區長に對しこれが示達を發し一方萬一の場合を考慮して海陸の警戒を嚴重にせねばならなかつた。そこで廳内に於ては特に警備掛を設けて其れ等の事務を開始して必要の方策を樹て或は熊本鎮臺に對し出兵を請ふとか、銃器彈藥の取締を嚴重にするとか、船舶の通行を取締るとか、其他士族を徵募して取締に充つるとか凡ゆる方面に向つて、神經を尖らし用意萬端を整へてゐる内先づ三月六日に警視隊巡查五百名の到着を見事態切迫一方各方面の情報は織るが如くに到着し、政府や征討總督、鎮臺との照復は一日と頻繁を加へ全く超非常的戰時状態に入つたのである。即ち三月十二日大津口(肥後)の戰鬪より同十八日坂梨口警視隊の活躍、二重嶺、黒川方面の戰鬪より四月十三日笹倉方面の激戰の報は刻々として齎され間には、阿蘇郡内の暴民が蜂起する等、其防戰警備に就ては全く筆舌に盡し難いものがあつた。

海 港 警 備

警達第七號
今般太政官第二十七號ヲ以テ別紙ノ通御達有之候條各所ニ於テ
屹度取締致候處今日鹿兒島縣暴徒之云々モ有之ニ付假令多人數
ニ非サルモ上陸スル者ハ嚴密ニ相檢メ若シ不審ノ筋有之候節ハ
速ニ地方管理ノ警察官吏ヘ可届出候事
(別 紙)

内務省 陸軍省 海軍省
開拓使 並 沿海府縣

臨時騷擾ノ際海港警備ノ儀ハ追テ方法確定候迄當分左ノ通相定
候條此旨相達候事
明治十年二月十六日
右大臣 岩 倉 具 視
第一條 陸海軍ノ兵員並警察官吏ニ非サル者銃器或ハ刀劍ヲ携
帶シ各海岸ヘ揚陸セントスル者ハ上陸ヲ差止メ其事由ヲ取調
ベ故障無之者ハ上陸ヲ許シ其異狀アル者ハ直ニ軍艦ヨリ兵力
ヲ以テ拒絶スベシ
第二條 各海港ニ來船スル船舶乗組ノ内武器ヲ携帯セスト違モ

○府内藩土寇蜂起
明治三年庚午十二月五日豊後国大分
郡・内旧府内藩下郡・藩民蜂起強盜
企テ藩廳ニ迫リ暴動、始末同藩ヨ
辨官一屆書左ノ如シ
明治三年庚午年十二月初旬之頃ヨリ
支配地之内中紳民情不穩越ニ村
説諭トシテ吏員五六名派出行々及
説諭候末同月五日夕々木村子申所

明治二年七月岡藩土寇蜂起

○縣下黨民始末
明治五年壬申年十一月十日
大分郡葛原村農工藤友吉外十人同
村北比羅社山上ニヨリ烽火衆ヲ煽
動ス追捕シテ糾問スレハ物價騰貴ニ
依リ商賣ヲ恐怖セシムハ自ラ物價
下落スルニ至リト云フ
○大分郡小狭間村裏後藤吉十郎同郡

明治五年縣下黨民始末

縣治摘要
○岡藩土寇蜂起
明治二年己巳七月七日岡藩内直入即
朽細柳小柳並ニ七里田外村ヨリ党
民蜂起ス初々慶應三丁卯年熊本藩ト
同郡九童山ニ於テ同藩ト謀議硫
磺ヲ採リニ土俗ノ浮説ニ古ヨリ此
山ニテ硫磺ヲ採ルハ必ス災ヲ引ト
見シ巷民蜂起、縁由ニテ遂ニ強盜ヲ

明治三年府内藩土寇蜂起

六年七月二十日
大馬島田某以下数名土寇蜂起強盜
ノ爲ニ派出シ暴衝ニ値リ説諭成ラズ
遂ニ暴民ノ爲ニ同藩ヲ被テ以テ
金貲拾五圓
大馬島田金太郎
少馬石田方策

明治六年七月負傷者給助書類

明治九年十一月十三日田舎新聞創刊號



明治十年白杵隊關係記錄

同十二日
大坂府ヨリ照會
御縣士族村田盛時並外六名之者共一
時十日午後四時頃和船ニ乘組當府
下安治川警察臨時出張所前致通行候
ニ付取調候別紙手續書之通申立別
改不審之虞モ並之様相見上候得共當
節柄ノ義ニ付不取敢本人共ハ致拘留
置候条至急御取調之上何分ノ御報有
之度此致及御照會候也

手續書
私共今般賊徒嚴未之說續ニ付白杵
士族ニ義ハ各台義ヲ立兼テ縣藏一
モ上申許可之上賊徒防禦之決議仕
為謀縣官存主某殿却出張夫々蒙御
指陣且又先般未大分表工却語相成
居警視隊隊下百余名白杵表一却
出張相成防禦之手改ニ及置候也本
月一日當縣下第五大區一小區野津

多人黨ヲ組テ其形狀疑シキ者アル時ハ其上陸ヲ差留メ置直ニ
地方警察官吏ニ通牒シ支障無之ニ於テハ上陸ヲ差許スベシ若
シ其ノ制止ヲ不承諾強テ上陸スル者ハ第一條ノ如ク兵力ヲ以
テ臨時處分スベシ

第三條。商船等ハ陸海軍並ニ警視局所轄ニ非サル兵器彈藥等ヲ
貯藏運搬スル者ヲ見聞スル時ハ其事由ヲ糾シ疑シキ者有之ニ
於テハ直ニ取押ヘシ若シ拒絕スル者ハ兵力ヲ以テ臨時ノ處分
ニ及ブベシ

縣官應援

警達番外壹 士族有之小區 區戶長
鹿兒島縣士族何等ノ名義モ無之多數去ル十七日熊本縣下肥後國
葦北郡水股村迄到着ノ報知ニ依リ縣官應援トシテ及出張候答猶
鎮臺兵モ一大隊八代へ出兵相成候間本日當縣探偵ノ者熊本出先
ヨリ及報知、右ハ此末如何様ノ形勢ニ立至ルモ難計ニ付爲心得
相達置候條此旨區内士族ノ向へ可致告達候事但右等無名義ノ徒
ニ左袒可致向ハ決シテ有之間敷候得共萬一方向ヲ誤リ候者有之
候テハ不相濟義ニ付精々順逆示諭可致置候事

明治十年二月二十日 權 令

舉動不審者糾問

警達第五號 管内戶區長
鹿兒島縣暴徒兵器ヲ携へ熊本縣へ亂入反跡顯然ニ付征討被仰出
就テハ右逆徒逃當管内へ潜伏等之儀モ難計候間自然不審之者
徘徊モ候ハゞ差押事實問糾管理之警察署分署へ可申出若不審之
者ヲ潜伏爲致後日相顯ニ於テハ嚴重ノ處分ニ可及候心得違者無

第五章 騷擾史

之様區内へ無洩可相達候事
但捕縛之際自然手ニ餘リ候節ハ臨機ノ處置ニ及ヒ不苦候事

明治十年二月二十三日 權 令

警達第六號 管内區戶長
近來市在之者其事ノ如何ヲモ不相辨只道路ノ風説ヲ信シ動モス
レバ無謂動搖スル者モ有之哉ニ相聞以テノ外ノ事ニテ却テ各自
ノ困難ヲ招キ候義ニ付假令如何様ノ風説有之候モ決シテ疑惑ヲ
生シ間敷事變應モ候ハゞ時々及布達候條決シテ心得違無之様可
致示諭相達候事

明治十年二月二十三日 權 令

警視局巡査到着

警番外二 第三大區 一、三、十八、十七小區
第五大區 廿四 廿五小區
第六大區 各小區 區 戶 長

豫テ相達置候通鹿兒島縣逆徒征討被仰出候ニ付今般警視局巡査
五百人來縣右之内本日ヨリ明後四日ノ内日々廳下ヲ發シ久住へ
出張順路其區内通行ノ管ニ候條此旨相心得前泊ノ日其他需用品
取賄方等篤ク注意諸事不都合無之様可取計此旨相達候事

明治十年三月三日

警視局出張所設置方上申

(五月七日總督府)

(原文) 今般本縣内外騷動ノ處管下警備向本員警部巡查等少員ニ付不取敢警部ハ縣官ノ内ヨリ兼務セシメ巡查ハ一時多人數雇入出張警視局巡查ト協力嚴重取締致居候處警視局巡查モ追々戰闘ニ從事致續テ熊本縣下ニ御引上相成雇入巡查ハ自ラ本員同様實效舉リ兼、百事隔靴ノ敷不少尤即今ノ模様ニテハ賊勢モ次第ニ縮致當縣へ侵襲ノ憂イ萬々無之候へ共兼テ及上申置候通縣境賊地へ密接シ脱走潜匿ノ程難計且此機ニ乘シ往々不良之者出沒致大ニ良民ヲ惱シ候儀有之候條此際取締向最緊要ニ候へ共前條ノ通ニテ何分嚴重難行届情實有之大ニ苦心仕居候條格別ノ御線合ヲ以テ當管下ニモ警視局出張所御設相成度云々

(註)

本件に就ては更に六月廿七日林内務少輔へ再伺をしてゐる、其概要は次の通り
當縣下警視局出張所御設置ノ儀ニ付客月十日(七日ノ誤記カ)屬官ヲ以テ熊本御駐留先へ稟請ノ處直ニ巡查派出ノ儀其筋へ御照會相成候趣屬官復命ニテ承知、其後村田三等大警部巡查二百名引卒(六月二十二日半小隊ハ白杵へ行き居れり)着縣其節巡查二百名其縣へ遣ス云々ノ電報ノミニテ出張所ノ儀ハ未ダ何タル御達ノ儀モ無之モ右巡查ハ該出張所設置ノ爲御派遣ト相心得可然哉費途計算ノ都合モ有之爲

念相伺候云々

假見張所設置通知

五月十九日警視隊へ通知

仙石橋口 笠和町口 西新町口 彌榮橋口 鹽九升口
長池口 中島口
今夜ヨリ右七ヶ所へ假見張所相設候ニ付此段爲御心得及御通知候也

大分市内交番所位置

五月二十日警視隊本營ヨリ通知

- 一、古川町千三百二十五番地 磯崎葛太郎
 - 二、檜物町三百九十一番地 料理屋角
 - 三、府内町(俗ニ市ト唱フ)四百五十六番地 鳥尾富六
 - 四、竹町七百番地 福田堅五郎
 - 五、堀川町千七百七十六番地 安東淺吉
 - 六、堀川町五百五番地 堀末藏
 - 七、細工町千拾九番地 佐藤東七
 - 八、大分橋
 - 九、縣廳前
 - 十、湯屋角
- 右之通交番所位置設置候間此段爲念及御通知候也
〔註〕 本營大分縣師範學校ノ處六月七日日本町通麴屋清兵衛方へ轉答(六月付届)

大分市内の交番所

村田三等大警部ヨリ届(五月廿六日)

大分縣下市中交番所並ニ控所及交番所

- 第一號 永池口百三十六番地 豊原大助 前ヲ位置トス
- 第二號 大分町千三百六十六番地 越田小一郎 前ヲ位置トス
- 第三號 古川町千三百二十五番地 磯崎葛太郎 前ヲ位置トス
- 第四號 檜物町三百九十一番地 料理屋角 ヲ位置トス
- 第五號 府内町四百五十六番地 鳥尾富吉 前ヲ位置トス
- 第六號 細工町千九番地 佐藤東七 前ヲ位置トス
- 第七號 堀川町千七百七十六番地 安東淺吉 前ヲ位置トス
- 第八號 縣廳前ヲ位置トス
- 第十號 晝夜四人宛
- 第十一號 中島口八十八番地神谷文治郎宅ヲ控所トス
- 第十二號 晝夜一小隊宛
- 切通口西新町千九十五番地後藤嘉平出店ヲ控所トナス
- 第十二號 笠松口

豆田方面の警戒

日田郡、特に豆田方面の警戒は日豊の國境重岡、佐伯方面の夫れと共に、地理的に最も樞要な所である殊に阿蘇郡

但シ此交番ハ第十一號ヨリ繰出ス
第十三號 八坂口
右同斷
第十四號 晝夜一分隊宛
千石橋口吉松政五郎宅ヲ控所トス
第十五號 堀川口
但シ此交番ハ第十四號ヨリ繰出ス
第十六號 沖濱口
右同斷
右之通巡查配置仕候條此段御届申上候也
沿海取締
鹿兒島縣賊徒大分縣下へ散亂シ追々四國地方へ遁走可致哉之聞
ヘモ有之ニ付テハ伊豫土佐海岸ハ豊後日向接近之地方ニ付今般別ケテ右沿岸諸港出入之船舶於陸海軍嚴重取締候條此旨布告候事
但右取締ニ付出入之船舶疑敷ト認ムル時ハ軍艦ヨリ滯止ヲ命スシ之ヲ拒ム時ハ臨機嚴重之處分ニ及フベキ事
明治十年六月七日 太政大臣 三條 實美

宮原方面との交通關係は決して苟且にならぬので、地元警察署を始め本廳に於ても特に其警戒を重要視し、阿蘇方面の間道及筑後川の流域に對して取締の徹底を期せしめた。

日田郡内見張所

三月九日

豆田警察署ヨリ見張所設置ノ地位、人員報告
八大區九小區(現上津江及中津江村)

綱生	四等巡查	野崎七百喜
熊本隈府ノ間道ナリ	雇入巡查	三 人
八大區九小區	土着雇	一 人
向田	四等巡查	木下伊常
熊本山鹿ノ間道ナリ	雇入巡查	二 人
八大區八小區(現前津江村)	土着雇	一 人
楠木	四等巡查	山田澤太郎
熊本筑後ノ間道ナリ	雇入巡查	一 人
八大區十小區(現東大山)	土着雇	一 人
西大山分署	三等巡查	藤井龍雄
綱生向田咽喉ノ地	雇入巡查	四 人
八大區十一小區(現三芳村)	土着雇	一 人
出口	四等巡查	軸丸源次郎
内ノ牧小國ノ本道	雇入巡查	四 人
八大區六小區(現馬原村)	土着雇	一 人
小國	四等巡查	佐藤鴻四郎
	雇入巡查	五 人

綱生、向田、内ノ牧	土着雇	二 人
小國咽喉ノ地	四等巡查	藤井虎次郎
八大區五小區(日田町限)	雇入巡查	五 人
庄手	土着雇	五 人
陸軍司令官ヨリノ御達ニテ川筋取締		
梓葉士族黨		

三月十三日 豆田署へ

非常警備ノ爲存案ノ士族十二人雇入巡查派遣氏名次ノ如シ

小山田作	柴田卯三郎	伊東正吉
上田光重	後藤莊	高橋高政
清末光豊	林政彌	藤山豊雄
田村均	下司正秀	伊東豊重
(以上日田)		
此外		
○高橋 競	○小山田三彌	○中野 定
○一松能安	○石田鎮夫	(○印ハ四月十一日)
(以上川上)		
中根清秀	安田正齊	十時氏政
佐藤源三郎		
(以上長官ニ派遣シ居レリ)		
銃器彈藥ヲ配付		
三月十六日 豆田署へ		

小銃三十挺、彈藥一挺ニ付三十發、糧要ノ場所三ヶ所へ拾挺宛置ク事、右ハ警備ノ爲ニテ戰爭ノ爲ニアラス人民ノ金穀ヲ掠フ場合防制ノ爲故當方ヨリ戦フベカラスノ注意書アリ
尙同日竹田署へ彈藥九百發
重岡藤丸警部へ小銃二十挺彈藥六百發ヲ送り居レリ

三月二十日 小澤大佐ヨリ(南ノ關)
彈藥兵糧運搬ノ爲大分縣下ヨリ人夫千五百人雇入タシ日當ハ一日一回ニテ
本件ハ同月廿四日關休三(九等屬)附添差出シ居レルガ日當ハ七十五錢ニ取極メ居レリ現今ノ物價ト比較シ相當思ヒ切ツタ遣リ方デアル
本件ハ三月二十二日回答ニ人夫ノ内五百人ハ中津支廳内ニテ雇入レノ事千人ハ當廳ニテ雇入ベキ旨、尙人夫ハ彈丸雨飛ノ中ヲ奔走スルモノニアラサレバ恐怖セサル様支廳へ示達アリ

三月二十日 區戸長へ
近來區戸長ノ證書ヲ以テ探偵又ハ從軍ノ者へ面會ノ名義ヲ以テ戰地へ入ル者アリ堅ク嚴禁ス
同日竹田署へ
過日警視隊ヨリ預リシ國事犯人北重三郎外四十八名受取ノ件

三月廿八日
白杵署一等巡查富永惟治探偵トシテ竹田、日田へ差遣
棒甘本 繩甘筋
日田
橋本 精一 富永常太郎 島崎 信則 關喜 久男

相部 八郎 久松 清次 渡邊仙太郎 山田龜太郎
森本 勝馬 柳瀬 數知
中津
大園 勝男 岡本 善人 上野辰次郎 中生 十内
向 數太 木村 丑郎 尾崎 哲雄 田村 多門
山野 徳一 吉田 藤吉
〔註〕中津堤警部病氣ニ付神屋警部を中津へ出張せしめてゐる。堤警部病氣の狀況は次項中津隊暴舉の條に詳記せり。

三月三十一日 豆田署及中津署神屋警部へ
鶴崎士族二十人四等巡查ニ雇入一人金五圓宛假渡棒繩等渡置ク
印鑑ハ其署ニテ渡スコト
備風ノ嫌疑者 四月十日豆田署ヨリ報告
要領中村茂八郎外二人官軍ノ敗走ノ者トテ第九大區七小區(下毛郡内)眞宗教順寺上原玄正方へ二夜潜伏九月朝八時剃髮法衣ヲ着シ日田ヲ經スシテ肥後へノ間道ヲ尋ネ立出タルヲ林村見張田坂幸篤分捕取調ベタルニ賊ノ所持手帳ピストル等アリ(手帳ニハ鹿兒島縣ヲ始メ各地ノ人名百數十名列記ス)不審ノ旨報告

〔註〕本件原玄正は情を知る者にして取調方豆田署へ達して居る(四月十一日)尙教順寺には福岡縣士族萩原新太郎も潜伏の上剃髮法衣を着し四國を指し逃走したる趣を以て港灣取締方を示達(四月十四日)の處これは四月二十一日阿蘇郡小國にて逮捕し居れり斯くなれば玄正は賊の一味に相

違なきを以て嚴重取調をなすべく有田村正平長男中島與市

の口書を添へ日田署へ示達して居る。

中津隊の暴舉

本項を記するに就ては先づ其巨頭増田宋太郎の事を述べねばならぬ。抑も増田宋太郎とは如何なる人物か？ 茲に其小傳から摘記して見やう——「中津藩士久行の子にして母は渡邊氏（重名の女）嘉永二年二月二十三日生、幼にして渡邊重石丸の熟に入り、皇漢の學を修む、明治三年二月藩命に依り京都に遊び皇學所に學ぶ、八月慶應義塾に入り尋いて母の病を以て歸郷、四年薩摩に遊び、後攝洲住吉神社少宮司に任ぜられしが間もなく事に坐して拘留に處せらる。七年一月佐賀の變に有志百名を募りて赴きしが事已に平ぎし後なるを以つて歸る。四月長崎に至り轉じて鹿兒島に入り桐野利秋と會し時事を談じて歸る、時恰も臺灣の役より日清の間物議沸騰將に兵端を開かんとす。是に於て宋太郎同志と謀り一社を設立名づけて「共憂者」といふ。八月本好千座を四國に九月岡本眞坂を肥豊に柳田清雄を長洲前原一誠に遣し形勢を視察せしむ。九年二月再び慶應義塾に入る、數月にして又母の病を以て歸る。洋籍を中津市校に修め傍ら翻譯の教師を兼ね中津有士の田舎新聞を發刊するや其の社長となる、十年の役後藤純平梅谷藤次郎等と共に同志を糾合一隊を組織し其隊長となり、三月三十一日中津市廳を襲撃し續いて四月二日大分縣廳を襲ひ五月五日二重嶺の薩軍に會す。已にして薩將野村忍助の奇兵隊を率ゐて、豊後國に向ふや其中隊長となり官軍と闘ひ、八月十八日薩軍の可愛嶽を突出するや、西郷隆盛に従つて城山に入九月三日夜彈丸雨中の下に死す時に年二十八」と、これより先増田は年十八の時有名な御許山騷動の序幕ともいふべき木の子岳事件の志士青木武彦が、捕吏に追はれて居所なく長洲に渡るにつき當時渡海を嚴止されてゐた中津三百間濱から船頭を脅迫して渡してやつたといふ逸話もあり。頗る熱血漢である。従つて十年役勃發するや西郷に與することは當然である。彼れは此事あるを略豫想してか明治九年十二月開拓使八等官小林某が某大臣の内命を受け鹿兒島の情況を視察する爲め中津に來り渡邊重石丸に頼み案内者を頼んだ所渡邊は其時増田を紹介して引き合せらる。そこで二人は打ち合せて一月三日出發し長崎で會ひ共に鹿兒島に行つたのである。これが増田にとりては渡りに船といふわけで鹿兒島に滞在し中野と會ひ盟約する所あり、歸つて後同志の糾合に努めたもので、中津隊の暴舉は既にこの時に萌してゐたのである。

却説記事は愈中津隊の行動に入るのである。——西郷應援の議——第三回の薩摩行からして増田は西郷舉兵のことを略知つてゐたので歸郷後は直に共憂者の同人會を催して「若し西郷の舉兵が事實になつたら甚麼する、諸君は屹度それに應ずるだらう」との前提を置いて其贊同を求めたのである。此時集つたのが梅谷安良、柳田六郎、橋本重年、阿部育太、櫻井貫一郎、久保益郎、岡本眞坂、戸倉仙太郎、白石貫一、松本大五郎、石松藤次郎等であつた。（中略）西郷が戦を起してから後は其處にも此處にも應援の内約文は出來てゐたが、中には貧窮士族が困却不分別から出來た封建黨もあり又頑固文學者等の霧暗了見の類もあつた、けれども増田の黨はそんなものではなかつた、（中略）彼は三月十五日再び同志數十人と會し其席上演説して西郷の應援を協議した。熊本城の形勢からして今は裕餘してゐる時ではない、日を期して將に舉兵に及ばんと焦りに焦り其準備を急いだ、或は同志に巡查を志望せしめて官の動靜を探るやら（後節高田署の筑摩巡查等がそれである）新聞社の奥深く夜の目も寝ずに評定に及ぶので

あつた、或る日同志の梅谷が後藤純平といふ者を連れて来た、後藤は大分郡淵村（今の南庄内）の者で父は博勞を業とし身卑しかつたが讀書の素養も深く辯論に長じ智略に富んでゐた所から、明治三年三月日田縣の農民一揆に干與し（其時の檄文は後藤の書いたものと云ふ）た廉で徴役十年に處せられたが、明治六年養親律に依り收贖金を納めて出獄した後藤は出獄してから代言人となり中津に出て梅谷と懇意になつた、梅谷はこんな男を吾黨に加へて置けば謀叛にも馴れてゐるし萬事好都合と思ひ増田に紹介したわけで、梅谷は中津候の世臣で増田とは同門弟の親しみもあり旁々後藤を直に同志に加へた、増田はこの二人を參謀として中津隊を組織し各所に轉戦し最後迄薩軍の爲働いた。

所がこゝに長洲前原の殘黨が中津の近傍に潜伏して居て大學事を爲すとの噂が何處からとも起つて来て、其殘黨どもは火を明連寺に放ち支廳を改むるとの事であつたから、中津市の騒動は一通りでない。然し廿六日東京の警視隊が来たのと中津署の堤警部以下の警官が頻りに奔走して鎮撫に努めたのでそれ等の物情漸く鎮つた。そこで警視隊は其翌日中津を發し宇佐町へ一宿の上坂梨へ出で大浦口の薩軍と戦つた、この事あつて以來増田等の同志にも非常に影響を來して来た、一方福岡では越智一味が愈起つたとの知らせがあつたので、増田はじつとして居れぬ直に檄を同志に飛ばせてこれを聞無濱の酒店山田六八方に召集し「聞けば田原坂はすでに落ち大山縣令は捕へられ、薩軍の形勢は日に々々非である、今にして奮起せねば大事或は去らん、而も熊本城の安危は兩軍の勝敗に大關係を及ぼすものである、若し奇策を運らすならば薩に達するも、甚だ難しとするに及ばぬではないか」と愈其夜の十二時を期して騒起することになつた。これが暴動前の情況である、而して中津隊の連判狀に乗つたものは中津校の生徒を

始め六百人もあつたさうだが中津を發した人員は石松藤次郎外五十八名（名前は一々判つてゐるが省略する）それに途中で加つた宇佐宮司や御許山の石垣坊（後節）高田署の巡查、別府では宇和島士族宮本倉人外五名延岡では伊加里均外四人といふ風に漸次兵員が殖へたので後には八十七名となつた。

却説て同志は其夜思ひ／＼に變装して後藤の宿所たる櫻町の松野屋に集り増田は一々之に攻戦の指圖をし自ら命を降して廣津、宮永、島田、彌瀬の關門及鎗矢堂等の出入口を堅めしめ數隊の兵員を部署につけた。其頃中津支廳長の馬淵清純は同町鷹匠町に宿をしてゐたが増田方の松本大五郎、櫻川正太郎、中野重吉等は深夜其宿の塀を乗り越へ雨戸をコチ明けて馬淵の室に押入つて見たが馬淵がゐない。松本等は引き返して御大増田に此由を告げると増田は唯「矣々」と言つたのみであつた。それも其管増田には人知れず一つの謀計を案じてゐたのである。増田はこの日山田方から歸る途中ぶらりと馬淵の宿を尋ね何喰はぬ顔で時局談等をした揚句「時に馬淵さん、あの前原の殘黨です、聞けば何でも今夜の中に支廳を襲撃するとやらの風聞ですが、貴官に御聞きになりませんか」と鎌を掛け馬淵の顔のさつと青さむるを見ると、「いや風聞だけで又先日やうなことかも知れませんが、近頃は悪者が多くて困ります」と今喰はぬ顔で取つくろつて馬淵の心を惹き馬淵が「若し萬一の場合は自分には手兵があるわけではなし支廳長の職掌柄大分の本廳に引き揚る迄だ」と浮つかり口を迂らしたのを聞いた、増田は心の中でじつとホクソ笑み其處を辭去して同志の中から戸倉仙太郎外四名の者を大分街路の鎗矢堂に伏せてをいたのである。故に松本等が其宿に押し入つた時居らぬのは當然で、馬淵は増田が其宿を去ると逸早く逃げ支度をし大分へ向けて行く途中市外約一里を距る小楠村の鎗矢堂で戸倉等の網にかゝり首を吻ねられたのである、この外支廳出仕堀兼元修は島田の水道

口に宿してゐたのに阿部倉次郎外六人が押入りこれを相手に斬り死をしてゐる。

さて警察署に向つた十五人の後藤隊は僅かに宿直の巡査二三人を捕縛したのみで。鹽町の榭屋に下宿してゐた堤警部は病褥中のことゝ野添尙次、石松藤次、大江甚七等五人の者に捕へられた。(小倉口に行つてゐた吉田辰之助は小犬丸〔福岡縣界〕の舟橋を切斷して交通を止め其他は市内の豪商や官衙を襲つて軍費を募つた)斯くて増田の統率する一隊は北門から舊城内の支廳に向つて進撃し二の丁迄來ると二名の巡査が囚人護送をしてゐたのに出會之を捕へ、椎木門で又一人の巡査を捕へた、此の時監獄は既に火を吐いて凄じい夜の景色を呈してゐた。銃聲は空に焙る如く、各方面に向つた諸隊は鯨波を作つて押寄せ、此時支廳の堺田讓といふ宿直は目を覺し寢卷のまゝ飛び起ると、一隊の後藤純平がこれを斬り捨つる、増田隊はこゝに全く支廳を占領したのである、そこに野澤等五名が堤警部を繩付にして増田の前に曳いて來る、其時堤警部は病中苦しい息の中から増田に言つた。

「我輩は只一警部に過ぎぬが身苟くも官吏である、お前方の手に掛つて非業の最後を遂げればとて何も怨む處はないが彼等巡査は素より國政を預る譯ではなく其任一に人民保護にあるのだから、これを殺すも何の利益はあるまい加ふるに彼等には妻子家族もあり若しこの場合殺されたら其家族は今後何に依つて生活が出来るか、會つて聞く増田氏は仁義に厚い人であると云ふから其處は大目に許してやつて下さい」と涙を揮つて惘願したので流石の増田も堤警部の哀訴には心が動き巡査を遂に放免したと云ふ、一方又中津署の巡査西尾早太は増田方襲來の際抜刀辛じて其圍を撃破し夜中この急を本廳に報じた、其勇敢な行動は後日表彰されてゐる。(別項参照)

(註)

本項關係記録にして豊前二郡と高田の暴民及縣廳襲撃に關聯するもの數種あり各項に挿入しあるに付讀者に於て彼我參看せられたし(筆者)

西尾巡査殊功

中津隊暴舉に就ては西尾巡査の急報に依り本廳に於ては直に手配即ち

- 一、坂梨に在る警視隊へ出兵の儀を請求すると共に
- 二、參謀へ請兵
- 三、各署へ通報

等の手當を取つてゐる。(四月二日)特に豆田署に對しては中津地方人民鎮撫の爲九大區一小區戸長萩原萬作なる者の願出あるも本廳人員難缺道路梗塞に付其地出張の小原書記官の指揮を受け適宜鎮撫の策を構すこと達して居る。

そこに急遽坂梨警視隊到着(三日)中津へ向け進發したのである。

愛媛縣へ依頼

明治十年四月一日

愛媛縣岩村權令へ依頼

昨三十一日夜十二時頃管下中津支廳下ニ於テ何者共不知暴舉致シ同廳ニ放火シ貢金ヲ奪ヒ警察署及縣官へ及暴舉候末凡百名斗本廳ニ襲撃ノ勢ニテ既ニ本廳ヲ距ル十里位立石驛迄押寄之旨急報有之候ニ付坂梨口出張警視隊手負人及貢金貴境へ向ケ不取敢護送致候條乍御手数數可然御取計相成度急劇之際他事ニ及フニ違アラヌ委曲九等屬米良亮藏ニ申聞置候條御親聽相成度此段御依頼候也
本件ニ對シテハ愛媛縣ヨリ四月三日付回答アリ手負廿六名ハ確ニ預リ都合ニテハ巡査若干名差向クベシ尙打合ノ爲警部近藤縮雄ヲ差立ベシ行在所へノ電報モ承知、貢金ハ御差送延引ノ旨米良屬ヨリ承知セリト

同日 參謀へ上申

當縣中津士族(人數不詳)昨三十一日夜午後十二時頃暴發支廳警察署並縣官へ及暴舉猖獗次第ニ縣廳ヲ襲撃之勢有之候旨中津警察署四等巡查西尾年太暴徒之團ヲ切り拔ケ只今來報有之候ニ付不取敢鎮壓之儀坂梨口出張警視隊へ及掛合候得共該隊モ孤軍強敵防禦之際ニ付或ハ出兵難相成儀モ可有之ニ付至急鎮壓ノ爲二三小隊御出兵相成度
追テ本文警報ノ趣其筋へ御電報相成度

檄文

今般義舉ノ儀ハ我輩多年抱藏ノ宿志ニシテ別ニ檄文モ有之候得共多忙中一々御報知難及然ルニ昨今各地差出置候探偵者歸縣本月廿六日佐賀士族事ヲ舉ケ同廿七日福岡ニ續キ同三十日秋月ニ應シ府中出發米柳モ亦將發セントス吾輩獨リ時機ニ後レハ國民ノ義務何ヲ以テカ立タン故事頗々輕舉ニ涉ルト雖モ今夜激發ニ及ベリ此段豫メ御通知可申上ノ所嫌疑ヲ恐レ切迫ニ立到儀ハ萬謝ノ至リニ候諸君吾輩愛國ノ微衷ヲ憐察アラハ老者ハ少者ヲ鼓舞シ壯年ノ徒ト事ヲ同シ協心戮力共ニ御助アランコトヲ、若シ今回御着手難相成候ハ、緩々御舉御依頼願申上候也

明治十年三月卅一日

中津有志御中

新政黨

檄文

方今官吏ノ徒 上ハ天子ノ宸襟ヲ惱シ下ハ人民ノ苦情ヲ顧ミス私意ヲ逞シ收斂ヲ極メ殘忍苛刻至ラサル所ナシ我輩憤激ニ堪ヘス之ヲ掃除セント欲ス各縣モ亦同論ニ出テ本月廿六日佐賀同廿七日福岡同三十日秋月皆共ニ義兵ヲ舉ケ賊吏ヲ誅戮シ 上ハ天子ノ報復ヲ安シ下ハ人民ノ艱苦ヲ救ント欲ス諺ニ謂フ上ニ習フ下ハ區戶長等亦官威ヲ假リテ人民ヲ苦シメ無用ノ民費ヲ増シ私慾ヲ謀ル等不埒ノ所業少カラス依テ人民方モ此時ヲ失ハス各申合セ右等ノ儀詳細探索ヲ遂ケ申出ニ於テハ即チ捕縛シ吟味ノ上所分ニ及フベク尤

其罪明白ナル者ハ直ニ召捕差出候テモ不苦候事

兩豐人民御中

新政黨軍議所

檄文

方今我國ノ大勢ヲ熟視スレハ東ニ魯國アリ西ニ英國アリ皆蠶食鯨吞セントシ列國モ亦欲スル所アリテ日々我隙ヲ窺フ加之討臺ノ役ヨリ怨ヲ清國ニ結ヒ四方皆讎敵ニシテ國勢ノ危キ果卵ヨリモ甚多シ此時ニ際シ宜ク外勢ヲ張リテ内情ヲ鎮スベキニ却テ政府二三ノ大吏 天皇陛不ノ聖明ヲ擁蔽シ報旨ヲ矯メ海内ヲ苛酷シ外夷ニ阿順シ苟且偷安國權ヲ失墜シ私意放縱民權ヲ剝奪シ内怨ヲ積ミ外海ヲ甘シ卑屈極ナク暴政至ザルナシ之ニ繼クニ金貨濫出國債繁殖我二千五百三十餘年ノ獨立帝國ヲシテ終ニ外夷ノ制禦ヲ受ケシメントス其之ヲ何トカ云ヤ曩日先參議江藤原ノ如キ國基民權ノ不立ヲ憂慮シ挽回ヲ謀ルモノヲ日スルニ賊ヲ以テシ毫モ大義名分ヲ問ハス之ヲ斬戮誅弑シ今亦國家ノ棟梁中興ノ元老タル陸軍大將正三位西鄉隆盛ヲ始メ少將桐野、篠原等ノ忠臣ヲ刺客ノ刃ニ殛サントスルニ至ル大逆無道天地モ共ニ容レズ神人同ク憤ル所實ニ國家ノ讎敵人民ノ殘賊ニシテ抑亦 天子ノ賊臣ナリ之ヲ倒シ之ヲ廢シ以テ内ハ一國ノ元氣ヲ振起シ外ハ交際條約ノ規律ヲ確定シ後來ノ安全ヲ固クスルハ臣子ノ職分國民ノ義務盡サマルベカラス今聞ク西郷公闕下ニ至ントス而シテ賊吏私人前路ヲ妨クルト我輩亦神州ノ一民憂國ノ衷情傍觀坐視スルニ忍ヒス投袂蹶起シ賊ヲ南豐ニ討シ忠臣ノ進路ヲ開カント欲ス凡我同志國民ノ義臣民ノ分ヲ盡サント欲セハ速ニ馳會シ共ニ俱ニ賊兵ヲ鏖シ旌旗ヲ東シ元惡ノ首級ヲ斷シ速ニ寰宇澄清ノ功ヲ奏シ上ハ以テ歷世皇恩ノ萬一ニ報答シ下ハ人民天賦ノ權利ヲ回復シ國威ヲ海外萬國ニ擴張シ獨立帝國ノ面目ヲ改新センコトヲ企望ス唯其正邪ノ分ル、所賞罰ノ係ル所ニ至リテハ天監上ニアリ

明治十年四月

新政黨別軍

藩藩知事與平公ノ一書 (明治十年四月三十日片桐三等警部報告)

(概要) 一昨舊藩知事與平公ヨリ專使竹下義平歸津シ公ノ一書(別紙)ヲ齎シ昨日雨山某士族ヲ會合同方向ヲ誤ラザルヲ盟フ云々

別紙(原文)

西國筋騒動ニ付當月初ヨリ豊前邊モ不穩トノ風聞モ有之候得共中津表ハ萬々安心ト存居候處圖ラスモ増田宋太郎其外數名暴發ノ由誠以驚入候其後景況ハ如何哉既往ノ事ハ力及ハサル次第ナレ共重ネテ心得違ノ者無之様昌邁ハ勿論芳蓮院様御隠居様ニモ深ク御心配ノ御事ニ候得者其趣舊藩士族一同ニ精々御説諭有之度候也

雨山 惺學殿 生田 實殿 山崎 直衛殿 逸見 蘭曉殿 奥 平 昌 邁
桑山 豊山殿 島津 復生殿 鈴木 閑雲殿

中津隊巨魁ノ終焉 九月廿六日鹿兒島縣令ヨリ電報

中津ノ賊魁増田宋太郎ハ既ニ打テ取リタリ後藤純平ハ死體ハ分ラネドモ然シ攻撃ノ際賊賊一人モ無之故之モ多分ハ死シタルベシ

十月廿五日長崎縣ヨリ通知

國事犯御縣下大分郡淵村平民後藤純平九州臨時裁判所ニ於テ刑名宣告ノ上引渡相成候ニ付本月廿二日斬罪決行候條此段及御通知候也(原文)

豊前二郡と高田の暴民

これは中津隊の暴擧に關連する暴動である、以下前に記した中津隊の記事の後を受けて其狀況を述ぶることとする中津署の堤警部を繩付にして連れ去つた一隊は今度は屬吏等捕へて案内させ銃器百餘挺と彈藥等を獲て「さあこれよし」と支廳に油を注いで焼き立て太田は堀兼の首を茂山は馬淵支廳長の耳朶を首代りに増田の前に持つて來るといふ有様、そこで愈氣勢を擧げた増田隊は破竹の勢で大分街道を進み途中合馬村(現在の如水)の用務所で黄金六百圓と預金二千七百圓を強奪し宇佐郡横山村迄來ると神谷警部河尾一等巡查外一名に出會つたので増田は自己の大義名分を説きこれを一味に加へ四日市警察署を襲撃した。だがそこには只一人の影も認めない、それは西尾巡

査が前夜急を告げて通つたからである、四日市警察署の掲示板に檄文を掲げた一隊は宇佐町に入りそこで宇佐宮祠官並松一枝、御許山住石垣坊事石山眞春といふ二人(石垣の手配書は別にあり)の一人を同志に加へ午後四時頃立石町に着いた。増田は立石在の舊藩士に檄を示して其去就を決せしめんとしたが立石の士族は唯恐懼するばかりで纏りがつかぬので捨置いて前進した。此時増田隊の受けた情報に依ると大分の官軍は高崎の嶮を扼してゐるといふので今度は兵を二手に分け一は海路から大分を衝き一は本道を進んで前後から挾撃しやうといふ手筈である。話は前に戻るが西郡高田の警察では一日の午前六時中津西尾巡查の急報に依り中津の騒動を知つたので警部代理の本田準一郎は同署の巡查大原一二三と共に重要書類や非常持出の物件を片付けてゐると、そこに同署の巡查筑摩宗太郎が駆け込んで來て「増田が兵を起したらしい、今大分に向ふといふからこゝにも三十名位は來るだらう」と話して飛び出した。(此筑摩は増田の廻し者で特に警察の行動を探る爲め巡查になつてゐた者)そこで大原が刀をおつ取り門前に飛び出して見るとそこには烏帽子直垂姿の松本大五郎(増田の同士で松本爲平とも云ふ)を始め十一名の者が白鉢巻を占めギラ／＼するやつを抜いた儘押し寄せて來た。更に意外なことには今の先迄同僚と思つてゐた筑摩巡查が其列に加つてゐるではないか。大原が同動の阿部省吾と共に筑摩の側に行き様子を聞くと「僕は増田に同意の者でこの事は豫て期してゐた」との挨拶、筑摩は今度は卓を叩いて西郷絶讃の演説を初めた、斯様な都合で高田署員は殆んど筑摩に附いて仕舞つた、勢を加へた一隊は同町妙壽寺に勢揃して増田の本隊を追ひ立石に向つたのであるが、然し松本丈はこゝに止り與黨をつくる積で同寺に本陣を構へ集つた同志に兵糧や軍用金の徵發を命じた。命を受けた若者は喜んで立働き手當次第に諸方を荒し廻り持つて來た金品は一々松本が點檢して押へて終ふので、

茲に松本は一部農民の反感を買ふことになつた。「我々は欺された、彼は自分の欲を満すのだ」と云ふ聲が誰云ふとなく起つたのでこれを聞いた舊日出藩士で何某といふ劍術の相當出来る男が大に激昂して妙壽寺に出掛け數多農民と共に松本を斃し竹槍の血祭に擧げ松本はこゝに果敢ない最後を遂げて仕舞つた、高田署員十數名は其後懲戒免職となり夫々處刑を受けたことは申すまでもない。

豊前及高田近郷之黨民蜂起

四月十四日内務卿へ上申

四月二日管下豊前國宇佐郡第十大區一小區敷田村(現天津村)ヨリ黨民蜂起シ兇徒追々蝟集二手ニ分レ一手ハ四日市ニ一手ハ笠松村(現長栄村)ニ放火シ其暴勢蔓延翌三日朝ニ亘リ下毛郡國東郡ニ傳達シ各小區用務所學校吏員及ヒ富豪農商ノ居宅ニ放火シ或ハ破毀ス燒毀ヲ以テ脅迫ノ具トナシ異口同音他業ヲ煽動ス故ニ所在ノ民衆起テ皆應之幾萬人ノ多キニ至ル、手毎ニ竹槍ヲ携ヘ數手ニ分レテ猖獗ヲ極メ暴動齊ナラス説諭道斷ツ制止術ナク慘毒實ニ大ダ酷シト續々報知アリ、四日午前別府藩陣ノ警視兵並ニ本縣巡查數十名之ニ從ヒ進發ス、沿道ノ黨民之ヲ見テ避易遁逃スト雖モ飯上ノ蠅ヲ掃フガ如ク甲潰散スレバ乙囁集シ出沒聚散速ニ鎮壓ノ功ヲ奏シ難シ、是ヲ以テ村築士族等一時數十名雇入數手ニ分遣斷然兵威ヲ觀シテ其兇焰ヲ撲滅ス、宇佐郡乙女村(現八幡村)ニテハ四日市有志ノ人民並ニ中津士族拾五名ト共ニ自ラ起テ説諭ニ相越ス所黨民之ニ服セス剩ヘ士族ヲ取巻キ其刀ヲ奪テ一名ヲ斬リ二名ヲ傷ク因テ直ニ銃器ヲ以テ之ヲ追撃スレバ黨民忽チ鳥散ス、下毛郡中津ニテハ士族自ラ防禦ニ力メテ拒絕シテ入レス故ニ一二小區ハ總ニ其危難ヲ免レタリ、國東郡高田、玉津兩村人民相謀リテ黨民ヲ防禦スト雖モ數萬ノ兇徒制止得ス用務所學校等崩毀ノ折柄三日夜松本爲平(第十大區六小區橋津(現北馬城村)當時高田村ニ在籍中津ニテ代書ヲナセシ者)ノ産高田村ニテ暴行ス(松本大五郎の事ならん)區長南喜平村民ヲ嚇シテ之ヲ縛セントス拒捕ノ際終ニ村民ノ亂殺トナル、此時中津賊ノ殘徒數名ヲ縛シ得タリ、此松本爲平ハ中津賊徒ノ黨與ニテ既ニ本月一日午後二時頃外二名ト拔刀ニテ該村(高田)ニ亂入シ造言ヲ以テ人民ヲ眩惑シ軍用ニ托シ富戸ノ金圓ヲ掠奪スル殆ンド千圓、横行暴戻極リナント其罪死猶餘アリト謂フベシ、黨民モ赤彼等ノ煽動ニ係ルヤ未タ知ルベカ

ラスト雖モ微頭徹尾一件ノ強願モ無之、要スルニ一個ノ亂民タルニ過キサルベシ(蓋シ支那黨徒一時統御行届サルヲ時トシテ暴徒ヲ擅ニセンモノナラン)抑モ黨民暴動ハ二日ニ起リ三日蔓延六日ニ至リ漸ク鎮靜ニ歸ス即今兇徒捕縛既ニ數百名六日直ニ屬官ヲ三郡ニ派シ罹災ノ家屋並人口ヲ調査シ先ツ成規ニ依リ救恤ヲ施行セシム、曩ニ津賊ノ中津ヲ出ツルニ臨ンテ檄文一章ヲ其地同志ニ殘シ以テ後繼ヲ促シ其四日市ニ至ルヤ又一章ヲ揭示シ以テ黨民ヲ煽動ス今共ニ收録シテ左ニ開列ス(檄文寫は中津隊記事に掲記す)

四月十六日

行在所並内務卿征討總督本營へ上申

當縣下賊徒暴舉且北部黨民蜂起之儀去ル五日付ヲ以テ開申ニ及ヒ置候處其後十三日迄ノ景況別紙(別紙ヲ失セリ)之通り云々

隣縣ニ依頼

當縣舊四等巡查

高田警察署詰

四月六日付免職	豊前國中津士族	筑摩宗太郎	同	日出村士族	山本 欽治
四月六日免職	下毛郡樋田村平民	樋田 重義	同	國東郡横城村平民	村 松義直
同 六日免職	國東郡都甲村平民	河野最一郎	同	下毛郡東上村平民	大原 一二三
同 六日免職	中津士族	山田 陶太	同	右筑摩宗太郎、樋田重義巡查奉職中中津賊徒ニ與シ同僚河野最一郎外ヲ脅誘シ當縣廳へ通シ其後所在不相知然ルニ本人共ニ相渡置候第四課印押捺之手帳ヲ始メ制帽服屬具ニ至ル迄其儘携帶致シ且中津警察署ニモ賊徒亂入該署備付之提灯其外巡查制帽手帳印鑑(其品數等不詳)等掠奪致候ニ付右徽章アル物品ヲ以テ如何様ノ偽計ヲナスベキ哉モ難斗候條若シ御管内徘徊候ハ、御	
四月十八日免職	直入郡久住村士族	佐藤龜四郎	同	「註」右ノ内佐藤龜四郎、阿部省吾、山本欽治、村松義直ノ	
同	速見郡猪尾村士族	阿部 省吾	同	四人ハ脅誘セラレタルモノナレバ所在分リ次第ニ届出ツベ	
				キ旨四月八日付ヲ以テ達ス	

本廳襲撃

海陸兩方面から縣廳襲撃の手筈を極めて立石驛を出發した中津隊は鹿鳴越の峻坂迄來ると同行の堤警部は病氣と疲勞とで進退谷つたので、これを山香の戸長に預け二日の午前二時頭成に着いた、そこで彼等は兵を分け一つは後藤

純平と梅谷安良の二人が隊長で海から大分に迫ることとし、一つは増田自ら率いて別府に進み、豊岡驛で三宅警部と巡査數十名を破り更に別府に入つて會根警部の一隊を撃ち、一方海から大分に向つた後藤梅谷の一隊は西大分に上陸して高崎山の背後に廻り木付八等屬の巡査三十名を急撃した、銃聲を聞いた本隊(増田方)はさてこそといふので佛崎に進み支隊と合し濱の市に着いて見るとそこに高田署で寝返りを打つた筑摩宋太郎一行の高田署巡査十幾名がやつて来てゐるではないか、一方大分城では縣令以下官吏巡査合せて百五十人城の外廓から銃砲を放つて應戦するので増田は急に備を立て直し散兵としてこれを逐ひ城に火を放ち一方中島の方の民家から彈雨を浴せたが彈藥の乏しさと日暮に及んだのとで火を監獄に放つて囚人を助け出し別府へ引き揚げた、そこに一行の内の宮本倉人や矢田宏等六名が加つて来た、矢田は宇佐郡拜田(現豊川)の出身で學校教員をしてゐたが増田の暴舉を聞いて加つた者である。

賊徒捕縛方ノ邊

警達第拾四號 管内區戸長

去ル三月三十一日午後十二時頃中津土族之内該支廳下ニ於テ暴發兵器ヲ弄シ該廳へ放火公金ヲ掠奪警察署へモ亂入猶縣官ヲ殺害ノ末昨二日午後一時頃巨魁増田宋太郎、櫻井貫一郎、梅谷安良大分郡淵村平民後藤準平等巨魁ト放火續イテ本廳ヲ攻撃ニ付嚴重警備拒撃ニ及候處忽散亂午後五時頃別府迄引退右ニ付東京警視廳巡査隊坂梨ヨリ到着直ニ我巡査一同進撃候條右賊徒所々へ遁逃可致ニ付不審ノ者ハ差押速ニ本廳又ハ警察分署へ可申出若シ不審ノ者ヲ潜伏爲致後日相顯ニ於テハ嚴重處分ニ可及候條區内へ無泄可相達此段相達候事

但捕獲ノ際手ニ餘リ候ハハ臨機ノ處分ニ及ヒ不苦候事

明治十年四月三日

大分縣聯合

香

川

貞

一

首魁増田宋太郎等ノ手配

四月五日隣縣へ通知

客月三十一日夜當縣中津支廳下土族(田舎新聞社長)増田宋太郎、櫻井貫一郎、梅谷安良並大分郡淵村平民後藤準平等巨魁トシテ其黨類凡五六拾人支廳並區裁判所等警察署へ集襲公廳ヲ燒キ公金ヲ奪ヒ縣官ヲ殺害之末漸次本廳下へ侵入本月二日午後一時頃廳下市街へ放火候ニ付嚴重警備拒撃ニ及候處忽散亂連見郡別府ニ退去セリ折柄東京警視廳巡査一小隊肥後國坂梨ヨリ到着ニ付當縣巡査一同追撃候處遁逃候間御管内へ立入候儀モ難斗候條嚴重御取締有之度別紙相添此段及御依頼候也

二 伸縣下豐前國宇佐郡以西本月二日ヨリ土民蜂起漸次豐後國岡東郡ニ波及シ當用務所學校吏員之家宅等ヲ破壊又ハ放火シ暴逆至ラサルナリ即今鎮壓中ニ候條此段モ申添候也

同 人相不詳 梅谷 安良 三十内外
同縣豐後國大分郡淵村平民 後藤 準 平 二十八歳
舊日田縣ノ節黨民ヲ煽動シ役十年所中養親ノ爲收贖ヲ聽シタルモノナリ
一 一丈五尺餘 一 顔丸キ方 一 色白キ方
一 頭斷髮 一 眼丸ク鋭キ方 一 眉濃
一 鼻側骨突起 一 齒二重前ニ生 一 頭細ク
一 髮濃キ方 一 口常體 一 音聲早クトギル方
福岡縣小倉元船場町平民 古賀 多七

大分縣豐前國中津町士族

魁首 増田 宋太郎 二十五六歳
一 顔少シ長キ方 一 色白キ方
一 眼鋭キ方 一 鼻小高シ
一 髮多キ方 一 口並體
一 音聲靜ナル方 一 姿ヤサシキ方 一 痘痕ナシ

以下巨魁ニ亞ク者

大分縣豐前國中津町士族 人相不詳 櫻井貫一郎

豐前暴民ノ鎮定

警達第十五號 管内區戸長
本月三日警達第十四號ヲ御相達候通別府へ退散ノ賊徒ヲ追撃ニ

及候處彼狼取道ヲ速見郡由布院ニ取リ途ニ熊本縣内阿蘇郡之内
へ遁逃候旨確報有之且又本月二日ヨリ豊前國宇佐郡ヨリ頑民蜂
起漸ク下毛及豊後國國東郡ニ波及シ一時亂暴ヲ極メタレトモ東
京警視巡查隊並我巡查一同出張追テ鎮定ニ及候矣、猶又各方ヨ
リ爲警備兵員繰出相成、最早願念スベキ儀無之候條何レモ安堵

本業ヲ營ミ候様區民へ無泄可告示此旨相達候事
附各月下旬福岡縣士族一時暴發ノ處直ニ追討既ニ鎮靜之旨確
報有之候ニ付此段添テ相達候事
明治十年四月六日

大分縣權令 香川 眞一

薩軍重岡へ侵襲

重岡は日豊の國境で、西南役中に於ても一番警戒の嚴重を要した所である。先づ二月上旬鹿兒島の風雲急を告げ薩軍出發の報が傳はるや本縣としては日州路に探偵を派し賊情の偵察に努むると共にこの國境の警備に重きを置き其計畫を樹立し、即ち三月一日には佐伯署の警部藤丸宗造に重岡分署勤務を命じ、同十六日は同警部に小銃二十挺彈藥六百發を送り警備の萬全を期すると共に日州路の狀況を探偵せしめて居る内鹿兒島を發した賊軍は日一日と豊後國に接近して來たのである。夫れは官軍が肥後人吉方面の激戦で日向や豊後方面の防備に手が届かなかつた處から薩軍では其虚を衝いて後方を攪亂し勢を關門方面へ延ばす計畫から延岡に本部を置いて豊後口を衝くの舉に出でたものである。そこで彼は先づ大分を攻撃すると稱して五月十日、十一日延岡を發して十二日には重岡の警察分署を襲撃したのである。當時同居に居たのは前にも述べた如く藤丸警部を始め十數名の巡查が賊の見張や探偵に従事してゐたのであるが三四十名の賊軍の一隊が拔刀でやつて來ると、居合せた署員は、拔刀してこれに應戦したが衆寡敵せず、敗散した、巡查岩崎興作、佐伯晋士熊兩人の殉職は此時である(別項)これより先薩軍の進入愈急を告ぐるや署長藤丸警部はこの狀況を逸早く本廳へ報告すべく他署員には避難を命じ置き自らは道を竹田へ取り同地へ廻り更に熊本鎮臺へ出兵要請の爲出張したのである。重岡分署襲撃に依り勢を得た薩軍は今度は直接大分へは來らず小野市から三國峠を越し十三日正午には三重に入り沿道で人馬や公金を徵發して午後四時に竹田へと雪崩れ込んだのである。

(藤丸警部は其後賊情偵察中五月十七日阿蘇郡黒岩村にて賊軍に捕へられ同月廿三日竹田町にて斬殺せられた詳細は其項参照)

千束分署ヲ重岡ニ移ス

藤丸十等警部へ片桐三警部ヨリ通信(二月十五日)

別紙之通御内達及ヒ候ニ付テハ重岡ハ肝要ノ地ニ付千束分署ヲ假ニ同所へ移候様釘宮へ申付猶同居爲取締三等巡查須藤道國派出爲致候條其署詰巡查三名モ同所へ早急派遣有之度自然暴徒亂入ノ聞モ候ハゞ僅々ノ巡查ニテハ無覺東ニ付至急分署ノ巡查ヲ引揚該地へ御出張不都合無之様御差押有之度然シ衆寡不敵ニ於テハ其旨至急御報知可有之此段爲念申進候
追テ本文ノ次第ニ立チ至其署下士族ノ輩奮身隨行ノ願候者モ有之候ハゞ不及何差許不苦事
別紙内達書トハ鹿兒島暴徒ニ依リ國境警戒及千束分署へ要衝ノ地ニ付巡查三名ヲ増加シ重岡ヨリ彼地へ出張事情探偵方手拔無之様ノ達ナリ

各驛ニ脚夫ヲ常備

重岡假分署へ達(二月廿二日)其地重岡驛ヨリ本廳へノ沿道各驛ニ脚力壯健ノ正脚夫晝夜常備申付置候條非常緊急ノ事件報知ノ書翰ハ右通運取扱人へ附シ逃走候様可致此段相達候也

臨機ノ處置ヲ命ス

三月十六日重岡假分署出張十等警部藤丸宗造へ達

其地方ハ日向國ニ接近樞要之場所ニ有之若シ賊勢之模様ニ依リテハ我管内ニ入り人民ノ金穀ヲ掠奪スル等之儀モ難計然ル時ハ其兇害ヲ防制スルニ臨機之所置ヲナサマルヲ得サル儀ニ付小銃二十挺彈藥六百發差送置候條其署ニ備置可申候右ハ巡邏之際提携可致筋無之ハ勿論假令賊我管内ニ入ルモ猥ニ戰闘スル譯ニ無之素ヨリ我ヨリ進撃スル等ハ最可禁事ニ候條過般内務卿ヨリ御内達之御旨趣ヲ厚ク體認シ決シテ輕舉之行爲無之様注意可有之此段相達候也

重岡 賊 襲 來 (五月九日總督本營へ稟請書)

本縣内外騷擾管内警備向不行届ニ付本月七日付ヲ以テ當管下へ當分ノ内警視局出張所御設置相成度稟請致置候處本日三浦少將ヨリ別紙ノ通報有之(別紙を失す)尙又只今管下大野郡重岡村出張十等警部藤丸宗造ヨリ別紙(これも失す)之通届出彼是照合致候得共自然管下ニ進入致スベクモ難計甚懸念不尠候ニ付至急御出兵相成度此段重ネテ稟請仕候也

五月十三日總督本營へ上申

(前略) 當管下重岡分署へ昨十二日不意ニ賊襲來同署詰巡査悉ク散亂、其ノ内五六名村内田野村へ遁レ候ヲ後ヨリ五六發砲ノ旨小野市局脚夫ヨリ急報アルモ重岡分署ヨリハ何タル報知ナシ

〔註〕 巡査佐伯晋士、岩崎與作の殉職はこの時である、又藤丸警部の竹田へ急報も此の時である。尙右の件は同時に軍艦孟春淺間の兩艦へも報知し更に翌十四日總督本營へ報してゐる左にこれを摘記す

藤軍竹田へ向フ

五月十四日總督本營へ電報

重岡へ入りシ賊三四百人昨十三日畑返(現白山、小野市境峠)ヲ經テ竹田へ向ヒシ旨報知アリ

出兵ノ要請

五月十四日總督本營へ上申

十三日午後四時先鋒ト相見ハ凡五十名大野郡市場着重岡へ襲來ノ賊凡一千人、豊後地ニハ寸兵モナシ甚懸念至急出兵相成度僅少ノ縣官巡査ニテハ逆モ大敵難支今一報ニ依リ一時難ヲ避ル心得ニ有之云々

〔註〕 詳シクハ騷擾報八卷ニアル五大區七小區(現三重町)區長及巡査宇野九良藏ノ報知ニアル旨記シアルモ失セリ

竹田方面の戦闘

竹田附近の戦闘は亦本役中でも最も大きいものである、即ち肥後二重、嶺内ノ牧、坂梨、黒川、笹倉方面の戦闘に依り薩軍を敗り之を南郷方面に追つた官軍は同方面にありて豊後國を警戒してゐる時三月三十一日中津隊の暴擧があり引續き四月二日縣廳を襲撃した中津隊は別府から由布院を越へて阿蘇郡に入り大津口の薩軍に投じて延岡に廻つたといふので、竹田方面では非常に緊張し東京から到着した警視隊と連絡をとり専ら阿蘇郡境から久住竹田地方を警戒してゐたのであるが、本廳にして見ればさう急に竹田へ賊が侵入しやうとは感じなかつたものであらう、専ら縣廳方面にのみ警戒の重點を置いてゐたのである、そこに五月十二日突然重岡へ侵入した薩軍は縣廳には來ず翌十三日夕刻竹田へ殺到して來たのである。尤も前日夕刻藤丸警部の注進に依り賊襲の急に迫つたことは知つたのであるが、斯うなつて見れば今は何をすもなかつた。大野郡原尻(現緒方村)に全軍を集結した薩軍は午後五時五右衛門から第一に竹田警察署を襲撃した(當時の警察署は現廣瀬神社下營林省の位置にあつた)此時同署にゐた者は僅かに十數名の巡査で薩軍の大擧侵入と見るや、彼等は直に久住方面へ遁走した。山紫水明の町竹田の運命は將に一大混亂の状態に陥つた。薩軍は警察署を襲撃すると續いて戸長役所や其他の公署を襲ひ、翌十四日日本町の黒野元平方に本營を置き隊員は古町魚町一帶に宿泊して完全に町を占據し町民に布告を出したり、或は現在の竹田小學校附近に彈藥製造所を設け食糧彈藥は七里の舊藩倉庫に貯める等、軍の總勢千五百、軍費は近傍一帶に亘り強掠し

其額一萬五千圓に上つたと云ふ。而して布告の文面は「官軍こゝに攻め來るも決して放火せしめず、由來世人我軍を稱し賊と呼ぶも決して然らず我兵固より君民の爲盡賊を掃除するにあり」とあり、此點中津隊の檄文と似通つた點がある。斯くして薩軍の戦備は成つた。今當時のことを傳ふる記録より薩軍の幹部を擧げて見ると、野村忍助以下重久唯七、佐藤三二、鎌田雄一、石塚長右衛門、大迫新次郎、吉村五郎、峰崎半右衛門、清水休之丞等の名がある。何れも中隊長でこれに對する官軍は福原大尉の右翼隊大迫少佐の中央隊、小川少佐の左翼隊、これに警視隊が加はり薩軍包圍の策戦に出た、然るに町内に本營を置いた薩軍は街の角々に哨兵を置き官軍の攻略に部署を備へた。これを知つた本廳の驚きは一方ならず、文字通り上を下への大騒ぎである。今當時の記録中「征西戦記稿」の一節を抜いて見るに「十三日夜十一時十餘名の巡查ひそかに山を下り向町の某家に至り巡查三名と共に其服を變じ十四日午前七時久住に向ふ、茲に於て區戸長を會し賊の侵入を告げ人民に布吾す、この地巡查三十名あるも銃僅に十八挺にして彈發四發に過ぎず到底抗すべからず」とあり、全く防備の薄きを物語つてゐる。そこで縣廳に於てはこの情況を逸早く熊領に報吾すると共に出警部を久住に派し其防備の策を構じたのである、當時の久住戸長吉村哲夫の慘死や藤丸警部の悲壯の殉職は其前後の事で關係記録に明かなれば省略するが、救援の爲熊本鎮臺が竹田へ來たのは十七日の事である。それは三浦梧樓少將麾下の一大隊に大迫、小川兩少佐の率ゆる一隊を以つて編成された所謂豊後支隊である。然し薩軍の勢は中々強固でこれを追ふことは容易でない、それに竹田町の士族の堀田政一（これは後に長崎に於て斬罪となる）を首領とする報國隊の四百人がありこれが亦薩軍に加擔したので其勢は侮るべからざるものがあつた、報國隊の結成は十七日廻文に依つて行はれ男子一戸一人は必ず出よといふので、古町正覺寺に集

り連判の上出來た團隊である。

一方官軍の方では先づ玉來に入り本營を高崎文藏方に置いた、主力は歩兵を前衛として竹田街道を前進した、これに對し薩軍は竹田附近の要地に陣地を築き官軍に猛烈な砲火を浴せたもので即ち鬼ヶ城、崩岩、古城等の高地に依つて抗戦するので官軍も容易に寄りつけず従つて第一日の交戦は官軍にとりて正に不利であつた、この日（五月廿二日）官軍の行動を「戦記稿」に依り抜書して見ると「この日第十三聯隊の二大隊は午前三時惠良原（現荻村）を發し兵を二道に分ち玉來町及竹田に進撃す、六時二中隊玉來の阿藏口に至る、賊鳥越の胸壁に據り防戦す、乃ち第一中隊の右小隊は本道左側の山頂に上り第二中隊は大杉山及押宮に進み鬼ヶ城、崩岩の賊に迫る、第三大隊三中隊は玉來北方の山頂を占め中川神社に對し各戰團數時天嶮に固守し我兵進出能はず遂に工兵隊に依り塹壕を鑿ち鹿砦を結び相對して哨兵を布く第三大隊四中隊は午後八時飛田川（現豊岡村）の山上を守る」とあり、而かも薩軍の戦法はこの中時々抜刀を出して官軍を奇襲するのである。薩軍の肉弾戦に幾分色を見せた官軍は二十三日更に陣容を變へた、右翼福原大尉は鬼ヶ城、中央大迫少佐は山手本街道より茶屋の辻、鬼ヶ城、崩岩方面へ左翼小川少佐は久住街道より古城を夫れ／＼目標に攻撃を始めた。而して午前一時頃先左翼一技軍が動き出し續いて各部隊が行動を開始し頻りに猛射を浴せたが勝敗は一進一退、右翼部隊は鬼ヶ城から茶屋の辻に迫つたが夜に入りて薩軍の猛烈な肉弾的襲撃を受け己むなく鬼ヶ城へ退却、しかも夜陰に乗じて薩軍は玉來の官軍本營へ夜襲さへ試みたのである。官軍の組織的なるに反し相手は實に奇襲的である（それは隨所にこれを展開したもので後述の鶴崎官軍本營の襲撃や白杵の襲撃の如き常に官軍の意表の外に出でたのである）戦いよ／＼本格的になつた。戦況は依然一進一退これよ

り先二十三日大分へ上陸の警視隊（二十一日關に上陸の萩原警部引卒の六百五十名）は薩軍の背後をつくべく行動を起し今市村に辿りついた。即ち同隊は午前十時大分を發し、午後八時今市驛に入り本支數道を扼し哨を敷き竹田方面の偵者の報告を聞いて慎重な態度を採つて進んだ。斯くて廿五日今市にて隊伍を調へた同隊は小無田を経て神堤に至りこゝから其隊を二つに分ち本道及間道の隊先づ枝村（現岡本村）に入り法師山の敵を撃退し鏡に至り本隊と合し薩軍の保壘に迫つたが中々の苦戦で遂に法師山下に駐屯した。

この間十九日薩軍の一隊が久住町を襲撃して官軍の食糧二百石を強奪して竹田へ運んだことは奇襲の重なるもので、其後方勤務員は何れも附近村落より狩出した青年男女であつたことは今に古老の話に残つて居る。尙竹田町に火を放つたのは日誌に依れば薩軍の様になつてゐるが事實は官軍が放火したものゝ様である、これは薩軍追撃掃蕩の爲か、或は官軍砲撃の爲かは明かでない。斯くの如く竹田附近の戦鬪は薩軍が竹田に侵入した五月十三日から廿九日迄十七日間續いたのであるが其の間薩軍の採つた行動には随分果敢なものがあり常に肉弾を以つて之れに抗し或時は官軍を上角の岡城登城口の窟地に誘ひ入れて腹背より襲撃し多大の損害を加ふるとか、或は屯集中鶴崎の官軍宿舎に伐り込むとか、久住を襲ふて食糧を押收するとか常に官軍の裏をかいてゐる。尤も官軍の方にも一二の奇襲は試みられた。それは廿九日古城攻撃の時である。この薩軍陣地を落さねば官軍は竹田に入ることが出来ぬといふので前夜即ち二十八日夜暗に乗じて部隊を平田に廻し城原井路の水を切り落して其水路を傳つて古城の麓に迫り夜明を待つて一斉攻撃を始めたものでこれには薩軍も氣付かなかつたとのことである。

警視兵久住へ出發（西月九日）

當地出張ノ警視兵ノ内昨八日百名本日百名久住へ向ケ出發

竹田署へ調査百名（四月十二日）

其部下一時雇入調査百二十名ノ内ヨリ調査隊ヲ百名ニ充テ各地へ分配可致其他ハ金皆解放スベシ

野添十等警部へ其二番小隊竹田地方へ出張申付候事

原、出、野添三警部へ示達（四月十六日）

竹田出張調査六十名へ假調査百二十人ト合セ其ノ内ヨリ強壯ノ者百名ヲ撰ヒ久住分署處々見張へ分配シ取締ノ事

甲斐警部（元三番隊へ連）

當分坂梨、竹田、久住ノ間ヲ往復シ探偵シ原、野添兩警部ト打合セ竹田久住ノ警備ヲ注意スベシ

賊徒竹田へ亂入

（五月十七日隣縣へ照會）

（原文）去ル十二日日洲路ノ賊徒管下大重郡重岡分署へ亂入シ直ニ本廳へ襲來ノ勢ニ有之候處中途ヨリ轉シテ竹田ニ向ケ十三日午後五時頃竹田警察署及裁判所ヲ破撃シ其儘一昨十五日迄同地へ屯集十六日右之内三百名本廳ヲ襲撃ノ報知有之依テ夫々防禦ノ手配ニ及候今後四時頃本廳ヲ去ル一里位ノ處迄押迫候へ共我備アルヲ偵知シ避ケテ鶴崎ニ向フ、時ニ東京ヨリ差遣ノ警視巡查二百四十餘名同日佐賀關ニ上陸直ニ同地線込ノ途中鶴崎ニ於テ出會ノ處賊ヨリ急ニ其旅宿へ切り込ミ（午後十一時頃）我死傷二三名賊死傷捕縛六七名有之、賊ハ直ニ戸次犬飼通リ引揚

多分再ヒ竹田へ引返ス事ト被存候、竹田屯集ノ賊ハ之ヲ合シテ凡七百名内外ノ趣ニ相聞候得共未ダ確詳ヲ不得尤モ右賊ハ熊本縣下南郷口ノ官軍ヨリ直ニ討滅ニ可及旨總督本營ヨリ御達相成候先ハ不取敢御照會云々

「註」尙同日石井權中警視より總督府へ出兵方電報せり

又同日海軍大輔代理中牟田少將に謝申を發して居る曰ク

竹田屯集ノ賊本廳襲撃ヲ企テシ處果セス退却シタルコトハ淺間、孟春兩艦ノ盡力ニ依ルモノナリ云々（兩艦は當時白杵港ノ處佐伯へ賊襲來の報あり直に該地へ廻航奥少佐にも申通し夫々警備に任したものである。五月廿六日内務卿へ上陳あるも略す）

出兵強請

（五月二十三日太政大臣に稟奏）

（本書は當時の香川權令としては實に思ひ切つた強硬なる態度であるが原文は餘りにも長文なので次に概要を記し置くこととする―編者）

『賊竹田ヲ以テ根據トシ四出蹂躪庶民塗炭見聞ニ不堪、即今迄陸兵巡查ノ差遣ハアルモ屢々上申ノ如ク竹田ハ賊地ニ接近シ居レバ警備兵ナリテハ民情安堵セス依テ熊本開城以來屢出兵ヲ本營ニ請フモ許サレズ、尤熊本ノ重圍未ダ解ケザルノ時ナレバ寬急ノ別アレバ出兵無之トモ兎角申様無之モ熊本ノ重圍既ニ解ケ大兵熊本ニ雲集シテ居ル、此時本廳ハ一使ヲ本營ニ馳セ日向地

方ノ賊管内ヲ觀銅スルノ情ヲ具シ出兵ヲ願ヒタルモ賊ハ決シテ日向ヨリ本縣へ入ルノ憂ナシトテ用ヒラレズ、然ニ本月十二日日向ヨリ賊突然侵入シタル次第ニテ其勢實ニ無人ノ境ヲ行ケルガ如ク一舉ニシテ竹田ハ彼ノ據ル所トナリ終ニ官兵數日ノ攻撃ヲ費スニ至ル、目下管民類ニ小官ニ迫ル、依テ賊徒全ク平定スル迄ハ少クトモ五六百ノ豪兵若クハ巡查(警視)ヲ駐留セシメラレタシ、若シ然ラザレバ、保護ノ實舉難ク庶民怨ヲ官ニ致スノミニテ治民ノ責任ニ背ノミナレバ職務解免更ニ御人撰相成度シ」と頗る手酷い抗議である。

人力車ノ用意ヲ命ス

五月廿八日野津原、今市戸長へ達

非常ニ付竹田へ急御用往復便宜ノ爲人力五、乘馬二疋(二頭ノ意)其驛ニ相備フベシ、車夫口付共相遣ニ付御用通行者申出アラバ取糺シ不都合ナキ様云々

竹田士族ノ自訴斃

五月廿八日杉原元彦探偵書要領

○探偵、舊家老戸伏誠一郎ハ官薩兩軍ノ間ヲ奔走シ竹田士族ノ自訴ヲ斃シ居レリ

○南猪方後藤右一郎ハ草鞋十疋ヲ作り遊撃隊ニ出ス但シ一足一錢請求(五月廿九日)

竹田町ノ火災

五月廿九日七等警部梅田敬止ヨリ報告

○五月廿九日午前九時ヨリ竹田發火戸數千五百、自首捕縛人三百餘名

○竹田警察署ハ殿町古田藤四郎方へ取設ク竹田署ニハ巡查十一名引越云々

○五月三十日(中津支廳ヨリ)第六六一區十二小區(現城原村)戸長日野武彦中津出張ノ處廿八日本廳出頭申付云々

報國隊のことども

明治十年二月西郷隆盛舉兵の來開ゆるや、大分縣廳にては防備の必要を感じ、縣下各地の有志士族を廳下に徵募せり。笛より五品吉田肇隊長になり、二月廿五日士族百六十名を率ひ、大分町に至り光西寺に宿泊せり。香川權令以下來訪して慰問する所ありしが、當時大分縣管内はさして緊迫せる情勢も見へざりしかば一先づ歸郷を許され、三月七日には竹田町に引揚げ解散したり。三月卅一日増田宋太郎中津に於て舉兵、支廳襲撃の事から、縣下不平士族の心情に多少の衝動を與へたらむことを想像するに難からず。五月十三日薩軍竹田に入るや俄然舉兵策應の機運士族の間に醗酵し、正覺寺に於て集會を催すこと屢次、議論々々として容易に決せざりしか、堀田政一、田島武馬中川壽太郎、井上恰、江藤輝夫、谷川忠悦等の舉兵派竟に大勢を制し、五月十九日同志は士族六百餘名と報國隊を結成し薩軍と協働する事となる。當時竹田在住の士族中にも大義名分を説きて正面より舉兵に反對したるもの尠からず、區長吉田肇は家人を他に潜匿せしめ己は急を報せん爲熊本に奔りたるに、斯くと知りたる薩兵は其留守宅に侵入して狼藉の限りを盡したりと云ふ。赤田彌太郎は大分に馳せて急を縣廳に報し三等大警部萩原

貞固の率ゐたる豊後國警視徵募六個小隊七百餘名を嚮導して竹田に向ひたり(中略)堀田政一等の多數士族を説きて薩軍に協働の事決するや、士族阿南猛は政一に大義を説きて抗論し其容れざると見るや刀を執つて之に遇たれば政一は這々の儘にて其場を逃げ出したりと云ふ。報國隊は十九日結成を了し、二十日より薩軍の諸隊と聯合して竹田附近の戦線に出動せしが、廿九日古城陥り官軍諸方面より竹田に入るや、薩軍と共に緒方へ向つて退却せしが、官軍の追撃を蒙り草深野邊にて官軍に降るもの相次ぎ其數三百餘人を算するに至る。元來薩軍重壓下に半

鶴崎の夜襲

これは竹田屯集中の薩軍が五月十六日縣廳を襲撃するつもりで出發したが警備の鞏固することを察知して俄に道を東に取り鶴崎に至り夜陰に乗じて其日佐賀關より大分へ繰込途中宿泊せる官軍宿舎に切り込みたる事件で其狀況は次の記録に盡されてゐる。

西南征討日誌

五月十六日、鶴崎ノ役アリ

○三等大警部村田保之巡查二小隊(二百四十五人)ヲ率ヒ十一日命ヲ受ケ翌十二日東京ヲ發シ船ニ横濱(搭)本日正午佐賀關ニ達ス二等少警部杉浦佐伯、山田強其小隊長タリ之ヲ豊後口第二號警視隊ト稱ス直ニ上陸銃器ヲ隊員ヘ授ケ鶴崎港ニ入

ば強制的に編制せられし軍隊なれば事一たび蹙頭するに及んで反復離畔せしは己むを得ざる勢なれど、彼全士族舉つて薩軍に抗せし白存隊に比し、更に又彼の増田宋太郎に率ゐられし中津隊が始終操守を變せず大西郷と運命を共にしたるに比して報國隊の行動は同郷人として聊か忸怩の感なほ能はず、報國隊の事實上の指揮官堀田政一は殘る百五十餘名の隊員を率いて、犬飼白存より日向路にかけ轉戦せしが八月十七日司長井に於て部下四十三名と共に官軍に降り大分に送られ十月六日斬に處せらる。年三十四、

ラントシ畑村(畑村現坂ノ市細ノ事ナラン)ニ至ル途ニシテ在大分石井警視ノ使來ルニ合ス云フ賊本夜ヲ以テ縣廳ヲ襲ハントスルノ色アリ速ニ進ンテ大分ニ入レト急行シテ鶴崎ニ達ス偶々夜半賊俄ニ來テ本隊ヲ襲フ應戰少時之ヲ攘フ巡查岩田亨吉挺身銃劍一賊ヲ傷ク警部補須田徳盈等授ケテ之ヲ擒トス乃チ賊ノ分隊長佐藤輝夫ナリ賊ヲ傷クル數名我隊死傷者五名アリ(佐藤ハ竹田報國隊の一員にて莫は鶴崎町にあり)

鶴崎の戦闘 (五月十七日連)

十六日午後三時賊ハ今市通知中迄押寄云々五月十六日賊通行の際野津原は人民に被害なきも用務所へ賊二十名亂入せり帳簿物品取片付たる爲直に退散せり、速に可申上の處賊の探偵往復の虞あり延引せりと(五月廿四日戸長上申)

五月廿一日警視隊本營ヨリ來狀

過刻及御談話候本月十六日佐賀關上陸鶴崎へ到着後ノ手續書及御廻候也

手續書

一、五月十六日午前八時大分縣下佐賀關着船一同上陸徳應寺ニテ休憩喫飯ス右區長兒王幹人人足ヲ出シ舟ヲ雇ヒ荷物運搬等ノ事ニ周旋盡力ス

一、地方巡査一名我隊外荒金ト共ニ鶴崎へ赴キ宿割等ノ手當ヲナス

一、同午後四時隊外ハ人足ノ都合ニヨリ彈藥荷物等ヲ積込ミ海路ヨリ進ム此時佐賀關陸運會社代理人古莊熊太郎ナル者同船シテ案内ヲ爲ス佐賀關ヨリ鶴崎迄路程凡五里

一、同午後八時鶴崎驛ニ到着シ川井多一郎方ヲ本營トシ夕食ヲ喫シ夫ヨリ直ニ大分縣へ行軍人足集メ方ヲ頼リニ區戸長ニ督促スト雖モ至急不抄取空ク時ヲ移セリ時已ニ二十二時、賊卒然拔刀ニテ我營ノ土佐屋外兩三軒ニ斬リ入ル我隊直ニ刀ヲ取り或ハ銃ヲ以テ奮撃ス賊忽チ北テ去ル依テ即時戍兵ヲ四方へ配置シ守備ヲ嚴ニシテ曉ヲ待ツ、此役我隊即死三等巡査石丸純

一、重傷四等巡査野村政文同四等巡査成田六之助翌日死亡、輕傷三等巡査坪井廣次、同四等巡査木村茂久

一、佐賀關ヨリ我隊ノ先導ヲ爲ス地方巡査重傷ヲ負フタリ

一、賊ノ深手ヲ受ケテ死ニ至ラントスル者壹名我小隊長山田強之ヲ糾問シテ後劊首ス舊岡藩士族佐藤輝夫ナルモノナリ

一、不審ノ者三名ヲ捕縛シテ大分縣第四課へ送致ス

一、十七日早天賊所々ニ潜伏スルニヨリ我隊之ヲ砲撃賊ハ潰敗シテ四方ニ散亂ス

一、鶴崎沖ニ我海軍淺間五春ノ兩艦碇泊スルヲ聞キ端船ヲ雇イ孟春艦ニ乗組ミ沖ノ濱ニ廻艦ス

一、同午後四時上陸彈藥ハ總テ城内(大分縣廳)ニ藏メ人員一同師範學校ヲ本營トナシ即時郭外要所ニ戍兵ヲ配置シ防禦ノ手當ヲナス

〔註〕鶴崎の戦闘に就キ二、三面白いことがあるので左に挿話として摘記して見やう。

1、巡査松田三郎なる者は三大區十小區鶴崎町九二六番地仲村藤三郎より劍買入の際卒然賊襲來の爲其儘代金不拂にて持出したのを後日所有主へ代金を仕拂つて居る(五月廿二日警視隊本營ヨリ照會)

2、賊方の死者佐藤輝夫の妻は夫斬死後髪を裁つて長刀を携へ男の爲出戦せんと賊將に請ひしも許されず、然し賊將はこれに與ふるに金三拾圓を以つてせりと(巡査小林銜治報告書)

佐伯の賊襲

これは宇目郷に駐屯しゐたる薩軍が大分縣廳を襲撃する準備として五月廿六日急に佐伯を襲つた事件で民衆の煽動や金品の掠奪等飽くなき猛威を振つてゐるが僅に二日にして軍艦淺間の砲撃を受け潰走してゐるので詳しく事は記録に譲り之を省略するも筆者は本史編輯中佐賀關に旅行し同所日向泊なる海軍墓地に此の佐伯の戦闘に瘞れたる海軍兵の墓標數基を見出し當時の戦闘を偲んだものである。

宇目郷の危急

五月廿二日佐伯署巡査足立常五郎ヨリ上申
足立巡査は藤丸警部重岡へ出張の後事務代理を被命した人である。

曰く「宇目郷(現小野市重岡村)は全く賊の巢窟に同し巡査官員の宿泊さへ忌避するの有様なり、賊は絶へず十二三名宛在陣此分なれば甚だ民意を氣遣はる、出兵出來得れば幸なるが、然らざれば上等官員巡回説諭を請ふ、人に依つては『縣廳支守れば、民は如何になつてもよいか』と云ふ、進退切迫可然處分を乞ふ」といふのである。

五月廿八日内務卿へ屬

一昨廿六日佐伯屯集ノ賊三百名ハ軍艦淺間ノ端船ヲ以テ陸揚セントセシヲ狙撃シ死傷七八名、賊ハ軍艦ノ發砲ヲ受ケ市中ニテ金錢掠奪後二十七日重岡へ引退何レハ竹田ニ向フベシ

竹田追討ノ諸軍ノ要地ニ據ルモ未掃攘ニ屬ス王來口ハ昨今休戦今市ハ今日休戦

五月廿九日佐伯區裁判所へ回答

過般賊徒佐伯村へ亂入ノ爲不得止警察署一應閉署ノ處賊徒モ退散ニ付開署云々ノ御掛合ノ趣了承右ハ不日開署可致警備兵ノ儀ハ參謀局ノ都合モアリ何トモ御回答ニ及ヒ難シ

〔註〕當時佐伯區裁判所四級判事利岡武之は賊襲來の爲大分支廳へ引揚潮工町内藤新七方へ止宿し居たる記録があるが本件は其際縣廳へ掛合たる回答であらう。

熊本鎮臺ヨリ通知 (六月二十二日)

當大隊佐伯地方屯集之賊徒攻撃之際別紙人名ノ者共兼テ賊中ニ立チ大義名分ヲ重シ切ニ愚民ヲ説諭シ遂ニ賊圍ヲ脱シ賊ノ暴況ヲ報シ續イテ地理及糧食等之事盡力致シ隨テ第四大區第二十三小區(現因尾、中野村方面)ノ人民モ地理教導及箕田等盡力致シ候モノ不抄候段奇特之至ニ付褒賞トシテ兩名ノ者へ金三圓宛

差遣置候得共右兩名及同區ノ人民中非常ニ相働キ候者御取扱向

モ可有之候ニ付不取敢此段申進置候也

三重口の戦況

これは竹田を追はれた薩軍が、白杵を奇襲する途中の行動であつた、當時官軍の方ではこれは確に縣廳を襲撃するものと、専ら縣廳の防戦に主力を注ぎ其計畫を進めてゐたのに、五月三十一日官軍の進撃に一大拒戦を試みた薩軍はこの勢に乗じて急に白杵に方向をとり、三重より野津市を通り雪崩の如く白杵の地に迫つたもので、謂はゞ白杵襲撃の前哨戦とも云へる。詳細は白杵隊の記事に併記することとする。

西南戦闘日誌

五月三十一日

午前第六時青山少佐斥候兵ヲ率ヒ岩戸口川邊ニ至リ戦フトノ報アリ即チ一番四番兩小隊ヲシテ之ヲ援ケシム玉田村ヘ至リ之レヲ會ス依テ共ニ退テ久原、牧口、三重市等ノ諸道ヲ扼ス又尋テ報アリ奥少佐引卒ノ兵三重市ニ入ル賊卒カニ起ルヲ之ヲ圍ム苦戰繼カニ血路ヲ開キ圍ヲ脱ス死傷十人アリト

六月一日

在白杵村田警部引卒ノ警視隊賊兵ノ迂回ニ遇ヒ大ニ苦戦シ白杵城賊ノ有トナルノ報アリ於是全軍ヲ折半シ明且三重市進軍ノ議ヲ決ス

二日

此日竹田ニ在ル後備二番小隊ニ於テ賊二名ヲ縛ス

午前第一時三番、四番、六番ノ三小隊宇多枝村ヲ發シ陸軍兵ト

共ニ三重市ノ賊ヲ襲撃セント欲シ至レバ即チ賊既ニ前夜白杵ニ退ク故ニ此一軍ハ連絡ヲ白杵方位ニ延シ三國旗返梅津峠等ニ通スルノ議ヲ決ス我カ三番、四番、六番ノ三小隊ハ白杵方面ヘ分遣ス

三日

眞光 笹倉

分遣ノ三番、四番、六番ノ三小隊ハ午前第五時三重市ヲ發シ野津市ニ至リ更ニ戸次村ニ轉シ峯越ニ哨兵ス

四日

經基 鶴崎

在竹田後備兵二番小隊ヲシテ宇田枝村ニ入ラシム

五日

道長 三浦

分遣三番小隊ヲ横尾ヘ四番小隊ヲ犬飼及竹中ニ各半小隊ヲ出シ六番小隊ヲ戸次ニ出シ各線路ヲ轉セシメ又傳令三名ヲ白杵方面ニ遣リ賊情ヲ偵察セシム

賊首郷田源助旗返ニ在ル我五番小隊ノ哨線ニ降ル因テ賊情ヲ審知スルヲ得タリ

六日

王來 爲義

是日二番小隊ヲ宇田枝村ヘ出シ一番小隊ト合シ梅津越葛葉峠黒嶽等ヘ兵線ヲ進メ又六番小隊ヲ犬飼村ニ入り四番小隊ニ代ラシム

七日

家滿 今市

伏野ニ在ル一番小隊ノ半隊ヲ中津留村ニ進メ以テ守線ヲ排ス明八日白杵攻撃ノ議決ス其部署左ノ如シ(以下白杵隊ノ記事参照)

八日

此日一番二番兩小隊ヲ久部村ニ進メ梅津峠葛葉峠ノ兵線ヲ縮メシム

三重口の場合

六月一日中津支廳、各署ヘ通知

昨三十一日大野郡三重郷ニテ開戦ノ報知並大野海部兩郡中即今ノ景狀左ノ通

- 一、竹田地方潰走ノ賊徒百五六十名許去ル三十日午前七時頃市場村(三重町)ヘ侵入直ニ白杵往還赤峯村ノ内字權現堂及五小區百枝村ノ内木ノ許山ニ胸壁ヲ築キ兵ヲ分ツテ之ヲ守ル
- 一、同三十一日午前三時深野村大寒村(現戸上村)ヘ在陣ノ遊撃隊並小倉鎮臺兵世繼原ニ整列シ衙口ヲ部署シテ三手ニ分レ拂曉權現堂並木ノ許山ニ迫リ須叟ニシテ二三ノ賊壘ヲ拔ク然ニ賊兵忽然官軍ノ後ニ廻リ後背ヨリ挾撃ス官軍苦戦、深野村

(現菅尾村)ニ引揚ケ尙退キテ昨夜戸次ニ泊ス

一、遊撃隊長村田大尉昨夕迄歸營セス(或ハ云フ負傷ト兵士死傷アリト雖モ未タ其數ヲ詳カニセス)

一、去ル三十日市場ニ入ルノ賊ハ百五六十名ニ過キザリシニ三十一日戦地ニ出タルハ凡千餘人ニ及ベリト想像ス伏野(白山村)宇田枝(合川)邊ニ屯集セシモ三十一日未明迄ニ悉ク市場ニ來集セシナルベシ官軍之ヲ知ラサルヲ以テ意外ノ苦戦トナレリ

一、賊ノ方向ハ暫時三重地ニ據ラントスルカ或ハ白杵ニ出ントスルカ又當廳ヲ襲ハントスルカ未タ其意ヲ探知スル能ハス

一、去ル三十日玉來口ノ官軍二大隊(或ハ一大隊トモ云フ)竹田ヲ經テ緒方郷ニ出テタリト云フ昨夜ハ牧口邊ニ宿陣ト想像ス此兵ヲ以テ進撃スレハ賊徒足ヲ三番地ニ止ムニ能ハサルハ言ヲ俟タス本日頃ハ必ス重岡ヲ向ケ逃走スベシト思ハル

一、當廳下ニ在ル東京巡查隊百名ヲ昨夜松岡ニ繰出シタリ

一、三十一日午前十一時頃賊徒四五十名許リ佐伯村ニ來ルノ報アリ其他藤原、桐畑ノ兩村ヘモ屯集スルノ説アレドモ虛實詳ナラス

一、同日午前十時頃ヨリ蒲江浦邊ニ當リ砲聲アリ是ハ賊日向ヨリ海邊ヲ廻リ佐伯ヘ入ルノ途中淺間艦ヨリ砲撃セシナルベシトノ報知ナレドモ未タ確實ヲ得ス

八月一日三重市出張所引拂

官軍隊員の救助

○五月三十日第五大區五小區(現百枝村)六四〇番地船越陳平

三十七年ハ三重町接戦ノ際遊撃隊歩兵米原兵造ヲ救助舌田川
ヲ渡シ下判田延命坂迄案内シタル廉ニテ賞與具申(十二月一
日付)
○五月三十一日同小區(現百枝村西泉)六〇一番地久保田彌市

四十二年官軍遊撃隊長平松福太郎外一名が敗走ノ際自己ノ農
服ヲ着セ且彈藥所持品ヲ保管シ六月三日三重本營へ持參ノ廉
ヲ以テ賞與具申、官軍二人ハ片瀨川ヲ渡シ救助(犬飼署巡查
小畑官上申、十二月一日内務卿へ具申)

白杵戦始末

白杵の戦鬪は西南役に於ける本縣内の戦記としては終末と見てよからう、随つて薩軍の行動は迅速果敢で、のるか
そるか、當に死物狂の猛烈振りを示した、去五月の中旬より夫れとなく警戒し萬一場合に備ふべく出先官吏より數
回の情報を齎し臨機の措置を請ひ本廳亦徳浦方面の火藥の保管や其他多少の關心は持してゐたもの、「さう急に來
ることはあるまい、來れば先づ縣廳だらう」といふので、白杵方面からの要請には大して耳を借さず、日を経て居
る中三重口で官軍を惱した薩軍は六月一日一舉にして白杵を屠るべく猛進こゝに殺到したのであつて謂はゞ本廳筋
の計畫の裏を搔かれた形である、以下記録を研討する前に筆者は曩に豐州紙主筆柏本氏が同紙に書かれた「西南戦争
六十周年」の記事を抜抄してこの梗概を纏めて見たいと思ふ。(征西戦證稿の一節)「是より先田を攪亂せし賊は既に
我官軍の爲めに破るゝ所となり竹田を保つこと能はず盡く諸方地方に奔竄我兵以爲らく賊既に重岡に入ると、居る
こと幾ばくもなくして賊尙三重町に在り、又延岡より陸續として重岡へ入ると聞き奥少佐即ち一中隊を率いて五月
三十一日三重町を衝く、此時竹田の敗賊轉じて三重町の賊と合し勢頗る猖獗而して我兵寡少遂に左右の夾撃を受け
已むを得ずして退く、賊勝に乗じて白杵に入らんとす」これが白杵戦の幕開である。薩軍白杵を衝くの報には大分
も白杵も色を失つた。當時大分白杵方面には殆んど官軍の防備なく即ち大分には東京より新着の警視隊と少數の官

兵が居るのみで白杵は全くの無防備であつた。香川權令は事態を憂慮し白杵の藩士に對し「當地派出所の警視隊と共
力貴地の警備に任せられたし」と要請し白杵町では全士族を召集し義勇隊を組織し防備を布くことになつたが第一
武器がなく辛じて四五百人に銃二百挺他は薙刀槍等を擔はして出動したが、前日三重口で官軍を惱し勝ち誇つたか
の様に猛進して來た薩軍の前では敵でなかつた。文字通り戦雲は白杵の山野を壓するといふ状態であつた、其内町
民は家財を捨て、四方に離散中には海を越へて四國地へ逃げた者も數多ある。勢に乗じて入り込んだ薩軍は白杵城
に入りて諸口を守り哨兵を白木峠に布き當に縣廳を襲はんすの形況に見せた、斯うなれば、白杵は全く賊の領有同
様である、そこに同月八日に至りこれが攻略の官軍追着八日九日十日の三日に亘り海陸兩方面の官軍の攻撃に依り
漸く浮足立ち十日午前八時を以つて潰走を走め官軍これを津久見峠を越へて青江附近迄尾撃し左しもの混亂も漸く
鎮靜に期したのである。

六月二日熊本總臺へ電報

昨日賊三重ヨリ白杵へ襲來シ警視隊並白杵士族防戦利アラス
白杵ハ既ニ賊ノ物トナレリ賊ハ白杵ヨリ當廳ヲ襲フノ説アリ此
旨上申ス

六月三日軍用石炭三十萬斤唐津ヨリ關ニ廻送通知アリ

三重白杵戦鬪

六月三日石井權中警視へ回答

(前略)竹田ノ賊モ去ル廿九日ヲ以悉皆潰走シ三重市ニテ別動
遊撃隊小倉出兵敗虜ノ末一日白杵へ突出シ同所士族六百餘

名ハ警視隊百名ト防戦利アラス士族巡查共一時解散忽チ白杵ハ
賊ノ所有トナリ追々當廳へ來襲ノ戒心アルヲ以テ光永、松岡ニ
アル兵ヲ廳内ニ纏メ胸壁ヲ繕ヒ柵ヲ結ヒ又日進艦所載ノ大砲二
門ヲ城ニ上セ籠城ノ守備粗整ヒ候得共即今來襲ノ勢ニモ不相見
又竹田ヨリ進撃ノ官軍ハ既ニ野津市驛ニ到着シ淺間艦ハ時々白
杵灣ニ進入シテ砲撃スル趣ニ付最早當方襲來ノ餘力ハ有之間敷
ト致愚考候右へ御答御挨拶旁々現況御通暢候也

熊本鎮臺參謀長堀江中佐ヨリ(三日)

(要領)本日野津市ヨリ當戸次へ繰込、之白杵へ向進軍ノ手筈、

隊數(別紙ノ通)

熊本鎮臺

步兵	二	大隊
砲兵	一	分隊
工兵	一	分隊
警視隊	二	少隊
有志隊	五	十名

戸長連海上へ避難

左の者は何れも頭書の職務にありし處各持區の用務所を賊に襲はれたので帳簿其他を取片付歸郷(白杵へ)したるに白杵藩士族が防禦の儀を決してゐたので共に之れに加つたが難支一時便船に乘し海上に難を避け鎮定の上歸郷すべき旨を届けてゐる。(六月三日)

- 第四大區十三小區二王座村(白杵町)
- 當時五大區六小區戶長(三重) 土族 西田 幸賀
- 同小區福良村(白杵)
- 當時四大區十五小區戶長(德浦) 土族 宗正 序
- 同小區海添村(白杵)
- 前同 土族 飛驒 信雄
- 同小區同村
- 當時三大區十五小區副戶長(吉野村) 土族 菊川 忠恕
- 同小區二王坐村(白杵)
- 當時五大區七小區副戶長(三重) 土族 岩倉 秀平

西南戰圖日註

五月十七日 白杵城ノ役アリ

○黎明賊又近傍ニ出沒ス直ニ之ヲ銃撃ス賊狼狽シテ走ル此地大河ヲ背ニシ全ク賊地ニ孤立シ攻守共ニ利アラサルヲ以テ大分ニ至リ兵ヲ分ツテ竹田街道字切通及別府街道千石橋等ノ各所ノ哨兵ヲ排シ警備ス越ヘテ六月一日午前六時賊兵連ニ來リ我竹田街道擾攘村哨兵線外ノ諸山ヲ圍ミ烈シク火撃ス於是津久見嶺哨兵二分隊及白杵土族隊ヲ合シ力戰之ヲ防クト雖モ事不意ニ起リ衆寡敵ヘス遂ニ退ヲ白杵城ニ據ル賊勢ニ乘シ追躡城ヲ圍ム午後第六時ニ及テ戰漸ク止ム我死者二十名傷者九名白杵土族ノ死スル者四十名傷者若干名アリ尋テ本務ニ復シ専ラ警察事務ニ従事ス

六月七日 答問 家滿 今市

○明八日白杵攻撃ノ議決ス其部署左ノ如シ

- 先驅 警視三番小隊小隊長第十四聯隊第二大隊第二中隊
- 援隊 第十四聯隊第二大隊第二中隊
- 同再進越攻撃兵
- 先驅 遊撃隊第一中隊

同白山越攻撃兵

- 先驅 第六聯隊第三大隊第四中隊
- 右司令官 奥 少 佐

中央松原峠吉野越攻撃兵

- 先驅 第十三聯隊第三大隊第一中隊警視四番小隊
- 小隊長 末 永 齊 介
- 援隊 第十三聯隊第三大隊第二中隊
- 右司令官 小川 少 佐
- 後備隊 第十一聯隊第三大隊工兵一分隊
- 右司令官 諏訪 少 佐
- 大豫備 第十聯隊第二大隊第一中隊第二中隊第三中隊
- 右司令官 吉田 少 佐

右翼野津市口攻撃兵

- 先驅 第十三聯隊第二大隊第二中隊
- 援隊 第十三聯隊第二大隊第四中隊
- 豫備隊 第十三聯隊第二大隊第一中隊第三中隊
- 右司令官 林 少 佐

八日 白杵ノ再役アリ

○拂曉左翼先鋒我カ三番小隊廣内村ヲ發シ白木嶺ヲ越ヘ圍兵ト共ニ末廣村一里松ニ進ミ江無田ノ賊ヲ撃ツ而テ先ツ諏訪山ニ取ラサレハ或ハ横撃ノ患アルヲ以テ一分隊ヲ留メ路ヲ轉シテ左翼井村ニ至ル賊忽チ江無田橋側ニ出テ襲撃ス我カ兵直ニ井村山ニ登リ戰フ會々日暮ニ賊敢テ迫ラスシテ退ク又中央先鋒ノ四番小隊ハ圍兵ニ並木嶺ニ合シ間行シ吉野嶺ヲ下リ木意ニ

賊背ヲ衝ク賊狼狽走ス、兵ヲ分ツテ追撃江無田村ニ至リ賊壁ヲ築キ對戰ス此役我兵傷者僅ニ二人、

魚住警部(守節)ニ斥候兵三名ヲ付シ白杵方面ヲ偵察セシム

(中略)

○此日熊本鎮臺ヨリ銃器彈藥ヲ送ル我レ曾テ照知スル處アルヲ以テナリ

九日 答問 家茂 犬飼

○全軍齊シク白杵ヲ攻ム中央先驅ノ四番小隊拂曉兵ヲ部署シ一ハ正面一ハ左翼ヨリ賊壘ヲ撃ツ賊標悍善ク防ク、既ニシテ賊五六十名拔刀來リ衝カントス我カ孟春淺間ノ二艦烈シク其壘ヲ射彈スルニ會シ遁逃ス我兵之ニ乘シ刀劍齊シク衝突ス賊支ヘスシテ走ル尾撃市濱ニ至ル賊川ヲ隔テ白杵天滿宮等ノ壘ニ據守ス我モ赤嶺ヲ築キ對戰終夜ニ至ル又左翼三番小隊ハ全軍ト共ニ進ンテ諏訪山江無田ノ賊ニ當リ井村ノ右翼ニ出テ其分隊ヲ合シ中央ヨリ追ツテ遂ニ之ヲ拔キ追撃大橋寺橋ノ間ヘ至テ對戰ス賊夜ニ乘シ屢々橋上ヘ出テ短兵以テ衝突セントス輒チ之ヲ卻ク此役戰死者六人傷者二十人

十日 答問 山城 白杵城陷落

○午前第四時右翼ノ官軍連ツテ賊背ヲ攻撃ス我カ三番四番ノ二小隊モ赤直ニ其守線ヲ出テ共ニ撃テ遂ニ白杵城ヲ陷ルル時正ニ午前七時ナリ賊火ヲ平清水白杵ノ市街ニ放テ遁ル我兵死傷ナシ

十一日 答問 河村 河内

○此ノ六番小隊白杵ニ入ル

(以下三國峠及重岡の戦闘に續く)

白杵士族愛媛縣へ遁渡

六月六日愛媛縣より白杵士族當縣管下へ渡航の者あり、御縣の状況視察の爲巡査淺岡是景外一名を差遣する旨の照會あり續いて次の如き照會がある。

左記十二名ハ警視隊ト共ニ防禦シタルモ支ニル能ハス二日遁走八幡濱ニ着船取調タルニ別紙寫ノ通り申立候云々

尙本文ト同日「同所戸長左記名前の下宇和郡三浦崎着船したる由にて取調たるに客月廿五日佐伯へ賊襲來の際避難廿九日三津濱へ着港せしに相違なきや取調相成度」と照會があつてゐる。

備考 ○印は始末書に連名の分

第四大區十三小區(現二王坐、海添、福良方面) 士族

○高田常彦 ○小川 隼

○小宅 富喜 ○北野 又三

○伊賀直太郎 ○平賀 茂七

○井水 繁六 ○兒王 慎哉

○北山 鹿藏

同十小區(現江無田戸室方面) ○平井又次郎

○山崎英十郎

同十二小區(現白杵町) ○吉田隆藏

合計十二人(八幡濱に着船の分)

同十三小區

志賀新芳

岩手 哲

深井年郎

同十四小區(現板知屋風無方面)

多田利邦

同四小區副戸長(坂ノ市方面)

小園爲三郎

同九小區々長(武山方面)

坂井信顯

同十小區(市濱方面)

莊田平三

同七小區(下ノ江、海邊方面) 副戸長

刈屋祐勝

八小區副戸長(熊崎方面)

江藤萬三郎

九小區副戸長(武山)

美野伊八郎

同 江藤哲次郎

十一名 同縣第四大區廿六小區(佐伯) 士族

黒田省吾

加藤精一

野村宗太郎
古賀如熊

同 恒吉 今川令太郎

中島固一郎

メ七名(二十九日三津港着ノ分)

始末書(原文)

自分共儀預テ官軍ニ從軍願出置郷里へ賊襲來候儀有之候ハ速ニ出張仕飽迄防禦之心底ニテ士族一同隊伍ヲ組ミ罷在候處六月一日午前十時五十分賊襲來致候ニ付白杵在陣ノ警視隊百十名ト力ヲ協セ開戦致候處賊勢熾ニシテ頗ル苦戦午後四時ニ至リ總賊軍ト相成防戦ニ術ナク不得止其場ヲ退陣シ同七時柿ノ浦ニ落延候得共賊又追撃シ候テモ防クニ術ナキニ付同所ニ於テ船借受乗船八時頃同所出船同二日十二時愛媛縣第十七大區宇和郡田ノ濱ニ着船上陸皆江迄上陸致同所ニ於テ船借受乗船同午後七時八幡濱浦ニ着船仕候敗走ノ砌兵器モ取拾候ニ付大分縣へ歸リ戦争ノ見込モ無之且路金等モ無之ニ付大阪府下ニ嚮キニ設立致候留惠社在之候ニ付該社へ罷越命策致候テ露命ヲ繋キ鎮定期ニ至リ歸縣致候見込ニ御座候精々御尋相成候得共私共賊軍ニ組シ候者ニ無之決シテ惡謀致候者ニ無御座候

右之通相違不申上候也
右ニ對シ本縣ノ回答
第五百六十三號御照會ノ白杵佐伯ノ士族避難ハ口述ノ通相違無之宜シク願意ニ仕セラレ度大州警察署へモ掛合濟云々
「註」事實は此の時白杵佐伯の者にて愛媛縣へ避難の者は前項氏名以下七十一名にて中には女子供の氏名も十數人あり

そこで本縣は大州警察署へ當て次の様な意味の回答をしてゐる。

曰く「去る一日賊白杵町に來襲に就ては白杵士族は方向正しく斷然防戦を決議百方盡力したるも銃器も乏しく竟に敗走せり、賊は直に白杵屯集四出搜索するに至り士族は身の寄せ場なく逃走したものである、志賀親芳以下七十一名の者海路管下三崎村へ着港御嫌疑に依り拘留の趣なるか事情は右の通にて本縣臨機の指揮を以て兵器携帶も差し評したるもの故御引揚の刀劍槍類速に御下與相成度云々」以つて當時の混亂の様が想像される。

更に其後十二日大阪府より「本縣村田盛時外六名一昨十日午後四時和船にて安治川出張所前を通り掛りたるを取調たる所不審なきも一應通知の旨來信あり、本人等は矢張り白杵隊の者にて大阪留惠社を頼り行きし者であつた。

四國筋の警戒

(六月五日西郷從道中將ヨリ山縣參軍へ)

九州ノ賊ハ四國へ渡ラセサル様海軍ニテ取締玄武丸士官伊豫長濱ヨリ土佐アシヅリ岬ヲ境トシテ警戒云々
隅田丸廻航(六月五日小倉支廳水島均ヨリ) 蒸汽船隅田丸ハ兵隊凡千人乗組五日夜出發六日正午着ノ豫定ニ付舟百艘準備本船へ漕付ノ事

本件ニ就テハ六日別府出張安藝軍人補ヨリ來信、曰ク「七日午前六時第二旅團總員千人繰込、宿賄金六錢五厘一度分、士

官以下兵卒迄均一

六月二十日浦代、畑ノ浦、蒲江區長へ達

何分ノ達アル迄船ハ漁船ニ至ル迄出港ヲ禁ス、心得違ノ者ア

リテ妄ニ出港ノ時ハ軍艦ヨリ砲撃スヲコトアルベシ(淺間艦
長海軍少佐緒方惟勝ヨリ縣令へ通知要領)

薩軍潰走

薩軍が重岡を潰走したのは六月十七日のやうである、これより先其先鋒數百人は隊伍を編成し六月三日南郡明治村より鏡山の嶮を越へて臼杵に向ひしが、後軍は切畑村江良に本營を設け往復連絡を保つてゐたのに同十日臼杵を潰走の賊千五百餘人大坂本を経て上小倉(上野村)に退き、夫れより官軍(野崎堀江兩中佐)の尾撃を受けて重岡方面へ遁走したのである。一方三重方面に在つた薩軍も三國峠附近に於て官軍の攻撃に會ひこれ又六月十三、四、五日と戦闘の上遂に抗し得ず、十七日國境赤松谷へ向け潰走したものである。

茲で再び中津隊の事を記して見たい。四月二日縣廳襲撃の後官軍に逐はれて別府から由布院を経て阿蘇郡に入り肥後の地で西郷桐野兩將に會つた増田は其後同志櫻井、梅谷、森、筑摩、中里、櫻川、戸倉、野澤、岡本、服部、阿部、久保、留川、桶田、白石、河野、山田、中野等と共に野村忍助の隊に屬し大津方面から水冷村等の戦闘に當つたが多數の死傷者を出し守兵僅かに二十人となつた、それから五月二十一日、二重口から馬見原に赴き桐野と相談の上豊後口に進撃することになり野村は延岡城に據り増田は岩上間道から津花峠男山へ次で五月廿五日三田井に出で小坂峠に壘を築いて官軍に備へ惡戰苦闘したが利あらず、再び男山に退きそこを保つ内官軍の襲撃を受け七つ山に五日滞在更に高千穂村に轉じ三週間こゝにゐた。而して六月十九日延岡に出で二十一日豊後進撃の命を受け二十三日

重岡總攻撃といふことに決し二十四日重岡より一里手前で官軍の保壘に斬り込み白兵戰を演じた、斯くて二十六、七、八日市棚附近で一進一退の末二十九日大原越をする策戰の所、戰意阻喪し七月一日熊田へ退き吉祥寺に留り官軍の來襲に備へた。其内本營からは進め／＼の命令があり兎角してゐる中、十三日に至り豊後佐伯口から官軍大舉襲來と云ふ報を知つたので、薩軍の右翼に轉じ十四日更に隊を整へて萩の蔓の本營に到着山上より敵情偵察、十六日は葛葉(大分縣)官軍の保壘五六ヶ所を落し十餘日をこゝに暮し七月十八日、中津隊を奇兵隊一番小隊と改名し増田は其總軍監(軍監は重要な役で少將に當る)となり敵に當ることゝなつた。然るに八月二日未明果して官軍は濃霧を突いてやつて來た、一方宮崎口の味方も危くなり彈藥の盡きる心配も起つたので又熊田口附近へ退く一方古江(延岡の東北)にあつた官軍の軍艦からは榴散彈を浴せられたりしたので、こゝも亦守ることを得ず、とう／＼永井に退いた。時既に四面は悉くの官軍で其内熊本の假病院からは何千といふ傷病兵が延岡へ向け後送され更に高千穂や沙土原方面の味方も破れたので延岡の混亂は全く鼎の沸くが如くである、殘る問題は有名な可愛嶽の一戰である。可愛嶽の戦闘は實に薩軍最後の奮戰であつた、即ち十五日中津隊は長井西南の山上警備に任じたが此夜桐野利秋は各隊より兵を選抜し、豊後方面に突出せんとしたのであるが官軍の守備頗る堅い爲これを果さず十六日可愛嶽突出を策し十七日土人を案内とし邊見十郎太、河野圭一郎等が前軍を率ひこの山に攀ぢ上つたのである。當時この山の一方を守つたのは野津、三好の官軍であつたが、薩軍は死物狂でこの圍を突破して三田井方面に出て一路鹿兒島に引き揚げ城山に籠つて最後の戰爭をなし左しも天下を騒がした西南役も茲に全く終幕を告げたのである此當時の戦闘を詳しく物語るものに延岡市香原建一氏の「大西郷突圍戰記」や大正二年本縣中津で發行した二豊新聞熊谷

克巳氏著の「増田宋太郎傳」等あるが茲には警察現存の記録一、三を添ゆることにする。

重岡ノ賊徒潰走 六月二十二日各所へ通報

重岡屯集ノ賊徒一昨二十日夜悉皆日向地へ潰走翌廿一日朝官軍本營ヲ同所へ移シ管内全ク平定ニ歸セリ
右之通確報有之候ニ付及御通報候也

同(六月廿三日)仁田原出張警部原時亨ヨリ

昨廿二日陸路重岡兩口トモ彌陽賊ハ日州熊田(豊後境ト延岡トノ間)マデ退走ノ由兩口出張ノ巡查共ヨリ報知越候ニ付此段不取敢上申仕候詳細ハ明日可申上候也

追テ過日陸軍當持區津久見ニ入りシヨリ續々依頼ノ筋モ有之假令依頼無之候デモ持區ノ儀ニ候得ハ進軍中ハ探偵初義務上ニテ難捨置下相心得且佐伯ハ昨日迄官軍哨兵線外ニ付一旦開署候テモ萬億ノ一モ再ヒ閉署致候等ノ儀出來候節ハ人民ヲ欺キ(中略)候様ニモ可相成候存シ警察所ハ不相關該地ヨリ蒲江ニ掛ケ瀬海各村探偵ノ爲メ過日上申仕置候通巡查十餘員配置候處本條ノ如ク昨日兩口トモ拔ケ落チ本日當方陸軍ヨリ蒲江地方へ向ケ斥候ヲ差出候テ佐伯村ノ義モ今日初メテ哨兵線内ト相成候節角開署可仕ト存居候際廿一日付開署云々御達書今朝入手拜承仕候ニ付尙更取急ニ開署ノ手數(是迄ノ署ハ賊ノ破毀スル所トナリ疊迄モ被奪候)ニ涉候間借家等相調次第開署ノ心得ナリ尤開署ノ上ハ其段改メテ御届可申候也
六月三十日 同警部報告
一重岡村巡查駐在所ヲ廢シ明日ヨリ分署相關候

○七月三十一日 高取七等屬ヨリ、三國峠ノ險ヲ越ヘ四尾ニテ官軍ノ炊事薪ノ徴發、二十日陸地大原口戰爭十二三ノ賊疊ヲ拔ク死傷陸路ニ四五十人、大原口ニハナシ、地理ノ難易ニ依ル、險ニ進マントスルモノニ死傷多シ

薩軍潰滅

○八月十六日大久保内務卿へ上申電

豊後諸口ノ賊去ル十四日夜半悉ク延岡ヲ向ケ退散セシ確報アリ

○八月十九日熊本縣權令ヨリ電報

本日賊ノ根據全ク抜ク西郷、桐野、エノタケ(可愛嶽のこと)ノ絶壁ヲ攀チ脱走ニ付尾撃中ノ由ナリ(原文片假字)

○同日熊本鎮臺參謀部ヨリ電報

本日賊ノ根據全ク抜キ西郷以下我兵線ヲ突キ破リ西ニ向ヒ脱走只今尾撃中依テ其地警備嚴重スベキ旨只今參軍ヨリ報告アリ御心得ノ爲報知ス

「註」こゝに面白いことが一つある。それは右熊本縣權令の電報中エノタケの所在に就き福岡縣令よりの照會電文と共に

回答である、左に原文の儘を記して見やう。

福岡縣令より掛合

エノタケトハイヅレノチナルヤ、カツマタダツゾクノホウコウ、クワシクゴホウチアリリタシ

回答

エノタケトハ日向熊田驛ノ南ニ當リ繪圖面ニアリ可愛嶽ノコトナリ桑原山ノ嶺ニテ道モ何モナキ深山幽谷中ナリ、ホ

一、重岡口ハ廿五日ヨリ休戰賊ハ熊田驛ヲ本營トシ國境各所ノ山林中へ伏兵ヲ置ク彼進軍ノ模様ナシ

○同日 同警部ヨリ

市場分署進藤健一郎、白杵假警察詰三等巡警岡部藏次郎、當方探偵ノ爲出張ノ所明一日ヨリ佐伯署開設付、國事犯一千餘人モアレバ其糺問ノ爲右二名佐伯へ連越十四五日間駐在ノ見込

○七月二十三日 佐伯出張永松八等屬へ

佐伯へ當分出張所ヲ置ク豊後口軍隊ノ給與事務多忙ナレバ、最寄戸長ヲ呼出スベシ

○七月廿六日 佐伯町養賢寺ニ會計本部ヲ設ク豊後口各隊會計本部

○九月六日 佐伯村廣瀬貞義方ヲ當出張所ニ借受ケタリ
七月五日

谷少將ヨリ通知

干城豊後路出張中該地方諸兵指揮可致旨總督本營ヨリ被達本日當重岡ニ候條爲御心得此段及御通知候也

回答(七月七日)

貴官豊後路出張中該地方諸兵指揮可致旨總督本營ヨリ被達去ル五日重岡ニ被着候旨御照會之趣致承知候春來各地ニ於テ御連戰時々奇功ヲ被奏候段御同慶之至ニ候即今僻陋之地ニ御懸軍諸事御不如意之義モ可有之候ト致推察候依テ御慰問且懸ト事情及具陳甲斐丸等警部差出候也

ウツ川トハ祝子川ノコトナリ川村參事ヨリ一昨十八日午前五時延岡ノ賊西郷以下純粹ノ精兵凡三百計我團ヲ脱出三田井ノ方ニ遁走セシガ昨日ニ至リ方向ヲ變シハマゴノ宮ヶ崎ニ出テ即今ホーソ川ニ於テ戰爭中ト申越サル委細ハ後ヨリ(午前十時五十分發)

○八月二十一日 征討四旅團第一大隊長鈴木奉憲外一大隊延岡ヨリ廻航鶴崎上陸竹田へ殘敵掃蕩爲?

警布第十一號

賊徒征討ノ官軍各地ノ賊ヲ攘ヒ終ニ本月十八日ヲ以テ全ク賊ノ根據ヲ拔キ諸軍日州延岡へ相會シ候旨確報有之候條熟レモ安堵可致此旨相達候也

但或ハ脱走潜行候モ難年ニ付怪敷者見認候ハ差押直ニ最寄ノ警察官若シクハ軍隊駐在所へ可申出萬一容隠致シ後日發覺スルニ於テハ嚴重處分ニ及スベキ事

昭和十年八月二十一日

權令

○八月二十二日小倉署ヨ照會

團ヲ出タルサツソクホウソ川ニテタ、カイシスエハ如何ナリシヤ其後ノ景況詳シク御報知アリタシ

回答

祝子川戰ノ後賊ノ踪跡詳ナラス尤昨日午後二時三田井ニ殘賊三十名出タル由(下略、午後五時三十分發)

○八月二十三日熊本縣ヨリ電報

三田井ノ賊糧食等岩戸ニ運ヒヲシカタニ臺場ヲ築キ割據ノ様子ナリト、昨日ヨリ鎮臺兵及別動隊一旅團馬見原ニ向ケ進軍セリ

○八月廿四日前同

本日午前九時三十分日向ノ官軍阿蘇郡馬見原驛ニ連絡セリ賊ハ岩戸ヲ支ヘス坂本セツ山ニ向ヒ人吉ヲ差シテ走ルト報知アリ人吉ハ警備既ニ整フ

○八月廿五日内務卿ヘ電報

西郷以下脱走ニ付萩原引率ノ警視隊警備ノ爲轉用ノ義伺ヒタレド第四旅團線達相成(八月廿一日延岡ヨリ海路鶴崎へ)滞陣中ハ警備向充實ニ付轉用ノ義參軍ニ伺可申

○同日 同上

賊魁總テ斃シ鹿兒島平定ノ由爲國家總判任一同慶テ之ヲ賀ス

事變關係者の賞罰

西南役に關連して暴動を起し或は自ら薩軍に投じて其勢を援け、又は自發的意思に因らないまでも、薩軍の侵入に就き其配下に降り武器彈藥食糧等を提供して其爲に立働きたる者は實に夥しき數に上り、之れ等に對しては九州臨時裁判所に於て其處刑を宣告されてゐる、それと同時にこの事變に關し大義名分を持し職域奉公に邁進し因つて職に殉じ或は身を以つて官軍に盡したるものに對しては夫れ相當の恩賞が行はれてゐるが、茲に其全部を擧ぐるの違なければ關係記録と併せ特種のもの數種を擧げ以つて一般を窺ふことにする。

國事犯其他取調 (四月十一日)

長崎上等裁判所へ當縣ノ黨類逮捕一應ハ警部ニ於テ糺問、多

數ニ及ベバ御所ヨリ出張相成度

本件ニ付テハ杉本檢事派遣ノ旨通知アリ

(四月十六日)

「註」この後九月初迄賊ノ景況不明ノ爲京都大分、熊本間、問合ノ電報頻ニ往復シ居るも當縣、直接關係なければ略ナ

○九月十一日長崎縣令ヨリ電報

去ル一日殘賊鹿兒島ニ亂入シ岩村縣令以下「ノブ」ニ一時離ヲ避ケ當港ヘ引揚タレドモ其後海陸ヨリ官軍進撃セシニ付岩村以下鹿兒島ヘ歸縣セリ、不日賊滅ニ至ルベシ

○同日熊本縣ヨリ電報

賊ハ麓兒島城山ニ千人バカリ籠リ居ルニ付官軍四方ヲ圍ミ砲擊中ノ由

豊前國下毛郡中津町土族

増田 宋太郎

櫻井 貫一郎

梅谷 安良

大分郡淵村平民

後藤 純平

一暴徒人員凡百五十名

内 自首 六人

捕縛 三十四人

當縣下拘留

右之外暴徒連累ノ者八人拘留

右ニ付四月二十六日次ノ通り照會(此四十二名ハ下調ノ上御

供書作製ノコト)

一警視隊ヨリ預リタル囚人百五十九名

(警視向番小隊ヨリ預リシヤ)

三十日回答檜垣權少警視ヨリ預リシモノナリ

一捕縛ノ賊徒即今糺明中ニシテ未ダ口書不經候事

一中津賊徒ノミナレバ人員多カラザルニ付別ニ臨時裁判ヲ開ク

ヲ要セス悉ク福岡ヘ護送シタル方便ナラン、若シ坂梨地方ニ

テ警視隊及本縣警察官ノ捕縛拘留シタル薩賊關係ノ者ヲ合セ

バ人員大ニ嵩ミ候ニ付臨時裁判所ヲ開ク方便ナラン乎若シ開

カザレバ本縣巡查等入少且費用モ多ケレバ陸護送ヨリハ海路

ヲ便トス依テ汽船一隻差廻アリタシ

一發處分ノ義ニ付テハ別ニ裁判官派出ニナル旨司法卿ヨリ指

總督府へ伺ハ九州地方國事犯處分總督官へ御委任被擧出候處坂梨出張ノ檜垣直枝警部引率ノ警視兵ニテ捕縛シタル國事犯見込之者數十名當縣預リ中津暴徒中捕縛シタル者モ多數ナレバ拘留困難ニ付至急處分着手ヲ乞フ

司法卿ヘ電報(四月十二日)

縣下豊前國兩郡及豊後國東郡黨民追々就縛ノ者數百名アリ至急判官御差向アリタシ

「參照」

○征討總督有栖川熾仁親王ヨリ達

四月十八日

大分縣

九州地方國事犯處分ノ爲福岡へ臨時裁判所相談候ニ付テハ右事

件ニ付同裁判所ヨリ直ニ相達候義モ有之候條事務無差支取扱可

致此旨兼テ相達候事

四月十四日司法卿ヘ電報

國事犯ハ總督官へ伺ヒ置ケリ兼ニ裁判官ヲ差向願ヒシハ百姓一

撥處分ノ爲ナリ再ヒ御指揮ヲ侍ツ

四月二十日九州臨時裁判所ヨリ達

一、九州地方賊徒既ニ就縛ノ者ハ勿論爾後捕縛ノ分トモ至急裁

判所へ可届出事

二、福岡縣七等警部岡野正理差向候條國事犯ニ關スル用向一切

同人ト相談ニ可及云々

右回答(四月二十三日)

岡野警部ヲ以テ御問合ノ趣即チ同人へ別紙ノ通及示談候

(別紙)

第五章 重要犯罪及重大なる騒擾史

令アリ

五月七日

六等判事南部斐男兇徒取調ノ爲メ中津へ出張ノ旨通知アリ

五月十日

判事補横山直陽賊徒取調ノ爲出張ノ旨報知

賊徒の隠送

(五月十四日九州臨時裁判所へ依頼)

昨十二日重岡分署へ賊襲來追々當縣廳へ向ケ襲撃ノ確報アリ、別紙人名ハ犯狀露見候モ難取調依テ假口書ヲ添へ護送致度候條可然御取計候乞フ云々

中洲賊徒黨與中津不士族

- 米山 秀雄
- 野崎 藤次郎
- 笹部 斐雄
- 馬梨 久治
- 廣井 勝一

- 印賊徒
- 印梅田受持(警部)
- △印神屋受持()

- 高橋 廣
- 永田 藤造
- 植木 義雄
- 同町平民
- 橋本 重年
- 正木 重春
- 田中 直三郎
- 永井 新助
- 岡部 清次
- △上野 忠藤
- 別府町平民
- 阿部 中芳
- 田中 芳作

「註」本件賊徒は護送の途中速見郡川上村(現由布院)止宿の砌逃走を企てたこと田中直太郎自白の旨九州臨時裁判所より通知があつて居る(五月廿六日)

拘留囚の取扱に就て

五月廿二日權中警視石井邦猷ヨリ依頼

先般檢垣警視ヨリ囚人百六十五名拘留方依頼ノ所今般取調タルニ別番ノ通知、殘員拾九名ハ是迄ノ通拘留シ熊本縣

内ノ牧警視分署へ送致ヲ乞フ(概要)

別番

惣員 百六十五名

内 十九名 大分縣拘留

廿八名 保管

百十八名 放免

- 森 宗行
- 池田 謙藏
- 渡邊 勝藏
- 橋本 野俊平
- 小島 熊彦

- 森 宗則
- 江上 辰彦
- 齋藤 巖
- 小園 末八
- 郷 良澄

- 田邊 要左衛門
- 鎌田 源助
- 工藤 仲吉
- 長野 直人
- 兒玉 鐵藏

- 城 小十郎
- 岩下 良之助
- 上島 藤吉
- 長野 儀八郎

○六月二日 熊本裁判所大分支廳ヨリ

今般事件ニ於テ捕縛又ハ自首ノ賊多分有之警部ニテ事務屆兼レバ當支區廳裁判官ヲシテ臨時取調可致總督ノ官及熊本裁判所長ヨリ御達有之候條照會(本件ハ日下賊徒侵入ノ模様ニ付暫時猶當方回答、白杵方面ノ物情騒然たる爲ならん)

六月十一日 白杵賊徒潰走ト共ニ捕縛及自首ノ者六百名ニ及ヒシ趣ヲ以テ裁判官差遣ヲ請求シ居ルモ詳シクハ白杵隊記事參照

六月十四日 熊本裁判所長ヨリ通知

(原文)下官儀其縣下兇徒聚集事件處分ノ義ニ就テハ臨時裁判

ノ心得ヲ以テ懲役終身以下ハ委任ヲ受ケ死罪ハ眞ニ大審院へ向出候探司法省ヨリ達相成候間此段及御通知候也

(十八日了承ノ旨回答)

六月十八日

- 第四大區廿五小區(現八幡村海崎)
- 戸長 河野 四郎
- 同大區二十六小區(佐伯村)
- 副戸長 田中 甚五郎
- 同大區二十四小區(現鶴望)
- 染矢 嘉三郎

右ハ士族藤田春詔ヨリ勸メラレ賊軍ニ隨從シタル廉ヲ以テ職務

解除取調ヲ受ク

事變關係者の處分

十年八月十三日(申謀録より)
左ノ通電報ヲ以テ御伺相成テハ如何ニ可有之哉

電文

當縣黨民處刑、相濟ミ、懲役一年以上九十人程又國事犯ハ二三日内處刑相濟ム由、之モ懲役二十人位ハアルベシ、然ルニ當縣懲役場兵變ニ罹リ、右ノ役人ヲ置ク所ナシ願クハ各府縣へ分配アランコトヲ至急御處分ヲ乞フ(内務卿宛、長官名)

八月二十一日(同上)

重岡ニテ降伏ノ賊徒二千餘佐伯へ護送ノ儀谷少將ヨリ掛合有之勿論有合ノ巡查ニテハ引足兼ルニ付一時士族ヲ雇入候見込(内務卿宛)

同日 電報

賊ノ根據全ク拔シテ以テ共殘賊當管下へ潜脱スベキ景況アリ、然ルニ當縣巡查及警視隊人少ニテ十分ノ警備行届難シ、差向萩原警部引率ノ隊ヲ以テ専ラ地方警備殘賊捕縛方へ御轉用相成儀ハ叶間敷哉至急何分ノ御達ヲ乞フ(内務卿宛、長官並西村内務書記官連名)

八月廿七日 電伺

降伏賊徒二千餘當縣出張九州臨時裁判所ニテ審判相成ルニ付罪人退々拘留可相成當縣巡查ノミニテハ護衛行届難シニ付何レノ地ヨリカ賊護衛員二三百人至急御差向ヲ乞フ

同日 電報

村田警部ノ率キタル巡查ハ百七十名餘ニ減ジ居リ之ヲ所々ニ分配シ當縣下ニアル者八十名ニ過ギズ此内警察ニ從事スル者ヲ除ケバ四十名外護衛ニ當ル者ナシ、願クハ百五十名御廻シ下サレ度シ、

同廿九日 電報

降伏人拘留所無之ニ付假獄假ニ取建ル積リ、入費ハ六百五十拾圓餘、此段相伺候

九月八日

降伏人假獄ニ棟何濟之處、デセヘホホモ(暗號ナラン)インチンニ依リ取締ノ爲入獄ノモノ多ク尙三棟假獄新築致度、入費ハ八百六十拾圓餘、至急御許可ヲ乞フ

九月十日 電報

降伏人假獄新築伺至急御許可ヲ乞フ

九月三日 同

降伏人護衛ノ巡查百五十名御差立ノ段豫メ御達ノ處當分佐伯、大分ノ兩所ト途中ノ護衛等ニテ迎モ百五十名ニテハ引足兼ベクニ付佐伯駐在萩原警部ノ手ヲシテ右警備ニ充テ度旨參軍へ伺ヒ置候ニ付御開置ヲ乞フ(内務卿宛)

警第一三八號

重岡ニ於テ降伏ノ賊徒當地出張九州臨時裁判所ニ於テ審判相成答就テハ貳千餘之犯人拘留致候義ニテ迎モ本縣巡查ニテハ護衛行届難儀是迄谷陸軍少將部下ニ有之候萩原三等警部引率ノ警視隊佐伯表駐在之趣ニ付一時右警備兵ニ御充テ相成此段至急

御指揮相願候也

明治十年九月三日

征討參軍御中

伺之趣佐伯白杵取締向ノ義ハ從前之通相心得候様相達置御事

九月八日

九月九日 電報

當縣國事犯退々處刑相濟ミ懲役一年以上二十人程アリ願クハ糞ニ伺ヒシ如ク各府縣へ分配アランコトヲ至急御處分ヲ乞フ

九月廿六日

當地臨時裁判所ニテ免罪トナリタルモノハ巡查ヲ以テ夫々護送セシムベク鹿兒島熊本ニ通報

「註」この免罪名簿は「國事犯宣告書」なるもの一冊存す、其表紙に三冊の内と朱書あるも他の二冊は發見せず明治十年八月十六日より十七日の言波の様である人員は相當多數に上つてゐるので左に其の宣言文例の一を掲げて見やう。

一、其方共儀賊徒襲來ノ際其使役ヲ受クルモ脅從ニ係ルヲ以テ其罪ヲ免ス

但龜五郎拾取刀槍ハ取揚ル

一、其方(以下前同)モ時情ヲ酌量シ其罪ヲ免ス

但既ニ警察へ引揚買物品ハ悉ク取揚ル(銅貨ハ取揚ル、貫

ヒ受ケル物品ハ取揚ル、殘米五斗取揚ル、銃器彈藥、刀劍

ヲ取揚ル等雜多ナリ)

一、賊徒ノ求ニ應ジ村内人民ニ金錢ヲ賦課スル者兵器ヲ弄シ業ヲ聚メ以テ官兵ニ抗スルモ脅從ニシテ情輕キ者ニ擬シ懲役三

權令

征討總督本營之章

年ノ處酌量シ各罪ヲ免ス

一、其方儀賊營ニ至ルモ其使役ヲ受ケザルヲ以テ構ナシ

一、其方儀吟味ヲ遂グル處不束ノ儀無之ニ依リ構ナシ

一、其方共儀賊ノ申聞ニ隨ヒ人夫ヲ出シ及米穀等ヲ賣與スルモ情狀ヲ酌量シ各其罪ヲ免ス

一、其方儀賊情ヲ知り銃器買入ノ媒介ヲ爲スモ(同)

十年十月十日 内務卿へ電信

糞ニ伺ヒシ當縣國事犯懲役一年以上二十人ノ外當縣ノ者二十五人、熊本縣ノ者五十三人、鹿兒島縣者七人一年以上ニ處刑相濟ミタリ、是亦各府縣へ御分配ノ義至急御處分ヲ乞フ

同月十一日

當縣國事犯ノ内懲役ニナリタル者二十人廣島縣へ分配之御達シ拜承セリ然ニ右ノ内三名ハ病死、七名ハ重病ニ罹ルニ付昨十日伺ヒ置タル同日當縣ノ者二十五人ノ内ヨリ繰リ替置然ルベキ哉相伺

國事犯懲役人他縣へ發配御届

當地出張九州臨時裁判所ニ於テ處斷相成候國事犯ノ内懲役一年以上ノ分他府縣へ發配ノ義先般電信ヲ以テ相伺候處廣島岡山兩縣へ發配候様御指揮相成候間別紙人各通リ分配仕候尙又當縣ニテ處刑後病死ノ者前紙ノ通り御座候間併テ御届申上候也

明治十年十一月十三日

大分縣權令香川真一代理

少書記官 小原正朝

内務卿 大久保利通殿

第五章 重要犯罪及重大なる騷擾史

同大區二十二小區下直見村平民 佐藤 大作

同縣九大區一小區中津町平民 松下 伊之助

同年九月七日決

同縣六大區一小區竹田村土族山田常太郎方

同年十月二十二日決

岡田 稻藏

以上十六人懲役一年

メ六十二人

「註」名簿中△印は元高田署巡查で中津隊の繰込と共に暴徒に

與し縣廳襲撃等に加りたるものである。

死刑 宣告文

竹田町平民又十郎長男 堀田 政一

其方儀西郷隆盛等ノ逆意ニ與シ兵器ヲ弄シ大分縣竹田町ニ本營ヲ設ケ(報國隊のこと)己ノ姓名ヲ以テ行券ヲ發行シ區戸長以下人民ヲ脅迫シ數百名ヲ募リ四小隊ヲ編制シ官兵ニ抵抗スル科ニ依リ斬罪申付ル

明治十年十月六日

九州臨時裁判所

右ノ通當地出張九州臨時裁判所ニ於テ處刑相成候條指示候也

同日

大分縣權令 香川 眞一

「註」堀田と同時に官軍に降りし者には前掲の外田島武馬(懲役十年)中川濤太郎(懲役三年)福永清夫(同二年)井上恰寺井正己等あるも、井上は長井(日向國)にて降服し官略に護送せらるゝ途中病死し、寺井は長井の戦闘にて流彈に中つて戦死してゐる。又福永清夫は降伏の後懲役二年に處せられ

山形監獄に送られ他の同志と共に服役中十一年八月十日悪性疫病に罹り獄死してゐる。

賞 與

川上少佐ヨリ通知(六月二十八日)

大分縣第五大區十小區戸長

(現大野郡合川、白山村)

門 石 虎 三 郎

右之者先般竹田表落取後宇田技村(現合川村)及砂田村(牧口村)滯陣中米穀請求其他百般之用務爲取諸事周旋行届夫力爲メ我軍之都合得其便非常ニ盡力致候者ニ付御合置有之度此段申進候也

追テ左之三名ハ此度門石虎三郎ヲ以テ自首致候就テハ自然御取調之件モ可有之ト被存候然ルニ此三名之者ハ當時專ラ我軍之爲ニ盡力罷在候者ニ付呼召之儀ハ暫時御見合相成度此段申添候也

小野市驛住

深 田 太 郎

第五大區九小區戸長(現小野市村)

太 田 原 平 市

同 副戸長

荒 卷 百 市

金廿五圓 第五大區十六小區(合川、白山之一部)

區長 門 石 虎 三 郎

金參拾圓 十三小區(小富士、南緒方一部) 戸長 羽 田 野 長 藏

金拾貳圓 十一小區(南緒方合川一部) 柏 木 萬 次

金拾貳圓 十二小區(上緒方長谷川) 衣 笠 敏 夫

金拾八圓 十六小區(合川) 谷 窪 太

金拾貳圓 十五小區(緒方牧口ノ一部) 阿 南 惟 友

右之者共先般豪兵竹田賊徒ヲ掃蕩シ宇田技村、及砂田村等へ進軍滯陣ノ際臨時用務取扱申付米穀請求其他其勉強相務候處其後豪兵重岡地方ニ進軍致候ニ付去ル廿六日一同用務取扱差免候然レトモ尙米穀買辨等之爲頭書區名等認メ候者ニ限り更ニ用務申付度候條其縣ヨリ達有之候様致度云々(六月廿八日付重岡出張熊嶺本營ヨリ)

之ニ對シ本縣ヨリ承知ノ意ヲ回答セリ(七月一日)

「註」是等の者に對しては八月廿八日付谷少將より頭書之通褒賞の沙汰あり、尙同時に左記の者に對しても頭書の通り賞與をなし居れり

- 拾貳圓 五大區十三小區々長 野 殿 彈 藏
- 參拾圓 十二小區副戸長 雜 賀 武 夫
- 拾貳圓 拓 植 勇 男
- 拾圓 十六小區戸長 谷 水 藏
- 拾五圓 八小區々長(重岡) 一 宮 郡 八 藏
- 拾五圓 八小區 戸長 志 賀 鎮 藏

第五章 騷 擾 史

三圓五十錢 小區戸長 石 田 凌 吾
第六大區一小區(竹田) 土 族 三 澤 千 東
八月二十八日付 金拾圓 吉 田 肇
外ニ御肴料五圓差遣旨達アリ(谷將軍)

右之者該區竹田(賊徒侵入之節該地ヲ逃避シテ熊本縣下坂梨ニ潛居其縣警部藤丸惣藏(宗造ノコト)ト共ニ賊情ヲ探偵シ屢官兵ノ耳目ト爲リ其藤丸惣藏ハ賊ノ爲斬殺セラレ、モ尙其縣駐在原少尉試補ト謀リ百方盡力候際當豪兵熊本高森ニ出張候ニ付上、色見村ニ來リ尙當豪兵ノ爲米穀其他ノ需用品ヲ辨買シ或ハ竹田賊地ノ情況ヲ探ル等周旋致ラサルナク遂ニ竹田ノ賊敗退豪兵白杵及牧口等ニ進軍ニ致ル迄終始勉強致候段奇特ノ次第ニ付相當之賞譽御取計有之度且右之趣ハ參軍へモ申進置候條御承知有之度申進候也(七月一日野津大佐ヨリ通知)

關係者ニ酒肴料下付

今般別紙沙汰書之通御慰勞トシテ貴官以下出張官員並福岡、長崎、鹿兒島、熊本、大分縣令以下ハ酒肴料金貳拾五圓一包拾五圓五包拾圓九包貳圓五拾錢拾八包御廻申候條夫々御達方御取計有之度且地方判任官以下之儀ハ當省ニテ人員判兼候ニ付各縣ニ於テ別紙ノ通下賜金員一時繰替被下方取計置追テ金員當省へ申出候ヲ回金可致候條此旨モ御達置有之度此段御依頼旁々申入候也

第五章 重要犯罪及重大なる騷擾史

十年七月五日

宮内卿 德 大寺 實 則

内務少輔 林 友 幸殿
追テ本文各縣御用掛並雇ノ内酒肴料被下可然見込之者へハ上
下等取計追テ當省へ可申出様御達有之度猶又別紙品川書記官
一列之外ニ各省ヨリ出張候官員モ有之候ヲ其許ニ於テ被下方
御取計ノ上追テ人員金額御申越有之度候且又山口縣令以下官
員一同へモ下賜ニ付御沙汰書並ニ奏任官酒肴料共ニ該縣へ致
回送置候此段爲御承知申添候也

下賜 金員

金貳圓五拾錢 判任官 金七拾五錢 等 外
金貳圓五拾錢 警 部 金壹圓 巡 査

谷陸軍少將ヨリ照會(八月六日)

大分縣第五大區一小區區長(現野津郷)

同第四大區八小區戶長(現上下北津留村)

同同大區二小區副戶長(現小佐井村)

市ノ 瀨 敬 作

右之者共先般當臺諸隊日并地方進撃之節用務取扱諸般格別骨折
相動候ニ付褒賞トシテ別紙目錄之通差遣候條夫々本人共御達
可有之此段及御照會候也

物品調達ニ盡力人名

九月十一日警視隊本營ヨリ通知

大分縣四大區三十二小區(現蒲江)

一六六四

右區長	坂 本 永 年
蒲江伍長	廣 瀨 重 吉
	後 藤 久 次 郎
	中 西 寅 藏
(現蒲江町)	猪串浦伍長 増 尾 彌 十 郎
	森崎浦伍長 波 邊 佐 十 郎
	丸一尾浦伍長 高 橋 市 郎
	同 高 橋 萬 次 郎
	葛原浦惣代 甲 斐 五 三 郎
(現名護屋村)	波當津浦伍長 井 上 三 郎
	同 宮 本 吉 三 郎
	同 吉 田 又 吉

右ハ七月十三日官軍進入八月十五日迄居浦ニ於一時ハ繰出赤諸
物品調達等頗盡力候條爲御心得此段及御通知候也

香川 縣 令 叙 勳

勅布第一號

當縣權令香川眞一儀鹿兒島遊徒暴舉ノ際盡力不少廉ヲ以テ客年
十二月十五日於東京勳四等ニ叙シ年金百八拾圓下賜候條此旨布
達候事

明治十一年一月十五日

權令代理 大分縣少書記官 小原 正 朝

丁第六四號

巡査賞與之義伺

本縣四等巡査 西 尾 早 太

右之者本年三月三十一日當縣中津警察署宿直ノ處同夜十二時頃
該地賊徒忽然暴舉警察署へ襲來ノ際抜刀賊ノ圍ヲ擊破シ漸ク虎
口ヲ脱シ直ニ二十里餘ノ道程ヲ走り翌四月一日午後一時過急ヲ
告ク本廳始メテ變ヲ知リ警部巡查ハ勿論官吏ヲシテ急ニ防禦ノ
手宛ヲ爲シ翌二日賊果シテ廳下ニ過ルモ擊テ之ヲ退懸保全ヲ
得タリ然ニ若シ當日本人ノ急報無キ時ハ不意ヲ襲ハレ備ナキ相
手タル時ハ如何之變態ニ立至ル可キモ難計處幸ニ縣廳ヲ保全シ
得タルハ全ク同人急報所令然シテ功不少ニ付特別ニ金二十五圓
下賜相成度此段至急何分ノ御指揮奉仰候也

長 官

書面ノ趣聞屆候條適宜施行ノ上詳細更ニ可届出事

但金額ハ臨時費ニ置キ以テ受取方大藏省へ可申出事

明治十一年二月十八日

懲 罰

上 申

先般來ヨリ上申探索掛雇入御役相成平常事務猶非常之際ニ至テ
モ本務同様ニテ順番ヲ以テ旅行探偵御用相勤メ來リ候處頃中
津ノ賊徒縣廳へ迫ルノ砌私始牧作太郎外雇入櫻井七郎、久保田
兵平俱ニ鹿鳴越迄探偵出張仕リ候處賊ノ斥候ニ出會同所ヨリ拔
ケ歸廳ノ途中田ノ浦村ニテ賊ニ被襲危難ヲ通レ右四名一應歸廳
仕リ候處追ニ賊徒縣廳へ迫ル、縣廳ニテハ籠城ト相極ム之砌久
保田兵平義ハ不見シテ其後三日ヲ經テ歸廳スル右無故自儘ニ歸
宿致シ居ル段不都合ナリ

第五章 騷 擾 史

一六六五

一、雇人佐藤成一義者右事故ニ付之ヲ恐レ候哉自儘ニ歸村致シ
是以テ三日日ニ歸廳スル段不都合ナリ
一、竹田町へ賊進入之砌久保田兵平義該地方へ探索御用出張候
節今市村へ一泊スル翌朝ニ至リ堤村邊ニ賊襲スル風聞ヲ聞付
其儘該地ヲ逃去懸意ナル在家へ潛ミ居リテ三日ヲ經テ歸廳ス
ル其三日間ヲ經テ歸廳スル其三日間賊ニ被圍候ハ、不得止義
ニ候得共賊ハ直ニ鶴崎通リ犬飼村ヲ經テ竹田へ屯集スルモ探
偵無之シテ賊ニ恐レ以テ己我然ト三日間ヲ經テ歸廳スル段不
都合ナリ
一、右田護藏外雇入安藤種吉、久保田兵平儀一時高田邊迄川筋
取締ノ爲出張候砌猪ノ山ト申ス所迄一同ニ相越候節其夜半頃
ニハ久保田兵平儀ハ壹人シテ相分レ何レへ相越候哉翌日迄モ
有田、安藤へモ出會不仕候テ歸廳スル之レ以テ不都合ナリ右
事件ニ付安藤種吉、山口茂吉兩名ヲ以テ高田村ヨリ戸次通川
筋取締候處久保田義ハ未ダ川端ニ不相見ニ付山口、安藤ニテ
宮河内渡場松岡渡場等ヲ取締スル、是以テ久保田ノ不都合ニ
似タリ
一、久保田ノ不都合スルヲ取糺ノタメ前條ノ通り山口、安藤兩
名ヲ高田村ヨリ差遣シ兩人ノ内一名ハ歸廳スル旨申聞一名ハ
高田村へ引返シ吳候段申聞置候處右兩名共無故自儘ヲ以テ歸
廳スル段不都合ナリ
一、生田重義ハ總テ旅行先ニ於テ用務所吏員杯ニ應接スル砌ハ
第四課(現在の警察部)出仕ト唱テ權威ナル振舞有之既ニ頃
日二等巡査安東喜生三初メテ生田へ應接スル節モ第四課出仕
何某ト唱へ候ニ付安東喜生三儀ハ警部殿ニテモ可有之ト相心

第五章 重要犯罪及重大なる騷擾史

得歸廳ノ上重課へ上申ノ書體ニモ生田様へモ委細言上仕置ト
上申相成候由ニテ兎角生田ニテハ權威有之候事
生田ハ十年七月十九日不品行ノ廉ニ依リ免職サレ居レリ(十
年進退録ニアリ)
一、久保田兵平儀ハ頃日本廳ヨリ探素掛之御規則更ニ御下渡相
成候節ハトモニ右等ノ規則ニ相成上ハ奉職難相成トテ其儘病

氣ト相成五日間程引籠中有田護藏ノ説諭ヲ以テ出動スル、其
他同務中へ曖昧ノ者モ有之哉ニ候へ共未ダ確證ヲ不得
右前顯ノ次第ニテ不都合ノ件ハ大略内實上申候也
十年六月十二日
第四課 御中
矢野 定吉

餘滴 (戦死者及篇史資料等)

職・死者 招魂祭

庶達第拾號 管内區戸長

一昨年十月熊本縣賊徒暴動之節並ニ客歲鹿兒島縣賊徒征討之役當縣下ヨリ出役ノ豪兵及官吏其他戰闘ノ際忠死之者靈魂吊祭之儀來
二月八日九日兩日ヲ以テ第三大區五小區牧村ノ内字松榮山ニ於テ執行候條此旨死者ノ親戚故舊へ通知シ尙區内輻湊之地へ揭示可致
此段相達候事

但右騷擾ノ爲客年十月招魂社例祭モ遷延致居且本年二月祭期ニモ迫リ候ニ付彼此一時ニ執行候議ト可相心得事
明治十一年一月十六日 大分縣權令 香 川 眞 一

庶達第拾貳號 管内區戸長

一昨年十月來忠死之者靈魂吊祭並客年十月本年二月招魂社例祭來ル二月八日九日兩日ヲ以テ彼是一時ニ執行候旨本月十六日付庶第
十號ヲ以相達置候處都合ノ儀有之同十六、十七、十八日三日間ヲ以テ執行候條此旨死者親戚故舊へ通知シ尙區内輻湊之地へ揭示可
致此旨更ニ相達候事

昭和十一年一月廿三日

權令 名

庶達第六拾四號

管内區戸長

明治九年以來九州地方賊徒暴動ノ際賊及ニ斃候地方官員並昨十年賊徒征討中負傷療養ノ末(同年十一月臨時招魂祭ノ後)死亡候者
本月四日東京九段坂上ニ於テ招魂祭被爲行自今同所招魂社へ合祀毎年九月廿四日祭典執行相成候旨陸軍省ヨリ被達候條死者親戚へ
厚ク可申聞此旨相達候事

明治十一年七月十五日

大分縣權令 香 川 眞 一

招魂祭日時變更

縣下大分郡牧村地内松榮山ニ設立有之招魂社毎年(二月十八日、十月三十一日)兩度ノ祭典執行候處兩節其時氣寒候ニ際シ老幼者
ニ至リテハ自然爲夫參詣ヲ止ムルモノ有之哉ニ相聞へ折角追遠ノ旨趣ニ反シ遺憾少ナカラズ依テ今般彼レ是ヒ推歩酌量ノ上左之
通り伸縮致シ尙一層盛典舉行候條死者親戚ハ勿論各自ニ於テモ厚ク此ノ意ヲ得其當日ハ可成參拜忠魂之餘烈ヲ弔慰候條致度此旨報
告候也

但本年之義ハ日限切迫ニ付十月卅一日執行ノ旨ニ候事

明治十一年九月三十日

大分縣 第一課

二月十八日ヲ伸ベテ四月十四日トス

十月三十一日ヲ縮メテ九月廿四日トス

明治十二年五月七日付無號ヲ以テ春秋兩度ノ祭典日割ヲ春秋兩季皇靈當日ヲ以テ祭日ト定ム(雨天順延)ル旨廣告アリ

征討始末編纂

庶達第拾九號 管内區戸長

鹿兒島逆徒征討始末御編輯ニ付右ニ關係之書類悉皆可差出旨三條太政大臣ヨリ達之儀有之候條各小區々五戸長並ニ士民共賊徒並ニ
管内土寇暴動ニ關スル覺書、私記之書類所持ノ者候ハ、來ル廿五日限リ取纏メ可差出尤書類返下ヲ願フ者ハ當廳ニ於テ騰寫之後可
返下候條此旨相達候事

但右書類無之候ハ、其旨可届出事

第五章 騷擾史

明治十一年二月十二日

十年後戰國屢取調方

明治十一年十月廿九日庶達第九四號(權令)管内區戶長

昨十年征西之役警視局管理ニシテ戰地出張之者戰國屢取調ニ付當縣士民之内懲募ニ應シ或ハ從軍志願ニテ警部、巡查、同心得及屬、出仕等ニ採用之上別働第三旅團其他警視隊ニ編入各地戰國ニ關係ノ者(新撰旅團ノ外)ハ別紙雛形ニ倣ヒ履歷書可爲差出旨該局ヨリ照會有之候條來ル十一月廿五日限取調メ當處へ可差出此旨相達候事

(雛形省略)

松榮山警官墓地調査表

官名	本籍族稱	氏名	所屬職名	殉職年月日、場所、事由	行年
一等大警部	福島縣士族	佐川官兵衛	豐後口警視隊指揮長	明治十年三月十八日肥後國阿蘇郡黒川村ニテ戰死	四十五年七月
大分縣十等警部	大分縣士族	藤丸宗造	熊本鎮臺野津大佐部下參謀科	明治十年五月十七日同村ニテ捕虜トナリ賊軍ニ降ルコトヲ勸説セラレタルモ肯セザル爲同月廿三朝竹田下木川原ニテ斬殺サル	三十二年
二等小警部	鹿兒島縣士族	厚地盛美	豐後口警視隊第一號五番小隊長	同日阿蘇郡二重嶺ニ於テ戰死	三十四年九月
同	山口縣士族	小林一作	同第一號五番小隊長	同日阿蘇郡黒川村ニ於テ戰死	三十年
警部補	東京府士族	神田清精	同第一號一號小隊軍曹勤務	前同	二十五年
同	岩手縣士族	田原重文	同第一號二番小隊軍曹勤務	明治十年三月十八日肥後國阿蘇郡二重嶺ニテ戰死	二十二年
同	愛知縣士族	松井信敬	同第二號二番小隊軍曹勤務	明治十年六月一日豊後國海邊郡白杵町ニテ戰死	三十年
同	東京府士族	品川邦道	豐後口警視隊第二號五番小隊軍曹勤務	明治十年六月一日豊後國海邊郡白杵町ニテ戰死	二十四年

官名	本籍族稱	氏名	所屬職名	殉職年月日、場所、事由	行年
警部補心得	茨城縣士族	廣澤敏行	豐後口警視隊募三番小隊軍曹勤務	明治十年五月廿七日豊後國直入郡鏡村ニテ戰死	三十四年四月
同	山形縣士族	富永猪三郎	同第四番小隊軍曹勤務	明治十年六月九日同國海邊郡水城ニ於テ戰死	二十九年
同	岩手縣士族	伊藤敬二	同	同日同國海邊郡白杵ノ役ニテ傷八月五日同府内病院ニテ歿ス	二十八年七月
同	福島縣士族	横山忠	同	同日同國海邊郡白杵水城ノ役ニテ傷八月五日同府内病院ニテ歿ス	三十八年
同	新潟縣士族	春日信人	同	明治十年五月二十七日同國直入郡竹田口鏡村ニテ戰死	三十二年
同	新潟縣士族	村上賢治	同	同日同所ニテ戰死	三十年
同	新潟縣士族	小峠定太郎	同	同	三十一年
同	新潟縣士族	荒木久三郎	同六番小隊軍曹勤務	明治十年五月廿七日豊後國直入郡鏡村ニ於テ戰死	四十年
警視局三等巡查	兵庫縣士族	關根成宜	警視隊第二號二番小隊兵士	明治十年六月一日同國海邊郡白杵町ニテ戰死	二十八年
同	東京府士族	森山實一	同	同	三十四年
同	東京府士族	遠山餘三郎	同第一號四番小隊	同	三十一年
同	鹿兒島縣士族	黒松正則	同第一號一番小隊	同	三十二年
同	東京府士族	富田直二郎	同第二號二番小隊	同	二十一年
同	東京府士族	島中忠怒	豐後口警視隊第一號四番小隊兵士	明治十年四月十三日肥後國阿蘇郡坂梨嶺ニテ戰死	二十八年
同	山口縣平民	石丸純一	同第二號一番隊同	明治十年五月十六日豊後國大分郡鶴崎町ニテ戰死	二十九年
同	長野縣士族	淺井力	同	同年九月九日病後大分病院ニテ死亡	三十七年
同	石川縣士族	田中徳風	同第一號一番小隊	同年三月十八日肥後國阿蘇郡黒川村ニテ戰死	三十四年
同	石川縣士族	大藤己三郎	同	同	二十八年

同	青森縣士族	石山綱江	同第一號一番小隊	同年三月十八日肥後國阿蘇郡黒川村	三十三年三月
同	茨城縣士族	野村政文	同第二號二番小隊	同年五月十六日大分郡鶴崎町ニテ戰死	二十八年三月
同	長野縣士族	堀井良太郎	同第一號一番小隊	同年三月十八日肥後國阿蘇郡黒川村ニテ戰死	三十四年三月
同	石川縣平民	林權三郎	同	同	三十四年八月
同	新潟縣士族	沖盛行	同	同	二十三年五月
同	開拓使平民	小澤保興	同	同	十九年三月
同	島根縣士族	小笹啓三郎	同	同	十八年四月
同	滋賀縣平民	福永太左衛門	同第一號五番小隊	同	三十四年五月
同	鹿兒島縣士族	高木勝右衛門	同	同	二十六年一月
同	同	田島兼將	同	同	二十一年二月
同	福島縣士族	山室五郎	同第二號二番小隊	同年六月一日豊後國海邊郡白杵町ニテ戰死	二十年八月
同	鹿兒島縣士族	西郷盟家	同	同年六月一日同所ニテ戰死	十九年七月
同	新潟縣士族	大崎石松	同第一號一番小隊	同	二十七年七月
同	岩手縣平民	久保永晴	同第一號四番小隊	同年三月十八日肥後國阿蘇郡二重嶺ニテ戰死	三十二年二月
同	東京府士族	加留良英	警視廳募四番小隊兵士	同年八月一日日向國白杵郡三角山ニテ戰死	三十三年三月
同	福島縣平民	酒井新太郎	同	同日同所ニテ傷同月二十日鶴崎病院ニテ歿	十五年四月
同	同	印東重應	同	同年六月九日豊後國海邊郡白杵水城ニテ戰死	三十一年八月
同	東京府士族	吉邱貞基	同	同	四十九年一月

同	山形縣士族	林邊喜平	同	同	十九年二月
同	東京府平民	有川兼太郎	同	同	二十六年二月
同	山形縣士族	舟岡萬二郎	同	同年五月三十日豊後國大野郡玉田村ニテ戰死	十七年十一月
同	千葉縣士族	茂田重暢	同	同年五月二十七日同國直入郡鏡村ニテ戰死	三十三年九月
同	福島縣士族	森萬七	同	同	十九年一月
同	千葉縣平民	日色衛三郎	同	同	三十三年十月
同	新潟縣士族	増井村八	同	同	三十三年六月
同	福島縣士族	黒岡十一郎	同	同年七月十三日向國白杵郡後山ニテ戰死	四十七年三月
同	長野縣平民	沖關次郎	同	同年六月九日豊後國海郡水城ニテ戰死	二十七年三月
同	福島縣士族	大谷力	同	同	三十五年七月
同	同	岸重久	同	同	十八年十一月
同	群馬縣士族	山田政治	同	同年六月六日同郡市濱村ニテ傷同月二十一日大分病院ニテ歿	三十一年三月
同	同	瀧美次郎	同	同年四月十三日肥後國阿蘇郡坂梨嶺ニテ戰死	三十年三月
同	茨城縣士族	久木敏樹	同	同	二十四年六月
同	新潟縣士族	伊知地彌太郎	同	同	十九年六月
同	宮城縣平民	横山榮次郎	同	同日同所ニテ傷同月二十六日大野郡堤村編帶所ニテ歿	三十四年六月
同	石川縣士族	邊美種治	同	同年八月二日向國白杵郡三角山ニテ戰死	二十一年六月
同	福島縣平民	佐藤熊三郎	同	同年八月四日同郡同所ニテ傷同月二十日鶴崎町ニテ歿	二十三年十一月

同	東京府平民	山本亦藏	同	四番小隊	同年八月二十日豊後國大分郡鶴崎病院ニテ病死
同	宮城縣士族	荳島文吉	警視第八番小隊		明治十年八月中旬中津町ニテ病没
軍	夫之部				
大分縣平民	渡邊金五郎	豊後口警視第九番小隊附			明治十年八月四日日向國三角山ニテ傷同月十八日歿
熊本縣平民	馬原子之八	同 第一號附			同年三月阿蘇郡二重嶺ニテ歿
同	吉田鋤男	同			同
同	山内柳八	同			同年三月二十五日中小屋ニテ歿
大分縣平民	平尾彦太郎	同 徵募隊附			同年五月二十七日直入郡鏡村ニテ歿

佐伯町大字日坪字岡ノ谷招魂場 (一名陸軍墓地トモ云フ)

官名	本籍族稱	氏名	所屬隊及職名	殉職年月日場所事由	行年
警部補心得	東京府平民	高嶋謙次郎	警視隊四番小隊長	明治十年八月廿四日豊後國佐伯町ニテ病死	三十三年
警部補	鹿兒島縣士族	濱嶋敦以	警視隊九番小隊長	明治十年八月二日日向國白杵郡三角山ニテ戰死	四十年
三等少警部	鹿兒島縣士族	長野祐通	警視隊副官長	明治十年八月二日日向國白杵郡三角山ニテ戰死	三十五年
四等巡查心得	新潟縣士族	阪井銀助	警視隊九番小隊	明治十年八月二日日向國白杵郡三角山ニテ戰死	四十五年
同	福島縣平民	五十嵐熊四郎	同	明治十年九月五日豊後國海部郡佐伯村ニテ病歿	六十二年
同	茨城縣平民	高木專太郎	右	明治十年八月四日日向國白杵郡三角山ニテ戰死	八十三年
同	宮城縣士族	青木利久	警視隊三番小隊長	明治十年七月廿四日日向國白杵郡大井村津島畑ニテ戰死	五十二年

同	同	同	同	同	同	同	同
同	本城充之進	警視隊二番小隊 伍長 勤務	右	同	同	同	同
同	新潟縣士族	小竹榮治	警視隊六番小隊	明治十年八月二日日向國白杵郡松尾山ニテ戰死	三十七年		
同	同	佐久間樞郎	警視隊九番小隊	右	同		
同	石川縣平民	高岡米次郎	警視隊八番小隊	明治十年八月二日日戰死	二十九		
同	長崎縣士族	吉田幾太	警視隊五番小隊	日向白杵郡古江村	二十八年		
同	石川縣士族	小倉兵太郎	警視隊四番小隊	日向白杵郡三角山	二十四年		
同	福島縣平民	加藤寅吉	警視隊九番小隊	日向國白杵郡三角山	二十二年		

(紀念碑文)

陸軍大將弑品大勳位熾仁親王題額明治十季之役賊連敗於肥薩之
 壑窳蹙所踞日向之豊後南境官兵八隊擊出其用兵之地概皆險峰深
 谷而大籌孝查和問呂故攻守進退不能如意也八隊士卒戰死者百四
 十餘人賊遂失其執以至於潛滅噓呼死者之巧永爲山川不朽矣其隊
 號姓名之如墓碣所記頃某某相謀就其埋骨處佐伯郡岡谷建碑表之
 徵余銘目余舊藉於佐伯誼不可辭也銘曰

豐日之界 賊徒猖獗 官軍防戰 雷擊電擊 敵王之愾 爭跡鮮血
 視死如疎 何其壯烈 洵美岡谷 爰埋忠骨 生氣千歲 凜乎不滅
 明治十九年五月 正六位勳四等 秋月新太郎撰併書

愾 敵

軍需殘品の處分

小池陸軍副監督ヨリ依頼(九、四日)

(原文) 熊本鎮臺及第四旅團竹田地方引揚之際別紙ノ品目區長吉田肇ニ相預ケ候由右ノ内玄米、白米、麥、並酒、梅干之儀ハ追テ沙汰致候迄其儘預ケ置其他ノ物品ハ右土地ニ就テ入札拂ニ致シ度候條宜敷御取計ノ上代價ハ御廳ヨリ當部迄御廻相成度(下略)

追テ本文ノ内酒ノ儀ハ遊撃第五大隊ヨリ受取方申出候ハ、相渡候様直ニ區長へ申聞置候事ニ候御心得迄申進候

- 別紙 預 證
- 一 精米 三百八拾俵
- 但 三斗入
- 一 煎子鱈 十一俵
- 内 壹俵小俵
- 一 鹽鯖 拾七俵
- 一 若布 三俵
- 一 茶 壹俵
- 一 餘目刺 拾四俵
- 一 干鰯 三俵
- 一 椎茸 三箱
- 右 拾六品 圓福寺土藏エ格納
- 一 酒 二十二樽
- 一 梅干 五拾四樽
- 一切昆布 六俵
- 内 二俵小俵
- 一 鰯 八俵
- 一 干飛魚 十七俵
- 一 大豆 三俵
- 一 干小海老 貳俵
- 一 干鯖 五俵
- 一 水豆腐 五俵
- 一 苦 百九十二枚
- 一 大根漬 拾九樽
- 一 ラツキウ漬 貳樽

- 一味噌 廿壹樽
- 但 大小ノ樽取交
- 一 奈良漬 三樽
- 右ハ會々村森仲次郎物置へ格納
- 右之通正ニ奉預候也
- 明治十年九月一日
- 大分縣第六大區一小區
- 區長 吉 田 肇
- 一 醬油 拾參樽
- 一 鹽節 五樽
- 一 白米 千百廿壹俵 但 三斗入
- 一 玄米 廿二俵 但 三斗入
- 一 麥 五拾六俵 但 三斗入
- 右正ニ奉預候也
- 同日
- 同 宛
- 同 同

軍需殘品整理

九月廿五日白杵出張遠藤陸軍會計軍吏ヨリ依頼

- 一 草鞋 五萬千束 但 繩締三百四拾個
- 一 蓆 六千五百八拾五枚 但 繩締四百三十九個
- 一 苦 一萬三千五百六枚 但 繩締千二百個
- 外 千五百六枚空俵並ニ苦雨覆用
- 一 空俵 一萬千七百六十枚
- 一 荷籠木 八十本

一 藥小家 壹棟
右ハ四大區廿六小區佐伯村副戸長吉良五郎、渡邊涅平ニ預置ノ處今般賣却申付タルニ付戸長共ニ於テ入札ノ上代價差廻相成度旨照會ナリ

挿話

六月八日 鹿兒島縣第六大區三小區日向國臼杵郡岡富村士族大分町下市町士族竹内魯石方滞在藤田雪ハ陸軍士官ヲ志シタルモ身體不合格トナル、偶西南役起リ陸軍ニ加擔ヲ誘ワル、モ不應專ラ官軍ノ爲盡スベク本縣へ入りタルニ四月廿七日重岡ニ於テ不審ヲ受ケ取調ラレタルモ疑晴レ同夜分署ニ泊リ翌本縣廳ニ

鹿兒島縣官員の御難

これは西南役中本縣にとつては最も面白い挿話の一つである、問題は同縣御用掛江馬三郎に對する本縣巡查の取扱が甚だ不遜の爲め起つたことで、兎角物情騷然たる當時としては無理からぬことかも知れぬ、即ち鹿兒島人と見れば甲でも乙でも賊に見へた當時のことなれば其應對取扱にも念が入り過ぎたであらうことは想像に難からぬものがある、六月八日(挿話の項参照)には官軍を名乗つて來た藤田雪を重岡分署に抑留して本廳に護送したこと、或は同縣專使(これは大山縣令よりの命を受けて本縣へ入り込んだ鹿兒島縣官員で賊方)平山季雄外四人を逮捕した點から察シ又微笑を禁し得ぬものがある、要は次に依つて承知されたい。

鹿兒島御用掛江馬三郎は縣の用務を帯び本縣へ出張中七月二十一日臼杵町を通行してゐた所、縣の印鑑(通行切符)を所持しながら同地出張所に連行され一等巡查富永惟治より取調られ叱責されたることを立腹し本縣廳へ抗議を申込んだ「印鑑所持の者を疑へば印鑑の効はないではないか、甚だ警察官として不都合であるから是は歸縣の上岩村縣令に報告し更に掛合をする」と言つて來たことに對し本縣は書面を以つて本人の氣の柔く様謝罪の意を表した、處が江馬某の其の回答が振つてゐる、要領を摘記して見る

御答書拜披不審云々ハ之ヲ察スルモノ、賢不肖ニアレハ其入念ハ元ヨリ咎ムベカラス却テ之ヲ愛スベシ獨暴漫無禮ヲ以テ嚴密トスルハ御縣警備ノ要旨又異ナランカ、閣下庶クハ拙カ言ヲ以テ過激トセス用意スル所アラハ若ナカランカ、今其顛末ヲ列徐セントスレトモ拙軀ニ要用ラサルヲ以テ先ハ御答ニ任セ候、發帆方向ノ時氣(乗船時刻切迫ノ意)御自愛、國家ノ爲是祈ル云々更に同人は歸縣の途中日州某所より本縣の厚意を謝し(餘程後の証證文か利けたものであらう)日向路の戦況を報してゐる、其の書振りが純眞素朴で非常に厚意なので摘記して見る。

先づ本縣出張中の愛顧を謝し(八月九日)

當地ノ形勢ハ官軍銳進此五百高錫ヲ陷シ延岡ニ臨ミタレバ砲聲相聞ヘ重岡ニ達スベシ此一書落手ノ頃ハ延岡モ平定ニ歸スベシ當縣令ハ都城陥リ以來宮崎ニ支應ヲ開キ目下高錫ニ出張、人氣ハ中人以上、軍事止ミテ西郷等モ歸リ元ノ如キ鹿兒島ニナランコトヲ期望セリ中人以下ハ官軍ノ金穀十分ナルニ驚キ居レリ、官軍ノ都城ニ出ルヤ飢肥ニテ一千六百ノ降人アリ此内私學校黨モアリ以來賊、戰ヲ要セスシテ各據ヲ退キタレバ殘力ヲ延岡ノ一地ニ集メテ最後ノ一戰ヲ試ムルニアルカ將又首謀最早ヤ一身ヲ處センカ爲カ云々、權令殿御不快ノ趣承リシカ此節如何ニ候哉不斷御自愛祈候也トアリ

重要犯罪

本項に關する事柄は古來大小殆ど無數と稱するも強ち失當たらざるべく殊に往時に於て相當重要であり或は奇異なるものなしとせざるも中には現在單に口碑に傳ふるのみにして記録散逸せるものもあればそれ等は省略しこゝには主として明治以後のものに就き事件と時代等を考慮に入れ便宜上之を重要犯罪として其の中二十餘件を掲ぐることにした。

尙之に關する詳細は他日識者に依り編纂することあらば幸である。以下目次の順に依り記して見やう。

重要犯罪目次

- 一、明治十二年杵築ノ實母殺シ
- 二、明治二十年入山公ノ墳墓發掘事件
- 三、同二十五年速見郡八坂村ノ生贖事件
- 四、同三十四年若キ歌人記者ト戰場生殘リ勇士決闘
- 五、同三十五年護送中ノ犯人ヲ斬殺シタ二巡査
- 六、同三十六年教科書ニ關スル大疑獄事件
- 七、同三十六年八萬圓ノ偽造紙幣
- 八、同三十九年所謂軀獄事件ノ千代五郎ノ養父殺シ
- 九、同四十四年櫻淵ノ生首事件
- 一〇、同四十四年丹生山中ノ二人殺シ
- 一一、大正四年照山梅次ノ殺人事件
- 一二、同七年慶大學生ノ伯母殺事件
- 一三、大正九年上野市五郎實父殺事件
- 一四、同十一年別府的ヶ濱事件
- 一五、同十三年中津、新屋敷ノ二人殺強盜事件
- 一六、同十四年南海郡郡川原木村ノ強盜殺人事件
- 一七、同十四年所謂日出の怪死事件
- 一八、同十四年淫魔後藤平二郎
- 一九、同十四年白木ト古國府ノ二人殺シ
- 二〇、同十五年大正ノ放火魔、中津角木ノ恐怖事件
- 二一、昭和五年縣會議員殺シ
- 二二、同七年十圓兌換銀行券偽造團檢舉
- 二三、大分ノ貫子殺シ
- 二四、同十四年白晝銀行ノ強盜殺人事件
- 二五、同十五年二人組強盜事件

杵築の實母殺し

次の記録は明治十二年春四月本縣杵築の舊士族の家庭に起つた「實母殺し」といふ聞くも恐しい慘劇を物語る裁判記録である、當時の刑法は明治六年發布の改定律令當時のことなれば現代と比較し一般刑罰の重かつたことは明かであるが尊屬親殺しに對する死刑(斬罪)は寧しる當然のことであらう。

明治十二年九月一日決 裁判宣告書

大分縣豊後國遠見郡南杵築村士族田村均四弟

田村 碩也 十九年五月

其方儀負債追々相嵩ミ償還ノ方法無之困迫ノ折明治十二年四月廿六日實兄均等不在ヲ俸ヒ均所有ノ金祿公債證書ヲ取出シ負債償却ノ用ニ充テント存立ツモ此際實母マスヨリ見發セラレテハ致方無キトテ忽然殺意ヲ生シ傍ラ有合ノ長脇差ヲ抜刀シ以テ實母マスヲ斬殺シタル科人命律謀殺祖父母母條及明治十二年第一號公布制定條例ニ依リ除族ノ上斬罪申付ル

明治十二年九月一日

熊本裁判所大分支廳

田村 碩也 拾九年一ヶ月

自分儀明治十二年一月九日一番目ノ兄均並實母マスノ指圖ヲ受ケ熊本縣下郡村不知立山ニ埋葬致シ有之四番目ノ亡兄ノ墓參トシテ同所へ相越シ兼テ懇意ニスル豊前國宇佐郡村名不知島喜七郎ノ周旋ヲ以テ明治十二年一月十六日ヨリ熊本縣地券改正掛ノ雇トナリ明治十二年二月廿四日迄該地ニ滞在シ所持ノ金錢モ悉皆飲食シ尙ホ拾圓餘ノ負債ヲ生シ債主ヨリハ切ニ督促ヲ受ケ該地ニ滞在モ難致依テ右返金ノ爲明治十二年二月廿五日熊本ヲ發足シ同年三月初旬歸省ノ上實母マス並兄均へ熊本へ返濟ノ爲金拾圓借用致度旨申伺ルモ在合セストテ貸吳レ可キ様子無之如何セント日夜苦慮罷リ在リ候内明治十二年三月日不覺兄均ヨリ熊本ニハ添書相認遣スニ付右ヲ持參熊本へ相越シ精々勉強シテ毎月少々宛ニテモ債主へ返金ス可クトテ小遣錢トシテ金壹圓ヲ與へ吳レ候ニ付熊本へ相越ス積リニテ大分縣大分郡大分町迄罷越候得共何分拾圓ノ金員ヲ持參セザレバ不體裁ニ付同町光西寺ニ於テ筆耕相稼キ明治十二年四月三日ヨリ入湯ノ爲遠見郡別府村へ相越シ同所へ十日間滞在之レカ爲負債モ出來候處三番目ノ兄須藤一憲迎トシテ立越シ杵築表へ連肩ケラレ爾後宿所ニテ謹身罷リ在リ候内明治十二年四月廿五日兄均妻ノ父豊前國下毛郡中津町士族奥平郡兵衛重病ノ趣報知アリ故ニ明治十二年四月廿六日午前七時頃ヨリ均夫婦ハ宿元ヲ發足シ中津町ニ相越シ下婢シユンハ均長男一ヲ脊負ヒ外出致シ實母マスト自分ノミ在宅ノ處折節御布告回來シタルニ付午後三時頃箱火鉢ノ側ヲニテ御布告ヲ讀ミ或ハ吸煙致ナガラ熊本並別府ノ負債如何シテ償ハント種々相考フル内不圖自宅所有ノ金祿公債證書ニ心付キ兄均ノ留守ヲ俸ヒ竊ニ取出シ賣却セバ百圓力五拾圓ニハ可相成之ヲ以テ悉皆負債ヲ償却セント存シ然ルニ此際實母マスヨリ見發セラレテハ致方ナケレバマスヲ斬リ殺シ置キ該證書ヲ取り出ス可ク

ト存シ立チ直ニ同間ニ有之刀懸ヨリ實父存生中自分貫ヒ受タル長脇差(長サ一尺七寸八分)ヲ取出シ其場ニテ抜刀シ實母マスハ南向右ニ紡車ヲ置キ一心ニ糸ヲ紡スルヲ只タ一刀ニテ項頸ヲ刎斷スルニ首ハ體ノ前へ落チ死躰ハ居坐セシ儘ナルニ付手早ク傍ラニ有合ノ羽織壹枚並小蒲團等ニテ死屍ヲ覆ヒ羽織ヲ以テ刀ノ血ヲ拭ヒ箱ニ納メ二階ニ登リ簞笥ノ中ヨリ公債證書其節金高不知千圓壹枚五拾圓壹枚貳拾五圓壹枚拾圓四枚取出シ尙長持或ハ簞笥ヨリ其節數不知筆十一本煙草入煙管共二組袋入實印壹個白羅紗維入壹個黒紋付拾羽織壹枚袖縞女着綿入壹枚女着縞綿入羽織壹枚木綿縞單物一枚、木綿縞綿入壹枚縞木綿壹反、羽織紐壹前麻綱壹筋、縮緬四尺程壹厘錢貳拾七錢五厘持出シ柳行李ニ入レ荷拵ヲナシ而シテ實母死體ノ後口ノ方距離凡七八尺二階梯ノ側ニテ衣服ヲ着替へ脱衣ハ其場へ殘シ置キ右柳行李並前顯長脇差ヲ携へ此上ハ當地方ニ徘徊致シ居候テハ右所業發覺直ニ召捕ラル可キハ顯然ニ付別府及熊本ノ負債ヲ償却イタシ直ニ琉球國へ渡リ尙時宜ニ因リテハ朝鮮國へモ渡航可致念慮ニテ午後四時頃出宅門戸ヲ閉チ置キ人力車ニ打乘リ居村錦江橋ヲ渡リ同郡日出等ノ村々ヲ經テ午後九時ノ頃同郡別府村ニ着シ同村字流川計屋某方へ投宿シ午後十二時頃迄同處寄留藝娼妓一鶴重鶴タネノ三名ヲ招キ飲酒イタシ一鶴重鶴ヲ差シ返シタネト同寢致シ居ルノ處明治十二年四月廿七日午前三時過キ突然巡查踏ミ込ミ差押ラレ今更不相濟儀ト後悔罷リ在リ候事

一 實母マスノ左手示指ノ裏面ニ縱經五步位ノ刀傷アルハ殺害致シタル日ヨリ十日前ト相覺へ自宅ニ於テ日々空シク相暮シ將來ノ目的ナキ故愛媛縣下ナル叔父ノ元へ立越ストテ刀掛ケニ懸ケ有之長脇差ヲ取ラントスルヲ實母マス差止候際刃抜ケ出テ誤テ傷キタル義ニ有之又擔骨ノ下端ヲ距ル大約二十五歩ノ處ノ刀傷ハ實母マスヲ斬首シタル太刀先ニテ傷ケタルト相考へ候事
一 持出タル公債證書外十四品ノ内縮緬四尺ヲ四ツニ截チ前件一鶴重鶴へ壹切宛タネへ二切經頭トシテ差遣ハシマテニテ外品々ハ悉皆所持致シ居リ候處先般杵築警察署ニ於テ御引上ケ相成候事
右之通り相違不申上候以上

明治十二年五月十三日

田村 碩也

(朱書)

實母ヲ謀殺スル者

人命律謀殺祖父母母條及ヒ明治十二年第一號公布制定條例ニ依リ除族ノ上

大審院 可 斬

大分縣豊後國速見郡南杵築村士族田村均四弟

田村 碩也

右之者別紙審按之通りニ付正憑書類並擬律按相附シ差シ回シ候也
明治十二年五月廿二日

熊本裁判所長 寺島直殿

熊本裁判所大分支廳

判事 近重八潮彦

入山公の墳墓發掘事件

明治二十年は冬も半ばの十二月下旬の某日、海拔千七百八十七メートルの大船山の八合目、岡の領主中川入山公（久清）の廟の傍に異様の風體をした一人の男が石工用の鶴嘴を握つた儘座れてゐたのを、時ならぬ雷鳴に驚いて急ぎ下山しやうとした一狩人が發見して、麓の村人に告げて共に介抱の結果やつと蘇生した。

この男は玖珠郡野上村の石工某で、豫て大船山の入山公のお墓には莫大の黄金や朱が埋めてあるといふことを傳へ聞いてゐたので、これを掘つたら一時に千萬長者になるであらうと云ふ野心から秋も既に未近い十一月下旬の頃をねらひ、發掘用の道具を携帶してすでに登山者も杜絶へた、この山腹の廟に登つて行つたのである。

廟は公の遺命を奉じて建立した花崗岩の巨石を以つて敷詰めた、莊大なもので、面積二十餘坪、中央にそゞり立つ丈餘の碑面には「豊後後州岡城主從五位中川氏前城主太守源久清公碑」と彫しあり又側面には「天和元年辛酉十一月二十日卒」と刻んである。件の石工は石道具傍に置き、暫しこの石碑に見入つたのであるが、折からの寒さに、靜寂な山氣は何となく五體に食ひ入つて來る様を感じた。それもその筈、この廟の本尊こそは曾つては賤ヶ岳七本槍の勇將で、智略衆に秀で勤王の志篤く、徳川三代將軍時代には天下七賢將の一人として敬意を拂はれた豪傑の墓で御影本場の産地から大分郡三佐に便船で運び三佐からこゝ迄運びあぐるに八ヶ月もかゝつたといふ、莊麗巨大な工を成されたものなれば、そこには寸分の隙間もなく、石工はともすれば目覺めやうとする

自分の良心を叩き伏せて、ちつと引き寄せた鶴嘴を先づ中央の大碑の下に振り卸した。金石の火花と共に、鋭い響があたりの深溪にこだました。心に未來の長者を目指した彼は、山に籠つて根氣よく發掘作業を續けた。二十餘本の大燈籠と玉垣の一方は次第に破壊され、今は公の碑銘も取り除かれ、あとは地下の掘鑿ばかりになつた。時は其年の十二月二十七日、晝飯で腹を拵へた彼は雪でも來さうな空を仰ぎ、一つ大きな背伸をすると、例の鶴嘴を打振つて行つた。

とこれは不思議今迄靜まり返つてゐた山の空は遽かに眞黒く曇つて來て、つゞいて起つた烈風はあたりの落葉を捲いて彼の身を包み次の瞬間紫に光つた電光と耳をつんざく雷鳴に彼はそこにへたばつたのである。村人の介抱で蘇生した彼は、

「中川公のお怒りです、よからん了見を起しました、このお詫は監獄で致します」

と懺悔して警察に連れて行かれた。荒された廟は其後竹田町の士族連の隣出に依り修理され、今尙山の名所の一つとしてこんな悲劇のあつたことを年々の登山者に物語つてゐる。

八坂の生贖事件

本件は單に標題を眺めただけではいかにも慘虐性を帯ぶ犯罪事件の様であるが然し原因、動機を仔細に熟視するとき、人生最大な悲話が織り込まれてゐる以下當時の世間を物語る新聞記事を摘記して此の項を充たしたいと思ふ（編者）

明治二十五年の話題の中心は速見郡八坂村の生贖事件である。獵奇と、怪異と、誤つた孝道を織り込んだ空然の大事事件で、全國民の神經を極度に緊張せしめ、亦法曹界に大きな衝動を與へた。八坂村でも中流な暮しをしてゐる河野吾作長男儀平（三〇）は十數年來眼病を患ひ殆んど失明同様になつてゐる母親の平癒を祈る思ひで其日も（明治十八年三月某日）藥を求めて杵築村を當もなぐ彷徨ふてゐたが「朝顔日記」の四文字に軽い誘惑を感じて杵築劇場の客となつた。舞臺は今娘深雪が酉の日酉の刻に生れた女の生血を呑んで長い年月潰れてゐた双眼が忽ち明き狂はんばかりの喜びに亂舞してゐる最中であつた。

酉の日酉の刻生れの女の血を飲むと眼が明く——儀平は自問自答、大きな希望——だが達せられさうにもない——を抱いて歸つた。血よりも人間の膽がよいといふ話だ、何なら試に鶏の膽を喰べさして見るがよい。村の物議りから動物の膽がよいと聞いた儀

平は二ヶ月ばかり、鶏の膽を母に與へた處大變效目がある様に思つた、此の調子なら、人間の膽はきつと效だらう、然しどうして手に入れるか、来る年も来る年も彼は思ひ悩んだ、其の中廿五年七月になつた、鶏の膽もさうは續かず、母の眼は愈物の白黒さへ判らなくなつた。一層娘のマツエ(三ツ)を殺して、母の眼病を治したさの一念にかられた儀平は、數回娘を殺さうとしたが、其度、父の手に縋つて無心に笑ふ吾子の顔を見ると、さすがに愛惜の情迫つて決心が鈍つた。其内母の容態は刻々わるくなる「今は」と最後の決意をした儀平は七月二十五日午前二時頃、心を鬼にして娘を殺さうとする途端病臥中の妻スギが目を感じ「それなら私を娘の身代り」と夫の膝に縋つて訴へた。深く眞宗に歸依してゐた儀平は、孝道の尊いことや、自業自得の教理を説いて、妻に因果を含め、白木綿で妻の咽喉を絞めた。そして氣絶した妻に馬乗りになり小刀を振つて腹を斷ち肝臓の一部を採つて小鍋で煮る最中スギが甦つて呻いたので家中大騒ぎとなり醫者を迎へたが間もなく妻は絶命した、儀平は許築署に自首した。事件は九月三日大分地方裁判所で公判に移されたが、儀平は鬼氣人を襲ふ當夜の光景を涙の中に申立てた、森田忠雄検事は其動機には充分同情するが其方法は不人情極るとして誤つた孝道と惨酷な仕打を論難し有期徒刑十二年を永刑し當時賣出しの新進辯護士山本太郎は、「誤つた孝道ではあるが、舊藩時代なら賞與に値する。膽を取つたから不幸にして死んだので、最初から當人は殺す意思はなかつた、法律上の殺人とは利慾又は憤怒の爲に生命を斷つにある、且つ被害者は夫の孝道を全ふすべく覺悟をして居る一方から見れば自殺補助である而かもこれを現在の法律からこれを罰する正條のない以上當然無罪とすべきである」と沙翁の「人肉の裁判」を逆に行く熱辯を揮つて傍聽人の興味を咬り同情の涙を注がしたが天野正也裁判長は重懲役九年の寛大な判決を下した。儀平服罪後同年十月にはこれを劇に仕組み大分市共樂館に「闇夜烏迷の生膽」と銘打つて上演觀衆の袖を絞らしめた。

若き歌人記者と戦場生残り勇士決闘

明治三十四年四月三十日正午頃、大分警察署では同日新川競馬場で、同署の代書人阿部繁(六五)と大分毎日新聞の文藝記者渡邊利喜松(二八)が果し合ひ(決闘)をするといふことを探知し早速双方を引致して取調べの上身柄と共に證據品として二人の往復文書、日本刀が検事局に送致されたといふ事件があつた。

一、渡邊記者は西國東郡朝田村の資産家の息子で東京の物理學校に五年學んだといふ経歴の持主、當時荷揚町村木商國家彌市方に下宿して晝は新聞社に通ひ夜は私立韻芳園の數學教授をしてゐたが、新聞の文藝欄を受持ち短歌の選等してゐた。一方阿部繁は明治戊辰の際、長洲の浪士山縣三郎兵衛等と共に、宇佐郡御許山に立籠つて事を擧げんとしたが成らず、其後十年の役にも加はつて捕へられ投獄さるゝ等、屢々生死の巷に往復した國士風の猛者で原因は歌争ひである、即ち阿部は當時毎日の歌壇を見て其行き方に不満を持してゐたが同年四月廿六日、豊州新報に北豊歌人の名を持つて渡邊記者の歌を批難した、所が其頃渡邊記者が歌の投稿を整理してゐると、其中に安阿彌名義の歌があつた。渡邊は直感的にそれが先の北豊歌人と同一人物であることを看破した。渡邊はふく／＼してゐた時だから今度は其歌をこきをろした、而かも古歌の焼直しをするやうな不徳義漢を葬れと迄痛罵した。さあ渡邊老人が怒つた、焼直しとは何事か吾輩を侮辱するものだ、憤慨し、遂に同月廿八日渡邊に決闘を申込んだ。「戦場生残りの老骨、生前死後の快事之れに過ぎず、速に應諾せよ」と凄文句を並べ

いさぎよき作樂の花にならひておくれなとりそますらをの友

と一首の風懷をさへて添へてあつた。勿論渡邊も直に應諾二三回文章往復で三十日午後四時いよ／＼新川の競馬場で介添なしで日本刀を用ひ雌雄を決することになつた。阿部老人は愛用の銘刀を寄せ妻と今生の水杯を汲む最中、渡邊は學校で授業中警察官に踏み込まれ逮捕されたのである。渡邊は事件後上京して國民新聞社會部長や、中央、讀賣等に入社したが、昭和七年春永眠し、阿部老人も事件後間もなく大分で歿した。

護送中の犯人を斬殺した二巡查

それは明治三十五年の寒風身を切るやうな一月十八日。久住署管内直入郡長湯村湯の原温泉附近に起つた、護送中の犯人を警察官が斬り殺したといふ重大事件、當時の署長は後藤傳八警部、急報(電話がなかつたので態夫)に依り萩原(昌策)警部長や、松浦豫審判事、正木竹田區検事は現場に急行した。

直入郡下竹田村へ其二年前から宮崎縣東白杵郡北方村の土方稼をしてゐる森銀之助事本名三浦虎右衛門といふがこれも同村に字

和島から入り込んでゐた美人で淫婦の大塚つきと情を結び同棲したが、森は水兵上りで大の亂暴者で、當時死刑か、無期かの判決を受け逃亡中の者らしいと云ふ聞込で、ツギの義兄大塚義人等の訴へもあつた所から、長湯村駐在の麻生完、都野村駐在の森迫民治の二巡査は久住所へ連行せんと、長湯村字新田に差掛ると、そこで折悪しくツギと義兄義人は銀之助の姿を認めたので、會つたら事面倒と思ひ同所の吉野徳太郎方へ逃げ込んだ、處が銀之助も亦二人の姿を見たからたまらない、彼は怒牛のやうな勢で、護送巡査の手を振り除け吉野方へあばれ込み、持つてゐた櫻の仕込杖（これは彼を同行の始兩巡査が途中で取り揚げやうとしたが、霜解けだから迂るからと渡さず兩巡査は單なる杖と思つてゐたさうである）を揮つてツギの左腕を切り落し、止める義人の頭部に又一撃を加へ更に同家の戸口から銀之助の後を追ひ屋内に踏み込んとした兩巡査の内森迫巡査の左手甲に斬り付け其儘縣道を踏み切り下方の小川を渡り彼岸を這ひ上らんとするので取り逃しては一大事と兩巡査は其後に追ひ縋りこれを捕へんと引き落した瞬間森迫巡査は泥中に足を踏み込み身の自由利かず、加之に先刻の左手負傷の爲彼れに抗し得ず、而かも彼は同巡査の佩劍を捻取りこれに斬り付けんとする危機一髪、先廻りをした麻生巡査が其場に駆けつけ、佩劍の鞘を拂ふや銀之助の眞向から斬り下げ、ひるむ所を兩巡査辛じてこれを捕縛したもので、銀之助は就縛後數時間にして絶命したのである。兩巡査の勇敢なる働きは豫審判事檢察等實地檢證の結果正當防衛と決したばかりでなく、同年二月廿八日各金七圓を賞與された。當時の兩巡査の活動を物語るものに麻生巡査の始末書があるので左に摘記しやう。

「今銀之助ヲ斃サザレハ他ニ森迫巡査ノ生命ヲ保全スルノ途ナキヲ信シ銀之助ノ左側ヨリ一刀深ク頭部ニ斬り付ケタルニ彼レ忽チ本職ニ向ツテ反抗ス茲ニ於テ本職ハ懸命必死ノ働キヲ爲シタルニ相違ナシト思惟スルモ此間ニ於ケル詳細記録ニ存セズ、後彼レハ到底本職ニ敵シ難シト信シタルヤ手ニシ居ル劍ヲ捨テ曰ク「モ一手向ヒ致シマセヌ降参シマス」ト茲ニ於テ本職ハ直ニ劍ヲ捨テ彼ニ組付キタルニ已ニ抵抗心ナキ彼ナルヲ以テ腕ク水中ニ倒レタルヲ以テ其後襟ヲ組ミ傍ナル田地へ引致シ之ヲ捕縛シタリ少時ニシテ村民等集リ到ル茲ニ於テ一面最寄醫師ノ招聘ニ面貴官（署長宛）ニ急報ノ手配ヲナシ而シテ本職ハ貴官ノ臨檢セラレタル際迄終始一貫負傷者銀之助ヲ保護シ居タリ、始メ本職カ彼ヲ田中ニ引致シ捕縛シタル當時彼ハ本職ニ對シ遺言的ニ語ツテ曰ク私ハ鹿兒島縣人森銀之助トハ全ク假名ニシテ實ハ宮崎縣東臼杵郡北方村大字日平々民三浦八百吉長男虎右衛門（舊二十八

年）ナリト云々（明治三十五年二月二十二日麻生巡査始末書ヨリ）

（註）本件の巡査麻生完氏は大野郡緒方村井上出身で其後巡査部長に昇進し長湯巡査部長派出所に勤務してゐたが退官の後は大野郡合川村六種に於て酒造業を営み居たるも十數年前死亡、又森迫巡査は三重町出身で退職後三重町役場書記を勤めてゐたことを筆者は知つてゐる。

教科書に關する大疑獄事件

「註」 編者の高等科二年頃のことであつたと思ふ。何のことか意味は分らなかつたが、面白い歌（狂歌）が新聞に出てゐたことを思ひ出す。三十一文字中、上の句の五七五は覺へないが下の句の七、七字は

〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、 五百羅漢は何と收賄

とあつた様に思ふ。これがこゝに掲げた、教育界の腐敗暴露、教科書に關する大疑獄事件の片鱗で今にして思へば其狀況を諷刺した狂歌であつたのである。全く、五百羅漢——當時の中學生——はこの事件の爲に途方に暮れたであらう。

明治三十六年一月十九日大分地方裁判所検事局に東京地方裁判所から急電があつた。検事局は俄然緊張し一大事件を豫感した。翌二十日某々兩檢事は書記と共に大分署に行き同署員を案内にして二隊に分れた。一つは大分縣師範學校長土肥健之助の宅一つは縣立大分高等女學校長小中文三郎の宅を襲ふた。

「收賄罪の嫌疑で拘引する」

拘引狀を示された兩人は一言の申開なく恐縮した。

「東京へ護送するのだから其つもりで……」

それとなく旅装の用意せよといふ檢事の情で兩校長は惜々として検事局へ連行された。そして其日の夕方二人の巡査部長が附き添つて東京へ護送され、其後師範の首席教諭も亦同じ嫌疑で引致され兩校長の後を追ふた。直入郡玉來町出身當時香川縣書記官阿南尙（五四）も亦高松市の居宅から押送された（同人は大分始審裁判所の檢事を勤めた人）大分縣選出代議士箕浦勝人も二千圓收賄

の嫌疑ありといふ噂で東京の新聞は頻りにやかましく書き立てた。其他大阪師範學校長是石辰次郎や大きな書籍商や、知事、代議士、縣視學、郡視學、中等學校長教授、教師、講師等引つ張られたもの、數は百五十一名の多きに上つた。

當時中等學校以上で使用する教科書は毎年文部省で檢定委員會を、府縣では審査會を開き採用する教科書を決定した。従つて各教科書出版元とも猛烈な賣込運動を行ひ随分ひどい藝當を演じた。當時一流の書籍商として市を利かしてゐた金港堂の如きは、氣の利いた店員を小使に住み込ませ、文部省の檢定委員會の情勢を探り硬論を張る委員を調べては金縛をかませるといふに智囊を絞つた。帝國圖書株式會社は贈賄の筆頭といはれ一年餘の短日月に北海道から沖繩に至る全國にバラ卷いた金が三十六萬圓に上り一縣多きは五萬圓、少くとも二萬圓を下らず、縣郡視學や學校長、首席教諭等を硬化せしめ賣込に成功したといふことである。

檢定委員會や審査會委員に黄金の魔手を伸べた位では安心のつかない出版業者は全國視學官會議や中等學校長會議に上京する連中や地方廳高官に法外の響應を行ひ高價な物品を贈つて平素から歡心を買ひ置き他日の便宜を約束つけたもので、彼等が會議から歸任する時のお土産物は、これらの賄賂で充分足るといふ素晴しきであつた。全國の教育關係者が著名な教科書出版元から毎年多額の收賄を爲してゐる噂を聞いた司法當局は三十五年の春以來秘密に苦心材料を蒐集し同年十二月十七日午前二時の深夜を期し東京地方裁判所檢事局及豫審の大活動となり、四豫審判事五檢事は迅疾風迅雷的に東京市内の出版元金港堂、集英堂、帝國圖書株式會社代表社員、其他嫌疑者を片つ端から拘引し各書店から押収した贈賄名簿に依り全國の被疑者を芋蔓的に一網打盡に檢舉したものである。審理の結果百五十一名中少數の無罪と豫審免訴を出した外は全部有罪となり夫々處罰された。(新聞記事より摘録) 因に本件連座して拘引された關係者の一人阿南尚は收賄の事實なく無罪となり石川縣内務部長に榮轉令名を博し在職中死亡した嗣子惟一氏は法學博士辯護士として東京にあり二男惟幾氏は現陸軍部内に令名ある勇將である。

八萬圓の偽造紙幣

それは明治三十六年中津署管内で發覺した元判事を主謀者とする紙幣大偽造團の檢舉で、主犯山口久道(四二)は元山口淳と稱し

東京地方裁判所の豫審判事として令名あつたが、相馬子爵の御家騒動に一役買つて收賄した廉で懲戒免官となり重禁錮三年六月に處せられ出獄以來鐵山師の群に投じ法律に精通せるより仲間から先生ノと奉られ、際限なく伸びた惡の蔓は遂に紙幣偽造團を組織し、當時全國著名の偽造前科者と謀つて偽造した十圓紙幣八萬圓の大半を懐に慾の深い連中を釣らうと大分縣に流れ込んで来た。山口を惡の淵に誘惑した相馬事件とは何か? 其荒筋は斯うである。

明治二十六年相馬子爵家の家臣錦織剛清は相馬家の當主順胤子爵以下家令志賀、青田等が共謀して子爵家を横領すべく先代子爵誠胤氏を狂人と稱して不法監禁の上殺害し子爵家を乗り取つたものであると東京地方裁判所檢事局に告訴した、子爵家の家宅捜査、誠胤氏の墳墓を發掘して屍體を解剖する等、全国的に興味の波紋を描いたが豫審免訴となるや訴へられた一同は錦織を誣告として告訴した。同人は辯護士岡野寛及加擔者として洋服商山田金兵衛、剛清内妻小山トキ、後の伯爵後藤新平(當時衛生局長)判事山口淳等と共に有罪と決し東京地方裁判所の公判に附せられた。錦織は重禁錮四年罰金四十圓山口は同三年六月、他の被告は何れも有罪の判決を受けたが、後藤岡野の兩人は控訴無罪となつた。

といふのである。

三十五年八月頃中津に入り込んだ山口は扇城館に陣取り、

中津町京町(下毛郡山口村生れ)

稲月政次郎(三四)

前同人方(福岡縣生)

野見山初次郎(三五)

下毛郡鶴居村大字永添

吉崎藤次郎(三七)

高橋重木(三二)

宇佐郡西馬城村矢部

鶴川久次郎(三四)

を手先に使ひ先づ野見山に五百圓の偽造拾圓紙幣を持たせそれを擔保に下毛郡眞坂村小袋健平から二百圓騙らうとしたが不成功だつたので其後は毎夜一味と評定の上、慾の強きうな相手を物色する傍ら情婦の福岡縣三瀬郡北部村生れの高橋トヨノ(二七)を呼び寄せ毎夜豪遊を續けてゐた處を中津署の松尾刑事から不審と睨まれたのである。

松尾刑事と江巡査は彼れを紙幣偽造の巨魁であることを突き止めると三十六年正月某夜山口を逮捕に向つたが彼れが不在なので張り込んでゐる所に山口が歸つて来た、敏感な彼はこの事に感付くと其儘宇の島へ飛び隠家へ一味の中高橋を呼び寄せて情婦の救ひ出しを頼んだ。そこで高橋はトヨノを引き出すべくノコノと扇城館に歸つた所を松尾刑事に押へられ、宇ノ島町旅人宿六々館に松本清吉と偽名投宿してゐた山口の居所を自白したので、松尾刑事の一行はトヨノを囮に六々館へ駆けつけた。時、既に山口は出發したあとであつたが山口の運の盡きとでも云ふか、彼は宇ノ島發一番の汽車で門司方面へ逃げるつもりか僅かな時間の差で乗り遅れ、一旦八屋の旅館に潜んだが夜に乘じ宇ノ島驛前江吹旅館に投じ、翌日の汽車を待つてゐる所を車夫の口から足が付き、數萬圓の偽造紙幣や高價な衣類入の行李と共に大分地方裁判所に送られた。山口は他の同類と共に十年の有期徒刑に處せられたが、トヨノは未決中毎日差入をしてこれを慰め刑期が決るや郷里に歸り山口の出獄を待つてゐたが、可愛さうに病死した。

所謂千代五郎事件

さても見事な祖母山つゝじ、枝は豊後に葉は熊本に、
花は野尻の川上に

豊後名物ヨイオナアの唄の一節である。其の秀嶺祖母山の麓の大蛇の化身で名高い穴森神社の所在、神原部落から一山越した東の小盆地——そこは軀塚村の倉木といひ、僅々四五十戸の平和な農村部落である。時は明治三十九年の春四月二十八日、寒村なればまだ山櫻の花も散り果てず、四邊の溪々で、美しい鶯の聲さへしてゐた。

「おい千代五郎爺さんが死んだといふぞ」

「やあ、どうしてや、頓死か」

「いやゆうべ歳の神の土橋から落ちて」

「ほう、大方又玉來戻りだらう、雨の降るのに御苦勞になあ、が思ひのこすことはあるまい、若いのと、いちやついた揚句じやきいのを」

「馬鹿を云ふなかり合ひになるぞ」

村人の間に、ばつと噂が散つたのは、其村での一番の財産家、阿南千代五郎爺さんの急死のことであつた。

問題の歳の神橋とは、同部落の中央を西から東に流るゝ小川に架けられた小さな里道の土橋で、神原から上緒方の年野に通ずる道路と、田井部落から倉木に這入つた道路の交又點十字路から南に約二丁の所にあり、行き結めばそれから二三町で千代五郎の部落に達する。物見高い田舎人は早朝歳の神橋に集つてわい／＼騒いだ。さて千代五郎の死體はと見れば、外出の着物に草鞋を穿き財布や提灯もそこらに散らばつてゐるといふわけで誰が見ても、橋から落ちて死んだものに間違ないと思はれる状態、で係り官もこれを普通の變死として行政検視で済した。所が其年の六月に至り千代五郎の死は墜落死でなく、養子小一郎が殺害して橋から落したものである旨同村佐藤静枝が告發した、然し當局は何を馬鹿なといふわけでこれを取上げず過失死として不起訴とした。すると七月十一日今度は又同村阿南長太郎外一名が再び小一郎を殺人罪として告發したがこれも同月二十二日豫審免訴となり千代五郎の死は愈本人の過失として折紙がつけられた。其内養子小一郎は財産相續(實は横領)等の準備をしてゐたが、茲に突然この事件に登場にしたのは、隣村の駐在巡査甲斐であつた。

彼は千代五郎の死は本人の過失に因つて死んだものでなく養子小一郎が財産横領の目的から女房クヤ、小一郎の實弟堀關馬、下男柴彦等と相謀り四月廿八日午前一時頃、折柄自宅二階に熟睡中の千代五郎に頭から蒲團を被せ、壓死せしめた上それを橋から落ちた様に装ふ爲め衣類、フンドシ、草鞋迄身につけさせ歳の神の上から河中に投じたものであるといふ確證を握つたので、早速小一郎を呼び出してこれを責め上げ、四人共謀の上、千代五郎を殺したといふ一札を書かせ、これを種にして同村の甲斐小八郎、渡邊俊太郎、土井長太郎等と共に小一郎を脅迫、口留料として一萬圓の借用證を書かせ當座の費用として現金二千八百圓を捲き上げた、そして甲斐巡査は事件發覺の場合萬一に備ゆる爲上役の巡査部長松岡××を抱き込み同人に二百八十圓を贈賄した(當時竹田署長は警部吉武春樹氏で他に巡査部長戸次正登氏があり夫れ等にも菓子折に幾十枚かの紙幣を敷き込んだものを送つたさうだが戸次部長が不審に思ひ署長と相談の上これを送り返した由を筆者は當時戸次氏の口から聞かされたことがある)

一方下男柴彦は千代五郎殺害前謀議に際し小一郎が財産横領に成功すればお前にも金五百圓と田畑三町歩を與へると言つておきな

がら何時迄経つても小一郎が約束を實行せないのでヤケ腹を煮し同年九月、長崎控訴院に謀殺の顛末を自首して出た。そこで事件は大分地方裁判所、検事局に廻され、茲に嚴密なる取調が開始された。召喚された小一郎は今免るゝに術なく一切を觀念して養父殺の始末から甲斐妻巡査の脅喝一切をスラ〜と自白して仕舞つた、一年餘を未決に暮した連累者に對しては明治四十二年五月二十日大分地方裁判所に於て下田裁判長係、久世檢事立會十二名の辯護士出廷の上大公判が開かれたが肝腎の小一郎が眞相を申立つるので被告一同も恐入つた、其間には證人喚問、實地檢證等頗る入念に審理が進められ公判を開くこと六回斯くて小一郎は一月の後死刑、妻クヤ、關馬の兩人は無期徒刑、自首した柴彦は有期徒刑十三年（これは在監中死亡）巡査甲斐妻××は重禁錮二年罰金三十圓監視六月、巡査部長松岡××は重禁錮十月罰金拾圓、甲斐小八郎は重禁錮五月罰金十圓、渡邊俊太郎は重錮一年六月罰金二十圓監視六月、土井長太郎は重禁錮六月罰金拾五圓に夫れ〜處せられた。

この他殺人教唆として當時の軀獄村長渡邊某が無期徒刑の言渡を受け服役中數回の恩赦に依り有期となつたが其内春髓カリエスの爲め刑の執行停止となり殘刑二年位で歸宅を許され毎年醫案を添へて執行延期の手續をしてゐたが、罪の負債に心身を惱してゐた彼は昭和五年頃自ら進んで殘刑の執行を受け一月位で假出獄を許された。（この頃は筆者竹田署在勤時代）養子小一郎は何故に養父殺の罪を犯したか詳しく述べれば長いので簡単に記す。養父阿南千代五郎は數萬圓の資産あり小一郎夫婦をとり子とり嫁にしてゐたが、一向にこれを入籍せず、のみならず其頃玉來附近からタセなる女を後妻に迎へこれを入籍して同人に資産を譲らうとしたので、こゝに養父に對する不満を抱くに至り一方村長渡邊××（同部落の者）等も同情し「馬鹿をするとお前は蛇蜂取らずで追出されるぞいつそやつたらどうか」と云つた様な附け知恵をされたことが動機となり斯くも社會の耳目を聳動させる様な犯行を敢てしたのである。

櫻淵の生首事件

問題は本縣警察始つて以來の奇怪極まるグロ事件である。それは明治四十四年五月廿一日午後三時頃大分郡谷村大字鬼崎字片山櫻淵に人間の生首の浮いてゐることを同郡狭間村安部庄太郎外二人が川魚漁りに行つて發見したとて同村駐在宇都宮（忠平）巡査に

届出があり宇都宮巡査は直にこれを大分警察署に急報した。

急報を受けた大分署長（當時中島文一氏）は即時地方裁判所小山田檢事、木南書記、縣立病院の近藤、山内の兩醫師、來巡査部長等と共に現場に急行したが、既に暗夜に及んだことゝて檢證は翌二十二日の早朝となつた。櫻淵といふは大分より佐賀縣道筋同村大字鬼崎から西南約十丁の所にある晝猶暗き深淵で、其間一步を誤れば數百又は數十尺の崖下に墜つべき險惡なる山路を経てここに達するので、淵の東南は十數間の斷崖屹立し西北は大分河盤に濱し附近は鬱々たる樹木繁茂し、見るからに鬼氣迫り思ひのする場所なれば、此處には地方人と雖も餘程のことがなければ寄り附かぬ。然るに問題の首級は其淵の水際より數尺向ふの水面に白メリヤスシャツに包まれた儘ぼつかり浮び揚つたもので、勿論胴體は離れ、而かもそれは腐敗の爲め面相さへ判じ難いものであつた。そして其首の主は解剖の結果、年令四十五六の男子で死後既に數十日を経過し、死因は初め銃殺の後銳利なる刃物を以つて胴體と切り離したものであることが判つた。然し肝腎な胴體を附近に於て發見し得ないので被害者は何處の何者で又犯罪の場所は何處か又加害者の何者なるやもさつぱり分らなかつた。そこで所轄大分署長は檢察當局と協議の結果

一、先づ中野（義平）夾（七郎）篠田（惟一郎）の三巡査部長に山口（房市）西（七郎）兩刑事、萱島（金吉）宇都宮（忠平）赤峰（孝太郎）西田（清一郎）の四巡査に専ら胴體の捜査を行はしめ

二、後藤（重三郎）別府の加來（鶴龜）の兩刑事には、大分郡八幡村方面より別府地方に於ける前科者惡漢、無賴の徒及行衛不明者等につき加被害者、捜査を行はしめたが、胴體を發見せねば、加被害者に就いても何等の端緒が擧つて來ぬ。

處が五月廿四日（首級發見より四ヶ日）大分郡松岡村筒井關太郎、安東精市なる二人者は大分署に出頭し筒井の云ふには「實は私の實兄で同村字菫田の安東圓作（當四〇）なる者が昨年以來大分郡八幡村の鐵道工事を受負つてゐた鶴崎町甲斐慶三に二千圓餘の賃金があつて頻りに催促してゐたが、一向返さず圓作は本年三月十四日家出した儘歸つて來ぬ、若しや櫻淵の生首は私の兄のものではあるまいか實見させて貰ひ度い」とのことに大分署では一應谷村の共同墓地に葬つた首級を再び發掘して兩人（内精市は圓作の實子）に實見させたが半信半疑で要領を得ぬ。然し尙取調の要あれば後藤刑事は鶴方面に出張して甲斐慶造の舉動を内偵し西刑事は松岡村に再三回行つて安東圓作の人相特徴及家出當時の狀況を精査し加來刑事は八幡方面に行き土方工夫等の舉動を探つたが

甲斐の安東に二千圓借金をして返金してないことは分つたが同人は四月上旬から病氣で縣立病院に入院中のことが判り西刑事の行つた圓作の方は家族に於て多少秘する様な素振が見へたので更に突込んで其着衣や所持品等詳細を尋問した所着物はこれ／＼金は齒に蟲齒が一本ありてゴムを填めてゐたが最近其ゴムが抜け穴があいてゐたこと、上商門齒の間が約一分位隙いてゐたこと、右奥下のことを確めた、そこで西刑事は同家（圓作宅）を出ようとするに隣家に理髮業者があつたが戸を閉めて家人が不在の様子なのでふと表の口を注意して見ると、そこに佐藤松衛といふ掛札があつた。と西刑事の頭にピンと来たものがある、それも其筈、この佐藤松衛といふは大分郡判田村の者で前科數犯を有し且、要視察人粗暴過激の聞ある奴なれば西刑事がこれを見通すわけはないそこで其松衛の行動を内偵して見ると彼は理髮業とは名ばかりで常に仕事を怠け又竹田別府等に出浮くこと多く且つ内縁の妻があつたがこれも一月前から姿を隠し、松衛も久しく病氣と稱して本籍判田村に歸つて居ることを聞き出した、一道の明るみを見出したやうな同刑事は更に附近に就き佐藤に於て鐵銃所持の有無を調べたに彼は昨年九月頃松岡村安藤樋三より鐵銃一挺を十八圓で買ひ受けたこと、及密獵を爲すとの噂、又谷村鬼崎には其の實弟甚平なる者が養子に行き居る關係で同地方の地理に詳しいこと等を確めたので雀躍して歸つた西刑事は此旨を一應署長に報告し置き翌廿七日早朝今度は判田村に至り同村駐在工藤（勘六）巡查と共に松衛の實家を襲ふことになつた。

當時松衛は病氣と稱して就寝してゐたので西刑事は彼が寢室に臨み彼が最近他出の有無を訊問する一方室内の彼が所持品を検査した處が意外、松衛の寢室神床の上に鐵銃一挺、短刀及小刀各一個、筆筒より安東圓作家出當時の着衣茶縹袴に血痕附着のもの壹枚、其他同人の羽織、衣類下着、及松衛の着し居たりと認むべき血痕附着の羽織一枚、又机の抽斗よりは懐中時計や錢入等、何れも圓作宅で調査した、同人所持品に必適するもの數點發見したではないか、西刑事はをどる胸をじつと押へて尙注意深く四邊に氣を配り、靜かに松衛最近の行動を訊問した末穩やかに其同行を求めた處今迄病氣として呻吟してゐた彼は床上に身をまがくと見るや突然起つて床の上の短刀を引き寄せまさに西刑事に抵抗せんとしたのでかゝることもあらんと、彼の身邊を注意してゐた同刑事は此の瞬間逸早く其舉動を看取して横より其兇器及鐵銃を奪ひ取ると共に折り重つて彼を縛し揚々として主署に引き揚げたのである。

以下數日に亘る訊問の結果遂に包み切れず、自白した佐藤松衛犯行の概略である。松衛は以前宮崎縣東白杵郡北方村に於て理髮業を営み居たるが、昨年七月二日歸宅した。其際前住地へ手に入れた。偽造五圓及拾圓紙幣六百圓餘を持つてゐたが間もなく松岡村の安東圓作隣家に理髮の店を出した關係で圓作と知り會ひになり時々飲酒等共にしてゐる中、或る時圓作の云ふには自分は八幡村（大分郡）高崎の鐵道工事に手を出して二千圓餘の損をしたといふので、然らばこの金を使つて見よと、前述の偽造紙幣内五百圓を百五十圓で圓作に賣ることになり、手附金十五圓を受取つた。處が圓作は其後殘の百三十五圓を支拂はぬので三月上旬嚴しく催促した處、其内圓作は居村で百五十圓を金策したとて松衛に百圓支拂つたので松衛に於て調べて見ると、其中に正金は四十圓しかなく殘六十圓は自分が疊に渡した偽造紙幣なので、立腹した松衛は圓作に其理由を詰問したところ、彼はこれと正金と交換してくれぬばかりか、却つて自分の偽造紙幣を持つて居ることを他に漏さんとする形勢が見へたのでこれは彼を生かして置けば自分の悪事が暴れると思ひ、本年三月十四日言葉巧に圓作を誘ひ出し一層偽造を大掛りにしては怎うか左すれば今自分の弟の養家先附近の山中に該器械が置いてあるのでそれを見せやうと云ふと圓作は甘く松衛の相談に乗つて來たので、二人は同時に家を出れば疑はれるので、圓作を先に立たせ、植田村木の上の宿舎で落合ふことを示し合せ、松衛は日暮から鳴打に行くとして家を出て植田の宿屋に圓作を尋ね、それから兩人同道して、同村横瀬の人家を去る十數丁の横瀬原に行つた時（午後十時半頃）松衛は突然圓作に向ひお前をこゝ迄つれ出したのは紙幣偽造の器械を見せる爲ではない。お前を生かして置けば俺の悪事がばれるのでこゝでお前を殺す爲だといふと逃げかゝつたので、後から鐵銃で其後頭部を射ち、彼を斃したが、死體を其儘にして置けば後に發覺の恐ある故、小刀を以つて其首を切り落し彼の着てゐるメリヤスのシャツに包み、谷村大字鬼崎字片山の櫻淵に持ち行き石を付けてこれを沈め、胴體は殺害場所の下方二十四五間餘の溪谷に蹴落したと。そこで西刑事の一行は松衛の自白を基き犯罪現場たる横瀬原に赴き死體の搜索をしたが發見に至らないので、遂に加害者本人を同行し署員手分をして探した結果本人の云ふ溪谷中で腐亂した圓作の死體を更に殺害場所に於て銃丸二個（ケースならん）を發見した、而して圓作を殺害した場所は出血の爲めか地面黒色を帯び又雜草が著しく繁茂してゐたと云ふ。當時本事件の發生は非常に社會の耳目を聳動したのであるが苦心の結果旬日の後首尾よく捜査員中殊勳者の西刑事に對しては金三十拾圓其他捜査員十一名に對しても八圓乃至三圓の行賞が行はれた。

丹生山中の二人殺し

これは其の前々年即ち明治四十四年に發生した櫻淵の生首事件につぐ大きなグロ事件である。で先づ其狀況を述ぶる前に事件の關係者を舉れば

一 被害者 大分市大字大分金庫商

二 加害者 原籍廣島縣吉品郡常金丸村 當時大分縣北海郡大在村居住柑橋商

原籍石川縣江沼郡大野寺町 當時大分市大存大分字堀川旅館大和屋滞在

(本人は後に前記桑田より殺害さる)

三 事件の捜査に従事した警官

大分警察署 巡査部長後藤有、巡査後藤重三郎、西七郎、山口房市、粉謙治、工藤勘六、立川楨、宮川伊三郎、工藤折平、河松渡、秦幸男、佐藤覺三、小野靜人、佐賀關警察分置巡査部財前音三郎、巡査大久保丈三郎、梶江正實、田代善喜、後藤儀三郎、松原徳太郎、房前林太郎、佐藤三代藏、岩本百平、溝部源次郎、稗田次郎、鶴崎警察署 巡査部長安部倉太、長木龜之丞 巡査神品虎藏、福田勘藏、廣瀬貞茂、小松半次郎、久多良木新次郎、江口榮治、大野雪人、佐藤東作、小屋直策、和田庭馬、佐藤四十七郎、後藤虎雄、清原藤八、小野安馬、片桐一

四 事件の概要

(一) 端緒を得る迄

被害者武田は曾て加害者の桑田に金參百圓を貸してあつた所、大正二年十二月十五日の午前中、それを返すから鶴崎町岩丸乙松方(材木商)迄来て呉れといふ通知を加害者吉井からして来たので、同日午後一時頃家族に其の旨を告げて自宅を出た。處が翌十六日鶴崎局から武田方へ宛「戸次ニ行タ夕方頃ル」の電報が来たが、其日に歸らず更に其翌十七日吉井名義で大分港から「武田ト共ニ商業上ノ都合デ上阪スル」旨のハガキが来たが、其後何たる音信もない、武田の家庭では、年末の事なれば取引上の都合で歸宅せんであらう位に考へてゐたが、二十日になつても武田が歸つて来ぬので少し不審に考へ出した。何時でも他行する

時は音信を絶やしたことの無い主人が今度はどうして便を寄越さぬのであらう」と氣遣つてゐるといふ事を受持巡査工藤折平(これは編者と同期生で後臺灣の警視迄成つた人)が聞き込み、これを後藤、山口、西の三刑事に話して武田の行衛を調べ掛つた。そこで三刑事は先づ十五日の朝武田方に使ひに来た吉井の宿(堀川の大和屋)に就き調べて見るに、宿屋の話では其朝(十五日)七時頃同家へ桑田がやつて来て吉井の寢所で密談してゐたが暫くして出て行つたとの事、三刑事は今度は鶴崎町に行き同署の神品巡査と話合つて岩丸方に行き調べて見ると武田は十五日午後一時頃同家に来て約一時間程話して居ると、そこに桑田がやつて来て又暫く話した末、武田は岩丸に、北海道郡丹生村の佐藤宗次郎の財産を聞合せて桑田と共に出て行つたがそれから後のことは知らぬとの事に右三刑事は北郡丹生村にやつて行き同村住在の大久保兵衛と共に武田や桑田のことを探査したが、更に二人の往復した形跡が分らぬ。そこで右四巡査は最後に桑田の自宅(大在村)に行つて見たところ桑田は平然として自宅に居り一見舉動に怪しい處はないが調べて見ると

1、武田は桑田への貸金を受取る爲自宅を出て居るのに桑田は既に其金は返済したとて武田の領收書を持つて居り

2、又桑田は十五日の朝大分の大和屋で吉井と密談したことを否認するので

不審を抱いた西、山口の兩刑事は桑田を同行して大分署に歸つて来た、そこで溝口巡査部長(後の警視後藤有氏)の手で同人を調べて見たが何等得る所がないので彼に一應歸宅を許した。ところがこゝに耳寄りな端緒が出て来た、それは同月廿一頃大分署の後藤刑事が市内竹町の古物商小林寅之助方に臨検すると、同家に其二日前鶴崎町の自轉車商で岡本正世といふ者が純金指輪のつぶしたものを持つて来て價格の鑑定を頼んだと云ふ聞込で能く調べて見ると其指輪は武田の家出當時差してゐた指輪と品質目方等共によく符合する、俄然大分署は緊張した。然し一方武田や吉井の行衛がとんと判らぬのでこれは姑息な手段では容易に真相は掴めぬと見た大分署は鶴崎、佐賀關署と協同して鶴崎署に捜査本署を置き所要の巡査は三署から適當選出することとし武田吉井の行方調べに一大捜査陣を張ることとなつた。そこで先づ溝口、財前、安部の三部長は鶴崎町の自轉商岡本正世につき小林方に鑑定に持つて行つた金塊の出所を取調べて見ると岡本は其金塊は十二月十六日桑田芳平から代金六圓で買ひ取つたが既に指輪に作り直して鶴崎町津田太郎吉に代金廿五圓で賣却したといふので、買主津田がそれを持つてゐるのを幸にこれを領置し愈

桑田が臭いと云ふ所から再び彼を鶴崎署に同行して取調を開始した。
〔其後の経過〕

桑田を同行した鶴崎署では其指輪の出所を同人に就き取調べて見ると彼は先頃佐賀市村で氏名不詳の見覺へある男から植木と交換して取つたものと云ひ且つ吉井、武田の所在に就ても十五日鶴崎署の岩丸方で分れた以來更に承知しないと頑張るので、兎に角彼れは有力な被疑者として同署に留置し一方武田吉井兩名の所在捜査に専念した。然るに其の年も既に暮の十二月廿九日午前三時三十分頃数日間の取調べに係り官を手古摺してゐた、右桑田は突然見張捜査の隙を窺て遁走して仕舞つた、斯うなればもう彼は立派な被疑者である、慌てた鶴崎署では直に署員の非常召集を行ひ消防組員の應援を得て管内一帯に亘つて非常線を張つた。一方鶴崎署を遁走した桑田は其翌三十日夜川添村奥幾太郎方に姿を現し暫く遠方に旅行する旨を語り（これは同所附近警戒中の松原巡査が探知）更に翌三十一日午後九時頃は大在村の片田舎原田末松方に潜伏の事實——（末松は豫て桑田の懇意の家で其夜同人の妻チエが、こつそり同村の桑田の實父十太方に行き十太を伴ひ自宅に歸つたことを大久保巡査が尾行して探知した）を探知したので、其夜は靜かに見張りして翌三年一月一日の未明松原巡査を始め、廣瀬、福田、神品、和田、梶江、田代、後藤の各巡査が一舉に該家を取り囲み、既に桑田が實父十太に後事を托し出發せんとする所を逮捕したのである。

爾來桑田は溝口、安部、財前三部長の取調に對し武田殺害の事實を「鶴崎町岩丸材本店から同行した住所氏名不詳の男と吉井が松岡村の大野川渡で殺害し其時奪取した指輪を吉井が逃走の旅費なき爲自分に買つて呉れと云ふので六圓で買つた」とか「若不詳の男で、武田を始め吉井や自分及見知らぬ男は武田の山見の案内をして丹生村の佐藤宗次郎方に行く途中宗次郎方の五丁手を殺すと云はれ恐ろしさのあまり二人は口外しないことを誓つて立別れ、そして其翌日岩丸方で吉井に出會ひ其時吉井から指輪を頼まれた」とか頻りに自供を續してゐたが警察の方では下手人はよし誰にしても兎に角武田殺害の事實だけは眞なりとし早速前記丹生山中を捜査した所果して桑田の云ふ山中にて武田の死體を發見した。然し武田の死體檢視の結果其所見は桑田の陳述と

一致せぬ、何となれば武田の死體は其の前額と後頭部二ヶ所に銃丸の傷口はあるが胸部に散弾の留つてゐる所を見れば、兎器は短銃でなく、獵銃であることが判る、且つ住所氏名不詳の男の所爲なりといふ點にも猶疑問があるので續いて桑田を嚴重に調べたすると桑田は又言を變へた。實は吉井と共謀の上初より武田を殺害し其金品を強奪するつもりで山の世話をすべくこれを誘ひ出し彼の所持金五百圓位の見當をつけ前記の場所に至つた時吉井が持つてゐた短銃でこれを殺したが所持金は五圓と金時計一個と金指輪だけで、吉井は其指輪迄自分に賣らせて逃走した」と、陳述するに至り其真相尙疑はしいので今度は其銃器につき捜査した結果

- (一) 桑田は平素銃の取扱は巧みなること
 - (二) 常に密獵の事實ある事
 - (三) 十二月上旬獵銃を携帯し居たる事實
 - (四) 十二月上旬大在村藤野雄喜より獵銃一挺藥莢五個及火藥彈藥を取出し裝填の上一應返還し、同月十五日再びこれを取り出し十六日午前七時頃（犯行の翌日）彈丸五個の内三個を使用して空藥莢と共に其銃を藤野に返還した
 - (五) 且つ相棒の吉井は平素銃器取扱の經驗なき事
- 等の事實を確め得たので、茲に桑田の犯行が確然となつた、然し其犯の吉井の所在か判明せないので、事件は吉井及桑田を強盜殺人の共犯として送致し大正三年三月三十日大分地方裁判所は桑田、吉井を被告として該罪名で豫審終決の決定をした。

却説其の後茲に又戰慄すべき意外の事件が起つた、それは武田を殺害した共犯吉井の死體が所も同じ丹生山麓の溜池から現はれた事實である。以下當時を語る新聞記事を摘録する。

共犯彌一の行方を芳平は頑として自白しない。控訴中の大正三年六月一日丹生山麓の池から男の死體が發見された、警察署の檢視には死後三十日位の溺死とあつたが、當時大分新聞界の司法記者として鳴らした吉野安藏氏が、死體の下敷となつてゐた葦の葉の腐敗工合や穿いてゐた白足袋から吉井彌一の他殺死體と斷定發表して大分署との間に一大論争を起した、十三日目に芳平の自白

に依り果して彌一の死體であつた。武田殺の歸途彌一は芳平に「お前は三百圓の借金證文をフンだくつたからいゝが、俺は一文にもならぬ相當の金を呉れ」と強要した、芳平は後難を恐れて残りの彈丸で彌一を射殺し池に蹴込んだ、此事件の芝居を許可する、せんで大橋幸太郎と大分署長（當時岩松繁夫氏）が半年越一騎打の論争を続け金庫屋殺しの興味に拍車をかけたものだ、芳平は大正五年九月十七日長崎監獄で死刑を執行された。當時の警察部長今村惟善氏、鶴崎署長小野源太郎氏（後の金田氏）尙武田殺しの兇行に吉井の加つた理由は曾つて吉井がぞつこん惚れ込んでゐた小邊久子（假名東庄内の小學校教員上り）が吉井を嫌ひ、金離れのよい武田に寝返りを打つたので其嫉妬からであると傳へられてゐる。

照山梅治の殺人事件

一 犯人 本籍東國東郡富來町大字濱崎一〇七八番地戸主 住所前同農

照 山 梅 治

一 被害者 本籍東國東郡富來町大字濱崎六八四番地戸主農

照 山 傳 造
明治二十四年七月十三日生

文久二年七月五日生

同妻

慶應二年七月十三日生

一 犯行の年月日時 大正四年十一月廿九自午後六時至午後八時

一 發覺の端緒

大正四年十一月三十日（署の沿革簿に依れば十二月一日とあり）午前十一時頃國東町大字北江石垣敬藏は同町大字濱崎の山林に茸狩りに行きたるに同山林中で前記照山傳造が何者かに殺害されて居るを發見其由を同村區長河野菊治に告げ同時に同村駐在巡查（後の刑事部長堤眞一）に届け出た。

届出を受けた堤巡查は其由を直に主署（當時署長木元三木太警部）に電話報告をすると共に直に現場に急行現場保存を爲し署長の臨檢を待つた。檢證の結果被害者傳造は何者かの爲め脊髓部を射ち貫かれ即死してゐたが現場には何等の物的證據がない、そこで署員を總動員して先づ被害者對す金錢貸借其他怨恨干渉等を捜査したが翌三十一日正午頃に至り同村駐在巡查は、兇行當日午後四時頃右犯人梅山照治が同部落宮内菊次郎方に至り鴨打ちに行くから鐵砲を貸せとて同人より獵銃を借り受けて出行き翌三十日に至り一部金具の破損したる獵銃を返しに來たといふ事實を聞き込み、尙かに照山梅治の舉動を内偵したが同人は兇行の翌もして居り、更に十二月一日の入營兵の見送り等にも加つて平常と其舉動に變りたることはなかつたが、被害者照山傳造は約二萬圓餘の資産を有しこれに反し加害者梅治は生計甚だ困難で、其資産は殆んど全部被害者に抵當として借金してゐるといふ事實及最近其催促を受けて困惑してゐるといふことが判つた、そこで駐在巡查は梅治を駐在所に引渡して署長自ら其取調に當り一方犯行現場捜査の結果被害者傳三の殺された場所附近より更に頭部を粉碎された妻シンの死體を發見し更に其附近より獵銃の金具一個を發見し前記宮内菊次郎所有の獵銃に合せ見たるに一面梅治方の家宅搜索の結果被害者所有の證書類數通及一挺の鐵先に血痕の僅かに附着したる等を發見したので茲に梅治の犯行なることは動かすべからざるものになつて來た。即ち加害者梅治は十一月二十九日午後六時頃（犯行當日）突然被害者方に行き「今山に行つて見た處貴方所有の山の松の木を國東町北江字新榮の男が盗伐してゐたが、行て見らんか」と同家より約十丁の前記山林中に傳造を誘ひ出し同人の背後より發砲即死せしめ死體は雜草中に押し隠し再び傳三宅に引返し妻シンに對し「只今傳造さんと新榮の男が盜伐の事で喧嘩をして傳造さんが其男を打ち殺した故家には歸らず國東町の金光様に詣れば其罪も免るゝから貴女と一緒に詣り度いので連れて來て呉れと頼まれた」と又々妻シンを誘ひ出し傳造を殺害した場所より二丁下手の山林中に到るや銃の臺尻にてシンの頭部を強打して死に致し夫れより自宅に歸り鐵を持ち行きて犯行を覆ふべく土中に埋没したもので、更に加害者は傳造宅に至り戸締をなし如何にも他行したるかの如く装つてゐたものである。

さて本人の身柄は其後大分地方裁判所檢事局に押送殺人罪として起訴豫審中現場檢證の爲同年十二月廿七日犯人を同行し國東警察

署に一時預として拘留中翌廿八日午前五時頃看守巡查の際を窺ひ逃走したが犯人は翌二十九日午後九時頃富來町宇濱崎の叔父照山佐馬方に至り呼び起す所を警戒中の消防組員に發見追跡されたるも逮捕を逃れ遂に行衛不明となり夫れより一年後福岡縣八幡製鐵所に職工として變名就職中發見され大正五年五月十二日(大正六年の誤か)大分地方裁判所に於て殺人罪として死刑の判決あり六年四月三十日長崎監獄分監に於て處刑せられた。

犯人照山梅治は小學校高等科を卒業したものであるが成績至つて優秀で適令に達し入營歩兵上等兵として滿期退營後は同部落青年幹部として人望もあり家庭には母及内縁の妻もあり裕福ではなかつたが至つて圓滿のものであつた、従つて本件犯行の原因は負債に苦しみたるも被害者は夫婦のみにて相續人もなければこれを殺害して一部財産の横領を企つる爲め斯かる慘虐を敢てしたものである。

稻荷壽司に猫イラズを盛つた殺人事件

- 一 犯人 東國東郡竹田津町大字西法寺木炭燒業 三 浦 寅 市 當二十五年
- 一 被害者 同郡同町同大字六一番地豆腐製造業 榎 本 キ 夕 當七十二年
- 一 犯行の日時 大正十二年四月三日午後九時頃
- 一 發覺の端緒

前記日時被害者榎本キ夕は突然急劇な腹痛を起し吐瀉頻數苦悶の末遂に絶命したといふ變死事件が起つた。當時死體を診た醫師の檢案では急性腸カタルといふことで、死體は翌日火葬に付し死因を證明すべき物的證據はなかつたが「何だか怪しい」といふ世間の噂を耳にした同村駐在小佐川巡查は被害者宅附近に出張して種々の聞き込みを得て捜査に着手した。

一 捜査の経過及犯行の狀況

こゝに同部落に佐藤タキ(六八)なる者があつた、同人はキ夕が發病時其看護に行つたものであるが何分腹痛苦悶を訴へ吐瀉が劇しいので一體どうしたのかとキ夕に尋ねた所、被害者は息もキレムに實は今晚九時頃に表の兩戸の外から「婆さんこれを食べなさい」と言つて立ち去つた者があつたので、便所に行つた歸りに兩戸の所を見た所、竹棒の先に古手拭に包んだものが結びつけてあるので開けて見ると中に稻荷壽司と押菓子が一箇づゝ包んであつた、そこで其稻荷壽司の方を食べると間もなく腹が痛くなつた、何でもそれがわるかつたのであらう。といふので誰が呉れたかと訊いて見たら、誰か分らんが表から言葉かけたのは男の聲であつた。と、斯くて數十分後被害者は死亡したといふことが分つた。これを聞いた小佐川巡查は先づ死體の檢案をやつた醫師につき其狀況を訊いて見ると同醫師も死體の狀況や口腔の狀態等から見ると多少不審の點もあり普通死と異なる所もあつたが、確信も出來ぬので急性腸カタルと診定したといふやうな無責任な話(この醫師は後に處罰を受けてゐる)そこで死因は愈疑はしくなつて來た、これはつゞきり稻荷壽司中に毒物を混入して與へたものに相違ないと斷定はつたが、肝腎な死體は既に火葬して居り吐瀉物等勿論ない。唯當時壽司を包んだ古手拭だけが残つてゐた、で兎も角この由を派出所の佐藤巡查部長に報告した。そこで佐藤部長は前記看護に従事した佐藤タキと醫師について再調査をやつた結果愈毒物死といふ確信を得たので直ぐ管内の駐在巡查を召集し先づ壽司を與へた者の捜査に着手した。其の内時日は十日以上も経過した、所がこゝに一人の容疑者が出て來た、それは死者の甥に當る山口吉平といふ者で同人は死者の死亡數日前金銭上のごとでキ夕と爭論した事實があり、又壽司を與へたものは男の聲だつたといふ事、包んだ古手拭に山口といふ文字の記載してあつた點、且つ吉平は牛馬商で平素素行不良な者で、キ夕が二三年前老後の用意金として九十五圓を吉平に保管させてあつた所其金を費消して返さぬのでキ夕から八釜しく叱責され激論したといふ事實、其他吉平はキ夕が死亡後其財産を保管し居たること、キ夕の死體を吉平が急に火葬に附した事等各方面から押して吉平が眞犯人といふことに意見が一致した。然るに茲に唯一人反對意見者があつた夫れは同署詰山本貞夫巡查で同人の意見を綜合すれば

(一)壽司を包んだ古手拭は普通の者の持つたものではない木炭燒でもする者の所持したものであらう、其汚れは普通の垢でなく「炭のス、」らしいといふ點、(二)手拭の一端に書いてある山口といふ字は犯行直前に記入したものと認めらるゝこと、書いた字がス、けた地色に墨色も生々しく字の輪廓が判然としてゐる點、(三)容疑者吉平は文字を記すること不可能なる點、又家族にも文字を記し得るものなく、長女マサ子當八年が只一人文字を解するも全々子供の筆跡にあらざる點、(四)吉平は牛馬商は營むも木炭